美浜町地域防災計画

令和７年５月

美浜町防災会議

≪目次≫

第１編　一般災害対策計画 1
第１章　総則 1
第１節　計画の目的 1
第２節　防災会議 1
第３節　町の概況 2
第４節　計画の基本 4
第５節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 6
第６節　町の降積雪状況及び雪害 14
第２章　災害予防計画 21
第１節　水害予防計画 21
第２節　高波等災害予防計画 27
第３節　土砂災害予防計画 29
第４節　浸水防止計画 32
第５節　暴風・竜巻等災害予防計画 34
第６節　農業災害予防計画 35
第７節　雪害予防計画 37
第８節　火災予防計画 43
第９節　建築物等災害予防計画 48
第10節　災害に強いまちづくり計画 51
第11節　電気通信施設、放送施設災害予防計画 54
第12節　電気施設、ガス施設災害予防計画 56
第13節　上水道・簡易水道施設、下水道施設災害予防計画 58
第14節　交通施設災害予防計画 61
第15節　危険物施設等災害予防計画 64
第16節　防災関係施設設備、資機材、物資整備等計画 66
第17節　緊急事態管理体制整備計画 69
第18節　避難対策計画 73
第19節　医療救護予防計画 81
第20節　二次災害防止体制整備計画 83
第21節　飲料水、食料品、生活必需品等の確保計画 84
第22節　交通輸送体系整備計画 86
第23節　広域的相互応援体制整備計画 91
第24節　防災訓練計画 93
第25節　防災知識普及計画 96
第26節　自主防災組織等整備計画 101
第27節　要配慮者災害予防計画 105
第28節　ボランティア活動支援計画 111
第３章　災害応急対策計画 101

第１節　活動組織設置計画 111
第２節　動員配備計画 116
第３節　防災関係機関応援計画 120
第４節　通信計画 123
第５節　防災気象計画 127
第６節　情報及び被害状況報告計画 134
第７節　災害広報計画 141
第８節　災害救助法の適用に関する計画 144
第９節　避難計画 151
第10節　避難所の開設・管理計画 161
第11節　救出計画 166
第12節　要配慮者応急対策計画 169
第13節　飲料水、食料、生活必需品の供給計画 170
第14節　応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画 177
第15節　医療助産計画 180
第16節　ボランティア受入計画 184
第17節　遺体の捜索及び処理並びに埋葬等計画 186
第18節　障害物の除去計画 189
第19節　文教対策計画 191
第20節　輸送計画 194
第21節　交通対策計画 197
第22節　要員確保計画 201
第23節　保健衛生活動計画 205
第24節　廃棄物処理計画 210
第25節　流木対策及び船舶に対する措置計画 213
第26節　社会秩序の維持計画 214
第27節　自衛隊災害派遣要請・受入計画 217
第28節　消防応急対策計画 221
第29節　電気通信施設、放送施設災害応急対策計画 225
第30節　電気施設、ガス施設災害応急対策計画 228
第31節　上水道・簡易水道及び下水道施設災害応急対策計画 231
第32節　交通施設災害応急対策計画 234
第33節　水防計画 236
第34節　土砂災害応急対策計画 241
第35節　暴風・竜巻等災害応急対策計画 244
第36節　義援金・救援物資の受入計画 245
第37節　雪害応急対策計画 247
第38節　大規模事故応急対策計画 258
第39節　海上事故応急対策計画 260
第40節　危険物施設応急対策計画 264

第41節　火災警戒活動計画……267
第４章　災害復旧計画……269
第１節　公共施設の災害復旧……269
第２節　民生安定計画……271
第３節　経済秩序安定計画……277
第４節　激甚災害の指定計画……279
第５節　復興計画……281
第２編　震災対策計画……283
第１章　総則……283
第１節　計画の目的……283
第２節　防災会議……283
第３節　町の概況……283
第４節　計画の基本……284
第５節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱……285
第６節　地震被害想定……286
第７節　津波被害想定……289
第２章　災害予防計画……295
第１節　土砂災害予防計画……295
第２節　浸水防止計画……295
第３節　農業災害予防計画……295
第４節　火災予防計画……295
第５節　津波等災害予防計画……296
第６節　建築物等災害予防計画……299
第７節　地震・津波に強いまちづくり計画……300
第８節　電気通信施設、放送施設災害予防計画……304
第９節　電気施設、ガス施設災害予防計画……304
第 10 節　上水道・簡易水道施設、下水道施設災害予防計画……304
第 11 節　交通施設災害予防計画……304
第 12 節　危険物施設等災害予防計画……304
第 13 節　防災関係施設設備、資機材、物資整備等計画……304
第 14 節　緊急事態管理体制整備計画……305
第 15 節　避難対策計画……305
第 16 節　医療救護予防計画……305
第 17 節　二次災害防止体制整備計画……305
第 18 節　飲料水、食料品、生活必需品等の確保計画……305
第 19 節　交通輸送体系整備計画……305
第 20 節　広域的相互応援体制整備計画……305
第 21 節　防災訓練計画……306
第 22 節　防災知識普及計画……306
第 23 節　自主防災組織育成計画……306

第 24 節　要配慮者災害予防計画……306
第 25 節　ボランティア活動支援計画……306
第 26 節　積雪時の地震災害予防計画……307
第３章　災害応急対策計画……311
第１節　活動組織設置計画……311
第２節　動員配備計画……314
第３節　防災関係機関応援計画……315
第４節　通信計画……315
第５節　地震・津波に関する情報等の伝達計画……316
第６節　情報及び被害状況報告計画……325
第７節　災害広報計画……325
第８節　災害救助法の適用に関する計画……325
第９節　避難計画……326
第 10 節　避難所の開設・管理計画……327
第 11 節　救出計画……327
第 12 節　要配慮者応急対策計画……327
第 13 節　飲料水、食料、生活必需品の供給計画……327
第 14 節　応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画……327
第 15 節　医療助産計画……327
第 16 節　ボランティア受入計画……327
第 17 節　遺体の捜索及び処理並びに埋葬等計画……328
第 18 節　障害物の除去計画……328
第 19 節　文教対策計画……328
第 20 節　輸送計画……328
第 21 節　交通対策計画……328
第 22 節　要員確保計画……328
第 23 節　保健衛生活動計画……328
第 24 節　廃棄物処理計画……329
第 25 節　流木対策及び船舶に対する措置計画……329
第 26 節　社会秩序の維持計画……329
第 27 節　自衛隊災害派遣要請・受入計画……329
第 28 節　消防応急対策計画……330
第 29 節　電気通信施設、放送施設災害応急対策計画……332
第 30 節　電気施設、ガス施設災害応急対策計画……332
第 31 節　上水道・簡易水道及び下水道施設災害応急対策計画……333
第 32 節　交通施設災害応急対策計画……333
第 33 節　水防計画……334
第 34 節　土砂災害応急対策計画……335
第 35 節　義援金・救援物資の受入計画……335
第 36 節　危険物施設応急対策計画……336

第４章　災害復旧計画……339
第１節　公共施設の災害復旧……339
第２節　民生安定計画……339
第３節　経済秩序安定計画……339
第４節　激甚災害の指定計画……339
第５節　復興計画……339

第１編　一般災害対策計画

※本編は、「一般災害対策計画」であるが、「第２編　震災対策計画」において本編記載内容を一部準用しているため、震災対策の内容についても記載している。

第１章　総則

第１節　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、町防災会議が作成する計画であり、町の地域に係る災害対策に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の諸事項を定め、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、防災活動を総合的かつ計画的に推進することによって、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

【関係資料】資料17－１　美浜町防災会議条例
資料17－２　美浜町防災会議委員名簿

第２節　防災会議

第１　町防災会議

町の地域に係る防災に関し、町の業務を中心に、町区域内の公共的団体その他関係団体の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づき町の付属機関として設置され、町の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること、また、町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議する。

第２　町地域防災計画の作成又は修正

町防災会議は、災害対策基本法に基づき町地域防災計画を作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があるときは、これを修正しなければならない。

町地域防災計画を作成又は修正する場合は、防災基本計画及び県地域防災計画を参考とし、特に県地域防災計画において計画事項として示すものについては、町で地域の実情に応じた細部の計画を定める。さらに、計画の作成にあたっては、住民の意見を聞くなどの配慮をし、防災に対する住民の意識の高揚と自発的協力を得ることが重要である。

また、町地域防災計画を作成又は修正した場合は、速やかに知事に報告するとともに、その要旨を広報紙等により住民に周知させる。

第３節　町の概況

第１　自然的条件

(1) 位置及び地勢

町は、東経135度56分26秒、北緯35度36分05秒、福井県の南西部、嶺南地方に位置し、東は敦賀市、西は三方上中郡若狭町、南は滋賀県高島市にそれぞれ接し、北は若狭湾に面している。

町域は、東西約19km、南北約27km、面積152.35k㎡となっており、総面積の約８割を山林が占めている。地形は、沿岸部はリアス式海岸を示し、中央部を北流する耳川の下流部には海岸平野が開けている。中部以南や外周部などでは山地の地形を示し、三国山（876m）、赤坂山（824m）、雲谷山（787m）などの急峻な山地が広がっている。

町の中央にはＪＲ小浜線及び国道27号が並行して東西に横断し地域経済の動脈となっており、舞鶴若狭自動車道とともに関西中京圏との広域ネットワークが図られ、さらには敦賀新港の整備とあわせて交通の要衝地となっている。

(2) 地質・土壌

①　地質

町は、砂岩・粘板岩・輝緑凝灰岩などからなる固結した堆積岩及び花崗岩質岩石を基盤岩とし、これを覆ってよく締まった砂礫層などからなる段丘堆積物が山地と平野部の接点付近に分布している。平野部には、未固結の泥・砂などからなる沖積層が分布している。

②　土壌

耳川流域は、上流域において粗粒灰色低地土壌で、下流域の扇状地部は灰色低地土壌がほとんどで一部グライ土壌が分布している。

鮎時川流域の三方低地は、地下水が高く細粒質土壌が多く、細粒グライ土壌が主体となって、一部粗粒灰色低地土壌、泥炭土壌が分布する。

(3) 気象

①　概況

町の気候は、日本海型気候を示し、年平均気温は15.6℃（平成26～令和５年の10年間平均：気象庁ホームページ・美浜地点）で、年間降水量は平均2,198㎜（平成26～令和５年の10年間平均：気象庁ホームページ・美浜地点）となっている。冬季の積雪は12月から３月までは山間部を中心としてかなりの積雪量がある。

②　気温

昭和54年以降の気温を見てみると、年平均気温の平年値（昭和54年-令和５年）は14.9℃であり、13.6℃～16.4℃の間で変化している。令和５年までの気温の極値は、最高気温は平成30年と令和４年の38.2℃で、最低気温は平成30年の-6.8℃となっている。（美浜地域観測所（アメダス））

③　降水量

年降水量の平均値（昭和54年-令和５年）は2,151.6㎜であり、全般に雨又は雪が多く、令和５年までの日降水量の極値は平成11年に269㎜、次いで平成25年の210㎜などとなっている。また、日最大１時間降水量の極値は、平成11年の95㎜となっている。（美浜地域観測所（アメダス））

④　降雪量

寒冷期（10月～４月）における降雪の深さの合計の平均値（昭和54年-令和５年）は155.8㎝となっている。また、寒冷期における降雪の深さの合計の最大は昭和56年の561㎝で、平均値に比べて約3.6倍近くとなっている。（敦賀地域観測所（アメダス））

なお、詳細な降積雪状況及び雪害は、本章第６節「町の降積雪状況及び雪害」による。

第２　社会的条件

(1) 人口

人口は、昭和50年の13,092人から令和２年の9,179人へと減少傾向を示しており、５年ごとの人口減少率の推移を見ると、昭和50年～平成２年にかけて減少率が落ち着いたものの平成７年以降は再び減少率は大きくなっており、平成27年から令和2年にかけては、-7.4％の減少率となっている。

世帯数の推移は、人口の減少とは逆に核家族化等により増傾向を示しているが、平成２年～平成７年において一時332世帯の減少となり、その後平成７年から平成27年の増加傾向から令和2年では再び減少となっている。

【人口及び世帯数の推移】

区　分	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成 2年	平成 7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
人　口	13,092	13,036	13,384	13,222	12,362	11,630	11,023	10,563	9,914	9,179
増減率	-0.5	-0.4	2.7	-1.2	-6.5	-5.9	-5.2	-4.2	-6.1	-7.4
世帯数	3,311	3,518	3,878	4,019	3,687	3,709	3,759	3,879	3,899	3,745
増減率	2.7	6.3	10.2	3.6	-8.3	0.6	1.3	3.2	0.5	-3.9

資料）国勢調査。人口は(人)、世帯数は(世帯)の実数を示し、増減率(%)は対前年比を示す。

(2) 土地利用

土地利用の現況は、町域152.35k㎡のうち2,525haが都市計画区域に指定されており、用途地域指定は166.4haとなっている。令和５度現在では、住宅系土地利用地区が用途地域全体の約75%、商業系土地利用地区が約15%、工業系土地利用地区が約10%の割合となっており、経年変化では、住宅系が減少する反面、工業系の土地利用が増加傾向にあることが示されている。

【令和５年度現在の土地利用状況】

土地利用区分	構成面積(ha)	構成比(%)
住　宅　系	125.6	75.5
商　業　系	24.3	14.6
工　業　系	16.5	9.9
合　計	166.4	100.0

資料：美浜町都市計画マスタープラン

第４節　計画の基本

第１　計画の位置づけ

この計画は、地震災害及び原子力災害を除く、風水害等の一般災害を対象とするものであり、「美浜町地域防災計画」の「一般災害対策計画」として策定する。

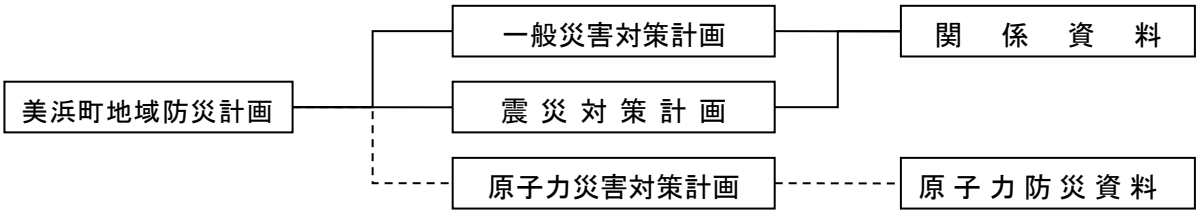

第２　計画の構成

この計画は、次の４章からなる。

(1) 総則

計画の目的、町、県をはじめ防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱、防災ビジョン等について定める。

(2) 災害予防計画

風水害等の災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるために平常時から実施すべき措置や対策について定める。

(3) 災害応急対策計画

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがあるときにおいて、災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限度にとどめるために実施すべき災害警戒期の活動及び災害発生後の活動について定める。

(4) 災害復旧計画

住民の生活再建、地域産業の再建等のための各種取組、復興の基本方針等について定める。

第３　計画の周知徹底

この計画は、防災関係機関に対し周知徹底するとともに、特に必要と認めるものについては、住民に対して周知徹底を図る。

また、各防災関係機関は、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期する。

第４　県地域防災計画との関連

この計画は、福井県地域防災計画に準じて作成し、県地域防災計画及び防災関係機関の防災業務計画に抵触しない計画とする。

第５　防災アセスメントの推進

町は、防災アセスメントを推進し、地域の災害特性や災害危険性を地域防災計画に十分反映させるとともに、必要に応じ、コミュニティ防災カルテ等を作成し、きめの細かい防災対策の推進と地域住民の防災活動の活性化を図る。

第６　計画の効果的推進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づき、災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、住民の自覚に根ざした自助、地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動を行う住民運動の展開に努めるものとする。

また、男女双方や、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の視点に配慮した防災を進めるため、防災の現場における女性や高齢者、障がい者等の参画拡大など男女共同参画及び要配慮者の視点に配慮した防災体制の確立に努めるものとする。さらに、男女共同参画の視点から、町防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行うなど、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携するよう努めるものとする。

さらに、災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

過去の災害の教訓を踏まえ、すべての住民が災害から自らの命を守るためには、住民一人ひとりが確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

国が令和２年度に策定した防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策による国土強靭化の取組のさらなる加速化・進化を踏まえつつ、引き続き、国土強靭化計画に基づき、安全、安心かつ災害に屈しない国土づくりを強力に進めていく。その際、大規模地震後の水害等の複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。

第５節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第１　各機関の責務

(1) 美浜町

町は、防災の第１次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び住民の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 福井県

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が町の区域を超えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく町で処理することが不適当と認められるとき、防災活動において統一的な処理が必要なとき、市町間の連絡調整を必要とするとき等に指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を講じる。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には応急対策を実施する。

また、町、県をはじめ防災関係機関の防災活動に協力する。

(6) 住民

住民は、日頃から災害に備え、町、県をはじめ防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するとともに、「自らの身の安全は自らが守る。」という意識のもとに積極的に自主防災活動を行う。

【関係資料】資料８－１　防災関係機関連絡先一覧表

第２　各機関の連携

災害対策の実施にあたっては、町、国、県、指定地方公共機関及び指定公共機関はそれぞれの機能を果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

あわせて町、国、県を中心に、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力の向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することにより、町、国、県、事業者、住民等が一体となって防災対策を推進するものとする。

第３　処理すべき事務又は業務の大綱

町、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関等が処理すべき事務又は業務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 美浜町

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
１．美浜町	1　美浜町防災会議に関する事務 2　防災に関する施設、組織の整備 3　防災上必要な教育及び訓練 4　防災思想の普及 5　災害に関する被害の調査報告と情報の収集 6　災害の予防と拡大防止 7　救難、救助、防疫等被災者の救護 8　被災者の広域一次滞在に関する協議、被災者の受入 9　災害応急対策及び災害復旧資材の確保 10　災害対策要員の動員、借上 11　災害時における交通、輸送の確保 12　災害時における文教対策 13　災害時におけるボランティア活動の支援 14　被災施設の復旧 15　被災町営施設の応急対策 16　管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整 17　義援金、義援物資の受入及び配分
２．敦賀美方消防組合	1　災害の予防、警戒、鎮圧及び住民の生命、身体及び財産の保護 2　災害時における救助及び避難の誘導 3　災害情報の収集に関すること

(2) 福井県

機　関　名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
1．福井県	1　福井県防災会議に関する事務 2　防災に関する施設、組織の整備 3　防災上必要な教育及び訓練 4　防災思想の普及 5　災害に関する被害の調査報告と情報の収集 6　災害の予防と拡大防止 7　救難、救助、防疫等被災者の救護 8　災害応急対策及び災害復旧資材の確保と物価の安定 9　災害時における交通、輸送の確保 10　災害時における文教対策 11　災害時における公安警備 12　被災産業に対する融資等の対策 13　被災施設の復旧 14　被害県営施設の応急対策 15　被害に関する行政機関、公共機関、市町相互間の連絡調整 16　市町が処理する事務、業務の指導、指示、あっせん 17　義援金、義援物資の受入及び配分
2．嶺南振興局 二州企画振興室 税務部 二州農林部	1　振興局各機関との連絡調整 2　災害時における県税の特別措置 3　農作物の災害応急対策等の指導
3．嶺南振興局 二州健康福祉センター	1　災害時における防疫、救護等の実施 2　災害時における公衆衛生の向上及び増進 3　医薬品及び防疫用薬剤等資材の調達
4．嶺南振興局 敦賀土木事務所	1　道路、橋梁及び河川の維持管理並びに被災施設の復旧 2　応急仮設住宅の建設
5．県警察（敦賀警察署）	1　災害情報収集 2　周辺住民及び一時滞在者への情報伝達 3　避難誘導 4　避難路、緊急交通路の確保等交通規制 5　救出救助 6　緊急輸送の支援 7　行方不明者の捜索 8　検視及び身元確認 9　犯罪の予防及び社会秩序の維持 10　広報活動
6．嶺南振興局 敦賀港湾事務所	1　港湾施設の維持復旧 2　被災施設の復旧

(3) 指定地方行政機関

機　関　名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
1．北陸農政局 福井県拠点	1　国営農業用施設等の整備と防災管理 2　国営農業用施設の災害復旧 3　農地及び施設の災害対策に関する県及び本省との連絡調整 4　農地及び農業施設の緊急査定 5　災害時における米穀及び応急用食料等に関する県及び本省との連絡調整
2．近畿中国森林管理局 福井森林管理署	1　国有保安林、治山施設等の整備 2　国有林における予防治山施設による災害予防 3　国有林における荒廃地の復旧 4　災害対策用復旧用材の供給 5　林野火災の予防
3．中部運輸局 福井運輸支局	1　災害時における自動車運送事業者に対する運送協力要請 2　災害時における自動車の調達及び被災者、災害必需物資等の運送調整 3　災害による不通区間における迂回輸送、代替運送等の指導 4　所轄する交通施設及び設備の整備についての指導 5　災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 6　災害時における貨物輸送確保に係る内航海運事業者に対する協力要請 7　特に必要があると認める場合の輸送命令 8　情報連絡員（リエゾン）等の派遣による県等の行う情報収集、応急対策等の支援
4．近畿地方整備局 福井河川国道事務所 緊急災害対策派遣隊 （TEC-FORCE）・リエゾン	1　直轄公共土木施設の整備と防災管理 2　直轄公共土木施設の災害の発生防御と拡大防止 3　国管理河川の洪水予報、水防警報等の発表、伝達と水害応急対策 4　直轄公共土木施設の災害復旧 5　土砂災害緊急情報の発表等に関すること 6　緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）などによる緊急を要すると認められる場合の災害緊急対応の実施
5．東京管区気象台 福井地方気象台	1　気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表 2　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 3　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言の実施 5　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発の実施
6．第八管区海上保安本部 敦賀海上保安部	1　海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに災害における避難対策、救援物資輸送等の援助、排出油等の防除等に関する指導 2　船舶交通の障害の除去及び規制 3　海上衝突予防法及び港則法の励行指導 4　沿岸水域における巡視警戒
7．中部地方環境事務所	1　有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2　廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

機　関　名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
８．北陸総合通信局	１　電波の監理及び有線電気通信の確保 ２　災害時における非常通信の確保
９．北陸財務局 （福井財務事務所）	１　公共土木施設等の災害復旧事業費査定の立会 ２　地方公共団体に対する災害復旧事業債及び地方短期資金（災害つなぎ資金）の貸付 ３　災害時における金融機関の緊急措置の指示 ４　災害応急措置の用に供する国有地の無償貸付 ５　避難場所等として利用可能な国有財産（未利用地、庁舎、宿舎）の情報収集及び情報提供
10．近畿厚生局	１　救援等に係る情報の収集及び提供
11．福井労働局	１　事業場における災害防止の監督指導 ２　事業場における発生災害の原因調査と事故対策の指導
12．近畿経済産業局	１　災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達 ２　災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 ３　被災中小企業の事業再開に関する相談、支援 ４　電力・ガスの供給の確保及び復旧支援 ５　工業用水道の供給の確保に係る指導及び要請
13．中部近畿産業保安監督部	１　電気、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安の確保
14．国土地理院 （北陸地方測量部）	１　災害情報の収集及び伝達における地理空間情報の提供 ２　地理情報システムの活用に関すること ３　公共測量の技術的助言

(4) 自衛隊

機　関　名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
１．自衛隊	１　災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

機　関　名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
１．西日本電信電話(株) 福井支店 ㈱ＮＴＴドコモ ＫＤＤＩ㈱北陸総支社 ソフトバンク㈱ 楽天モバイル(株)	１　電気通信施設の整備及び防災管理 ２　災害時における優先通信の確保 ３　被災通信施設の復旧
２．日本赤十字社 福井県支部	１　災害時における被災者の医療救護及びこころのケア ２　災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 ３　義援金の受付 ４　支部備蓄の救援物資の配分 ５　血液製剤の供給
３．関西電力(株) 関西電力送配電（株）	１　施設の整備と防災管理 ２　災害時における電力供給の確保

機　関　名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
	3　災害対策の実施と被災施設の復旧
4．西日本旅客鉄道㈱ 金沢支社 福井鉄道㈱ ㈱ハピラインふくい	1　施設等の整備と安全輸送の確保 2　災害時における輸送の確保 3　災害対策用物資、被災者等の緊急輸送 4　被災施設の復旧
5．自動車輸送機関 日本通運㈱（福井支店）	1　安全輸送の確保 2　災害対策用物資等の輸送 3　転落車両の救出等
6．福山通運㈱（福井支店） 佐川急便㈱（本社（中日本）） ヤマト運輸㈱（福井主管支店） 濃飛西濃運輸㈱（福井支店）	1　安全輸送の確保 2　災害対策用物資等の輸送
7．日本郵便（株）・町内郵便局 美浜郵便局 山東郵便局 早瀬郵便局 南西郷郵便局	1　災害時における郵便業務の確保 2　災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策 3　災害時における郵便局の窓口業務の維持
8．㈳福井県エルピーガス協会	1　施設の整備と防災管理 2　災害時におけるガス供給の確保 3　災害対策の実施と被災施設の復旧
9．土地改良区	1　土地改良事業によって造成された施設の維持管理 2　災害復旧事業、湛水防除事業及び各種防災事業の調査並びに測量設計業務
10．報道機関	1　住民に対する防災知識の普及及び予警報等の迅速な周知 2　住民に対する災害応急等の周知 3　社会事業団等による義援金品の募集、配分等の協力
11．福井県医師会	1　災害時における医療救護活動の実施
12．西日本高速道路㈱	1　道路及び防災施設の維持管理 2　被害施設の復旧 3　交通安全の確保
13.日本銀行 （福井事務所）	1　災害時における現地金融機関の指導 2　災害時における金融機関による金融上の措置の実施 3　災害時における損傷通貨の引換え

(6) 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機　関　名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
1．三方郡医師会	1　医療救護班の編成及び連絡調整
2．美浜町社会福祉協議会	1　要配慮者に対する支援 2　福祉活動 3　ボランティアの受入・調整、人材の育成 4　災害ボランティアセンターの設置・運営
3．福井県農業協同組合	1　町が行う被害状況調査及び応急対策の協力 2　農作物の災害応急対策の指導 3　被災農業に対する融資、あっせん 4　農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん 5　農作物の需給調整
4．れいなん森林組合	1　町、県が行う被害状況調査その他応急対策の協力 2　被災組合員に対する融資又はそのあっせん
5．美浜町漁業協同組合	1　組合員の被災状況調査及びその応急対策 2　漁船、共同利用施設の災害応急対策及びその復旧 3　被災組合員に対する融資又はそのあっせん 4　防災に関する情報の提供 5　町、県が行う被害状況調査その他応急対策の協力
6．わかさ東商工会 美浜支所	1　商工業者への融資あっせんの実施 2　災害時における中央資金源の導入 3　物価安定についての協力 4　救助用物資、復旧資材の確保、協力、あっせん
7．病院等医療施設 の管理者	1　避難施設の整備と避難訓練の実施 2　災害時における病人等の収容、保護 3　災害時における負傷者等の医療、助産救助
8．社会福祉施設の管理者	1　避難施設の整備と避難訓練の実施 2　災害時における利用者の保護
9．金融機関	1　被災事業者等に対する資金の融資
10．学校法人	1　避難施設の整備と避難訓練の実施 2　被災時における応急教育対策計画の確立と実施 3　被災施設の災害復旧
11．文化事業団体	1　町の応急対策等に協力
12．危険物関係施設 の管理者	1　危険物施設の防護施設の設置 2　安全管理の徹底
13．原子力施設の管理者	1　原子力施設の防災管理 2　放射能災害対策の実施

機　関　名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
14. 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客（貨物）運送事業者、建設業者等）	1　災害時における事業活動の継続的実施及び町が実施する防災に関する対策への協力に関すること
15. 住民	1　食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加に関すること

第６節　町の降積雪状況及び雪害

第１　降積雪の状況

敦賀測候所（現：敦賀特別地域気象観測所）の昭和28年以降の最深積雪及び降雪量の状況は、次のとおりである。

（単位：cm）

	最深積雪	降雪合計
S28	68	248
29	41	73
30	76	227
31	42	229
32	52	221
33	50	212
34	58	147
35	56	123
36	42	213
37	57	196
38	154	481
39	26	64
40	57	202
41	74	319
42	84	428
43	124	449
44	39	213
S45	60	302

	最深積雪	降雪合計
S46	81	355
47	7	21
48	52	110
49	35	279
50	94	299
51	90	196
52	138	613
53	88	279
54	11	43
55	71	264
56	196	561
57	43	163
58	41	177
59	113	460
60	86	287
61	90	512
62	72	188
63	38	147

	最深積雪	降雪合計
H01	10	23
02	43	81
03	58	122
04	23	51
05	17	57
06	28	97
07	41	132
08	92	252
09	17	84
10	14	48
11	54	169
12	29	150
13	96	217
14	31	107
15	14	58
16	19	117
17	39	197
18	73	226

	最深積雪	降雪合計
H19	3	9
20	27	91
21	18	84
22	26	217
23	78	180
24	58	198
25	41	146
26	21	67
27	64	204
28	21	58
29	58	133
30	57	225
R01	3	3
R02	9	16
R03	26	119
R04	26	149
R05	37	67

第２　過去の主な雪害（県全体）

(1) 昭和38年１月豪雪

①　気象の状況

１月初旬から日本海の低気圧が異常に発達し、日本に冷たい空気が流れ込みやすい状況となった。

１月中旬には低気圧が日本海に停滞し、嶺北山間部で100～150cmの積雪深となった。

１月下旬は一時小康状態を保ったが、その後さらに降り続き、１月31日には福井213cm、大野287cm、敦賀140cmの積雪深を記録し、福井地方気象台観測以来の大雪となった。

②　降積雪の状況

（単位：cm）

区分＼観測所	三国	福井	勝山	敦賀	大野	今庄	小浜
日最大降雪量	50	57	95	70	70	69	25
最深積雪	128	213	325	154	288	315	32

③　被害の状況

人的	死者	25人
	負傷者	48人

建物	全壊	623棟
	半壊（一部破損を含む）	69,653棟
	床上浸水	323棟
	床下浸水	2,665棟

④　対応状況

ア　「福井県雪害対策本部」を設置（昭和38年１月17日）

イ　自衛隊の災害派遣を要請（昭和38年１月24日）

ウ　大野市、勝山市、美山村、川西町及び今立町に災害救助法を適用（昭和38年１月24日～２月６日）

(2) 56豪雪

①　気象の状況

12月27日から１月中旬にかけて数日間の強い降雪が３回にわたって繰り返され、特に12月27日から28日及び１月４日から５日は、短時間に集中した非常に強い降雪となった。

これらの降雪により、各地の積雪は記録的な量となり、特に敦賀では38豪雪をはるかに超える深い積雪で、１月15日に測候所開設以来の最深積雪196cmを観測した。

②　降積雪の状況

（単位：cm）

区分＼観測所	三国	福井	勝山	敦賀	大野	今庄	小浜
総降雪量	223	622	1,110	561	－	－	－
日最大降雪量	32	73	100	48	－	－	－
最深積雪	56	196	270	196	258	231	48

③　被害の状況

人的	死者	15人
	負傷者	134人

家屋	住家	全壊	37棟
		半壊	40棟
		一部損壊	2,750棟
		床上浸水	72棟
		床下浸水	860棟
	非住家	全壊	347棟
		半壊	126棟
		一部損壊	2,188棟
		床上浸水	10棟
		床下浸水	59棟

④　対応状況

ア　「福井県雪害対策本部」を設置（昭和55年12月29日）

イ　自衛隊の災害派遣を要請（昭和56年１月７日）

ウ　大野市に災害救助法を適用（昭和56年１月14日）

(3) 59豪雪

①　気象の状況

12月中旬から３月末まで異常低温が持続し、これに断続的な強い降雪が加わって大雪となった。特に嶺南地方の降雪が多く、小浜の最深積雪は133cmを記録した。

② 降積雪の状況

（単位：cm）

区分＼観測所	三国	福井	勝山	敦賀	大野	今庄	小浜
総降雪量	276	460	807	460	－	－	－
日最大降雪量	22	26	40	42	－	－	－
最深積雪	74	95	165	111	173	229	133

③ 被害の状況

人的	死者	3 人
	負傷者	96 人

家屋	住 家	全 壊	5 棟
		半 壊	4 棟
		一部損壊	99 棟
		床上浸水	1 棟
		床下浸水	25 棟
	非住家		261 棟

④ 対応状況

「福井県雪害対策本部」を設置（昭和59年２月10日）

(4) 平成18年豪雪

① 気象の状況

12月上旬から１月上旬にかけて非常に強い寒気が日本付近に南下し、強い冬型の気圧配置が断続的に現れたため、県内では記録的な大雪と低温となった。

その後天候は平年並みに経過したが、12月に積もった雪により山沿いを中心に積雪期間が例年になく長くなった。大野市九頭竜、南越前町今庄、越前市武生で12月や１月の積雪が最も多くなり大雪の記録となった。

② 降積雪の状況

（単位：cm）

区分＼観測所	福井	大野	九頭竜	武生	今庄	敦賀	小浜
総降雪量	324	803	1,401	621	842	226	241
日最大降雪量	33	52	75	35	56	27	29
最深積雪	95	162	241	92	174	73	43

③ 被害の状況

人的	死者	14 人
	負傷者	162 人

家屋等	住 家	全 壊	1 棟
		半 壊	2 棟
		一部損壊	46 棟
		床下浸水	2 棟
	非住家	全 壊	38 棟
		半 壊	14 棟
		一部損壊	50 棟

(5) 平成23年大雪

① 気象の状況

１月29日から31日にかけて冬型の気圧配置となり、上空の強い寒気が30日夜遅くにかけて北陸地方に入り込んだ。このため、福井県では越前市、南越前町、大野市などを中心に記録的な大雪となり、国道８号、北陸自動車道、ＪＲ北陸本線で長時間の交通障害が発生した。

31日の越前市では、日最深積雪116cm、南越前町今庄でも同日に日最深積雪244cmを観測し、統計開始以来の極値となった。（統計開始年：越前市武生1989年、南越前町今庄1980年）。

また、大野市九頭竜の30日の最深積雪251cmは、統計開始（1983年）以来１月としての極値となった。

② 降積雪の状況

（単位：cm）

区分＼観測所	福井	大野	九頭竜	武生	今庄	敦賀	小浜
総降雪量	397	553	584	393	535	180	242
日最大降雪量	27	49	43	33	66	42	31
最深積雪	119	187	251	116	244	78	65

③ 被害の状況

人的	死者	7人
	負傷者	60人

家屋等	住家	全壊	2棟
		半壊	2棟
		一部損壊	39棟
		家屋浸水	床上1棟、床下6棟
	非住家	全壊	32棟
		半壊	25棟
		一部損壊	―棟

④ 対応状況

ア 「福井県災害対策連絡室」を設置（平成23年１月31日）

イ 自衛隊の災害派遣を要請（平成23年１月31日）

(6) 平成27年大雪

① 気象の状況

２月８日から10日にかけて強い冬型の気圧配置となり、寒気が流れ込んだことにより、嶺北南部、嶺南東部を中心に大雪となり、国道８号、北陸自動車道、舞鶴若狭自動車道、ＪＲ北陸本線で嶺南を中心に長時間の交通障害が発生した（大型トラックの立往生等）。

敦賀市では２月９日から10日までの24時間で53cmの降雪となり、11日で64cmの積雪深となり、２月の平均積雪深（14cm）の4.57倍であった。

② 降積雪の状況

（単位：cm）

区分＼観測所	福井	大野	九頭竜	武生	今庄	敦賀	小浜
総降雪量	244	613	941	305	577	204	183
日最大降雪量	32	42	65	33	51	34	38
最深積雪	56	115	227	50	113	64	44

③　被害の状況

人的被害なし

④　対応状況

福井県災害対策連絡調整会議を開催（平成27年２月11日）

(7) 平成30年豪雪

①　気象の状況

２月４日から７日にかけて冬型の気圧配置となり、日本海から発達した雪雲が継続して北陸地方西部に流れ込んだ。このため、福井県では福井市などの嶺北地方を中心に記録的な大雪となり、嶺北地方では鉄道、路線バスといった公共交通機関が軒並み運休となったほか、高速道路は北陸自動車道、中部縦貫自動車道が通行止め、また国道８号では一時、石川県境から福井市の市街地にかけて約1,500台の車両が滞留するなど、広範囲かつ長時間にわたり、嶺北の交通網が麻痺状態となった。

②　降積雪の状況

（単位：cm）

区分＼観測所	福井	大野	九頭竜	武生	今庄	敦賀	小浜
総降雪量	383	739	884	454	603	225	148
日最大降雪量	54	45	53	47	39	30	24
最深積雪	147	177	301	130	162	57	42

（(平成30年２月４日～13日）

③　被害の状況

人的	死者	12人
	負傷者	121人

家屋等	住家	全壊	1棟
		半壊	5棟
		一部損壊	438棟
		家屋浸水	床下7棟
	非住家	半壊以上	113棟

④　対応状況

ア　「福井県災害対策連絡室」を設置（平成30年１月23日）

イ　「福井県災害対策本部」を設置（平成30年２月６日）

ウ　自衛隊の災害派遣を要請（平成30年２月６日）

(8) 令和３年大雪

①　気象の状況

１月７日から10日にかけて強い冬型の気圧配置となり、大陸の山脈で二手に分かれた寒気が嶺北地方付近の日本海上で合流して発達した雨雲が県内に流れ込んだ。このため、福井県は嶺北地方を中心に記録的大雪となり、福井市と大野市では「顕著な大雪に関する福井県情報」が発表された。嶺北地方では、高速道路、国道８号が通行止めとなり、北陸自動車道では、一時、加賀ICから武生ICにかけて約1,600台の車両が滞留するなど、県民の生活に大きな支障を与えた。

② 降積雪の状況

（単位：cm）

区分＼観測所	福井	大野	九頭竜	武生	今庄	敦賀	小浜
総降雪量	236	535	621	210	353	119	42
日最大降雪量	54	63	39	32	39	13	0
最深積雪	107	166	187	64	91	17	0

（総降雪量：令和２年12月～令和３年３月　日最大降雪量、最深積雪：令和３年１月７日～11日）

③ 被害の状況

人的	死者	6人
	負傷者	91人

家屋等	住家	全壊	2棟
		半壊	1棟
		一部損壊	61棟
		家屋浸水	床上　2棟 床下 14棟
	非住家	半壊以上	2棟

④ 対応状況

ア 「福井県災害対策連絡室」を設置（令和３年１月８日）

イ 「福井県災害対策本部」を設置（令和３年１月１０日）

ウ 自衛隊の災害派遣を要請（令和３年１月１０日）

第２章　災害予防計画

本章においては、災害に強い都市形成を推進するための防災機能の強化計画について定めるとともに、建築物等災害、水害、土砂災害、危険物等災害、火災等の各種災害を防止するための計画について定める。

第１節　水害予防計画

第１　計画の方針

台風、集中豪雨、地震等に伴う水害の防止を図る。

第２　治山対策の推進（建設班）

本町には、公有林が1,040ha、私有林11,341ha存在する。（2020年「農林業センサス」より）

町、県をはじめ防災関係機関は、山地災害の防止、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全・形成等を図るため、治山に関する計画を樹立し、山地治山、総合治山、水源地域整備、防災林造成、保安林整備等の治山事業を推進する。

(1) 山地治山事業

山地災害を防止するため、局所的な短時間豪雨などの天然現象等によって発生した荒廃地及び荒廃危険地が存する一定地域において、治山施設、森林の整備を緊急かつ総合的に実施する。

(2) 防災林整備事業

① 積雪地帯で発生するなだれの被害や海岸等で飛砂、潮風、高潮、強風等による被害を防止する。

② 地味劣悪、被害等により機能の低下した保安林を整備し、水源かん養及び土砂流出、土砂崩壊等防災機能の高度発揮を図る。

(3) 流域保全総合治山事業

流域保全上重要な水系の上流域に存する森林等において、流域全体にわたる水源涵養機能や土砂流出防止機能等の高度発揮を図る。

(4) 事業実施の留意事項

① 山地地帯における治山行政と土木行政との境界面については、総合的な視野から考慮する。

② 保安林の制度と運営については、砂防指定地と森林法の保安林地区との競合、国土利用効率化目的と国土保安目的との調整等を考慮する。

③ 環境及び景観へも配慮する。

第３　治水対策の推進（建設班）

本町には、県管理の２級河川が７河川と町管理の普通河川が23河川存在し、砂防指定区域が38河川指定されている。

町及び県は、台風、集中豪雨等による洪水の防止を図るため、水系一貫した治水整備計画を充実し、河川改良、河川砂防及び河川維持修繕事業の実施並びに治水ダムの建設を促進するとともに、長期的かつ計画的な都市河川対策を推進する。

(1) 河川改良事業

河川の本川については、狭部拡幅、堆積土砂の掘削・浚渫、護岸や水制等の施工、河積の拡大及び河路の安定を図る。

中小河川についても同様の整備を図るほか、内水河川としてポンプ場等の整備もあわせて実施する。

(2) 河川砂防事業

砂防指定区域のうち、未改修の３河川について改修事業の推進を図るとともに、未指定の区域の調査を実施する。

(3) 河川維持修繕事業

平素から河川を巡視して河川施設の状況を把握し、異常が認められたときには、直ちに補修するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限度にとどめるよう堤防の維持、護岸ともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限度に止めるよう堤防の維持、護岸、しゅんせつや水制及び根固工の修繕、堆積土砂の除去等を実施する。

(4) 治水ダムの建設促進

流域の市街化等によって改修の困難な河川については、上流に洪水調節を目的としたダムを建設することとし、これらの調査の推進を図る。

(5) 事業実施の留意事項

① 水源より河口に至る水系一貫した危険箇所の実態を把握するとともに、特に、ダムの堆砂、河床変動、天井川の形成と排水の不良化等慢性的、持続的な破壊作用等についても考慮する。

② 利水施設の設置は、治水との総合調整を考慮し、水源より河口までの一貫した観点から適切に行うよう考慮する。

③ 砂防事業、治山事業相互間の連絡調整を行うよう考慮する。

④ 総合排水的見地から、集落の下水道事業、農地排水等排水改良事業との調整を行うよう考慮する。

⑤ 環境及び景観へも配慮する。

第４　防災体制の強化（建設班）

町をはじめ水防管理団体、県、その他の防災関係機関は、水防に関する組織、動員体制、情報連絡体制等の整備充実を図り、水防体制の万全を期する。

第５　河川等の管理強化等（建設班）

町をはじめ河川、ため池等の管理者は、堰、水門等その管理する施設の操作にあたっては、下流流域における異常出水の防止に十分配慮して行う。

第６　水防施設の整備及び点検（建設班）

町をはじめ河川等の管理者は、河川水位、雨量等の観測施設、警報施設、河川管理用進入路、水防拠点等の整備を図るとともに、平素から安全を踏まえた計画的な点検整備を行い、施設の改善等機能の維持に努める。また、増水時の堤防等施設の監視体制及び内水排除施設の耐水機能の確保に努めるとともに、下水道等の管理者と連携し、増水時における排水ポンプ場の運転調整の実施等洪水被害の軽減に努めるものとする。

第７　水防用資機材の備蓄及び点検（建設班）

町をはじめ水防管理団体及び県は、重要水防区域等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な資機材の整備を図るとともに、平素から計画的な点検整備を行い、補充等に努める。

また、町が行う点検には、敦賀土木事務所の係員が立ち会い、その結果については、敦賀土木事務所を経由して県砂防防災課に報告する。

なお、地理的状況等を踏まえ、土のう、スコップ等防災資機材の適正配備及び水防倉庫のあり方について検討を行う。

第８　警戒避難体制の整備（建設班、総務班）

(1) 町は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。

(2) 町は、浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報及び水位情報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。

(3) 町は、浸水想定区域内に社会福祉施設、病院、保育園等の要配慮者関連施設があるときには、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう施設ごとに洪水予報及び水位情報の伝達方法を定めるものとする。

(4) 町は、近畿地方整備局福井河川国道事務所、県、ライフライン事業者、鉄道事業者などと連携し、複数市町にまたがる河川流域において、それぞれの防災行動を記載したタイムラインを作成するものとする。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じてタイムラインの見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

(5) 町は、浸水想定区域を、町地域防災計画において定められた洪水予報及び水位情報の伝達方式、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について住民に周知するよう努めるものとする。

(6) 町は、地域の実情に即した河川の水位状況、降雨の度合等から総合的に判断し、あらかじめ、避難指示等の具体的な発令基準並びに具体的な発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制を計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。国及び県は、町に対し、これらの基準及び範囲、対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

(7) 町は、浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布し、講習会を実施する他、地域や住民に対し、防災マップやコミュニティタイムライン、マイタイムライン等の周知徹底を図るものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。また、中小河川、決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池及び内水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関と連携しつつ作成・検討を行う。

(8) 町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、最大規模を想定した浸水想定区域及び水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

第９　地下空間の浸水対策の強化（建設班、総務班）

(1) 町は、地下駐車場、ビルの地階などの地下空間について、浸水防止施設の設置を推進するため、施設の具体的事例等、必要な情報を地下空間の管理者等に提供するよう努める。また、地下空間等における浸水被害を防止するため、洪水ハザードマップを地下空間等の管理者へ提供する。

(2) 地下空間等の所有者又は管理者の責務

浸水想定区域に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下空間等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育･訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成し、自衛水防組織を設置するとともに、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町長に報告し、当該計画を公表する

ものとする。

また、当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。

第10　要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責務（建設班、保健福祉班）

浸水想定区域に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育、訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、計画を作成・変更したとき及び、訓練を行ったときの結果を町長に報告しなければならない。

第11　大規模工場等の所有者又は管理者の責務（建設班）

町地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、防災教育･訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画の作成及び自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について町長に報告するものとする。

また、当該計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

第12　親水施設利用者の安全確保（建設班）

町は、河川、ため池等の管理者として、親水施設の管理者と連携して、施設の安全性及び利用者の安全確保のため、施設の点検や定期パトロール等の充実を図るとともに、急激な河川等の増水による水難事故を防止するため、平常時の啓発を行い、必要に応じて看板や警報装置等の設置を行う。

第13　アンダーパス部等の冠水対策（建設班、総務班）

(1) 町は、アンダーパス部等前後に比して局部的に急低下している区間に関する情報について把握するとともに、豪雨時に冠水する可能性がある旨掲示板等により周知する。

(2) 町は、アンダーパス部等の情報について、敦賀警察署や敦賀美方消防組合等の関係機関と情報を共有するとともに、連絡体制を整備して、通行止めや救助等の活動に遅れが生じないよう措置する。

第14　水防と河川管理等の連携（総務班、建設班）

水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することが必要であることから、国、県、町、河川管理者、水防管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

第15　住民への周知（総務班、建設班）

町は、現在洪水・土砂災害ハザードマップ及び揺れやすさマップを作成し、配布・公表している。今後さらに、浸水想定区域等の資料を住民に周知するとともに、避難場所、避難路等を取りまとめた防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成に努め、その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。

また、中小河川、決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池及び内水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関と連携しつつ作成・検討を行う。

【関係資料】資料２－３　河川一覧表
資料２－４　水位観測所一覧表
資料２－７　保安林一覧表
資料３－１　砂防指定河川（砂防指定地）一覧表
資料５－12　水防倉庫一覧表
資料５－13　水防倉庫資材数量表
資料５－14　水閘門管理者一覧表
資料８－９　水防信号

第２節　高波等災害予防計画

第１　計画の方針

海水による侵食又は冬期波浪、高潮等から海岸地帯を保護する。

第２　海岸事業の推進（建設班、産業班）

町、県をはじめ防災関係機関は、海水による侵食又は冬期波浪、高潮等から海岸地帯を保護するため、高波対策事業、侵食対策事業等の海岸事業を推進する。

(1) 高波対策事業

冬季波浪、高潮等による被害を防止するため、海岸堤防、防潮樋門等の新設又は既存施設の補強改修等を推進するとともに、護岸・消波工等による越波防止を推進し、後背地及び海岸隣接施設の保全を図る。

(2) 侵食対策事業

侵食による被害が発生するおそれのある海岸に緩傾斜護岸の整備など侵食防止対策を推進し、後背地の保全を図る。

(3) 事業実施の留意事項

① 海岸事業は、後背地、水面等の関連によって、建設海岸（国土交通省水管理・国土保全局所管）、港湾海岸（国土交通省港湾局所管）、漁港海岸（農林水産省水産庁所管）、農地海岸（農林水産省農村振興局所管）に分かれて実施しているので、事業実施にあたっては、各管理者間の緊密な連絡調整を図るよう考慮する。

② 観光レクリエーションの将来需要に配慮した海浜利用のための海岸事業との調整を行うよう考慮する。

③ 環境及び景観へも配慮した海岸事業を実施するよう考慮する。

第３　高潮防災対策の推進（産業班、建設班）

町は、国、県と協力し、高潮災害のおそれのある区域について、それぞれの必要に応じて、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、高潮による浸水が想定される区域を明らかにし、施設整備、警戒避難体制等が有機的に連携した高潮防災対策を推進する。

第４　警戒避難体制の整備（総務班）

(1) 町は、波浪、高波、高潮等に備え、あらかじめ危険が予想される地域の住民に対する情報伝達、避難、海面監視等の体制を整備する。なお、体制整備にあたっては、観光客等の短期滞在者に対する対応も考慮する。また、適宜、避難訓練を実施し警戒避難体制の万全を期する。

(2) 町は、高潮災害のおそれがある区域について、高潮による危険箇所、避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。

(3) 町は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮特別警報や高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

第５　住民への周知

町は、ハザードマップ、浸水想定区域等の資料を住民に周知するとともに、避難場所、避難路等を取りまとめた防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成に努める。

【関係資料】資料３－２　海岸保全区域一覧表
資料３－３　漁港海岸保全区域一覧表

第３節　土砂災害予防計画

第１　計画の方針

台風、集中豪雨に伴う土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊等、さらに地震発生時及び発生後の降雨による山地崩壊、地すべり、急傾斜地の崩壊等による災害を防止するため、危険地区等の実態を把握し、警戒避難体制の整備など必要な対策を実施する。

第２　土砂災害警戒区域の指定等（建設班）

県は、土砂災害のおそれのある区域について警戒避難体制を整備するため、基礎調査結果を公表するとともに、土砂災害警戒区域を指定し、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定しており、町は、土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊等による災害を防止するため、インターネット等により公表し、該当区域の住民に周知を徹底する。

第３　砂防事業等の推進（建設班）

これまで山地災害の防止、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全、形成等を図るため、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、治山事業及び地すべり対策事業等が県において実施され、また小規模砂防事業等については町において実施するなど、山地災害の未然防止を図ってきたところであるが、今後も危険度の高い地区については早急な防止対策が必要であり、引き続き町は、小規模砂防事業等を実施するほか、国及び県に対し砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、治山事業、地すべり対策事業等の計画的な実施を働きかける。

第４　住民への周知等（建設班）

町は、山地災害危険地区、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域及びその他の危険区域に準じる箇所（以下「危険区域等」という。）のうち、管内図に明示する危険区域等については、表示板の設置等によって、関係住民に周知を図る。

第５　警戒避難体制の整備（総務班、建設班）

町は、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発表・伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練の実施に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努める。

特に、町は、町地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、病院、保育園等の要配慮者利用施設があるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、町は、町地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定めるものと

する。

(1) 規制区域・土砂災害警戒区域や山地災害危険地区の周知

町は、地域防災計画に規制区域・土砂災害警戒区域や山地災害危険地区を掲載し、関係住民に周知を図る。土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を図るものとし、当該区域が指定されている場合には、町は、県及び関係部局と連携し、その周知を図るものとする。

(2) 情報の収集及び伝達体制の整備

町及び県は、日頃から過去の経験をもとにどの程度以上の雨量があれば災害発生の危険性があるかを的確に把握し、その資料を整備しておくとともに、雨量計や警報装置等の整備に努める。また、インターネット等を活用し、土砂災害警戒情報、気象情報、雨量情報等の伝達体制を整備する。さらに、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を発見した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

(3) 避難指示等の発令基準の設定

町は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じていくつかの地域に分割したうえで、土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

また、町及び福井地方気象台は、土砂災害警戒情報等の防災気象情報が、避難指示等の発令基準と警戒レベルとの関係が明確になるよう、５段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

(4) 土砂災害ハザードマップ等の作成

町は、土砂災害警戒区域や避難経路、指定緊急避難場所の所在等の円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップ、風水害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布する。基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。また、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めることとする。

特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。

町は、宅地の耐震化を促進するよう努める。

(5) 自主防災組織の育成

町は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が円滑かつ迅速に遂行されるよう、住民の協力を得て、自主的な防災組織の育成に努める。

第６　要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責務（建設班、保健福祉班）

土砂災害警戒区域に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育、訓練に関する事項等について定めた避難確保計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、計画を作成・変更したとき及び、訓練を行ったときの結果を町長に報告しなければならない。

※土砂災害警戒区域とは

土砂災害警戒区域とは、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域をいう。

※土砂災害特別警戒区域とは

土砂災害特別警戒区域とは、土砂災害警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造を規制すべき土地の区域という。

【関係資料】資料３－１　砂防指定河川（砂防指定地）一覧表
資料３－４　急傾斜地崩壊危険区域一覧表
資料３－５　山地災害危険地区一覧表
資料３－６　地すべり防止区域一覧表

第４節　浸水防止計画

第１　計画の方針

災害が発生した場合、河川の被害として堤防の沈下、亀裂等が生じ、災害の発生時期が河川の増水期と重なった場合には、被害は甚大なものになると予想されることから、大規模災害による河川施設等の損壊に伴う浸水被害を防止するため、施設の点検・調査、整備等を行う。

第２　危険箇所点検調査及び情報連絡体制の整備（総務班、建設班）

(1) 危険箇所の調査

施設管理者は点検マニュアルを整備し、定期的にパトロールを実施し、危険箇所の点検調査を行う。

(2) 情報連絡体制の整備

次の系統図に従い、円滑かつ迅速な情報連絡が行えるよう関係機関は連携を密にする。

【水防体制及び出水警報系統図】

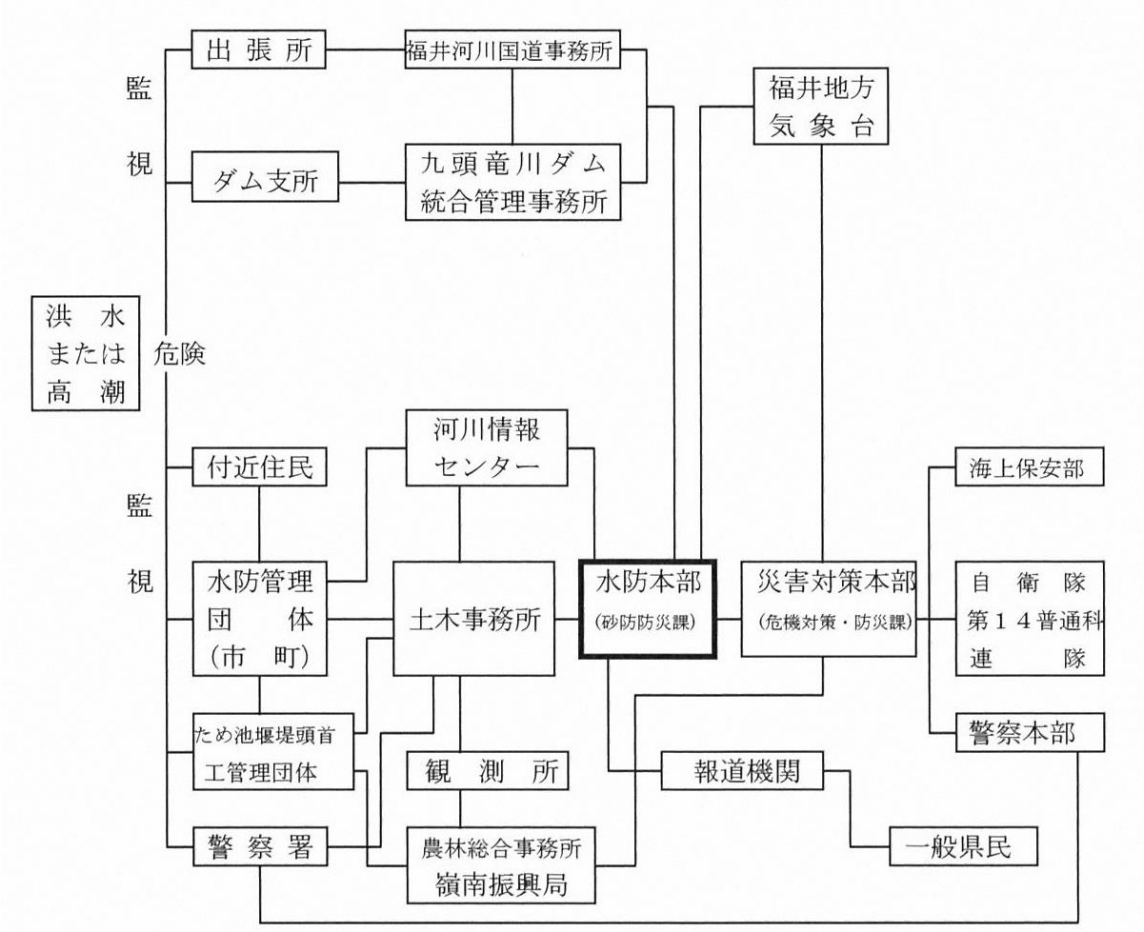

第３　水防施設等の整備（建設班）

(1) 河川管理者は河川水位及び雨量等の観測施設の整備を図るとともに、テレメーター化を推進する。

(2) 水門、堤防等水防上重要な施設の管理者は、各施設の耐震性を向上させる。

(3) ため池の点検結果に基づく、整備を行う。

(4) ダム施設の管理者は施設の耐震性を向上させる。

(5) 県及び水防管理団体は水防活動に必要な資機材の整備を図るとともに、常に計画的な点検整備を行い、補充等に努めるものとする。

第４　危険箇所の周知（建設班）

施設の管理者は危険箇所を速やかに関係地方公共団体へ報告する。

第５　浸水対策事業の計画的施工（建設班）

(1) 河川総合開発事業

ア　治水ダム建設事業

イ　多目的ダム建設事業

(2) 河川改修事業

ア　直轄河川改修事業

イ　広域河川改修事業

ウ　都市基盤河川改修事業

エ　総合流域防災事業

(3) ため池等整備事業

ア　老朽ため池整備事業

イ　用排水施設整備事業

(4) 農業用河川工作物応急対策事業

(5) 防災ダム整備事業

第５節　暴風・竜巻等災害予防計画

第１　計画の方針

暴風・竜巻等によって、建物等の倒壊や破損、飛来物による被害が生じることから、防災関係機関が、被害の軽減・防止を図る。

第２　暴風・竜巻等の防災対策（総務班）

町は、暴風・竜巻等により、公共施設や備品等が倒壊・飛散しないよう日頃から対策を講じ、被災した家屋等に使用するビニールシートや土のう等を備蓄するとともに、事業者に対し、建物や付属物、工事現場等の資機材等が倒壊・飛散しないための対策を講じるよう徹底を図る。

また、暴風・竜巻等による人的被害や、建物、立木及び標識等の物的被害に備え、速やかに救出救助やがれき撤去等の応急対策を実施する体制を整備する。

第３　情報の収集・伝達体制の整備（総務班、情報収集班）

町は、暴風・竜巻等による災害が発生した場合に、速やかに関係機関と災害情報を共有できるよう、日頃から連携体制の整備に努める。

気象台は、暴風・竜巻等による被害の軽減に資するために、強風注意報、暴風警報、暴風特別警報や竜巻注意情報を発表し、県及び市町へ伝達する。

また、竜巻注意情報が発表された場合において、町、県及び関係機関は、気象情報（気象庁ＨＰ、テレビ、ラジオ）の確認や屋外の空の変化に注意するなど情報の収集に努める。

第４　住民への普及啓発（広報班）

町は、暴風・竜巻等による被害を軽減・防止するため、以下の点について、住民に普及啓発を行う。

(1) 被害の予防対策

・強風注意報、暴風警報、暴風特別警報、竜巻注意情報等の情報の入手手段（テレビ、ラジオ等）を確認する。

・身の回りの屋内外の避難場所、避難方法を確認する。

・ガラスの破砕防止対策（飛散防止フィルムを張ること等）を講じる。

(2) 暴風・竜巻等への対応（屋内にいる場合）

・雨戸・シャッター等を閉める。

・ガラス飛散防止のためカーテンを閉める。

・建物の中心部等の窓から距離のある場所へ移動する。

(3) 暴風・竜巻等への対応（屋外にいる場合）

・電柱や街路樹等の付近を避けて、堅固な建物に避難する。

第６節　農業災害予防計画

第１　計画の方針

風水害等による農地、農作物の被害の防止を図る。

第２　農地保全事業の推進（産業班、建設班）

町は、県をはじめ防災関係機関と連携し、農業用地及び農業用施設における災害の発生を未然に防止するため、湛水防除、老朽ため池整備、用排水施設整備、防災ダム整備及び土砂崩壊防止事業を推進し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。

(1) 湛水防除事業

流域の開発環境の変化によって湛水の被害のおそれがある地域における被害を防止するため、排水機、樋門、排水路等の新設、改修を図る。

(2) 老朽ため池整備事業

農業用ため池の老朽化による決壊を防止するため、早急に整備を要するものについて、堤体の補強その他必要な管理施設の新設、改修を図る。

(3) 用排水施設整備事業

自然的・社会的環境の変化に伴い、効果の低下した用排水施設の機能回復を図るため、排水機、樋門、用排水路等の新設、改修を図る。

(4) 防災ダム整備事業

洪水調節によって農業関係被害等を防止するため、防災ダムの新設を図る。

(5) 土砂崩壊防止事業

土砂崩壊の危険が生じた箇所において、災害を防止するため、擁壁、土砂溜堰堤、水路等の新設、改修を図る。

(6) 事業実施の留意事項

農地防災、河川改修事業相互間の連絡調整を行うよう考慮する。また、環境及び景観へも配慮する。

第３　防災営農対策の推進（産業班）

町は、県をはじめ防災関係機関と連携し、各種災害による農作物等の被害（病害虫を含む。）の減少を図り、防災営農を推進するため、防災営農指導体制の確立及び防災営農技術の確立及び普及を図る。

(1) 防災営農指導体制の確立

福井県農業協同組合等との緊密な連携のもと、県の行う防災営農技術の普及並びに気象及び災害対策事項等情報の末端への迅速な伝達に協力するものとする。

(2) 防災営農技術の普及

福井県農業協同組合等との連携のもと、県が確立する各部門ごとの災害に対応した防災営農技術の普及を図る。

(3) 農業保険の加入推進

NOSAI福井等との連携のもと、農業者が自然災害による農作物や施設園芸用施設等への被害に対して自ら備える体制の構築を図るため、農業保険の加入の普及を図る。

【関係資料】資料２－５　ため池一覧表
資料２－６　農業関係一覧表

第７節　雪害予防計画

第１　計画の基本方針

町全域の交通の確保を図ることによってその効果を期し、産業経済の振興及び民生の安定に寄与するとともに、予期せざる降雪に伴う被害の防止を図る。

第２　雪に強いまちづくり計画の推進（関係各班）

(1) 雪に強い住宅地づくり

町及び県は、屋根雪荷重による家屋の倒壊等を防止するため、早期の屋根雪下ろしの啓発、克雪住宅の普及促進、隣接地を考慮した建物の配置や共同雪処理施設の整備等雪に強い住環境の整備により、雪に強い住宅地づくりを推進するものとする。

(2) 避難所及び避難路の確保等

町及び県は、雪害等が発生した場合に住民が円滑に避難することができるよう、避難所及び避難路の確保等を図り、住民が安全に避難所に到達することができるよう、降積雪の影響を考慮した避難誘導のための標識の設置に努める。

(3) 消防活動体制の強化

敦賀美方消防組合は、降積雪期の消防活動に備え、活動体制の強化、資機材の整備、消防水利の確保、関係機関との連絡体制の強化に努める。

(4) 孤立予防対策

町は、積雪、なだれ等により交通が困難又は不能になり孤立するおそれのある地区について、事前に地区の世帯数、越冬用食料の保有状況等実態の調査を行い、日常生活の維持を図るための通信の確保、食料備蓄の奨励等、万全の事前措置を実施するものとする。また、孤立するおそれのある集落等で停電が発生した場合に備え、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。

第３　建築物の雪害予防対策の推進（関係各班）

(1) 公共建築物

学校、社会福祉施設、医療施設、県、町の庁舎等多数の者が利用し、かつ防災活動の拠点となる施設の設置者又は管理者は、新築又は増改築にあたっては、余裕ある耐雪構造の確保を図るとともに、応急計画の作成等十分な雪害対策を講ずるものとする。

また、施設管理者は、毎年降積雪期前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修又は補強を行うとともに、予測される雪害に対し、除雪計画及び応急計画の作成等事前に十分な雪害対策を講ずるものとする。

(2) 一般建築物

町及び県は、一般建築物の耐雪性の向上のため、建築物の用途、規模、敷地の状況等に応じた建築物の耐雪構造化、消融雪施設の設置、自然落雪方式による雪下ろしの省力化等の指導を積極的に推進するものとする。

また、町及び県・国は、屋根雪下ろしの危険と負担を軽減する命綱固定アンカーの設置や排除雪の安全を確保するための装備の普及・啓発を図るものとする。

第４　なだれ災害の防止（関係各班）

(1) なだれ危険箇所の把握

町、国及び県は、道路、人家等に影響を及ぼすおそれのあるなだれ危険箇所を把握するよう努めるものとする。

(2) なだれ災害等防止施設の整備等

町、国及び県は、なだれ災害を防止するため、なだれ危険箇所においてなだれ防止柵、階段工、予防柵工、減勢工等なだれ防止施設の整備及びなだれ防止林の造成を図るとともに、なだれ監視センサーの設置に努めるものとする。

また、町、県及び国は、融雪等による水害及び土砂災害を防止するための河川事業、ダム事業、砂防事業、治山事業、なだれ対策事業等を推進するものとする。

(3) 警戒・避難体制の整備

町、国及び県は、なだれ危険箇所の関係住民に対しての周知徹底や、巡視を行うとともに、基準をあらかじめ設定する等、警戒・避難体制の強化を図るものとする。

(4) 道路及び鉄軌道のなだれ事故防止対策

道路管理者及び鉄軌道事業者は、なだれの早期発見に努めるため、適時巡視警戒を行うものとする。

道路管理者は、なだれ危険箇所を周知するため、標識を整備するものとする。

県警察は、なだれ発生による事故防止を図るため、交通規制等の必要な事故防止措置を講ずるものとする。

第５　交通対策の充実（関係各班）

(1) 冬期交通の安全確保及び円滑化対策

町、県及び関係機関は、冬期の交通事故及び交通渋滞の発生を防止するため、スノータイヤ又はチェーンの装着、スコップや牽引ロープ、長靴等の携行、出発前の車上の雪下ろし、路上駐車の禁止等交通の安全確保、冬期交通の円滑化を図るため、マイカーの使用自粛及び公共交通機関の利用促進について、テレビ、ラジオ、新聞、広報紙等を利用し啓発を図るものとする。また、市街地内の時間貸し駐車場の管理者に対し除雪状況の一般向け情報を提供するよう要請するものとする。

道路管理者及び鉄道事業者等は、倒木を原因とする道路交通等への障害を生じさせないため、平時から倒木のおそれがある立木伐採等を行うものとする。

(2) 道路交通対策

① 雪に強い道路の整備

冬期間の安全かつ円滑な道路交通の確保及び除排雪作業の効率化のため、幹線道路などにおいて、除雪余裕幅等を備えた道路及び消融雪施設の整備を進めるとともに、山間地道路におい

てなだれ防止柵、スノーシェッド等のなだれ防止施設の整備を図り、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるなど雪に強い道路交通ネットワークを確立するものとする。

② 除雪用施設及び資機材の整備

道路管理者は、各路線や地域の実情に応じ、除雪用施設及び資機材の整備を図るものとする。

③ 除排雪の担い手の確保

除排雪作業を担う地域の建設事業者の担い手確保や継続的な除雪体制維持のため、除雪オペレータを養成することに努める。

④ 道路除雪計画の作成等

道路管理者は、毎年道路除雪計画を作成するものとする。作成にあたっては、適切な冬期道路網が確保されるよう、他の道路管理者と十分連携するとともに、鉄軌道事業者等の関係機関とも協議し、調整を図るものとする。

道路管理者は、短期間の集中的な降雪に備えて、関係機関と連携し、大規模な車両滞留の予兆を把握し的確に対応するためのタイムラインを作成するものとする。

道路管理者は、特に集中的な大雪に対し、幹線道路上の大規模な車両滞留の回避を図り、県内の社会経済活動への影響を最小限にとどめるため、関係機関と調整の上、予防的な通行規制などを行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。

⑤ 交通安全施設の整備

県警察は、冬期間における信号機、標識等の交通安全施設を適正に維持するため、雪に強い交通安全施設の整備強化を図るものとする。

⑥ 住民等の協力体制づくりの推進

町及び県は、降積雪時における交通確保及び除排雪が効果的に行われるよう、路上駐車や道路への雪の投げ捨てをしないこと等について住民の協力体制づくりを推進するとともに、事業所等に対しても協力を呼びかけるものとする。

(3) 鉄軌道交通対策

鉄軌道事業者は、降積雪時における列車の運行を確保するため、除雪車両及び除雪機械を整備点検し、鉄道除雪の機械化による効率的な実施を推進するとともに、流雪溝、消融雪装置、防雪柵等の整備充実を図るものとする。

また、踏切の融雪装置設置について優先箇所を特定し、計画的な整備を行うものとする。また、「雪害に関する業務継続計画」等を見直し、除雪作業の効率化や部分運行の実施に努めるものとする。

さらに、積雪量等の状況に応じた効果的な除雪作業を行うことができる体制を強化するとともに、駅構内など人力除雪が必要な箇所については、委託業者の確保、手動除雪機の増強、高圧洗浄機の導入、町等の応援体制を強化するほか、除雪用資機材を相互に貸与し、除雪機械や要員の確保に努めるものとする。

なお、利用者等に対し迅速かつ的確に運行状況等の情報を提供することができるよう、情報連絡体制及び報道機関との連携体制の充実強化を図るものとする。

(4) バス交通対策

バス事業者は、道路管理者と事前に協議し、除雪協力体制を確立するとともに、全線の運行状況を把握し、利用者等に対し迅速かつ的確に情報提供するよう、情報連絡体制及び報道機関との連携体制の充実強化を図るものとする。また、運行体制や「雪害に関する事業継続計画」等を見直し、異常降雪時には優先的に確保する路線を事前に設定し、道路管理者に対してバスの運行に必要な除雪の実施を求めるよう努めるものとする。また、バスの車庫前など敷地内の除雪作業を行うことができるよう、除雪機等の資機材を整備するものとする。

(5) 情報連絡体制の充実強化

町及び県は、各関係機関との連携強化を図り、道路状況、列車等の運行状況等を収集し、住民等に対し迅速かつ的確に情報提供するよう、情報連絡体制の充実強化を図るものとする。特に町は、ケーブルテレビ、防災情報伝達システム（屋外スピーカー・戸別受信機・防災アプリ）等を通じて住民等に対して情報提供を行うものとする。

第６　ライフライン施設における雪害予防対策の推進（関係各班）

(1) 電気通信施設

電気通信事業者は、雪害時における情報通信の重要性にかんがみ、雪害時の通信手段の確保のため、情報通信施設の雪害に対する安全性の確保、停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、無線を利用したバックアップ対策等による防災対策の推進を図るものとする。

また、西日本電信電話(株)福井支店は、非常用衛星通信装置、非常用無線装置を配備するものとする。

(2) 電力施設

電気事業者は、雪害による停電等を防止するため、なだれ防止柵や難着雪リングの取付、ヒーターの取付等、発電・送電及び配電設備の耐雪化を図るとともに、通常時より巡視及び点検を実施し、各設備の機能維持に努めるものとする。

(3) ガス施設

ガス事業者は、施設の耐雪化を図るとともに、ＬＰガス設備にあっては冬期におけるガスボンベの交換及びメーター検針の際に設備の異常の有無について十分な点検を行うものとする。また、利用者に対して、屋根雪の落下、除排雪による設備埋没等に伴う事故の防止、設備に異常が発生した場合におけるガス事業者への速やかな連絡等、適切な対応について周知徹底するものとする。

ガス事業者は、道路の通行止め等により輸送ができない場合に備え、ガス原料の備蓄の増強に努めるとともに、ガス原料の代替供給元を確保するものとする。

(4) 上下水道施設

水道事業者は、積雪時の水道の供給を確保するため、施設の設計施行時に積雪荷重及び凍結防止設備、予備電源等の耐雪化について十分な検討を行い、適切な運転管理を行うことができる構造とするものとする。

また、上水道については、水源池、消火栓等の施設が除排雪による影響を受けることがないよう標識、柵等を設置するとともに、融雪利用により水道水の供給に影響が出ないよう、利用者に対し節水についての協力を要請するものとする。

(5) 情報連絡体制の充実強化

ライフライン事業者は、被害の状況、応急対策の実施状況等の情報を迅速かつ的確に収集し、利用者、関係機関等に対し迅速かつ的確に情報提供するよう情報連絡体制及び報道機関との連携体制の充実強化を図るものとする。

第７　農林水産業における雪害予防対策の促進（産業班）

(1) 農業

町及び県は、農業者に対し、耐雪性品種の適期播種、融雪期の排水対策等を指導するとともに、施設園芸用施設、畜舎等の耐雪化を促進する。また、雪や風に強いハウスの整備、融雪装置やハウスの天井を支える支柱の点検や、ビニールの除去等を農業者に指導するものとする。

(2) 林業

町及び県は、林業者等に対し、雪に強い健全な森林を育成するため、適切な間伐、枝打ち等の施業技術指導を行うとともに、生産施設、加工施設等の耐雪化を促進する。

(3) 水産業

町及び県は、漁業協同組合等に対し、流通施設、燃料補給施設等の耐雪化を指導するとともに、漁業者に対し、係留漁船の早期除雪を指導する。

第８　地域ぐるみによる予防対策の推進（関係各班）

(1) 住民に対する啓発活動の推進

積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには、住民、事業所等の自主的な取組が不可欠であることから、町及び県は、降雪前のマイカーの満タン給油や灯油の買い置き、食料の備蓄、また、路上駐車の禁止、マイカー通勤の自粛、歩道等の除雪協力、テレワークの推進、不要不急の外出を控える等について普及啓発及び広報に努める。あわせて屋根雪下ろし中の転落事故、屋根雪の落下等による事故、小型除雪機械による事故等の防止や除雪作業の際の健康管理、車両内における一酸化炭素中毒の危険性について周知の徹底に努める。

(2) 地域ぐるみ除排雪計画の策定等

円滑な除排雪を実施するためには、住民一人ひとりの協力はもとより一斉屋根雪下ろし、一斉除排雪等地域が一体となった協力が不可欠であることから、町及び県は、広報等による啓発活動、町内会等を通じた協力の要請等に努める。また、町は、自主防災組織等の活用等住民の協力体制の整備を図るとともに、一斉除排雪の方法、共同除排雪対象施設、自力で除排雪が行えない高齢者等世帯への支援措置等を内容とする地域ぐるみ除排雪計画を策定するよう努める。

(3) 要配慮者対策

平時から避難行動要支援者の適切な避難誘導や安否確認等に向けて、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿や個別避難計画の整備及び適切な管理などを進めるとともに、避難行動要支援者に対する除雪支援体制を確立するよう努めるほか、避難行動要支援者のニーズに応じた除雪支援制度の整備や、広報に努めるものとする。

また、町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

(4) 企業の体制

町は、雪害による民間企業の操業停止や製品出荷遅れ等の企業活動への損害を最小限に抑えるため、民間企業に対する事業継続計画の策定を推進するものとし、また、策定後は定期的な見直しを行うものとする。

(5) 各種業者の体制

① 卸売業者等

卸売市場、仲卸業者、スーパー（配送センターや店舗）は、集中的な降雪が予想される場合に、通常より製品の入荷量や在庫量を増やし、備蓄しておくための体制を構築するよう努めるものとする。

② 石油業者

各給油所は、集中的な降雪が予想される場合には、燃料発注の前倒しなど在庫の積み増しを実施するよう努めるものとする。

③ 運送業者

運送業者は、事前の泊まり込みなどによる運転手の確保や、雪害時に通常の配送経路が使用できない場合に備え、代替配送経路の事前の確保に努めるものとする。

【関係資料】資料３－10　なだれ危険箇所一覧表
資料３－11　なだれ発生危険箇所一覧表
資料13－４　町及び民間保有協力除雪車一覧表

第８節　火災予防計画

第１　計画の方針

災害時、特に地震発生時には、同時に多くの火災が発生し、時間、季節等によっては、さらに延焼し、大規模災害となる可能性がある。

町は、出火、延焼拡大予防のための防火指導の徹底、消防力の強化及び消防用水利の整備等を図る。

第２　出火予防対策（消防班）

(1) 一般家庭に対する指導

①　町及び敦賀美方消防組合は、地震時における火災防止思想の普及に努める。

②　町及び敦賀美方消防組合は、一般家庭に対し、地震発生時の火気器具の取扱、消火器の使用方法等について指導を行い、震災時における火災の防止と消火の徹底を図る。

(2) 立入検査の強化

敦賀美方消防組合は、消防法に規定する立入検査を、防火対象物の用途、地域等に応じ計画的に実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険がある箇所の発見に努め、予防対策の指導を強化する。

(3) 防火管理者制度及び防災管理者制度の推進

敦賀美方消防組合は、消防法第８条及び第36条の規定に基づき、選任されている防火管理者及び防災管理者に対し、震災時における消防計画の作成、防災訓練の実施、消防用設備等の点検、火気使用の監督、収容人員の管理、その他防火及び防災管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

(4) 消防設備保守体制の充実

敦賀美方消防組合は、事業者等に対し、消防用設備等の耐震性の強化を指導する。

第３　総合的な消防計画の策定（消防班）

敦賀美方消防組合は、「市町村消防計画の基準（昭和41年消防庁告示第１号）」に基づき、地域の火災その他の災害等の危険度及び消防力を勘案した総合的な消防計画を策定する。

第４　消防力の強化（消防班）

(1) 消防体制の強化

敦賀美方消防組合は、複雑多様化、大規模化する火災その他の災害に対応するため、広域消防体制の整備を促進するとともに、消防に関する協定を締結し、相互応援体制を充実強化する。

(2) 人的消防力の強化

敦賀美方消防組合は、火災発生時における消防活動の円滑な実施を図るため、消防職員・団員の充足、消防団活動体制の整備を推進するとともに、消防職員・団員の教育訓練を実施する。

① 消防職員・団員の充足

「消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第１号）」に基づき、消防職員の充足及び消防団員の確保を図る。

② 消防団活動体制の整備

消防団の活性化を図るため、啓発活動を積極的に行い、消防団への青年、婦人層の参加を促進するとともに、消防団の施設、装備の充実強化に努める。

また、常備消防と消防団との相互の連携を確保するため、消防団の指導体制の充実を図る。

③ 消防職員・団員の教育訓練

消防職員・団員の防災に関する知識及び技術の向上を図るため、これらの者を県消防学校及び消防大学校に派遣するとともに、一般教育訓練の計画を作成し、実施する。

(3) 物的消防力の強化

町及び敦賀美方消防組合は、火災発生時における被害の軽減を図るため、消防施設・消防水利の強化を図るとともに、消防施設等の整備点検を実施する。

① 消防施設の強化

敦賀美方消防組合は、「消防力の整備指針」に基づき、消防施設の拡充強化を図る。

ア 市街地においては、自然的・社会的状況に応じて、消防署等を設置し、所要の消防ポンプ自動車等の必要資機材を配置する。

イ 地域特性を踏まえ救助工作車、小型動力ポンプ等を配置する。なお、消火薬剤についても同様とする。

ウ 初動及び活動体制を確保するため、引き続き消防庁舎の耐震化並びに消防機動力、無線通信施設及び個人装備の充実を図る。

② 消防水利の強化

町は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第７号）」に基づき消防水利の強化を図る。

ア 既存の消防水利の確認や機能の向上を図るとともに、地震災害時等に対応する耐震性貯水槽の整備を推進する。また、河川、ため池等の自然水利を消防水利として活用できるよう、必要な施設の整備を図る。

イ 消防水利の不足又は道路事情によって消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプの整備を促進し、地域の消火体制の強化を図る。

③ 消防施設等の整備点検

敦賀美方消防組合は、火災その他の災害に際して行動を迅速に行うため、現有消防ポンプ自動車等の整備及び点検を実施することによって、常に性能の維持向上を図り、即応体制の確立を期する。

④ 指定緊急避難場所及び指定避難所の安全確保

敦賀美方消防組合は、町地域防災計画に定める指定緊急避難場所及び指定避難所の安全確保及び初期消火体制を確保するため、計画的に防火水槽・耐震性貯水槽の設置及び可搬式動力ポンプを配備し、地域住民の安全確保を図る。

(4) 消防応援体制の整備

敦賀美方消防組合は、単独では対処不可能な地震火災が発生した場合に備えて、県内外の市町が応援を行う「福井県広域消防相互応援協定」及び「大規模災害消防応援実施計画」に基づく応援体制を早急に整えるとともに、受援体制の整備を図る。

第５　一般火災の予防対策の強化（消防班）

(1) 一般建築物の不燃化

町は、火災の延焼を阻止し、被害を最小限にとどめるため、一般建築物の不燃化を図る。

① 木造の建築物について、屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置等建築基準法に定める基準の遵守を徹底する。

② 不特定多数の人の用に供する火災荷重の大きい建築物、火災発生危険度の大きい建築物及び危険物の貯蔵又は処理の用に供する建築物について、耐火建築物又は準耐火建築物とするなど、建築物の不燃・耐火化について、建築基準法に定める基準の遵守を徹底する。

③ 不特定多数の人の用に供する特殊建築物、３階以上の建築物、延べ面積が1,000㎡を超える建築物、無窓建築物及び火気使用室等は、その壁及び天井の仕上げについて、防火材料を使用するよう建築基準法に定める基準の遵守を徹底する。

(2) 火災予防査察の強化

敦賀美方消防組合は、消防対象物の用途、地域等に応じて、計画的に消防法（昭和23年法律第186号）第４条、第４条の２及び第16条の５の規定に基づき、火災予防査察を実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険がある箇所の発見に努め、予防対策の強化を図る。

① 定期査察

危険物施設及び防火対象物の査察を定期的に行う。

② 防火診断

一定区域を指定し、主として一般家庭を対象にして火災予防思想の普及及び火災発生危険の排除に努める。

③ 特別査察

防火対象物を特に期間及び査察項目を指定し、重点的な査察を行う。

④ 警戒査察

火災警報発令時又は災害発生の危険性を認めるときに実施し、災害防止に努める。

(3) 防火管理者制度及び防災管理者制度の推進

敦賀美方消防組合は、消防法第８条及び第36条の規定に基づき選任されている防火管理者及び防災管理者に対し、防火対象物及び防災管理対象物に係る消防計画の作成、防災訓練の実施、消防設備等の点検、火気使用の監督、収容人員の管理、その他防火及び防災管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

また、自主的な火災予防体制を樹立させるとともに、防火管理者の資質の向上を図るため、年１回以上の講習を行う。

(4) 自主防火体制の強化

敦賀美方消防組合は、事業所等の自衛消防組織の育成を図るとともに、町内会等地域ぐるみの自主的な防火体制づくりを積極的に推進する。

(5) 住宅防火対策の推進

県及び消防機関は、住宅火災の発生防止や住宅火災による被害を軽減するため、関係機関や団体と協力して防火意識の啓発や住宅防火診断の実施等の住宅防火対策の推進を図る。

(6) 防火思想の普及

町及び敦賀美方消防組合は、関係団体等と連携し、あらゆる機会を利用して、地域住民に対し、防火思想及び知識の普及徹底を図る。

第６　林野火災の予防対策の強化（消防班、産業班）

(1) 防火思想の普及

町、れいなん森林組合等（以下「林野関係機関」という。）は、敦賀美方消防組合及び県が火災発生期に地域住民、入山者に対して実施する林野火災予防意識の普及徹底に協力する。

(2) 監視体制の強化

火災気象通報の発表など林野火災の発生のおそれがあるときは、火災の発生を防止するため、巡視及び監視を強化し、入山者に対して警火心を喚起するとともに、火気取扱上の指導を実施する。

① 火災警報の発令及び周知徹底

気象状況等が、火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令するとともに、入山者に対して周知徹底を図るなど必要な措置を講じる。

② 火入れの協議

火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく町長の許可は、時期、許可条件等について、事前に敦賀美方消防組合と十分に調整する。

また、火入れの場所が、隣接市町に近接している場合は、関係市町に通知する。

③ たき火等の制限

気象条件によっては、入山者に火気を使用しないよう指導する。

また、特に必要と認めるときは、火災予防条例等に基づき、期間を区切って一定の区域のたき火、喫煙を制限する。

(3) 予防施設及び林野火災対策用資機材の整備

林野関係機関は、火災対策用施設はもとより、火気取扱場所及びこれに関する設備を整備するとともに、防護資機材の整備・備蓄を推進する。

① 予防施設

町は、防火水槽、自然水利利用施設等を増強するとともに、ヘリポートの整備に努める。

② 林野火災対策用資機材

林野関係機関は、空中消火資機材、可搬式動力ポンプ、送水装置、ジェットシューター、チェンソー等の消火作業用機器及び消火薬剤を整備・備蓄する。

(4) 消防体制の整備

林野関係機関及び敦賀美方消防組合は、自衛隊、敦賀警察署等の協力を得て、地域における総合的消防体制を確立するとともに、消防相互応援協定等によって広域的な消防体制を確立する。

また、初期消火の徹底を期するため、れいなん森林組合等による自衛消防体制の組織化を図る。

なお、敦賀美方消防組合は、林野火災空中消火資機材の取扱に習熟する。

第７　文化財の火災予防対策の強化（消防班、住民避難班）

町・県教育委員会、敦賀美方消防組合は、相互に連携し、指定建造物の防火施設と管理上の注意事項について、所有者、管理者等に対する指導を実施する。

(1) 防火施設の整備

① 消火設備、警報設備等を整備する。

② 避雷装置を設置する。

③ 消防用水の確保措置を講じる。

④ 消火活動を容易にするための進入道路を確保する。

⑤ 防火塀、防火帯、防火壁、防火戸等を設け、延焼防止の措置を講じる。

(2) 自主防火体制の整備

① 防火管理体制を整備し、管理の万全を図る。

② 環境の整備、整頓を図り、火気の発見を容易にする。

③ 火気の使用を制限し、又は禁止させる。

④ 火災危険箇所の早期発見と改善改修を図る。

⑤ 火災警戒は、定時に巡視するなど厳重に実施する。

⑥ 自衛消防組織を結成し、計画的な訓練を実施する。

【関係資料】資料５－１　消防組合の組織
資料５－２　通信系統図
資料５－３　消防車両配置状況一覧表
資料５－４　消防団の状況一覧表
資料５－５　災害出場計画
資料５－６　美浜消防団出場基準（火災出場基準）及び出場計画
資料５－７　美浜地区自衛消防隊の現況一覧表
資料５－８　消防水利一覧表
資料５－９　化学消火剤備蓄状況一覧表
資料５－10　救助用器具保有状況一覧表
資料８－８　消防信号
資料９－１　協定締結状況一覧表
資料16－１　美浜町指定文化財一覧表

第９節　建築物等災害予防計画

第１　計画の方針

災害に対する建築物等の安全性を高めることによって、被害の発生を防止するとともに、防災活動の拠点となる主要建築物の耐震性、浸水対策等を強化することによって、災害対策の円滑な実施を図る。

また、民間の施設及び一般建築物等については、防災対策の重要性の周知徹底を行うとともに、日常の点検等を促進し防災対策を図る。

第２　建築物耐震診断体制（建設班）

(1) 耐震性の確保についての基本的考え方

建築物等の耐震設計の方法は、それらの種類、目的等により異なるが、基本的な考え方は以下による。

・人命に重大な影響を与えない。

・機能的に重大な支障が生じない。

なお、耐震性の確保には、耐震設計のほか、機能の代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる。

(2) 建築物の耐震改修の促進

建築物の耐震改修の促進に関する法律及び町建築物耐震改修促進計画に基づき、多数の者が利用する一定の建築物の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めるほか、町は県と協力し、多数の者が利用する一定の建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言並びに指示等を行う。

第３　公共建築物の安全対策の推進（総務班、建設班）

町及び県は、必要に応じて、所轄する公共建築物の耐震診断・安全点検等を実施する。

(1) 防災上重要な建築物

① 所轄施設のうちから、災害応急対策を実施するうえでの重要性、有効性等を考慮して、防災上重要な建築物（以下、重要施設）として指定し、各施設の耐震性の確保を図り、崩壊防止に努める。指定する建築物は、次のとおりとする。

ア 災害時に緊急の救護所、被災者を一時的に収容する施設（診療所、学校、体育館、社会福祉施設など）

イ 災害時に避難誘導及び情報伝達、救助等の防災業務の中心となる施設（町役場、消防署、出先施設など）

② 重要施設に指定された建築物については、町建築物耐震改修促進計画に基づき計画的に耐震診断を行い、その結果に応じて重要度又は必要度の高いものから順次、耐震補強を図るとともに、浸水防止対策等を実施する。また、町は、新設建築物については、新耐震設計基準による耐震・耐火構造化・地盤調査を徹底する。

③　町及び県は、長期停電に備え、非常用発電機を整備し、７２時間外部からの供給なしで稼働できるよう、あらかじめ燃料を備蓄する等、電力の確保に努める。

(2) その他の建築物

防災上重要な建築物以外の建築物については、施設管理者としての責務及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第123号）の趣旨に基づき、計画的に耐震診断を行い、その結果に応じて耐震補強を実施する。

第４　一般建築物の安全対策の推進（建設班）

町は、住宅の耐震性の確保、木造住宅の自己点検、ブロック塀、石垣等の安全対策、住宅内の家具等の転倒防止などについて、住民に対する啓発活動を推進する。

第５　その他の構造物の安全対策の促進（関係各班）

(1) ブロック塀の倒壊防止対策

①　ブロック塀築造に対する指導の強化

県は町と連携して、ブロック塀を新設又は改修しようとする者に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

②　ブロック塀調査に基づく既存ブロック塀に対する改修指導

町及び県は、通学路等を中心にブロック塀の実態調査を行い、倒壊危険箇所の把握に努めるとともに、危険箇所の改修について必要な助言、勧告等を行う。

③　住民に対する知識の普及

町及び県は、住民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し、啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。

(2) 家具等の転倒防止対策

住宅・事務所等の建築物内に設置されている家具等の地震時における転倒・移動による被害を防止するため、その適正な対策・転倒防止方法等について分かりやすいパンフレットを住民に配布し、普及啓発を図るとともに、防災技術指導者（防災マイスター）を早急に養成し、適切な指導助言等を行うなど、家具等の耐震安全性の確保を図る。

(3) 天井材等の非構造部材等の安全対策

町は、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策や、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図ることとし、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

また、町は、指定避難所等に老朽化の兆候が認める場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

(4) 落下物対策

住宅の窓ガラス、事務所等看板など地震時における落下による被害を防止するため、その適正な対策・落下防止方法等について住民に普及啓発を図り、耐震安全性の確保を図る。

第６　防災集団移転推進事業及びがけ地近接危険住宅移転事業の促進（建設班）

町は、防災集団移転推進事業及びがけ地近接危険住宅移転事業の実施を図る。

(1) 防災集団移転推進事業

豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害が発生した地域又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条の規定に基づき指定された区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団移転を促進する。

(2) がけ地近接危険住宅移転事業

がけ地の崩壊、土石流等によって、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内の危険住宅の移転を推進する。

第７　文化財の保護（住民避難班）

町は、文化財を災害から保護するため、教育総務課、生涯学習学習推進課、敦賀美方消防組合と協力して保護思想の普及に努めるとともに、火気使用制限区域の指定を推進する。

また、文化財の所有者又は管理者は、防災対策を推進する。

(1) 保護思想の普及

文化財保護強調週間、防火デー等の行事を通じて所有者、住民、見学者等に対して、文化財保護思想の高揚を図るための啓発活動に努める。

(2) 火気使用制限区域の指定

文化財保護対象物を所蔵する建造物の周辺を火気使用の制限区域に指定するとともに、住民、見学者等に対し周知を図るため、標識等の設置を推進する。

(3) 防災対策の推進

文化財の所有者又は管理者は、文化財保護対象物を所蔵する建造物に対し、消火設備、避雷設備などの防火設備の設置又は改修及び耐震構造化を推進する。

【関係資料】資料２－１　都市公園一覧表
資料16－１　美浜町指定文化財一覧表

第 10 節　災害に強いまちづくり計画

第１　計画の方針

防災空間の整備など都市防災の総合的な推進を図り、積雪時にも配慮した都市の防災機能を強化する。

第２　都市防災構造化対策の推進（建設班）

町は、国の「防災都市づくり計画策定指針」に従い、防災都市づくり計画を策定し、計画の推進を図る。

第３　都市防災の推進（建設班）

町及び県は、市街地再開発計画事業や地区計画などを活用し、積雪時にも配慮しながら既成市街地の耐震性、耐火性の向上を図るとともに、土地区画整理事業の実施により災害に強い安全で快適な都市形成を推進する。

町は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

第４　建築物の不燃化の促進（建設班）

町は、防火・準防火地域の指定、建築物の不燃化等の推進などによって、災害時における被害防止に努める。

(1) 防火・準防火地域の指定

① 防火地域は、容積率が400％以上の商業地域については、原則として指定を行う。

② 準防火地域は、建ぺい率80％以上の商業地域、近隣商業地域について指定を推進する。

(2) 町営住宅の不燃化推進

既存の町営木造住宅は、逐次、耐火構造に建て替える。

第５　防災拠点の整備（建設班）

東日本大震災等の大規模災害を踏まえ、地域の防災拠点の整備推進が求められており、防災拠点としての「道の駅」の活用も進められている。本町における「道の駅」の今後の計画においても、帰宅困難者や観光客等の一時滞在者向けの避難所としての機能等を含め、防災拠点としての位置づけを明確にした整備を図る。

第６　防災空間の整備（建設班）

町及び県は、都市公園、都市緑地、道路空間、河川空間の整備を推進し、災害時における避難場所・避難路の確保、延焼防止、救援活動の円滑な実施を図る。

国、県及び町は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靭で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。ネットワーク機能の向上のため、舞鶴若狭自動車道の４車線化を進める。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、道路啓開計画を策定する。また、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

さらに、国、県及び町は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

(1) 都市公園の整備

都市公園は、災害時の避難場所又は防火帯としての機能を有することから、既設の２箇所の街区公園（南市公園、栄公園）において防災機能の強化に努める。

(2) 緑地・緑道の整備等

緑地・緑道は、緩衝、避難等の用に供することから、緑地の保全に努めるとともに、公園緑地、緑道の整備並びに道路の緑化を推進する。

(3) 道路空間の整備

① 広域的な防災体制及び地域的な防災体制を確立するため、被災時の代替機能も考慮しながら道路の計画的な整備を推進する。特に都市計画道路７路線（河原市笹田線、久々子東線、河原市中寺線、駅前線、郷市線、国道27号線(美浜東バイパス)、若狭縦貫自動車道(近畿自動車道敦賀線)）等の整備を関係機関と連携し推進する。

② 幹線道路については、災害時の緊急物資輸送ルート、避難ルート等としての機能を考慮し整備する。

③ 幹線以外の道路については、幹線道路と有機的に連携し、避難場所への円滑な避難を考慮し整備する。

④ 未舗装の町道については、地域の実情に応じて舗装に努める。

(4) 河川空間の整備

河川水を消防水利として活用できるよう、必要な施設の整備を図る。

第７　風水害に強いまちづくり（建設班）

国・県及び町は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価（特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえる。）について検討し、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。また、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないことを基本とし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

町は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については，災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、地域の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、県及び町が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

町は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置づけるものとする。

国、県及び町は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。なお、流木災害の激甚化や河川氾濫への対応については、流域治水の取り組みと連携しつつ、森林整備による土壌保全強化等による流木対策を推進するものとする。

町及び県は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。さらに、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

【関係資料】資料２－１　都市公園一覧表
資料２－２　道路一覧表
資料２－３　河川一覧表
資料18－１　地震防災緊急事業五箇年計画対象事業

第 11 節　電気通信施設、放送施設災害予防計画

第１　計画の方針

災害時における被害を最小限にとどめ、通信の途絶防止及び放送電波の確保を図るため、電気通信及び放送施設の災害対応力を強化するとともに、迅速な施設の復旧を図るための体制を整備する。

基幹的な通信施設等の整備にあたっては、各施設等の耐震設計やネットワークの多重化などにより耐震性の確保に努める。

また、効果的・効率的な防災対策を行うため、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進に努めるものとする。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るものとする。

第２　電気通信施設の安全対策の推進（各電話会社）

西日本電信電話(株)福井支店、㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、ＫＤＤＩ㈱、ソフトバンク㈱及び楽天モバイル㈱は、災害など異常時の電気通信サービスの確保を図るため、電気通信設備について浸水防止対策等の予防措置を講じ万全を期するとともに、発災時から復興期までの段階ごとの非常時業務マニュアルに基づき、通信の途絶防止及び災害復旧対策の確立に努める。

(1) 災害予防対策

災害による故障発生を未然に防止するため、次のとおり防災設計等を行う。

① 豪雨、洪水等のおそれがある地域に設置されている電気通信施設の耐水構造化

② 暴風、豪雪のおそれがある地域に設置されている電気通信施設の耐風、耐雪構造化

③ 地震、火災に対する重要電気通信設備の耐震、耐火構造化

④ 主要な伝送路の多ルート構成又はループ構成

(2) 災害対策用機器の配備

災害が発生した場合において被害を迅速に復旧し、電気通信サービスを確保するため、次の災害対策用機器を配備する。

① 非常用無線衛星通信装置、非常用無線装置

② 移動電源車、発電発動機

③ 非常用移動電話局装置、車載型基地局装置

④ 応急復旧用ケーブル

⑤ その他災害対策用機器

(3) 災害時措置計画の整備

災害が発生した場合において通信不能地域をなくし、電気通信サービスを確保するため、次の災害措置計画を作成する。

① 伝送措置（伝送路、回線切替、臨時回線の作成等）

② 交換措置（う回路変更、利用制限等）

③ 手動台措置（手動台臨時中継、利用者への利用案内等）

第３　放送施設の安全対策の推進（各放送機関）

日本放送協会福井放送局、福井放送(株)、福井テレビジョン放送(株)、福井エフエム放送(株)及び美方ケーブルネットワーク(株)は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合における放送電波の確保を図るため、あらかじめ定められた計画に基づき、放送設備、局舎設備等について各種予防措置を講じるとともに、災害報道体制を整備するものとする。

(1) 放送設備等の耐震対策及び浸水防止対策を強化する。

(2) 非常用資機材及び消耗品等を定量常備する。

(3) 放送設備等の整備、点検

災害警戒時には、次の設備について整備、点検を行う。

① 電源設備

② 給排水設備

③ 中継・連絡設備

④ 放送設備、空中線関係設備

第４　町の通信体制の整備

災害時に被害の軽減を図るには、町から住民に対して迅速かつ的確な情報の伝達が必要であることから、町防災情報伝達システム（屋外スピーカー・戸別受信機・防災アプリ）の改修や全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）との連動を促進するとともに、臨時災害放送局（コミュニティ放送局を含む）、携帯端末の緊急速報メール機能、県が構築した災害情報インターネットシステム（市町が発する災害情報等を集約し、テレビやネット等の多様なメディアを通して一括配信するＬアラート（災害情報共有システム）を含む）等新たな媒体の活用を図る。

また、停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、非常用発電設備等の非常用電源設備の整備に努める。

第 12 節　電気施設、ガス施設災害予防計画

第１　計画の方針

災害時における被害を最小限にとどめ、電気及びガスの供給機能を確保するため、電気及びガス施設の災害対応力を強化するとともに、迅速な施設の復旧を図るための体制を整備する。

第２　電気施設の安全対策の推進（関西電力(株)　関西電力送配電（株））

災害による電気設備の被害を軽減し、安定した電力供給の確保を図るため、災害の種別ごとにあらかじめ定められた計画によって、施設・設備の整備、管理を行うとともに、応急復旧体制の整備を図るものとする。また、電気施設の耐震性及び浸水防止対策の強化を図るものとする。

(1) 風水害、地震対策

①　発電設備、変電設備

施設、付属設備及びその防護施設について点検・整備を行うともに、非常用電源を整備する。

②　送配電設備

ア　重要施設、回線等に対する災害予防対策を実施する。

イ　土砂採取等に対する鉄塔基礎周辺の保全対策を推進する。

ウ　橋梁及び建物取付部における耐震性の強化を図る。

エ　電線路付近における飛来物に対する予防対策を講じる。

(2) 電気施設の耐震性等の強化

予測地震動や想定される津波高、施設の重要度や復旧の容易性を考慮したうえで、各種基準に基づく耐震設計や耐津波設計を行う。

また、現在進められている全国規模における検討状況及び関係法規の改訂等を踏まえ、必要に応じて対策を検討する。

(3) 落雷対策

変電設備に耐電遮へい及び避雷器を重点的に配置するとともに、系統保護継電装置を強化する。送配電設備については、架空地線及び避雷器を設置して落雷対策を強化する。

(4) 雪害対策

送配電設備について支持物及び電線を強化するとともに、危険樹木の伐採等による予防対策を講じる。

(5) 通信設備の強化

主要通信系統の二重ルート化、健全回線の切替による応急連絡回線の確保、無停電電源及び予備電源の確保及び移動無線応援体制の整備等を図る。

(6) 電力施設予防点検の実施

電力施設が常に法令に定める技術基準に適合するよう維持するとともに、事故の未然防止を図るため、それぞれの設備実態等に応じ定期的に巡視点検及び検査を行う。

また、自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査を行う。

(7) 災害対策用資機材の整備

地理的条件を考慮し、災害対策用資機材の必要数量を整備しておくものとする。

(8) 輸送体制の確保

必要な人員及び資機材が円滑に輸送できるよう輸送体制の確保に努めるものとする。

(9) 各種防災訓練の実施

電気事業者は、従業員に対し防災意識の高揚を図るとともに、災害対策を円滑に推進するため防災訓練を実施する。

(10) 非常時動員、応援体制の確立

非常災害時における編成に基づき、動員体制を確認する。また、請負契約に基づく社外応援を準備し復旧要員の確保を図る。

災害の規模に応じて他電力会社等との相互協力体制を確立する。

第３　ガス施設の安全対策の推進（液化石油ガス事業者）

液化石油ガス事業者は、災害発生の未然防止、被災時の液化石油ガス設備の被害軽減対策の実施、ガスによる二次災害の防止を図るため、ガスの製造、供給に係る施設・設備の整備、管理を行うとともに、耐震性の強化、応急復旧体制の整備を図る。

(1) 施設の安全化対策

液化石油ガス設備については、液化石油ガス法令等に定める技術上の基準に基づき設置し、定期的に調査、点検するほか、液化石油ガス容器の地震時等における容器の転倒、転落及びバルブの損傷等の防止措置を徹底するとともに、感震機能付きのガス漏れ防止のための安全機器等の設置推進に努める。

(2) 災害対策用資機材の整備

緊急事態が発生した場合に早急に応急復旧措置ができるよう、移動無線系による通信体制を強化するとともに、導管材料等の必要な資機材を整備し、定期的に確認を行う。

(3) 防災関係機関との相互協力体制の確保

集落においてガス漏れによる爆発事故が発生した場合に、迅速かつ的確に対処できるよう、あらかじめ防災関係機関と協議しておく。

(4) 保安対策

① 液化石油ガス事業者

災害時における緊急応援体制の整備及び災害を想定した緊急措置マニュアルの作成あるいは見直しを行い、従業員の教育・訓練に努めるとともに、(社)福井県エルピーガス協会と連携し、液化石油ガス消費者への保安啓蒙活動を実施する。

② 消費者

消費者の初期防災活動が、被害の拡大と二次災害の防止には重要なことから、「自らが保安の責任者」であるとの認識のもと、液化石油ガス販売事業者や敦賀美方消防組合等から配布されるパンフレットなどによって、液化石油ガスの安全についての知識を修得し、災害時において的確な対応ができるようにする。

第 13 節　上水道・簡易水道施設、下水道施設災害予防計画

第１　計画の方針

災害時における被害を最小限にとどめ、給水及び排水機能を確保するため、上水道・簡易水道施設及び下水道施設の災害対応力を強化するとともに、迅速な施設の復旧を図るための体制を整備する。

第２　上水道・簡易水道施設の安全対策の推進（上下水道班）

町は、災害による上水道・簡易水道施設の被害を最小限にとどめ、速やかに水の供給を確保するため、施設の整備増強を推進するとともに、応急復旧用資機材の整備及び応急復旧体制の整備を図る。

(1) 施設等の整備

上水道・簡易水道施設の整備充実を図るとともに、水質及び水源の確保に努める。

①　上水道施設の整備充実

老朽化した機械電気設備の更新、配水管の布設替え、テレメーターシステムの導入等による維持管理の近代化を図る。

②　簡易水道施設の整備充実

各簡易水道の実情に即し、取水施設、浄水施設、配水施設の整備充実を図るとともに、管理体制の強化充実に努める。

③　水量、水質及び水源の確保

井戸水、湧水、表流水といった水源に対応した水質、水量の安定確保に努めるとともに、湧水や表流水については、水源地域の環境保全に努める。

(2) 重要施設の耐震性の強化

災害による断水・減水を防止するため、重要施設の耐震性の強化を図る。なお、施設の耐震設計にあたっては、「日本水道協会編：水道施設耐震工法指針・解説」及び「日本水道協会編：水道施設設計指針」等に基づき行う。

①　貯水、取水、導水施設

管路は、耐震性継手、伸縮継手、緊急遮断弁など耐震性を考慮した構造、材質とする。

水源については、取水口上流等周辺の状況を把握し、地震や津波時の原水、水質の安全が保持できるかどうかを確認し、複数水源間の連絡管の布設、地下水等予備水源の確保を図る。

②　浄水施設

ポンプ回りの配管、構造物との取付管、薬品注入関係の配管設備の耐震化を推進するため、整備補強を行う。

また、被災時における停電を考慮し、自家発電設備の整備を実施する。

③　送配水施設

送配水幹線については、耐震性を強化するため、耐震継手、伸縮可撓管など耐震性の高い構造・工法を採用するとともに、配水系統管の相互連絡を行う。

配水管路は、管路の多系統化、ループ化、ブロック化等を行って、断水地域の縮小に努める。

また、既設管については、老朽化したものから随時、ＮＳ型等のダクタイル鋳鉄管、高密度ポリエチレン管への布設替え等の措置を講じる。

(3) 維持管理体制の強化

施設を適切に保守し、耐震性の確保に努めるため、点検マニュアルに基づく巡回点検、予備施設の整備、地盤不良箇所の調査等を実施する。

(4) 応急復旧用資機材の整備

原水処理薬剤及び応急復旧用資機材の整備・備蓄を推進するとともに、広域的な水道事業団体の相互融通についてルール化を推進する。

(5) 応急復旧体制の整備

災害によって被災した上水道・簡易水道施設の応急復旧を図るため、必要な体制を整備する。

(6) 給水体制の整備

①　緊急時応急給水用の水を確保するため、町は、配水池容量の拡大、緊急遮断弁の設置等を計画的に進めるとともに、避難所に緊急ろ水装置や、貯水槽の整備を行う。

また、地下水を利用するにあたっての水質条件等のガイドラインを早急に設定するとともに、早期に広域ブロックごとに給水車の整備を促進する。

②　町は、応急用資機材の確保体制の整備として、広域的な事業団体の相互融通ルール化を進めるとともに、応急用資機材の備蓄場所、融通方法等を定めたガイドライン等を策定し、備蓄促進を図る。

③　町は、２～３日分の飲料水の備蓄や給水装置、受水槽の耐震化について、住民等の自主的な取組が推進されるよう啓発する。

(7) 防災訓練及び平常時の広報

災害発生時に的確な応急対策が講じられるよう、平常時から次の事項を中心に訓練及び広報活動を行う。

①　訓練

町は、職員に対し、防災体制、応急復旧措置等に関する総合的な訓練を行う。

②　広報

町は、住民に対し、平常時からの飲料水の確保等災害対策の広報を行う。

第３　下水道施設の安全対策の推進（上下水道班）

町は、浸水等による被害の防止、生活環境の整備、公共用水域への水質汚濁の防止及び災害による下水道施設（農業集落排水施設及び漁業集落排水施設を含む。）の被害の軽減を図るため、施設の整備増強を推進するとともに、応急復旧用資機材の整備及び応急復旧体制の整備を図る。

特に、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。

(1) 施設等の整備

公共下水道事業及び集落排水事業の推進を図るとともに、下水道施設の老朽化を踏まえ、効率的な施設整備に努める。

①　有収率（水洗化率等）の向上に努め、災害時でも機能する下水道施設の維持に努める。

②　効率的な汚水処理を行うため、公共下水道施設と集落排水施設との統合整備に努める。

③　各下水道施設の長寿命化計画に基づき、施設の維持及び改築・更新に努める。

(2) 施設の耐震化

①　地盤条件を考慮し、管渠施設・ポンプ施設・処理場の各施設が地震や津波時においてもその根幹的な機能を保持するよう計画・設計に十分配慮する。

②　管渠及び処理場又は、ポンプ場の土木建築構造物・機械電気設備について補強・更新を図る。

③　非常用電力の確保に努める。

(3) 点検調査の実施

施設設備の点検マニュアルを整備するとともに、これに基づき点検調査等を定期的に実施し、施設設備の改善に努める。

(4) 代替設備の整備

下水道施設に支障をきたした場合における仮設トイレの調達供給体制の確立を図るほか、マンホールトイレシステム（公共下水道接続型仮設トイレ）の整備についても検討する。

(5) 施設、設備の維持管理

町は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資器材の整備等に努める。

(6) 応急復旧体制の整備

災害によって被災した下水道施設の応急復旧を図るため、必要な体制を整備する。

【関係資料】資料６－１　水道事業の概要一覧表
資料６－２　美浜町給水装置工事業者一覧表
資料６－３　公共下水道等事業概要一覧表
資料６－４　集落排水処理事業一覧表
資料６－５　美浜町排水設備指定工事店一覧表

第 14 節　交通施設災害予防計画

第１　計画の方針

災害時における被害を最小限にとどめ、交通機能を確保するため、交通施設の災害対応力を強化及び被害軽減のための諸施策を実施するとともに、迅速な施設の復旧を図るための体制を整備する。

第２　道路施設の安全対策の推進（建設班）

道路管理者（町、県、近畿地方整備局福井河川国道事務所、高速道路株式会社）は、所管道路施設の防災構造化を推進するとともに、災害が発生した場合の応急復旧体制の整備を図る。

(1) 道路等の整備

災害時における道路機能を確保するため、所管道路等の計画的な補強等の対策を推進する。また、広域的、地域的な防災体制の確立と、地域内の確実な避難、救急活動を確保するため、災害に強い道路網についてもあわせて整備する。

①　幹線道路網の整備

交通網の中枢である幹線道路を緊急輸送ルートとして活用するため、舞鶴若狭自動車道、中部縦貫自動車道、福井港丸岡インター連絡道路、福井外環状道路等が位置づけられている福井県新広域道路交通計画に基づき、高速自動車道と一体となった幹線道路網の整備を推進するほか、地域的な防災体制の確立のため、町と基幹道路及び町と防災上拠点となる都市、防災上拠点となる都市間のそれぞれを連結する幹線道路網等について、被災時の代替性にも考慮しながら整備を推進する。

②　補助幹線道路網の整備

補助幹線道路及び区画道路の整備により、幹線道路とのスムーズな連結を図る。

③　避難誘導路の確保

防災上必要な地域においては、歩道等の整備による避難誘導路の確保を図る。

④　補助幹線道路網の整備

災害時における道路の機能の確保を図るため、道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体の崩壊が予想される箇所等の調査を行い、道路の防災補修工事が必要な箇所については、その対策工事を早急に実施する。

⑤　橋梁等の整備

橋梁等の耐震性の向上を図るため、地震に対する安全性について確認を行い、これに基づき必要な補強等の対策を推進する。

橋梁等の耐震基準については、「橋、高架の道路等の技術基準」を準用し、既設橋梁の耐震調査や補強等対策工事を推進し、今後新設する橋梁については、上記仕様又は今後国において示される新たな基準に基づき整備を行う。

また、大規模な擁壁、共同溝などについても地震に対する安全性を考慮し整備を行う。

⑥　トンネルの整備

震災時におけるトンネルの機能の確保を図るため、安全点検調査を実施し、補強等対策工事の必要箇所を指定してトンネルの整備を推進する。

⑦　横断歩道橋の整備

震災時における歩道橋が、落下等により交通障害物となることを防止するため、所管歩道橋について、本体と階段の取付部を中心とした耐震点検調査を実施、補修等対策が必要なものについて整備を推進する。

(2) 道路啓開及び資機材の整備

大規模災害において道路啓開等を迅速に行うため、関係機関と連携して、道路啓開計画を策定するものとする。

また、道路上の事故車両、倒壊物、落下物等を排除し、災害時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材の分散配備及び増強に努めるとともに、民間企業から緊急に協力が得られるよう協定の締結など、あらかじめ体制の整備に努める。

第３　漁港施設の安全対策の推進（産業班）

漁港管理者（町、県）は、所管漁港施設について、災害時における緊急物資及び避難者の海上輸送基地として機能できるよう、施設の安全性及び耐震性や耐浪化の強化を図る。

(1) 安全性・耐震性の強化

荷捌き時や荒天時における漁船の避難等による漁船の交錯を解消するため、静穏な泊地及び漁船のけい留施設の機能維持に努めるとともに、必要に応じて耐震性を備えたけい留施設の整備を図る。また、台風、高潮災害による被害を防止するため、必要となる防災施設の整備、拡充を図る。

(2) 施設の点検調査

施設の安全確保のため、耐震性点検マニュアルに基づき、点検調査を行う。

第４　鉄道施設の安全対策の推進（鉄道事業者）

鉄道事業者（西日本旅客鉄道(株)金沢支社）は、所管鉄道施設の防災構造化を推進するとともに、災害が発生した場合の応急復旧体制の整備を図る。

西日本旅客鉄道(株)金沢支社管内においては、西日本旅客鉄道(株)が定める「災害時運転取扱手続」に沿って、「金沢支社災害時の運転取扱準則」に基づき、災害の防止、災害時の輸送確保、社内関係機関及び関係自治体との連携について定めている。

(1) 施設・設備の防災構造化及び耐震性の確保

①　風水害による浸水又は盛土箇所の崩壊等による災害を防止するため、線路の盛土や法面改良を実施する。

②　耐震性を考慮した線区防災強化を推進し、橋梁等について要注意構造物を解消するよう努める。

③　列車事故による災害を防止するため、道路との立体交差化、自動制御装置の設置等安全施設整備事業を推進する。

④　周期的な構造物の健全度調査により下記事項を行う。

ア　橋梁の維持補修

イ　法面、土留の維持及び改良強化

ウ　トンネルの維持、補修及び改良強化

エ　建物設備の維持修繕

オ　通信設備の維持

⑤　地震計の設置により、地震発生時における早期点検体制の確立を図るとともに、列車の運転規制等の基準とし、事故を防止する。

(2) 列車防護装置の整備

①　地震計の設置によって、地震発生時における早期点検体制の確立を図るとともに、列車の運転規制等の基準とし、事故を防止する。

②　列車無線を整備する。

③　線路保守上、特に危険性のある箇所又は工事中等で一般線路に比べて強度が低い線路構造物の近くに特殊信号装置を設置する。

(3) 防災関係資機材の整備及び点検、要員の確保

①　防災資機材（クレーン車、モーターカー、トラック、ジャッキ、発電機、レール、電線等）の整備・点検を図るとともに、民間企業から緊急に協力が得られるよう、あらかじめ体制を整備する。

②　社内及び関連業者の災害業務に従事する技術者及び技能者の技術及び技能の程度と人員配置状況を把握し、緊急時における発動体制を確立する。

(4) 避難誘導体制の整備

異常事態発生時に旅客の避難誘導を円滑に行うため、避難誘導体制を整備する。

(5) 応急復旧体制の整備

迅速に応急復旧が行えるよう、応急復旧体制を整備する。

第 15 節　危険物施設等災害予防計画

第１　計画の方針

危険物施設管理者等に対し、自主保安体制の充実強化や地震や津波防災教育の推進を図り、危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物による災害の予防を図る。

第２　危険物保安対策の強化（消防班）

消防法に定める危険物は、その貯蔵及び取扱上の不備が直ちに災害の原因となるとともに、他の原因に基づく災害発生時には、これを拡大させる主要な原因となる。

町は、敦賀美方消防組合、県等と連携し、法令の定めるところに基づき、防災教育の実施、保安規制の強化を図る。

(1) 保安教育の実施

危険物施設の管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対し、保安管理の向上を図るため、講習会、研修会等の保安教育を実施する。

(2) 保安規制の強化

危険物施設の立入検査を適時実施し、適切な指導を行うことによって、安全管理の徹底を図る。

①　危険物施設の位置及び構造並びに施設の維持管理に関する検査の推進

②　危険物の貯蔵、取扱、運搬、積載等の方法について検査及び安全管理の指導

③　移動タンク貯蔵所の移動基準及び貯蔵取扱の検査及び安全管理の指導

④　危険物施設の管理者、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置の指導

⑤　地震動、津波等による危険物施設等への影響に対する安全装置の設置指導

(3)自主保安体制の確立

敦賀美方消防組合は、危険物施設のうち一定の規模以上を所有する事業所等の所有者、管理者に対し、予防規定の作成、自衛消防組織等の育成指導を行い、保安体制の確立及び強化を推進する。

①　地震や津波時における災害予防のための初動体制マニュアルの整備

②　消防、警察等の関係機関及び施設保守業者と連携した保安体制の強化

③　地震や津波時におけるヒューマンエラーの防止を含めた防災訓練の充実強化

④　近隣の同様の危険物を取扱う事業所との相互応援に関する協定締結の促進

⑤　自衛消防隊の組織化の推進強化

⑥　非常用の電源、照明設備及び緊急制御装置並びに防消火に関する保安上必要な設備の整備点検の徹底

(4) 化学消防力の整備

①　敦賀美方消防組合は、化学消防車、化学消火薬剤等の整備を図り、化学消防力の強化を推進する。

②　危険物施設の所有者、管理者は、危険物災害の拡大を防止するために、必要な資機材及び化学消火薬剤の整備及び備蓄を促進するとともに、災害時の体制の整備を図る。

第３　高圧ガス、火薬類及び毒物・劇物の保安対策の強化（消防班）

町は、高圧ガス、火薬類及び毒物・劇物に関し、県等が実施する保安意識の高揚、指導取締の強化、自主保安体制の整備等に協力する。

第４　危険物等の輸送対策の強化（消防班）

危険物、高圧ガス、火薬、毒物・劇物を輸送する車両の管理者は、あらかじめ次の措置を講じて輸送途上における災害発生の未然防止を図る。

(1) 危険物輸送にあたっては、積込み、積み卸し作業の監視体制を整備するとともに、輸送過程における安全措置に万全を期する。

(2) 危険物輸送に伴う災害の発生に備え、あらかじめ輸送経路の消防機関をはじめとする関係機関と連携を強化するとともに、災害発生時における応急対策計画を作成しておく。

(3) 危険物輸送に従事する者に対し、防災知識の普及教育と災害発生時における応急対策訓練の徹底を図る。

第５　危険物積載船舶等の保安予防対策の強化（消防班）

(1) 敦賀海上保安部は、危険物を積載した船舶に対し、港則法に基づき次の予防措置を講じる。

①　巡視船艇によって巡視警戒を実施する。

②　石油類の流出事故に備え、タンカー及び各油槽所に対し、オイルフェンス、流出油処理剤等の備蓄を指導する。

(2) 危険物を積載した船舶、航空機、鉄道等の保安防災対策については、各関係法令に基づき、災害を防止し、安全の確保を図るための措置を講じる。

【関係資料】資料４－１　危険物施設数一覧表
資料４－２　危険物の類別危険性
資料４－３　石油類販売業者一覧表
資料４－４　ＬＰガス販売業者一覧表
資料４－５　毒物劇物販売業者数一覧表

第 16 節　防災関係施設設備、資機材、物資整備等計画

第１　計画の方針

災害発生時に被害情報を迅速に収集するとともに、防災関係機関相互の情報連絡が円滑に実施できるよう、平常時から、情報収集伝達体制の確立に努める。

また、災害の未然防止及び被害の軽減を図るため、気象等観測体制の整備に努める。

第２　情報通信施設の整備（広報班）

町は、災害の初動期における情報連絡活動の重要性を認識し、情報通信連絡施設の整備を推進するとともに、最新の情報通信関連技術の導入など、通信施設の運用体制の強化を図る。また、効果的・効率的な防災対策を行うため、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進に努めるものとする。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るものとする。

(1) 無線通信施設の整備

① 県防災行政無線

県が、災害時における応急対策を迅速かつ円滑に実施するために、県庁、県出先機関、市町、消防本部及び国の出先機関に設置した無線通信設備であり、平常時から、その利用方法について習熟を図る。

② 町防災情報伝達システム（屋外スピーカー・戸別受信機・防災アプリ）

災害時における応急対策及び住民に対する情報伝達を迅速かつ円滑に実施するために、町が令和3年10月に設置した無線設備であり、平常時から屋外スピーカー等による情報伝達方法について習熟を図る。

③ 消防無線

消防及び救急活動を迅速かつ円滑に実施するため、敦賀美方消防組合が設置した無線通信設備である。

(2) 有線通信設備の整備

防災関係機関は、災害時優先電話の有効な活用体制を強化する。

このため、防災関係機関は、内部構造において災害時優先電話の位置づけを明確にするとともに、電話番号を関係機関に通知するものとする。また、西日本電信電話㈱福井支店は、電気通信設備の整備と防災管理に努めるとともに、電話網運営体制を整備する。

(3) ケーブルテレビ設備の整備

住民に対する情報伝達を迅速かつ円滑に実施するため、第三セクターにより平成13年２月に開設したケーブルテレビ放送であり、契約した世帯で「行政チャンネル」の視聴ができる。

(4) 防災相互通信用無線の整備

他の防災関係機関と連携し、災害時に相互に通信することのできる防災相互通信用無線の重要性を認識し、整備、増強に努める。

《整備目標》

ア　防災関係機関は、無線局の整備、増強を図る。

イ　防災関係機関は、想定される災害に応じた運用体制の整備を図る。

(5) 河川流域情報システムの整備

異常降雨による災害を未然に防止するために国土交通省が観測又は作成する河川水位及び降雨量に関する情報をオンラインで伝達するシステムであり、国土交通省及び県と連携し、端末機の整備充実を図るとともに、水位及び降雨量観測のテレメーター化を推進する。

(6) パソコンネットワークシステムの整備

庁舎、防災活動拠点、指定避難所等を結ぶネットワークシステムの整備に努め、県が構築した災害情報インターネット通信システムの有効活用を図る。

(7) 衛星携帯電話の整備

県は、被災地域において既設の通信ルートが遮断した場合や県防災行政無線のバックアップ用として、町及び消防本部に衛星携帯電話を配備する。

また、町は、災害時に孤立するおそれのある集落等で停電が発生した場合に備え、住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。

第３　情報収集伝達体制の強化（総務班）

町、県をはじめ防災関係機関は、情報収集伝達体制の強化を図るため、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化、多様な伝達手段の確保、職員の情報分析力の向上に努める。

また、無線通信設備の管理者は、無線局の適正な運用を図るため、無線従事資格者の養成を図る。

第４　気象等観測体制の整備（総務班）

気象等観測施設の設置者及び管理者は、常に観測が正確に行われるよう、観測設備を整備するとともに、観測者の観測技術の習熟及び制度の向上を図り、観測体制の整備充実に努める。

また、観測した気象資料について、気象等観測施設の設置者及び管理者は、観測データを共有するなど気象観測体制を強化するものとする。

第５　防災情報共有社会の実現（総務班）

平常時から地震ハザードマップ、土砂災害危険箇所図等の作成、周知を通じて、防災機関と住民・ボランティア・ＮＰＯ等との間で災害危険情報の共有化を図るとともに、災害時には被災地の状況を迅速かつ的確に双方向で把握できる防災情報共有社会の実現に努める。

第６　防災資機材等の整備、調達（総務班）

町、県をはじめ防災関係機関は、応急対策の実施のため、災害用装備資機材等を、あらかじめ整備充実するとともに、保有資機材等は随時点検を行い、保管に万全を期する。

(1) 整備資機材等

①　警備、救助用舟艇の増強

② 特殊車両の増強

③ その他の災害用装備資機材

ア 空気呼吸器等の救助用資機材

イ エンジンカッター等の工作用資機材

ウ トランジスターメガホン等の工作用資機材

エ ろ水器等の後方支援用資機材

(2) 保有資機材等の点検

① 点検に際して留意すべき事項

ア 機械類

(ｱ)不良箇所の有無

(ｲ)機能試験の実施

(ｳ)その他

イ 物資、機材類

(ｱ)種類、規格及び数量の確認

(ｲ)不良品の有無

(ｳ)薬剤等効能の確認

(ｴ)その他

② 点検整備結果と措置

点検実施の結果は、常に記録しておくとともに、資機材等に損傷、欠落等が発見されたときは、修理、補充等必要な措置を講じる。

第７ ライフライン施設等の機能の確保（総務班）

(1) 町は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。

(2) 町は、廃棄物処理施設について、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。

【関係資料】資料５－２ 通信系統図
資料８－１ 防災関係機関連絡先一覧表
資料８－２ 気象警報・注意報等伝達系統図
資料８－３ 津波予報伝達系統図
資料８－４ 県警察の津波予報伝達系統図
資料８－５ 美浜町被害状況調査及び報告要領
資料８－６ 県への報告
資料９－１ 協定締結状況一覧表

第 17 節　緊急事態管理体制整備計画

第１　計画の方針

災害対策活動を円滑に実施するためには緊急事態に対する備えが重要であることから、機能的な活動体制の整備を図る。

第２　階層的防災生活圏構想の推進（総務班）

消火、救助、避難、医療救護等の防災活動を有効かつ機能的に実施するため、自治会、地区、町、広域圏、県といった階層構造を防災生活圏として設定し、それぞれの防災生活圏ごとに下位の防災生活圏を支援する。

従って、町は、防災活動の拠点として必要な機能（応援部隊・ボランティアの活動調整、支援物資の集配・備蓄、情報の収集・提供）を備えた指定避難所（小学校等）を指定し、応援部隊・ボランティアの活動調整や支援物資の集配にあたるほか、平常時における備蓄等の機能を分担する。

また、小中学校等が避難所となった場合に備えて、教職員の緊急時の活動マニュアルを作成するとともに、避難所受入体制の整備として、避難所機能と教育機能の両立を含め、避難所としての利用・運営方法等を定める。

【防災生活圏の階層ごとの役割】

階　　層	役　　割
自 治 会	○自主防災組織の基礎的単位 ・避難所等を設定する。 ・基本的な防災資機材等を備蓄する。
地　　区	○自主防災組織の中核的単位 ・防災活動の拠点となる指定避難所を設定する。なお、指定避難所は、避難所への物資等の供給拠点、地区内の情報収集・提供の拠点の役割も果たす。 ・耐震性貯水槽を整備するとともに、防災資機材等を備蓄する。
町	○防災活動の司令塔的単位及び要配慮者に対するサービスの単位 ・災害時における指定避難所等に対する食料、生活必需品等の供給調整やそのための備蓄を行う。 ・要配慮者支援拠点を設定する。
広 域 圏	○市町間における物資調達の調整、備蓄の融通を図る単位 ・県内を福井・坂井、奥越、丹南、嶺南の４圏域に分けて設定する。
県	○防災活動に関して、市町、防災関係機関、他都道府県、国との連絡調整にあたる単位

【階層ごとの施設及び設備】

階　　層	施　設　・　設　備
自 治 会	○公民館、集会所、保育園等の避難所等としての設定 ・鋸やバールなど基本的な防災資機材等を備蓄する。
地区	○小中学校の指定避難所としての設定 ・情報端末となるパソコン、耐震性貯水槽を整備するとともに、非常食、防災資機材等を備蓄する。
町	○庁舎の総合防災センターとしての設定 ・防災活動や指定避難所に対するコントロールタワーとなるよう、指揮命令機能や情報通信機能等を整備する。 ・指定避難所等に対して供給する食料、生活必需品等の所要量を備蓄する。 ○保健福祉センター（はあとぴあ）の要配慮者支援拠点としての設定 ・必要物資を備蓄する。
広 域 圏	○圏域内の市町に対する支援物資の集配や応援部隊・ボランティア等の調整の拠点となる地域防災基地の整備 ・広域的に融通できるよう食料、生活必需品等を備蓄する。
県	○県の災害対策本部となる防災センターやそのバックアップ施設となるサブセンターの整備 ・市町等と結ぶ防災行政無線、防災情報システムを整備する。

第３　地域防災活動体制の整備（総務班）

町は、住民や自主防災組織が災害時に迅速に活動できるよう、必要な施設及び資機材の整備に努める。（「本章第26節自主防災組織等整備計画」を参照。）

第４　町防災活動体制の整備（総務班）

町は、応急対策の円滑な実施を図るため、防災拠点の整備、防災資機材の整備・点検及び備蓄倉庫の整備に努める。

(1) 防災拠点の整備

災害時における防災拠点としての機能を確保するため、各施設において施設の耐震化、耐震性貯水槽の整備、72時間対応可能な非常用電源の確保を図るとともに、必要な機能を確保する。

①　総合防災センターの整備

防災活動の中心となる庁舎については、指揮命令機能、情報通信機能等の整備を図るなど、総合防災センターとなるよう整備する。

②　指定避難所の整備

小中学校については、応援部隊・ボランティアの活動調整及び支援物資の集配・備蓄機能の整備を図るなど、防災活動の拠点となるよう整備するとともに、情報通信機能の整備を図る。

③　要配慮者支援拠点の整備

保健福祉センター（はあとぴあ）については、要配慮者支援機能の整備を図るなど、要配慮者支援拠点となるよう整備する。

(2) 防災資機材の整備・点検

災害時における応急対策に必要な資機材の確実な確保を図るため、災害用装備資機材等をあらかじめ整備・充実するとともに、保有資機材等の点検を随時行い、保管に万全を期する。

(3) 備蓄倉庫の整備

食料、生活必需品、防災資機材等を備蓄するため、地域の実情に応じ備蓄倉庫の整備に努める。

(4) 災害時の住家被害の調査の迅速化

県は、町に対し、住家被害調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

(5) 罹災証明交付体制の整備

町は、災害時において、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施の体制の整備に努めるものとする。

第５　公的機関等の業務継続性の確保

町、県等の防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、町は、町業務継続計画に基づき、業務継続性の確保を図る。

また、引き続き実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

また、町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、平成30年４月改訂の町業務継続計画において、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めている。

第６　広域消防活動体制の整備（敦賀美方消防組合）

町は、応急活動の中核となる消防における防災資機材等の整備に努める。

種別	内容
消防水利	耐震性貯水槽等
車両	消防自動車、特殊車両（緊急消防援助隊用を含む）等
資機材	ファイバースコープ、音響探知器等の救助用資機材

【関係資料】資料５－３　消防車両配置状況一覧表
資料５－８　消防水利一覧表
資料５－10　救助用器具保有状況一覧表
資料15－１　避難所一覧表

第 18 節　避難対策計画

第１　計画の方針

災害から人命の安全を守るため、避難路の点検、避難所の整備を行い、災害時における迅速かつ適切な避難誘導を行う体制の整備を図る。

なお、町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民等の安全を確保するための指定緊急避難場所、被災者が一定期間避難生活を送るための指定避難所及び避難路を指定し、住民に対し周知徹底を図る。また、避難場所における救助施設等の整備に努める。

さらに、町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第２ 避難所の位置づけ（総務班）

町は、住民及び観光客等が迅速に避難できるよう、また、円滑に避難所を運営できるよう、公共施設及び集会所等を指定避難所（福祉避難所を含む）、一時避難所（集会所等）に位置づける。

(1) 自主避難場所の開設

町が避難指示等の避難情報を発令していない状況において、住民が災害に備え集会所等に自主避難を希望する場合、地区は町と協議して、一時避難所を自主避難場所として開設するよう努める。ただし、当該施設が避難場所に適さないと判断した場合、町が指定避難所を自主避難場所として開設する。

【自主避難場所開設の概要】

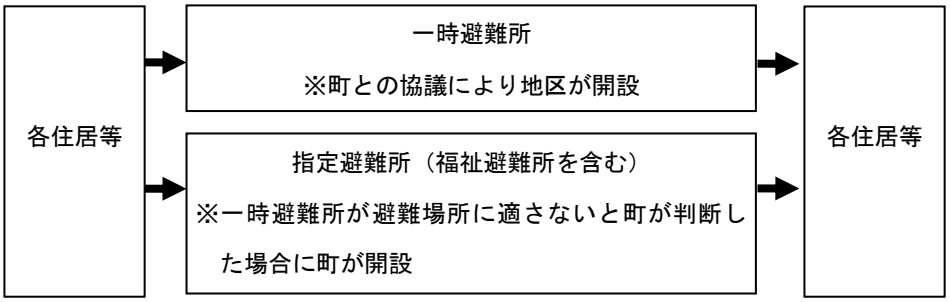

(2) 避難所の開設

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町は避難指示等の避難情報を発令し、指定避難所を開設する。ただし、地区から一時避難所での避難について要望があった場合には、一時避難所の安全性を検討したうえで、地区に対し一時避難所の開設及び当該施設への避難を指示する。

避難の必要がなくなった場合は、各地区、各住居等の安全を確かめ、帰宅等の措置をとる。ただし、地区の状況、災害の状況によっては、この限りではない。

【避難所開設の概要】

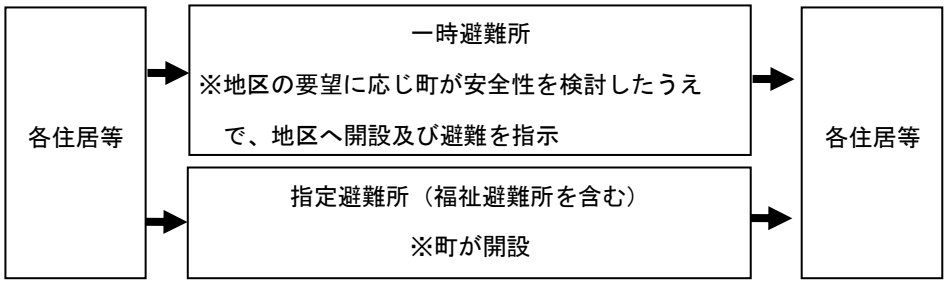

第３　指定緊急避難場所（総務班）

(1) 指定緊急避難場所の指定

災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、町は、災害対策基本法施行令（以下、政令という。）で定める基準に適合する災害の危険が及ばない場所又は施設を、災害ごとに、指定緊急避難場所として、その管理者の同意を得たうえで、あらかじめ指定し、住民に対して周知徹底を図るものとする。

なお、特に風水害における指定緊急避難場所の指定にあたっては、町は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。また、地域住民に対し、必要に応じて避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

① 地震災害

ア 地震に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であること

イ 災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有すること

ウ 公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大震火災の輻射熱に対して安全な空間であること

② 津波災害

ア 被災が想定されない安全区域内に立地する施設等また安全区域外に立地するものの災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有する施設であること

イ 災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有すること

ウ 公園等のオープンスペースについては、津波浸水深以上の高さを有すること

エ　やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化が図られていること

(2) 指定緊急避難場所に関する通知等

町は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、公示を行う。

指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は重要な変更を加えようとするときは、町長に届出を行う。

町は、指定緊急避難場所が廃止され、又は政令で定める基準に適合しなくなったときは指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

(3) 住民への周知

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に対応した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、指定避難所が必ずしも特定の災害の指定緊急避難場所に指定されていない場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。町及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

第４　指定避難所（総務班）

(1) 指定避難所の指定

円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、町は以下の事項について調査し、感染症対策等を踏まえ、政令で定める基準に適合する学校や公民館等の公共施設等を指定避難所としてあらかじめ指定し、住民に対して指定避難所の場所、収容人数等について、周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする

指定避難所について、町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについては、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

学校を避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能が応急的なものであることを認識の上、教育委員会等の関係者と調整を図る。

また、町は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするように努める。

また、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

(2) 指定避難所に関する通知等

町は、指定避難所を指定したときは、県に通知するとともに、公示を行う。

指定避難所の管理者は、当該指定避難所を廃止し、又は重要な変更を加えようとするときは、町長に届出を行う。

町は、指定避難所が廃止され、又は政令で定める基準に適合しなくなったときは指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

(3) 避難所の備蓄

町は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、マスク、消毒液、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。

また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

(4) 避難所の設備

町は、指定避難所**等**において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、携帯トイレ、簡易トイレ、マット、簡易ベッド、段ボールベッド、パーティション、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器や、感染症対策に必要な物資等の整備を図る。

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備の整備に努めるものとする。

備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。

町は、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の設備の整備に努める。

避難所は次の表の地域ごとに掲げる施設・設備を備えるよう努めるものとする。

(5) 新たな技術を用いた設備の活用

町は、指定避難所等において衛星通信設備や循環式の手洗い所など、新たな技術を用いた設備が活用できるよう導入を進め、体制の構築に努めるものとする。

指定避難所等で使用する設備等については、災害時に確実に活用できるよう、訓練はもとより、平時からの利用に努めることとする。

地域	施設・設備
区	・町内公民館、集落センター等を避難所等として設定。 ・鋸やバールなど基本的な防災資機材等を備蓄。
小学校区	・小中学校等を指定避難所及び地域情報センターとして設定。 ・情報端末となるパソコンや耐震性防火水槽（貯水槽）を備え、非常食や防災資機材等を備蓄。 ・仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した施設・設備を整備 ・施設内又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資を備蓄 ・再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備の整備
全域	・町の保健福祉施設等を要配慮者に対するサービスの拠点として整備し、必要物資を備蓄。

(6) 避難所の運営管理に必要な知識の普及

町は、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

第５ 一時避難所（総務班）

(1) 一時避難所の位置づけ

円滑な避難行動を実施し、また、一定の生活環境を確保する観点から、町は各地区の集落センター等を一時避難所として位置づけ、住民に対して一時避難所の場所、収容人数等について、周知徹底するものとする。

(2) 避難所の機能強化

町は、地区が行う一時避難の機能強化の取組に対して、支援に努めるものとする。

第６ 避難路等避難誘導体制の整備（総務班）

町は、災害時における迅速かつ安全な避難を確保するため、避難路をあらかじめ指定するとともに、案内標識等の整備、避難誘導マップ等の作成など住民に対する周知、避難誘導体制の確立を図る。

(1) 案内標識等の整備

避難所及び避難路に避難標識、案内板等を計画的に設置し、住民に対して周知徹底を図る。

避難所、避難路等に案内標識、誘導標識等の設置を推進し、平常時から住民への周知を図る。

(2) 住民に対する周知

避難時の心得として次の事項について、あらかじめ住民に対して、周知徹底を図る。

① 火気、危険物等の始末を完全に行うこと。また、時間的余裕がある場合は、家屋の補強を行い、家財を高いところに移動させること。

② 食料、飲料水、日用品、最小限の着替え、応急医薬品、懐中電灯、電池、ラジオ、貴重品等を携行すること。なお、携行する物品等は、あらかじめ非常持出袋に入れておくこと。

③ 貴重品以外の荷物（大量の家具類等）は持ち出さないこと。

④ 服装は、できるだけ軽装とするが、素足を避け、必ず帽子、ヘルメット、頭巾等を着用するとともに、季節によっては、雨具、防寒具等を携行すること。

⑤ できるだけ氏名票（住所、本籍、氏名、年齢、血液型を記入したもので水にぬれても良いもの）を準備し、携行すること。

⑥ 事業所は、浸水その他の被害による油脂類の流失防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講じること。

(3) 避難誘導体制の確立

災害時に自主防災組織、敦賀警察署、美浜消防団等と連携して、円滑な避難誘導が実施できるよう、避難路の要所への誘導員の配置など避難誘導方法について検討する。

また、高齢者、障がい者等の要配慮者の避難が円滑になされるよう、自主防災組織等を中心とした地域住民の協力が得られる体制づくりを推進するとともに、民生委員・児童委員等の協力を得て、プライバシーの保護に十分留意しながら要配慮者の把握に努める。

さらに、町は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、防災訓練の実施や防災マップ、コミュニティタイムライン、マイタイムラインを住民に周知する。なお、防災マップ、コミュニティタイムライン、マイタイムラインの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

なお、津波による危険が予想される地域について町は、訓練の実施等を通じて、また、住民、自主防災組織、消防機関、敦賀警察署、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行う。その際、水害、土砂災害、河川の氾濫、台風等による高潮や河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とし、町は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。ただし、各地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。なお、検討にあたっては、敦賀警察署と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。

町は、消防職員及び消防団員、水防団員、警察官、町職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知する。また、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直しを行う。

町は、避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

(4) 放送事業者等への防災情報提供体制の整備

町は、放送事業者に対し、避難に関する情報が迅速かつ確実に提供できるよう、情報提供体制の整備に努める。

(5) 避難基準の明確化

避難指示等意思決定を迅速・的確に行うため、避難指示等の判断基準を策定する。なお、判断基準については、雨量、河川の水位等具体的な指標によるものとする。

(6) 学校等での避難誘導体制

町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童・生徒等の保護者への引き渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。さらに、町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育園等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

第７　避難所運営体制の整備（総務班）

町は、避難所の円滑な管理・運営を図るため、管理運営方法を決定するとともに、避難者の自治体制及び施設管理者の支援体制を整備する。

(1) 管理・運営方法の決定

災害発生後、速やかに管理運営体制を構築するため、あらかじめ避難所の維持管理体制及び災害発生時の要員の派遣方法を定めるとともに、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。また、避難場所として指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進める。

避難所においては、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置など女性や子育て家庭のニーズに配慮した設備の整備や要配慮者に配慮したスロープ等の施設の整備、必要に応じて家庭動物の受入に配慮する。

なお、町は、災害時における非常通話等の迅速化、円滑化を図り、かつ、輻輳を避けるため、災害時優先電話をあらかじめ西日本電信電話株式会社の事業所に申請し、承認を受けておく。

(2) 避難者の自治体制の整備

町は、避難場所の運営管理にあたり、避難場所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。

また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、自主防災組織や被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意することとする。

また、避難所運営の円滑化を図るため、運営の中心となる自主防災組織等の組織と協議し、予定される避難所ごとに、あらかじめ避難者の自治組織に係る事項や、避難者に対する情報伝達に係る事項などを定める「避難所運営マニュアル」を作成する。

(3) 施設管理者の運営支援体制の整備

避難所の施設管理者に対し、避難所設置時には避難所の管理・運営に協力するほか、運営の支援を行うよう、あらかじめ依頼する。

(4) 避難所の運営管理に必要な知識等の普及

町は、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

第８　避難所情報通信体制の整備（総務班）

町は、県等と連携し、避難所として指定している小中学校等に設置されているパソコンの端末化を促進するとともに、未設置箇所へのパソコンの設置を促進する。

また、こうした端末のオペレーターの確保又は育成の面から、小中学校でのカリキュラムあるいは課外活動など教育システムに組み込み、避難所設置時のオペレーターを育成する。

さらに、普段からパソコンネットワーク運用のノウハウを蓄積するため、常設のネットワークを開設する。

第９　広域避難のための体制の整備（総務班）

町は、大規模災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在にかかる応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

町は、指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用に供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

第10　避難所における良好な生活環境の確保（総務班）

町は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

【関係資料】資料15－１　避難所一覧表

第 19 節　医療救護予防計画

第１　計画の方針

町は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、消防機関や警察等の防災機関と関係医療機関との密接な連携体制の強化を図る。

また、職員の訓練や高度な技術・資機材の整備された救助隊の整備を推進し、救助・救急機能の強化を図るとともに、住民等による救助活動のための条件整備を行う観点から、住民等の意識啓発や災害救助用資機材の準備等を行う。

第２　医療救護活動体制の確立（保健福祉班）

町は、迅速かつ的確な医療救護活動の実施を図るため、初期医療体制を整備するとともに、医薬品等の確保、医療施設の耐震化及び医療救護所間の情報通信体制の整備に努める。

(1) 初期医療体制の整備

救護所の設置、救護班の編成、出動について三方郡医師会と協議して、あらかじめ計画を定めるとともに、自主防災組織等による軽症の負傷者等の応急救護及び救護班の活動支援体制の計画を定めておく。

(2) 医薬品等の確保

診療所を中心に医薬品等の備蓄に努めるとともに、平常時から関連業者等との協力体制の整備を推進する。

(3) 医療施設の耐震化

県と連携し、医療救護の拠点となる医療施設について、災害時にその機能と安全性を確保するため、耐震性の点検・強化の指導、補強建て替えの促進を図る。

(4) 広域的応急医療体制の確立

県及び関係機関による広域応急医療体制確立のため、町は、医療救護班の受入体制の整備や連絡体制等災害時の広域的な医療体制整備に協力する。

また、町、国、県及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に確保するため、広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）の利用環境整備に努め、入力操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

(5) 航空搬送拠点の整備

町及び県は、地域の実情に応じて、広域後方医療施設への傷病者の搬送にあたり航空搬送拠点として使用することが適当な民間空港、自衛隊の基地、大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。なお、これらの航空搬送拠点には、広域後方医療関係機関と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定の基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備をあらかじめ整備しておくよう努める。

(6) 中長期における医療体制の充実

町は、県、三方郡医師会、地域の災害拠点病院関係者等と連携し、急性期から中長期へ移行するための医療提供体制を構築する。

【関係資料】資料12－１　災害時収容病院一覧表
資料12－２　医薬品等販売店一覧表

第 20 節　二次災害防止体制整備計画

第１　計画の方針

二次災害から人命の安全を守るため、被災建築物応急危険度判定制度及び被災宅地危険度判定制度の整備に努め、災害時における円滑な運用を図る。

第２　被災建築物応急危険度判定制度の整備（建設班）

町は、県と連携し、地震によって被災した建築物の危険度を判定するための制度の整備を図る。

(1) 判定士の養成

県が実施する建築士等を対象とした被災建築物応急危険度判定講習会の開催、受講者の登録に協力することによって、早急に建築物応急危険度判定士の養成に努める。

(2) 実施体制の整備

応急危険度判定の方法、判定士の権限、身分保障、派遣要請等について、県と相互に緊密な連携を図る。

また、災害時に県に対して判定士の派遣を要請した場合における判定士の受入体制、必要資機材の整備など実施体制の整備に努める。

(3) 制度の普及啓発

県と連携し、被災建築物応急危険度判定制度の趣旨について住民の理解が得られるよう、広報紙等を通じて普及啓発に努める。

第３　被災宅地危険度判定制度の整備（建設班）

町は、県と連携し、大地震、豪雨等によって大規模かつ広範囲に被災した宅地の危険度を判定するための制度の整備を図る。

(1) 判定士の養成

県が実施する土木、建築技術者等を対象とした被災宅地危険度判定講習会の開催、受講者の登録に協力することによって、早急に被災宅地危険度判定士の養成に努める。

(2) 実施体制の整備

危険度判定の方法、判定士の権限、身分保障、派遣要請等について、県と相互に緊密な連携を図る。

また、災害時に県に対して判定士の派遣を要請した場合における判定士の受入体制、必要資機材の整備など実施体制の整備に努める。

(3) 制度の普及啓発

県と連携し、被災宅地危険度判定制度の趣旨について住民の理解が得られるよう、広報紙等を通じて普及啓発に努める。

第 21 節　飲料水、食料品、生活必需品等の確保計画

第１　計画の方針

町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定める。

第２　個人備蓄の推進（総務班）

町及び県は、住民に対し、「自分の身は自分で守る。」という防災の基本に基づき、３日分以上の飲料水（１人１日３リットルを基準）、食料、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（応急医薬品、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の常備について普及及び啓発を図る。特に、道路の寸断等により孤立する可能性がある地域について、町はそれらの地域に住んでいる住民に対し、積極的に個人備蓄の呼びかけを行う。

第３　町の備蓄の推進（総務班）

町は、災害時における円滑な物資の供給を図るため、指定避難所となる小中学校において、生命、生活を維持するために最低限必要な飲料水、食料、毛布、日用品、資機材等の分散備蓄を図る。

第４　必要物資調達体制の整備（関係各班）

町は、災害時における円滑な必要物資の調達を図るため、関係業界団体との協定の締結に努めるなど必要な措置を講じる。

(1) 関係業界団体等との協定締結

飲料水、食料、日用品、資機材など生活を維持するために最低限必要な緊急物資の調達について、関係業者の能力や実績を勘案し、あらかじめ関係業界団体等と協定を締結するよう努める。

(2) インターネットメールの活用

避難所における必要物資を把握し、町と県及び市町間において、不足している必要物資の融通を図るため、県、市町間のインターネットメールシステムの整備、運用方法を検討し、ネットワークによるシステムづくりを推進する。

(3) 物資調達のマニュアル化

必要物資の種類、品目、数量、調達先、連絡先及び連絡方法を明確にするなどマニュアル化を図る。

(4) 事業者団体等との連携

農林水産物、畜産物、林産物の被災地への供給を確保するため、事業者団体や集出荷施設、販売・輸送業者等との連絡体制の整備を図るとともに、定期的に在庫量等を把握するための情報収集を行う。

第５　給水体制の整備（上下水道班）

町は、県と連携して、上水道・簡易水道施設が被害を受けたときの緊急用水の確保を図るため、指定避難所等に緊急ろ水装置や耐震性貯水槽の整備に努めるとともに、地下水を利用するにあたっての水質条件等のガイドラインを早急に設定するとともに、井戸水等を利用した施設整備を研究する。

また災害時における円滑な緊急用水の供給を図るため、早期に広域ブロックごとに給水車の整備を促進する。

【関係資料】資料11－１　米穀等の配給経路
資料11－２　ＪＡ敦賀美方施設（美浜管内）の概要（米穀備蓄倉庫一覧表）
資料11－３　米穀備蓄関係連絡先一覧表

第 22 節　交通輸送体系整備計画

第１　計画の方針

災害発生時の災害応急対策を迅速に実施するには、被災後、直ちに輸送機能の確保が必要であることから、輸送体制を整備する。

第２　緊急輸送路（建設班）

町は、県の策定する緊急輸送路確保計画と連携を保つことを基本として、総合的な緊急輸送路確保計画を早急に策定する。

第３　交通規制計画（住民環境班）

県警察は、震災が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、災害発生後の被災地への流入車両の抑制を行い、物資輸送等緊急通行車両および事前届出対象の規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の通行を確保するため、緊急交通路指定予定路線等を定めた「大規模災害発生時の交通規制計画」に基づき、被災地への車両の流入禁止規制、緊急交通路の指定等の交通規制について習熟を図る。

また、災害発生後、隣接・近接各府県との相互協定により、緊急交通路を確保するための広域交通規制を実施する体制について習熟を図るとともに、緊急通行車両等の通行を確保するための交通規制用装備資機材や非常時信号交通安全施設の整備、交通情報提供機能の強化を図る。

さらに、交通総量削減のための広報、協力要請や運転者に対する啓発活動の強化を図る。

また、「緊急通行車両の確認等に関する規定」に基づき、規制除外車両の事前届出を受理するものとする。

第４　公共交通機関による輸送確保体制の整備（産業班）

町、県、交通事業者等の交通関係機関は、災害発生後、速やかに代替交通手段を確保するための被害状況の把握（被害の程度、復旧の見込）、代替道路の設定及び道路交通規制の実施に必要な情報の連絡体制等について、マニュアル化を図る。

また、鉄道、バス、トラック、タクシー等の種別・台数等の現況調査を随時行い、公共交通機関の活用を図るとともに、他府県への義援物資の輸送に必要となる車両や乗務員の迅速な確保及び義援物資受入の際に地理・交通情報を伝達する手段の確保を図る。

第５　陸上輸送体制の整備（産業班）

町は、災害時における迅速な輸送機能の確保を図るため、輸送体制の整備に努めるとともに、緊急通行車両を確保する。

(1) 輸送体制の整備

緊急輸送の円滑な実施を図るため、運送業者等との協定締結に努めるとともに、町が所有する車両の配備計画を作成する。

(2) 緊急通行車両の確保

緊急輸送の円滑な実施を図るため、町所有車両のうち、緊急通行車両として使用する計画のある車両については、緊急通行車両の事前届出手続を行う。

(3) 災害対策用緊急輸送道路の選定

災害によって自らが管理する道路施設が被害を受けた場合に、災害対策活動を迅速かつ効果的に推進するため、重点的に応急復旧する路線をあらかじめ選定する。

第６　海上輸送体制の整備（産業班）

町は、漁港を活用した災害時の緊急海上輸送に備えるため、美浜町漁業協同組合、県及び敦賀海上保安部と連携し、運行方法等について定める。

第７　災害対策用ヘリポートの整備（総務班）

町は、災害時の救助救援活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を活かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できるヘリポートの選定及び整備に努める。

(1) ヘリポートの選定

ヘリポートは、学校の校庭、公共の運動場、河川敷等から、次の事項に留意して選定する。

① 十分に平坦であり、ヘリコプターの離着陸に耐えうる地盤堅固な土地であること。

② 最大縦断勾配及び最大横断勾配は、それぞれ５％以内であること。

③ 車両の進入路があること。

④ 図の斜線上に障害物がないこと。

【回転翼航空機の場合の進入区域、進入表面、仮想離着陸地帯の略図】

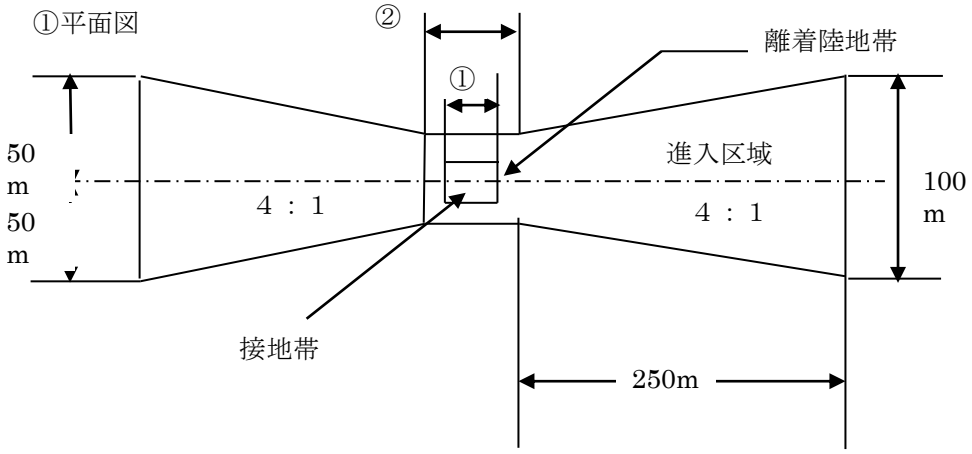

①接　地　帯：長さ及び幅は使用機の全長以上の長さとする。

②離着陸地帯：長さ及び幅は使用機の全長に２０ｍ以上を加えた長さとする。

※全長が２０ｍを越す機材については全長の２倍以上の長さとする。

※離着陸地帯は原則として地上に設定する。ただし、周囲環境により地上に設定できない場合、障害物の程度により「仮想離着陸地帯」として１５ｍまでの高さを限度に離着陸地帯の上空に設定することができる。

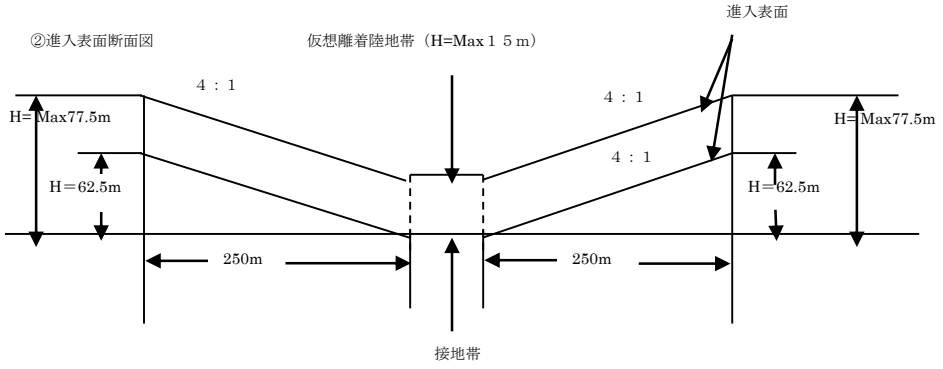

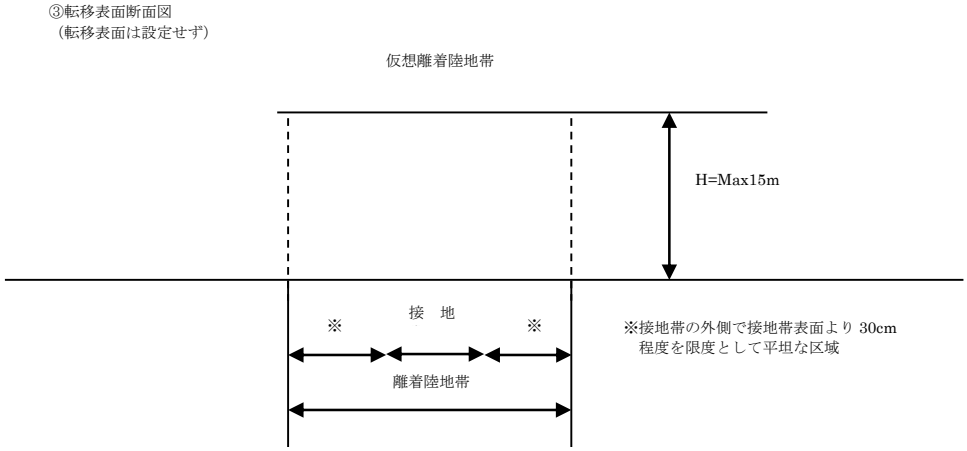

(2) 林野火災における空中消火基地

林野火災における空中消火基地は、上記(1)「ヘリポートの選定」によるほか、特に、次の事項に留意して選定する。

① 水利、水源が近いこと。

② 複数の駐機が可能であること。

③ 補給基地が設けられること。

④ 気流が安定していること。

(3) 県への報告

新たにヘリポートを選定した場合には、県に次の事項を報告する。また、既存のヘリポートについて、随時、点検を行い、変更を行う必要がある場合も同様とする。

① ヘリポート番号

② 所在地（緯度、経度）及び名称

③ 施設等の管理者及び電話番号

④ 無障害地帯面積（○m×○m）

⑤ 付近の障害物等の状況（略図添付）

(4) ヘリポートの管理

選定したヘリポートの管理については、現状の把握に努めるとともに、常に使用できるように配慮する。

【関係資料】資料13－１　所管別公用車維持管理一覧表
資料13－５　ヘリポート適地一覧表

第 23 節　広域的相互応援体制整備計画

第１　計画の方針

大規模災害時においては、一地域の防災関係機関だけでは対応できない事態が想定されるため、他地域からの応援又は他地域への応援を必要とする場合に備え、広域的な相互応援体制を整備する。

第２　県内広域相互応援体制の整備（総務班）

町は、県域内における広域的防災体制を確立するため、災害時相互応援協定及び消防相互応援協定に基づく連携体制を整備する。町は、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有化を図るなど、必要な準備を整えておく。

(1) 災害時相互応援協定

町独自では十分な応急措置が実施できない場合に備え、町が他の市町に要請する応急措置を円滑に遂行するために締結した「福井県・市町村災害相互応援協定」に基づき、密接な連携体制を整備する。町は、必要に応じて、被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整える。

(2) 消防相互応援協定

県内の消防における相互応援体制を確立するため、県下の全市町が参画する「福井県広域消防相互応援協定」を活用し、消防広域応援体制を整備する。

第３　県外市町村広域相互応援体制の整備（総務班）

町は、県域を越えた広域的防災体制を確立するため、県外市町村との相互応援協定の締結を推進する。

第４　協定締結機関との合同訓練等の実施（総務班）

応援協定の締結機関に対する応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請手順、連絡方法、窓口等を取り決めておくとともに、それらに基づく通信訓練等を含めた合同防災訓練を実施する。

第５　広域応援・受援体制の整備（総務班）

町及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けられるよう、応援・受援計画を策定し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、応援職員の指定、応援時の携行品の整備、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。なお、その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮すること。

また、町及び県は、感染症対策のため、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとし、町及び県は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

【関係資料】資料８－１　防災関係機関連絡先一覧表
資料９－１　協定締結状況一覧表
資料９－２　県防災ヘリコプター応援要請書の様式

第 24 節　防災訓練計画

第１　計画の方針

災害発生時において応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、地域の災害リスクに基づき、隣接市町など他の自治体等との連携にも配慮した訓練や図上訓練の実施、あるいは災害の原因や規模、降雪等の気象条件など幅広い想定に基づく訓練の実施など、防災関係機関の連携体制を強化するとともに、住民の防災意識の高揚を図るため、防災関係機関が住民その他関係機関の協力を得て災害に関する各種の訓練を実施する。

第２　実施責務及び協力

(1) 災害予防責任者（町の場合は総務課長）は、個別に又は共同して、必要な訓練を行うものとする。

(2) 災害予防責任者の属する機関の職員、従業員は、防災計画等の定めるところにより、防災訓練に参加するものとする。

(3) 住民その他関係諸団体は、災害予防責任者の行う防災訓練や地域の防災訓練などに参加、協力するものとする。

(4) 災害予防責任者は、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第３　防災訓練の実施（総務班）

町は、他の防災関係機関等と連携し、防災意識の高揚、防災体制の確立、地域防災計画等の習熟、関係機関等との連携体制の強化を図るため、各種防災訓練を実施する。

(1) 総合防災訓練

町は、災害に際し、町、敦賀美方消防組合をはじめ防災関係機関及び住民が一体となって相互に連携協力し、応急対策が迅速かつ適切に行えるよう、毎年「防災の日」や「防災週間」にあわせ、消火訓練、避難訓練等の総合的な防災訓練を実施する。

(2) 広域合同防災訓練

町は、隣接市町との連携体制を強化するため、隣接市町と広域合同防災訓練を定期的に実施する。

(3) 関係機関との合同訓練等

自衛隊、海上保安部等に対する派遣要請等が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の分野ごとに、要請手順、連絡方法・窓口、連絡班の受入・活動拠点等を取り決めておくこととし、これらに基づく通信訓練や図上訓練等を含めた合同防災訓練や定期協議を実施する。

(4) 水防訓練

町及び県は、管理区域における水防活動の円滑な遂行を図るため、個別に又は相互に協力して、津波予警報等の伝達、各水防工法等の訓練を実施する。

(5) 消防訓練

敦賀美方消防組合をはじめ消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、個別に又は相互に協力して、非常招集、火災防御、救助等の訓練を実施する。

(6) 避難訓練

町は、敦賀警察署等と連携し、災害に際し、住民等が迅速に避難できるよう、地域、学校、診療所、事業所、交通機関等において、あらゆる状況を想定した避難訓練を実施する。

感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

(7) 救助救護訓練

町、県をはじめ災害救助実施機関は、災害に際し、迅速かつ的確な救助、救護を行うため、救出、医療助産、炊き出し、給水、物資輸送等の訓練を実施する。

(8) 通信連絡訓練

町、県をはじめ防災関係機関は、災害時における通信情報連絡を迅速かつ的確に実施するため、平素より連絡体制の整備と通信手段、機材の操作等について万全を期するため、訓練を適時実施し、連携体制の構築を図るものとする。

(9) 災害情報連絡訓練

町、県をはじめ防災関係機関は、気象予警報その他災害に関する情報、指示、命令及び報告等を円滑に実施するため、連絡体 制の強化を主に実施するものとする。

(10) 非常通信連絡訓練

町は、災害に際し、有線通信系統が不通となり、又は利用することが著しく困難な場合に、北陸地方非常通信協議会の構成機関に要請し、それぞれの機関が所有する無線局によって、他の防災関係機関との通信の確保を図るための訓練を実施する。

(11) 非常招集（参集）訓練

町、県をはじめ防災関係機関は、災害に際し、応急活動に必要な職員の迅速かつ的確な招集（参集）できるように適宜訓練を実施する。

(12) 実践的な防災訓練の実施

町は、定期的に行う通常の防災訓練に加えて、訓練される側が事前にシナリオを知らされないまま行う形式の図上訓練や災害の発生が想定される現地での実践的訓練等の導入を図る。

(13) 自主防災組織と自衛消防組織の合同訓練

町及び県は、事業所における自衛消防組織が、地域における自主防災組織と連携を強め、一体的に防災活動が実施できるよう合同訓練の実施について指導助言を行う。

第４　防災訓練に関する普及啓発（総務班）

町及び県は、防災関係機関、事業所等による防災訓練の参加者となる住民に対して、広報紙等によって普及啓発を行い、防災訓練への参加意識の高揚を図る。

第５　訓練の実施方法（総務班）

訓練の実施にあたっては、あらゆる災害を想定するとともに、訓練の目的を具体的に設定したうえで、その種別・規模によって訓練効果のある時期、場所等を選定するとともに、実施機関が単独又は他の機関と共同し、いくつかの訓練を組み合わせて実施するなど、効果が上がるよう検討する。また、実施内容の点検の上、新たな実施項目を追加するとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、総合防災訓練の充実強化を図る。

また、訓練の実施結果を記録するとともに、事後評価を行い、必要に応じて防災体制等の改善を図る。

第６　要配慮者に対する配慮事項（保健福祉班）

要配慮者に対する配慮事項については、本章第27節「要配慮者災害予防計画」によるものとする。

第 25 節　防災知識普及計画

第１　計画の方針

災害から住民の生命、身体、財産を守るためには防災関係機関の職員は勿論のこと、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、住民一人ひとりが日頃から災害について認識を深め、自分の身体、自分の財産はまず自分で守るということを意識し行動することや、地域の人々が互いに助け合うという意識と行動が大切である。

このため町は、防災広報、防災教育等の機会を通じ、住民の防災意識の高揚に努める。

第２　住民に対する防災知識の普及（総務班）

町は、県及び福井地方気象台と連携し、住民の防災意識の高揚を図るため、気候変動の影響も踏まえつつ、各種の手法を活用した教材、マニュアルを作成するとともに、住民に対する社会教育、防災に関する様々な動向や専門家の知見も取り入れた各種データの分かりやすい発信等を通じて、防災に関する関心を高め、防災知識を普及させる。災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとることや、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成、指定避難所や、仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者等が性犯 罪やＤＶの被害に遭わないよう、お互いに助け合いを促す環境づくりなどの促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

(1) 普及の方法

防災知識の普及方法は、おおむね次のとおりとする。

① 町の広報媒体の活用
② 講習会、研修会、実地研修等の開催（要配慮者にも十分配慮する。）
③ 報道機関を通じた広報
④ 防災週間や津波防災の日等にあわせての防災知識啓発行事の開催
⑤ 防災週間や津波防災の日等にあわせての防災訓練の実施
⑥ 防災パンフレット、ハザードマップ、災害発生時の行動マニュアル、住民用地震・津波防災手引き等の配布
⑦ 住民運動としての地域的取組の推進
⑧ ＳＮＳ等を活用した情報発信

(2) 普及の内容

防災知識の普及内容は、おおむね次のとおりとする。

① 町地域防災計画の概要
② 災害に関する一般知識
③ 地震に関する一般知識

④　津波に関する一般知識

ア　避難行動に関する知識

・我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度４程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること

・海水浴場等において、赤と白の格子模様の旗（以下「津波フラッグ」という。） による津波警報等の伝達があったときは、直ちに避難行動をとること

・避難にあたっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動をとることが他の地域住民の避難を促すこと

イ　津波の特性に関する情報

・地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること

・標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること

・海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること

・津波の第一波は引き波だけでなく押し波からはじまることもあること

・第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性があること

ウ　津波に関する想定・予測の不確実性

・地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること

・浸水想定区域外でも浸水する可能性があること

・緊急避難場所・避難所の孤立や緊急避難場所・避難所自体の被災も有り得ること

⑤　過去の主な被害事例

⑥　福井県における被害想定

⑦　浸水想定区域、土砂災害危険箇所等

⑧　平常時の心得

ア　非常持出品の準備

イ　家具・ブロック塀等の転倒防止対策

ウ　飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備

エ　様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震発生時にとるべき行動

オ　津波警報等発表時や避難指示等の発令時にとるべき行動

カ　緊急避難場所、避難所での行動

キ　災害時の家族内の連絡方法や避難ルールの取り決め

ク　負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策

ケ　自動車へのこまめな満タン給油

⑨　最低３日間、推奨１週間分の水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄

⑩　早期避難の重要性等災害発生時の心得

⑪　警報等発表時、避難指示・高齢者等避難の発令時にとるべき行動、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動

⑫　避難所における夏季の熱中症予防や対処法

⑬　指定緊急避難所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等

⑭　緊急地震速報のしくみと利用の心得

⑮　地震や津波発生時の心得

⑯　各機関の防災対策

⑰　地震や津波災害事例

⑱　本県における地震・津波被害想定

⑲　その他必要な事項

⑳　地震保険に関する知識

第３　防災関係職員の防災研修（総務班）

町は、防災業務に従事する職員に対し、災害時における適正な判断力を養うとともに、防災活動の円滑な実施を期するため、専門家の知見や職員動員等の非常対応マニュアルを活用するほか、次により防災研修の徹底を図る。また、専門的な人材の育成確保を図ることが重要であることから、研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携等人材育成を体系的に図るしくみを構築する。

(1) 研修の方法

防災研修の方法は、おおむね次のとおりとする。

①　講習会、講演会等の開催

②　見学、現地調査等の実施

③　防災活動手引書等の配布

④　防災訓練による実戦的研修

(2) 研修の内容

防災研修の内容は、おおむね次のとおりとする。

①　町地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制並びに各自の任務分担

②　非常参集の方法

③　災害発生原因についての知識、災害の特性

④　防災知識及び技術

⑤　防災関係法令の運用

⑥　その他必要な事項

第４　学校における防災教育（住民避難班）

町は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。また、学校において、避難訓練とあわせた防災教育の実施に努め、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すとともに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の

推進に努めるものとする。

(1) 児童・生徒に対しての防災教育を推進し、防災知識の普及啓発、実践的な行動力の修得等を図る。

① 学校教育における防災知識の指導

② 防災訓練の実施

③ 学校行事等における指導

(2) 教職員に対して防災に関する知識の普及を図るとともに、応急時における処置方法を研修する。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

第５　自動車運転者等に対する防災教育（敦賀警察署）

敦賀警察署は、自動車の運転者及び使用者に対し、災害発生時における自動車の運行措置について各種講習会等の開催によって防災教育を実施する。

第６　防災上重要な施設の管理者等の防災教育（関係各班）

町、県をはじめ防災関係機関は、防災上重要な施設や危険物を有する施設等の管理者に対し、施設の耐震化の促進や災害時の防災教育を実施する。

第７　事業者等に対する防災知識の普及啓発（関係各班）

町は、県の要請に基づき、事業者団体、地域団体等を通じて、事業者等に対し、円滑な防災活動を実施するための防災計画の作成を指導するとともに、防災機関と連携して、企業における防災の専門家の育成に努める。町は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取組む。

第８　要配慮者に対する防災知識の普及（保健福祉班）

要配慮者に対する防災知識の普及については、本章第27節「要配慮者災害予防計画」によるものとする。

第９　災害教訓の伝承（総務班）

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。町は、災害教訓の伝承の必要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第10　地震保険の普及・促進（総務班・産業班）

町及び県は、家屋や施設園芸用施設等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、住民の地震保険・共済や農業保険への加入の促進に努める。

第 26 節　自主防災組織等整備計画

第１　計画の方針

災害発生時に、行政と住民及び事業所が一体となって災害対策活動に取り組み、被害拡大を防止するため、地域や事業所等における自主防災組織の育成・強化を図る。

第２　組織の種類

自主防災組織は、次のものとする。

(1) 地域の防災組織

町内会、自治会等で地域住民が自主的に組織し、設置するもの

(2) 施設、事業所等の防災組織

学校、病院、事業所、興業所等の施設及び危険物等を取扱う事業所において、管理者が組織し、設置するもの

(3) 各種団体の防災組織

婦人団体、青年団体、アマチュア無線関係団体等の各種団体が自主的に組織し、設置するもの

第３　組織の編成及び構成

(1) 自主防災組織の編成

ア　自主防災組織は、小学校区を中心に地域の実情に応じ、自治会活動に防災活動を組み入れることや、婦人団体や青年団体等その地域で活動している組織の活動に防災活動を組み入れることによりその組織化を図る。

イ　通勤者が多い地域においては、昼間の活動に支障のないよう在宅者中心の組織を編成する。

ウ　施設、事業所における自衛消防組織は、地域を構成する一員として地域における自主防災組織に協力参加する。

(2) 自主防災組織の規約

自主防災組織を運営していくうえで基本的な事項は、規約で定める。

(3) 自主防災組織の構成

自主防災組織の構成は、それぞれの規約で定めるところであるが、例示すると次のとおりである。

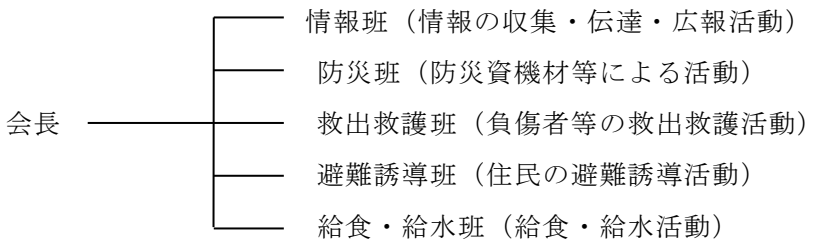

第４　地域住民等の自主防災組織（総務班）

町は、地域における自主防災組織の育成・強化を図るため、必要な措置を講じる。

(1) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時及び災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努める。自主防災組織等は、地域住民等の協力を得ながら、主体的に避難所運営ができるように努める。

①　平常時の活動

ア　防災関係機関と住民との間で災害情報が正確かつ迅速に伝えられるような体制を確立する。

イ　防災意識の普及啓発を図る。

ウ　防災訓練（初期消火、情報収集伝達、救出救護、避難誘導等）を実施するとともに防災関係機関が実施する訓練に積極的に参加する。

エ　火気使用設備器具等の点検を指導する。

オ　防災用資機材等の早急な整備及び点検を実施する。

カ　住民が非常食・救急医薬品等を常時、備蓄するよう指導する。

キ　住民参加のもとで地域ぐるみの安全点検を実施する。（町内防災点検の日）

ク　避難路及び避難所の確認を行う。

ケ　独居老人等要配慮者の把握を行う。

②　災害発生時の活動

ア　地域内の被害状況及び必要な情報を収集し、町等に通報する。

イ　防災関係機関からの災害に関する情報を地域住民に伝達する。

ウ　被災者の救出救護を実施する。

エ　各家庭に対し、出火防止を呼びかけるとともに、出火した場合は、一致協力して飛火警戒、初期消火にあたる。

オ　要配慮者に十分配慮し、地域住民の避難誘導を実施する。

カ　その他、防災関係機関の行う応急対策活動に協力する。

キ　避難所運営

(2) 組織化の推進

町は、平常時から地域コミュニティの再生を図るとともに、県の支援指導のもと、自主防災組織が防災コミュニティを構成する最も重要な組織であることにかんがみ、各集落を中心として地域の実情に応じ、自治会活動への防災活動の組み入れ又は婦人会、青年団等その地域で活動している組織の活動への防災活動の組み入れによって、早期に組織化及び育成を図る。特に「防災とボランティアの日、週間」における啓発行事を実施するなど自主的な防災活動の普及に努める。

(3) 自主防災組織の防災リーダー育成

町は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に活動の中心的な役割を果たす防災リーダーを育成する。

(4) 自主防災組織への支援

自主防災組織の活動に必要となる資機材等の支援並びに技術的指導に努める。

① 資機材等の支援

県の助成のもと、自主防災組織が自発的に行う初期消火・救助・救護活動等に必要な施設や資機材の整備に努める。なお、施設や資機材の概要は、次のとおりである。

ア コミュニティ防災拠点施設の概要

研修、会議、備蓄を行うことができる防災の拠点施設

イ 防災資機材の概要

種　別	内　容
初期消火用	可搬式動力ポンプ、消火器、組立型水槽、耐震性貯水槽（防火水槽）等
救助活動用	携帯用無線機、ハンドマイク、発電機等
救護活動用	ろ過器、救急医療器セット、防水シート、簡易トイレ等
訓　練　用	ビデオ、映写装置、訓練用消火器具等

② 技術的指導

県と連携し、自主防災組織の技術力の向上を図るため、定期的に研修会を開催し、活動の中心的な役割を果たす防災リーダーを育成するとともに、防災活動の技術的指導、助言を行う。

また、防火・防災講習会、防災訓練、応急手当訓練等の支援に努める。

第５　事業所等における自衛消防組織（総務班、敦賀美方消防組合）

町は、事業所等における自衛消防組織の育成・強化を図るため、必要な措置を講じる。

(1) 自衛消防組織の活動内容

事業所等は、それぞれの防災計画に基づき、平常時及び災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努める。また、事業所は、生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努めるとともに、地震発生時においては、施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

① 平常時の活動

ア 防災関係機関と事業所等の間で災害情報が正確かつ迅速に伝えられるような体制を確立するとともに、地域との連携を強化する。

イ 従業員等に対し、防災教育を行う。

ウ 防災訓練を実施する。

エ 火気使用設備器具等の点検を実施する。

オ 消防用設備等の整備、点検を実施する。

② 災害発生時の活動

ア 事業所内で災害が発生した場合は、直ちに防災関係機関に通報する。

イ 地域における防災活動に積極的に協力する。

ウ 火災が発生した場合は、初期消火活動を行う。

エ　要配慮者に十分配慮し、避難誘導を実施する。

オ　負傷者の救出救護を実施する。

カ　その他、防災関係機関の行う応急対策活動に協力する。

(2) 自衛防災組織への指導等

多数の者が出入りする施設及び特定の危険物等を取扱う事業所等については、消防法により消防計画等を作成し、自衛消防組織を設置することが義務付けられているが、それ以外の組織についても自衛消防組織の設置を推進することとし、県と連携し、指導に努める。

また、事業者等が組織する自衛消防組織の組織率向上や事業者等の事業継続計画（ＢＣＰ）策定に向けて、商工団体、事業者団体、地域団体等を通じた指導や広報を推進するとともに、活動の活性化のため、リーダーの育成等に努める。

第６　自主防災組織と自衛消防組織との連携（総務班）

町及び県は、事業所における自衛消防組織が地域における自主防災組織と連携を強め、一体的に防災活動が実施できるよう体制づくりを推進する。

第７　地区防災計画の作成（総務班）

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう町内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第８　消防団の充実・活性化（総務班、敦賀美方消防組合）

町は、消防団の団員の減少や平均年齢の上昇に伴い、女性消防団員・若手消防団員の確保等に積極的に取組むこととする。

第 27 節　要配慮者災害予防計画

第１　計画の方針

災害が発生した場合に被害を受けやすい、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者の安全の確保を図るため、高齢者、障がい者に配慮したまちづくり、社会福祉施設等における防災体制の強化を推進するとともに、防災知識の普及、地域ぐるみの救護体制の整備等を行う。

第２　高齢者、障がい者に配慮したまちづくり（保健福祉班）

町は、高齢者や障がい者が安心して生活できるよう、福祉のまちづくりを推進するとともに、避難路の整備・確保を図る。

(1) 福祉のまちづくりの推進

高齢者や障がい者の社会参加の基盤となる生活環境の改善について、地域社会全体で取組むため、「福井県福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者や障がい者に配慮したまちづくりを推進する。

(2) 避難路の整備・確保

要配慮者利用施設等から避難所に至るまでの経路を各施設において点検し、避難する際に障害となる物を除去するなど、避難路の安全確保を図る。

また、不特定多数の人が利用する公共施設において、目や耳の不自由な人のため、光と音を使った非常時用の避難誘導システムの導入を促進するよう検討する。

第３　要配慮者利用施設における防災体制の強化（保健福祉班）

町、県及び要配慮者利用施設の管理者は、要配慮者利用施設における職員や通入所者の安全の確保を図るため、要配慮者利用施設の耐震化及び防災体制の整備について、必要な措置を講じる。

(1) 要配慮者利用施設の耐震化等

町及び県は、要配慮者利用施設の管理者を対象としたスプリンクラーや屋内消火栓の設置、施設の耐震改修の促進についての講習会を開催するなど、耐震化について指導を行う。

また、要配慮者利用施設の管理者は、耐震診断やその結果に基づく計画的な改修を実施し、施設の耐震化を図る。

(2) 要配慮者利用施設の災害応急体制

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、夜間も含めた緊急連絡体制や職員の任務分担についてマニュアル等をあらかじめ定める。

また、災害時には、職員だけでは対応困難な場合も予想されるため、自主防災組織等を中心とした地域住民の協力が得られる体制づくりを推進する。

(3) 避難所の整備

災害時に避難所となる施設の管理者は、要配慮者の利用を考慮して施設の整備に努めるものとする。

また、町は、診療所、社会福祉施設、民間宿泊施設等の避難場所（一時的な避難場所を含む）への活用について、管理者の理解が得られるよう努めるものとする。

(4) 福祉避難所の指定及び周知

町は、要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられ、安心して生活ができる体制が整備された避難所（以下、福祉避難所という。）をあらかじめ指定し、要配慮者を含む地域住民にマップ等で周知している。

なお、福祉避難所の指定にあたっては、原則として、耐震・耐火構造で、バリアフリー化された老人福祉センター及び特別支援学校等の施設を指定するとともに、業務継続計画の策定を行う。

町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

町は、福祉避難所について、受入を想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示するものとする。

町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

第４　情報連絡・伝達設備及び体制の整備（保健福祉班・観光班）

避難行動要支援者に対する情報連絡・伝達設備及び体制については、要介護高齢者、視覚障がい、聴覚障がい、肢体障がい等、避難行動要支援者の特性にあわせ、「個別避難計画」を作成する中で整備を図るものとする。

また、障害の種類や程度等を踏まえて、要配慮者に対する情報連絡・伝達体制を充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送及び文字放送の積極的な活用を図るとともに、携帯電話メール等による避難情報の提供、避難所等での文字媒体（電光掲示板等）の活用等、迅速・確実な情報取得のための設備・機器（電光掲示板等）の設置についても検討し、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策の具体化を図る。

さらに、手話通訳者等の育成を図り、地域ごとの手話通訳者をあらかじめ確保する。

なお、その際、要配慮者のみならず、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても配慮した伝達を行う。

その他、町は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

第５　避難行動要支援者の避難場所から避難所等への運送（保健福祉班）

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所及び福祉避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

第６　防災知識の普及（保健福祉班）

町は、県と協力して、要配慮者の防災行動力の向上を図るため、漫画、ビデオの活用、点字版や外国語版の作成など要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を行う。

また、社会福祉施設や要配慮者を雇用している事業所等の管理者は、施設職員や通入所者等に対し、災害時の心得等について定期的に防災教育を実施するとともに、マニュアル等に基づく防災訓練を実施する。

さらに、町は、高齢者、障がいのある人等の要配慮者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。

第７　地域ぐるみの救護体制の整備（保健福祉班）

町、要配慮者及び要配慮者の近隣の住民は、地域で一体となった要配慮者の救護体制の整備を図るため、相互の連携体制を強化するよう努める。

(1) 町及び関係機関の役割

町は、要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、町地域防災計画に基づき、関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、ＮＰＯ等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

また、町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人同意を得ることにより、又は町の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個

別避難計画を提供するとともに、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の準備など、必要な配慮をするものとする。

町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合又は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

また、町は、災害時におけるホームヘルパー等の介護チームによる在宅や避難所内の要配慮者の介護体制を整備する。

(2) 要配慮者の役割

要配慮者は、災害時に自らの安否を連絡できるよう、近隣の住民、社会福祉施設等とのつながりを保つよう努力する。

第８　要配慮者緊急通報システム等の整備（保健福祉班）

町は、敦賀美方消防組合と連携し、独居老人、ねたきり老人等の在宅要援護者が突発的に災害、事故、急病等に見舞われた場合に備えるため、在宅要援護者と敦賀美方消防組合との間に緊急通報システムを構築する。なお、このシステムを構築するにあたっては、医療機関、福祉関係機関、美浜消防団及び自主防災組織を中心とした地域住民との間に要配慮者ネットワークを形成し、地域住民等に発信者の容態確認や介護を依頼するなど地域ぐるみの支援体制の確立に努める。

第９　要配慮者に配慮した情報提供体制の確立（保健福祉班）

町は、要配慮者に対する情報の確実な伝達を図るため、障がい者、外国人に対する情報提供体制を中心に確立する。

(1) 障がい者への情報提供体制の整備

視覚障がい者に対する点字等を活用した情報提供及び聴覚障がい者に対する掲示板、ＦＡＸ、手話通訳、文字放送等を活用した情報提供が実施できるよう、設備・機器の整備、人材の育成・確保等に努める。

また、障がい者への情報提供にあたっては、障がい者支援団体やボランティア団体との連携が必要となることから、連携体制の強化を図る。

(2) 外国人への情報提供体制の整備

外国人には、日本語を的確に理解できない者や地理に不案内な者も多いと考えられることから、必要に応じて外国語による情報提供等が実施できる体制の整備を図る。

第１０　防災訓練における配慮事項

町及び県は、防災訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

町及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努め、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

第１１　要配慮者に対する配慮（保健福祉班）

町は、各種災害対策の実施講にあたっては、要配慮者のための二次避難所の確保など要配慮者に配慮する。

(1) 要配慮者の安否確認及び必要な支援の内容の把握

(2) 生活支援のための人材確保

(3) 障がいの状況等に応じた情報提供

(4) ミルクや柔らかい食品など特別な食料を必要とする者に対する当該食料の確保・配布

(5) 避難所・居宅への必要な資機材の設置・配布

(6) 避難所・居宅への相談員の巡回による生活状況の確認及び健康相談の実施

(7) 在宅又は避難所内の要配慮者のうち、第二次避難を要する者についての該当施設への受入要請の実施（二次避難所の設置を含む。）

第１２　避難行動要支援者の避難支援

(1)避難支援等関係者となる者

町は、町内の行政区、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、消防機関及び警察機関等を避難支援等関係者とし、避難行動要支援者名簿を提供するものとする。

(2)避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者は、次の範囲内のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）とする。

ア　身体障がい者（身体障害者手帳１級、２級を所持する者）

イ　知的障がい者（療育手帳Ａ１、Ａ２を所持する者）

ウ　精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳１級２級を所持する者）

エ　65歳以上のひとり暮らし高齢者

オ　高齢者のみの世帯

カ　要介護認定３以上の者

キ　上記に準ずる状態の難病等患者

ク　上記のほか、自力で避難が困難な者

(3)名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿の作成にあたり、避難行動要支援者に関する情報については、庁内関係課で情報を集約する。また、必要に応じて県、社会福祉協議会等の関係機関から情報提供を求め、避難行動要支援者の把握に努めるものとする。

(4)名簿の更新に関する事項

名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう定期的に更新するものとする。

また、名簿は電子データに加え、紙媒体でも保管する。

(5)名簿情報の提供に際し情報漏洩を防止するために市町村が求める措置

名簿情報の提供にあたっては、提出先に守秘義務の厳守を指導する等、名簿情報の漏洩防止のための措置を講ずる。

(6)要配慮者が円滑に避難・立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

避難行動要支援者に対する情報伝達については、通常の防災無線や広報車等による情報伝達に加え、支援機関が直接連絡するなど多様な手段により伝達協力を依頼することとする。

情報伝達手段がない場合には、地域支援者が避難行動要支援者宅を直接訪問して、避難情報等を伝えることも考慮する。

(7)避難支援等関係者の安全確保

避難行動要支援者に対して避難支援は、支援者の安全が確保できる範囲とし、避難行動要支援者の理解が得られるように努める。

第 28 節　ボランティア活動支援計画

第１　計画の方針

災害時には、行政や関係機関による防災活動だけでなく、地域住民や地域外からのボランティアによる各種の活動が重要な役割を果たすことから、その確保と活動の活性化、円滑化を図るため、既存ボランティアの活用、リーダー、コーディネーター等の養成に努めるとともに、災害時支援ボランティアの活動運営・広域応援体制を整備する。

第２　ボランティア団体との連携（保健福祉班）

町は、災害時に円滑にボランティア団体が活動できるよう、日頃から美浜町日赤奉仕団をはじめとする町内のボランティア団体等との連携の強化に努める。

第３　ボランティアの受入や活動体制の整備（保健福祉班）

町は、災害時にボランティア活動が円滑に実施されるよう、ボランティアの受入や調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備することに努める。

町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する町社会福祉協議会との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、町地域防災計画に明記する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

第４　ボランティア活動への支援（保健福祉班）

町は、県が実施している「福井県社会貢献活動支援ネット」への登録促進、ボランティア活動・避難所運営等に関する研修や訓練、コーディネーター、リーダーの養成等に関する情報の提供に努めるとともに、意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

第３章　災害応急対策計画

本章においては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町及び防災関係機関が迅速かつ的確に応急対策を実施できるよう、各応急対策計画について定める。

第１節　活動組織設置計画

第１　計画の方針

町域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、迅速かつ的確な災害予防又は災害応急対策の実施を図るため、災害の状況に応じた活動組織を設置する。

第２　災害警戒本部

町長は、災害対策本部体制に準じた活動を実施する必要があると認める場合、災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

(1) 設置基準

① 小規模な災害が発生し、さらに被害の拡大のおそれがあるとき。

② 相当規模の災害が発生するおそれがあるとき。

③ 局地的ではあるが大規模な災害が発生するおそれがあるとき。

④ 特別警報が発表されたとき。

⑤ その他、町長が必要と認めたとき。

(2) 廃止基準

① 災害応急対策がおおむね完了したと認められたとき。

② 町域において災害のおそれが解消し、必要がなくなったと認められるとき。

③ 災害対策本部に移行するとき。

④ その他、警戒本部長（町長）が必要ないと認めたとき。

(3) 設置場所

警戒本部は、町役場に設置する。

(4) 組織、運営及び事務分掌

警戒本部の組織、運営及び事務分掌は、災害対策本部体制に準じる。ただし、現地災害対策本部の設置を除く。

第３　災害対策本部

町長は、災害予防又は災害応急対策を実施するために必要があると認める場合、災害対策本部（以下「災対本部」という。）を設置する。

(1) 設置基準

① 相当規模の災害が発生したとき。

② 局地的ではあるが大規模な災害が発生したとき。

③ 町全域にわたる大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

④　その他、町長が必要と認めたとき。

(2) 廃止基準

①　災害応急対策がおおむね完了したと認められたとき。

②　町域において災害のおそれが解消し、必要がなくなったと認められるとき。

③　警戒本部に移行するとき。

④　その他、災対本部長（町長）が必要ないと認めたとき。

(3) 設置場所

災対本部は、町役場に設置する。ただし、庁舎の被災等によって災対本部の機能を全うすることができないと町長が判断したときは、別途指示するところに設置する。

(4) 設置の通知等

災対本部を設置したときは、直ちに県をはじめ防災関係機関にその旨を通知又は報告するとともに、災対本部の標識を庁舎正面玄関に掲示する。また、行政及び消防チャンネル、町防災情報伝達システム（屋外スピーカー・戸別受信機・防災アプリ）等を通じて地域住民等に公表する。

(5) 組織

①　災対本部長（町長）は、災対本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

②　災対副本部長（副町長）は、災対本部長を補佐し、災対本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

③　災対本部長付に教育長、消防長、産業連携統括幹、防災・技術統括幹をもって充てる。

④　災害対策本部員は、全課（局・室）長、会計管理者、敦賀美方消防組合美浜消防署長をもって充てる。

⑤　災対本部に次の班を置き、各班長は次に掲げる者を充て、災対本部員として班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。また、班内の所掌する事務量により必要に応じて班内に係を設置するものとする。

災対本部設置時の班名	班長名	災対本部設置時の班名	班長名
議会班	議会事務局長	観光班	観光誘客課長
総務班	総務課長 エネルギー政策課長 会計管理者	産業班	産業政策課長
		建設班	土木建築課長
		上下水道班	上下水道課長
広報班	まちづくり推進課長	住民避難班	教育総務課長 生涯学習推進課長
情報収集班	税務課長		
住民環境班	住民環境課長	消防班	美浜消防署長
保健福祉班	健康福祉課長 こども未来課長		

災害対策本部組織図

（令和7年4月現在）

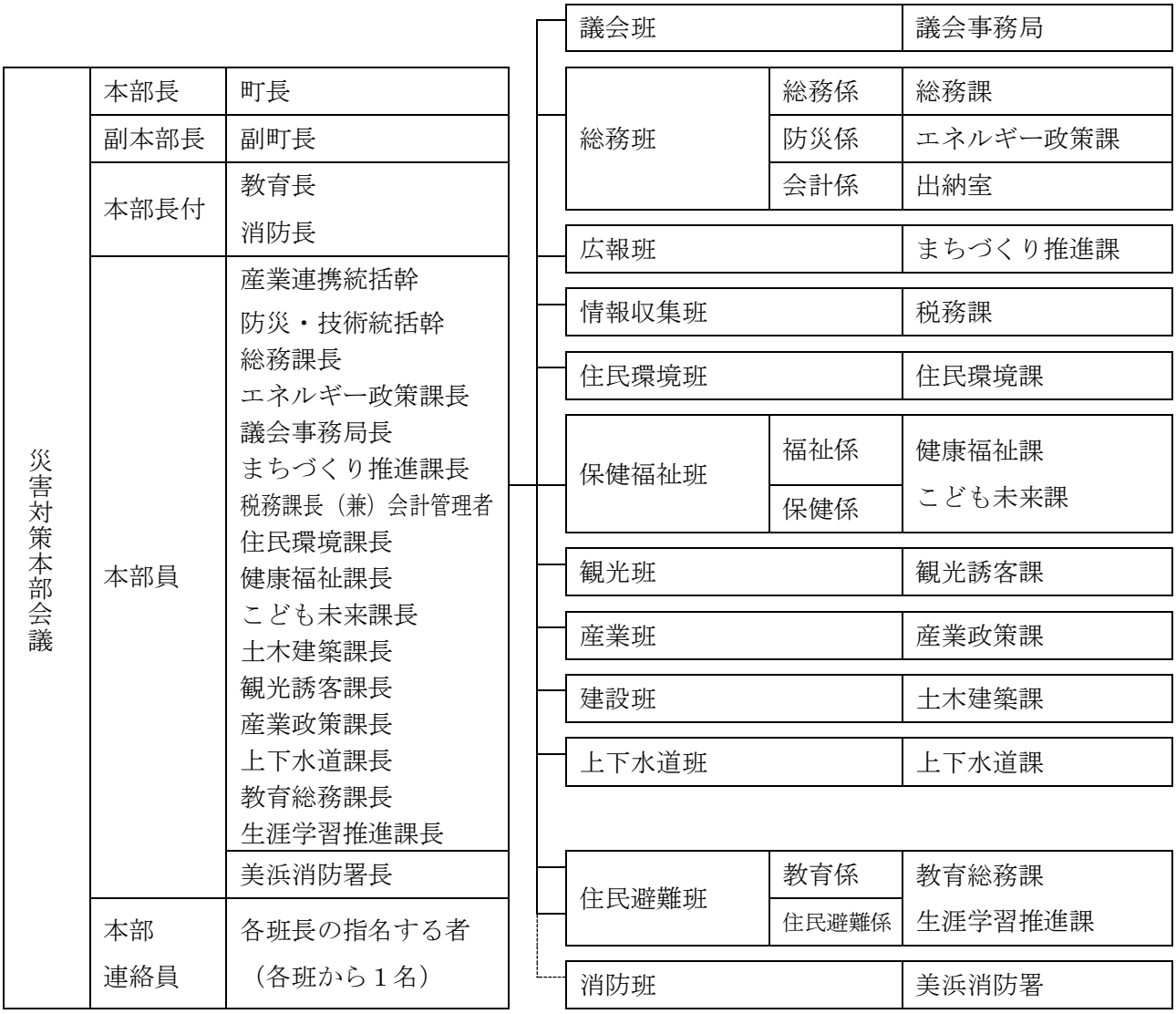

(6) 運営

① 事務局

災対本部には、本部事務局を設置する。なお、事務局は、総務課が担当し、災対本部の主幹事務及び庶務を行う。

② 本部会議の開催

災対本部長は、災害予防又は災害応急対策に関する重要事項の基本方針を決定するため、災対本部長（町長）、災対副本部長（副町長）、災対本部長付（教育長、消防長、産業連携統括幹、防災・技術統括幹）及び災対本部員（各班長）で構成する本部会議を重要な節目ごとに開催する。ただし、極めて緊急を要し本部会議を開催するいとまがないときは、災対本部長と災対副本部長との協議又は一部の会議構成員との協議をもってこれに代える。

災対本部会議における協議事項は、次のとおりとする。

ア 災害予防及び災害応急対策の基本方針に関すること。

イ　動員配備体制に関すること。

ウ　災対本部内各班及び現地災害対策本部相互の調整に関すること。

エ　避難指示及び警戒区域の設定に関すること。

オ　自衛隊災害派遣要請に関すること。

カ　他の市町村への応援要請に関すること。

キ　県及びその他の防災関係機関との連絡調整に関すること。

ク　災害救助法適用申請に関すること。

ケ　その他災害予防又は災害応急対策の実施及び調整に関すること。

③　本部連絡員の派遣

各班長は、本部連絡員を指名し、本部事務局に派遣する。なお、本部連絡員は、本部会議等での決定事項の各班への伝達及び各班の活動状況等の本部事務局への報告を行うとともに、必要に応じて事務局の運営補佐も行う。

④　県職員の派遣

知事は、町に災対本部が設置された場合、県との連絡員として、県職員を町災対本部に派遣し、情報の収集、伝達、相互調整を行う。

⑤　権限の委譲

災対本部長の不在時には、その権限を本部長が別に定めた順位に基づき委譲する。

また、災対本部員（各班長）の権限についても同様に、各班においてあらかじめ定めた順位に基づき委譲する。

(7) 各班の事務分掌

災対本部各班の事務分掌は、「関係資料」資料７－２のとおりとする。

第４　現地災害対策本部

災対本部長（町長）は、災害の状況に応じて現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

(1) 設置基準

①　災害応急対策を局地的又は特定地域を重点的に実施する必要があるとき。

②　その他、災対本部長が必要と認めたとき。

(2) 廃止基準

①　地域での災害応急対策がおおむね完了したと認められたとき。

②　その他、災対本部長（町長）が必要ないと認めたとき。

(3) 設置場所

現地本部は、災害の状況に応じて当該地域内の公共施設等に設置する。

(4) 業務内容

災対本部長（町長）の指示する業務とするが、おおむね次のとおりとする。

①　災対本部との連絡調整に関すること。

②　区長等地区関係者との連絡調整に関すること。

③　避難所の開設及び連絡調整に関すること。

④　被害状況等の情報収集に関すること。

⑤　本計画に定める応急対策活動の実施に関すること。

⑥　その他、現地本部の運営に関すること。

(5) 組織

業務内容に応じて必要な人材を確保し、弾力的に構成する。なお、現地本部長は、災対副本部長（副町長）、本部長付（教育長、消防長、産業連携統括幹、防災・技術統括幹）、災対本部員（各班長）、その他の職員のうちから、災害の状況に応じて災対本部長（町長）が任命する。

【関係資料】資料８－１　防災関係機関連絡先一覧表

資料17－３　美浜町災害対策本部条例

資料17－４　美浜町災害対策本部運営要綱

第２節　動員配備計画

第１　計画の方針

町域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、迅速かつ的確な災害予防又は災害応急対策の実施を図るため、災害の状況に応じた動員配備を実施する。

第２　動員配備の基準

職員の動員配備の基準は、次のとおりとする。

配備体制	配備の基準	配備内容
注意配備	・美浜町に注意報が１つ以上発表され、総務課長が必要と認めた場合	防災関係課等の職員による情報連絡活動が円滑に行い得る体制
警戒配備	・美浜町に警報が１つ以上発表され、災害のおそれがある場合 ・小規模な災害が発生した場合	上記の配備を強化し、小規模の災害応急対策を実施できる体制
警戒本部	・次のいずれかが発表された場合で、町長が必要と認めた場合 〇記録的短時間大雨情報 〇土砂災害警戒情報 〇高潮警報 ・小規模な災害が発生し、さらに被害の拡大のおそれがある場合 ・局地的ではあるが大規模な災害が発生するおそれがある場合 ・相当規模の災害が発生するおそれがある場合	相当規模災害応急対策を実施する体制とし、速やかに災害対策本部体制に切り替え得る体制
災対本部	・特別警報が発表された場合 ・局地的ではあるが大規模な災害が発生した場合 ・町全域にわたる大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ・相当規模の災害が発生した場合	本部の全力をあげて防災活動を実施する体制

配備職員

	配備体制 / 課名等	注意配備	警戒配備	警戒本部	災対本部
	議会事務局			○	全職員
	総務課	○	○	○	
	産業連携統括幹	○	○	○	
	防災・技術統括幹	○	○	○	
	エネルギー政策課	○	○	○	
	出納室			○	
	まちづくり推進課	○	○	○	
	税務課			○	
	住民環境課			○	
	健康福祉課			○	
	こども未来課	○	○	○	
	観光誘客課			○	
	産業政策課			○	
	土木建築課	○	○	○	
	上下水道課			○	
	教育総務課			○	
	生涯学習推進課			○	
	美浜消防署			○	

第３　配備体制の決定

総務班長（総務課長）は、町域で災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、動員配備の基準に基づき、関係班長（防災関係各課長等）と協議のうえ、本部長（町長）の命を受けて配備体制を決定する。

第４　動員方法

迅速かつ的確な職員の動員配備を実施するため、勤務時間内外に対応した連絡・参集を行う。なお、動員後は、動員状況を報告するとともに、必要に応じて人員の確保を行う。

(1) 勤務時間内

① 伝達体制

ア　総務班長（総務課長）は、庁内放送、電話（携帯電話）、防災アプリ、電子メール等によって職員の配備の伝達を行う。

イ　電話、防災アプリ等によって伝達を受けた各班長（各課長等）は、所属職員に連絡する。

② 活動体制への移行

各職員は、配備の伝達を受けたとき、平常の勤務体制から災害応急活動体制に切り替える。

(2) 勤務時間外

① 伝達体制

各班長（各課長等）は、あらかじめ定める緊急連絡系統に基づき、参集指令の伝達を行う。ただし、各職員は、自己の参集基準に該当する災害が発生し、又は発生するおそれがあることを覚知したときは、参集指令の有無に関わらず参集する。

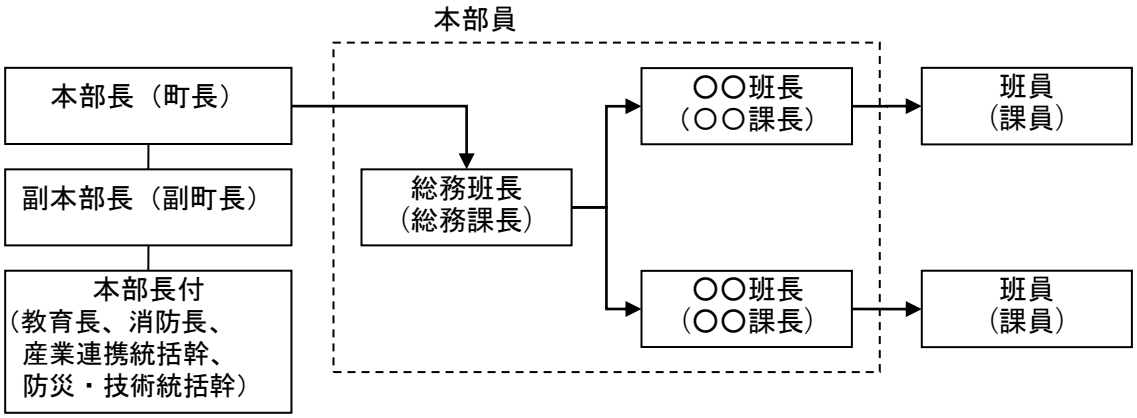

注）消防職員及び消防団員については消防本部の方法による。

② 参集場所

各職員は、あらかじめ定められた指定参集場所に参集する。なお、交通機関の途絶等によって、指定参集場所に参集することが困難な場合は、一時的に最寄りの町所管施設に参集する。

③ 参集時の心構え

各職員は、周囲の被害状況等を確認しながら参集し、参集後、所属長等に報告する。

また、参集途中において、重大な被害が生じているのを認めたときは、各自の判断で住民の救出等を優先する。なお、この場合において、自己の所属課又は指定参集場所に連絡する方法があるときは、速やかに連絡を行う。

(3) 動員状況の報告

各班長（各課長等）は、各班（各課）において職員を動員した場合は、職員の動員状況を総務班（総務課）に報告する。

(4) 人員の確保

① 注意・警戒配備、警戒本部の場合

各班長（各課長等）は、各班（各課）の防災活動の遂行に際し、現状の人員で対応しがたいと判断されるときは、班内（課内）で配備人員を増員し、その旨を総務班（総務課）へ報告する。

② 災対本部の場合

各班長（各課長等）は、各班（各課）の防災活動の遂行に際し、班内（課内）の人員で対応しがたいと判断されるときは、要員の確保を総務班（総務課）に要請する。

第５ 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合は、災害対策本部の班や要員の重複を調整し、一元的に災害対応を行うための体制づくりに努めるものとする。現地対策本部についても、同様の対応を行うものとする。

なお、近年増加傾向の土砂災害については、以下のとおり、時期を失することなく、あらかじめ定める各危険地域に対して、速やかに警戒体制を確立する。

土砂災害警戒体制

区分	前日までの連続雨量が 100 ㎜以上であった場合	前日までの連続雨量が 40 ㎜～100㎜ あった場合	前日まで降雨がない場合
第１警戒体制	当日の日雨量が 50 ㎜を超えたとき。	当日の日雨量が 80 ㎜を超えたとき。	当日の日雨量が 100 ㎜を超えたとき。
第２警戒体制	当日の日雨量が 50 ㎜を超え、時雨量 30 ㎜程度の強雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が 80 ㎜を超え、時雨量 30 ㎜程度の強雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が 100 ㎜を超え、時雨量 30 ㎜程度の強雨が降り始めたとき。

※警戒場所：急傾斜地崩壊危険区域（丹生、竹波、菅浜、和田、早瀬、日向、新庄、久々子）

※第１警戒体制：危険区域の警戒巡視、住民等に対する広報等を実施

第２警戒体制：住民等に対する避難準備の広報及び避難の指示等の処置を実施。ただし、降雪時、融雪時及び地すべり等発生時は、別途考慮する。

第３節　防災関係機関応援計画

第１　計画の方針

災害時においては、各防災関係機関が各々の所掌事務又は業務に従って応急対策を実施するが、必要に応じ他の防災関係機関の協力を求めるとともに、受入体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。

第２　広域応援要請（総務班）

町は、自らの総力を結集して応急対策を実施するが、町単独では十分な対応ができないと判断される場合は、他の防災関係機関に対し応援を要請するとともに、受入体制を整備し、応急対策に万全を期する。

(1) 応援要請の判断

応援要請は、各班からの要請に基づき、本部会議で決定し、総務班が実施する。

(2) 応援要請の順位

応援要請は、被災の範囲、被害規模等の状況に応じて、次の順位で要請する。

① 県内相互応援

災害対策基本法、消防組織法、「福井県・市町村災害時相互応援協定」、「福井県広域消防相互応援協定」、「福井県市町村防犯隊相互応援協定」に基づく要請を行う。

② 県外からの応援

県外からの応援については、必要に応じて隣接県、ブロック単位、全国単位に災害対策基本法、消防組織法、県の締結している相互応援協定（北陸３県、中部９県１市、近畿２府７県、岐阜県との協定、全国知事会等）に基づく要請を県に依頼する。

(3) 受入体制

応援隊の受入は、次の原則に従い、担当部署を明確化する。

① 警察の応援隊は、敦賀警察署が受け入れる。

② 消防の応援隊は、敦賀美方消防組合が受け入れる。

③ 自衛隊は、基本的には町（総務班）が受け入れ、広域にわたる場合は県が受け入れる。

④ 自治体は、町（総務班）及び県が受け入れる。

⑤ ボランティアは、町（保健福祉班）及び県が受け入れる。

第３　防災活動拠点（産業班、総務班、保健福祉班）

町及び県は、適切な役割分担のもとに大規模災害時に長期的な物資の流通配給拠点、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための活動拠点、ボランティア等の活動拠点、救急・救援の活動拠点となる施設を確保する。

第４　防災関係機関の応援等（総務班）

町は、必要に応じて他の防災関係機関に対し応援等を要請する。

(1) 災害対策基本法に基づく応援等

① 県内市町に対する応援要請

町長は、「福井県・市町村災害時相互応援協定」に基づき、県内の市町に応援を要請する。また、県外の市町村との個別の応援協定に基づき応援を要請したときは、県に対し報告する。

② 知事への要請

ア 職員のあっせん

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めたときは、知事に対して必要な事項を示し関係指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

イ 災害応急対策

町長は、町の応急対策を実施するため必要があるときは、知事に必要な事項を明らかにして応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。なお、要請を受けた知事は県の応急対策との調整を図りながら、必要と認められる事項について最大限の支援を行う。

③ 指定地方行政機関、指定公共機関に対する要請

町長は、町域内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めたときは、関係指定地方行政機関及び関係指定公共機関の長に対し、必要な事項を明らかにして当該機関の職員の派遣を要請する。なお、要請を受けた関係指定地方行政機関及び関係指定公共機関の長は、その所掌事務に支障のない限り、適任と認める職員を派遣する。

④ 民間団体等に対する要請

町長は、町域内における応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めたときは、民間団体等と協定を結ぶなど、協力を要請する。

(2) 消防の応援

① 県内市町消防に対する応援要請

敦賀美方消防組合の管理者（敦賀市長）は、単独では対処不可能な火災が発生した場合は、「福井県広域消防相互応援協定」に基づき、他の市町に応援要請を行う。

② 他都道府県消防機関に対する応援要請

敦賀美方消防組合の管理者（敦賀市長）は、他の都道府県消防機関の応援を要請するときは、消防組織法第44条の規定に基づき、必要な事項を明らかにして、知事を通じて消防庁長官に緊急消防援助隊の出動等を要請する。

(3) 県警察本部の応援要請

公安委員会は、災害発生に伴う県内の警備対策等の実施に関し、必要があると認めるときは、必要な事項を示して、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察法第60条に基づく警察災害派遣隊等の応援要請を行う。

(4) 自衛隊の災害派遣

町長は、災害の発生に際し、住民の生命又は財産の保護のため、必要があると認めたときは、知事に対し自衛隊災害派遣要請を依頼する。ただし、災害状況から事態が切迫し、知事との連絡が取れない場合など知事に依頼するいとまがなく、やむを得ない場合は、直接自衛隊に災害派遣の通知を行い、事後、知事に対して速やかに所定の手続をとる。

(5) 町の応急措置の代行

県は、県の地域に係る災害が発生した場合において、被災により町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため町に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、町に代わって行うものとする。

第５　応援要請等を行う場合に示す基本的事項

応援要請等を実施する際に要請先に示す基本的事項は、次のとおりである。

(1) 措置を必要とする理由
(2) 措置を必要とする人員、車両、装備、資機材等
(3) 措置を必要とする場所
(4) 措置を必要とする期間
(5) 措置を必要とする活動の具体的内容
(6) 特に道路に損壊がある場合の町内経路
(7) 期間、その他必要な事項

【関係資料】資料８－１　防災関係機関連絡先一覧表
資料９－１　協定締結状況一覧表
資料９－２　県防災ヘリコプター応援要請書の様式

第４節　通信計画

町、県及び防災関係機関の通信について、その方法及び系統等を明らかにし、災害に関する通信連絡を迅速・的確に実施するための計画である。

第１　通信機能の確認と応急復旧（総務班）

地震や津波発生時には、直ちに通信施設の機能を確認し、被災が判明した場合は速やかに応急復旧にあたるとともに、携帯電話等の代替通信手段を確保するほか、すべての通信手段が途絶された場合には、職員を派遣して通信の確保を図る。

第２　災害時における通信連絡（総務班）

災害時における通信連絡は、おおむね次に掲げる方法により、単独またこれらを組み合せて弾力的な運用を図るものとする。

(1) 防災関係機関の通信方法

災害に関して各防災関係機関が行う通信連絡は、第２章第17節「防災関係施設設備、資機材、物資整備等計画」に掲げる情報通信設備及び一般加入電話により行うものとする。

(2) 災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等

①　電気通信設備の優先利用

ア　電話の優先利用

各機関は、災害時において最優先に確保すべき通話を行うために、一般加入電話を西日本電信電話㈱の承諾を受けて災害時優先電話として利用するものとする。この災害時優先電話を使用してのダイヤル通話は、通信網に異常輻輳が生じて一般の通話を規制した場合も、通話の規制を受けない。

イ　電報の優先利用

各機関は、緊急の度合いに応じ、非常扱い通話（電報）及び緊急扱い通話（電報）として利用するものとする。これらの通話（電報）は、１１５番通話により行うものとする。

この場合においては、非常扱い電報又は緊急扱い電報である旨を申し出るものとする。

(ｱ) 非常扱いの電報

非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取扱う。

電報の内容	機関等
１．気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
２．洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又は警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
３．災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
４．鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含	輸送の確保に直接関係がある機関相互間

電報の内容	機関等
む。）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	
５．通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
６．電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
７．秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関（海上保安庁の機関を含む。以下同じ。）相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
８．災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

(ｲ) 緊急扱いの電報

緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取扱う。

電報の内容	機関等
１．気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
２．火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1)　非常扱いの電報を取扱う機関相互間（前項の表中８欄に掲げるものを除く。） (2)　緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
３．治安の維持のため緊急を要する事項	(1)　警察機関相互間 (2)　犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
４．国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議長の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
５．天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	別表５（省略）の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
６．船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別表８（省略）の病院相互間
７．水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1)　水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2)　ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3)　預貯金業務を行う金融機関相互間 (4)　国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の１欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除く。）相互間

② 有線電気通信法に基づく有線電機通信設備の使用

防災関係機関は、有線電気通信法第３条第４項第４号に基づき、次に掲げる者が設置する有線電機通信設備を使用し、通信連絡手段を確保する。ただし、災害対策基本法第５７条による警報の伝達等を行う場合は、あらかじめ協議して定めた手続により行うものとする。

１．警察事務を行う者	５．海上保安事務を行う者	９．電気業務を行う者
２．消防事務を行う者	６．気象業務を行う者	10．自衛隊
３．水防事務を行う者	７．鉄道業務を行う者	
４．航空保安事務を行う者	８．軌道業務を行う者	

③　放送の要請

ア　町長は、災害に関する伝達、通知又は警告について、放送の要請を行うときは、原則として県を通して行うことができる。

(3) 電波法に基づく非常無線通信の利用

防災関係機関は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他の非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときは、電波法第52条及び第74条並びに非常無線通信規約に基づいて、非常無線通信を利用し、通信連絡手段の確保を図るものとする。

この場合において、無線局及びその他の機関は、北陸地方非常通信協議会を中心に、無線設備の保守点検、通信訓練の実施等を通じて、非常無線通信の円滑な運用を期するものとする。

①　非常通報の内容

非常無線通信における通報の内容は、次に掲げるもの、又はこれに準ずるものとする。

１．人命の救助に関するもの
２．天災の予警報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の状況に関するもの
３．緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
４．電波法第７４条実施の指令及びその他の指令
５．非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
６．暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
７．非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
８．遭難者救護に関するもの
９．非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
10．鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの
11．中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
12．災害救助法第７条及び災害対策基本法第71条第１項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの
13．前各号に定めるもののほか、災害（武力攻撃事態等または緊急対処事態において、直接または間接に生ずる人の死亡、または負傷、火事、爆発、放射性物質、の放出その他の人的または物的災害を含む。）が発生した場合における住民の避難、救援、情報の収集、生活の安定及び復旧その他必要な措置に関するもの

②　非常通報の発信

非常通報は、法令上許される範囲内において、防災関係機関が自ら発受するほか、非常通報を希望する者からの依頼に応じて発受するものとする。

③　非常通報

非常通報を希望する者は、非常通信用紙（別紙様式）に電報形式（片カナ）又は文書形式（通常の文書体）により、最寄りの無線局に依頼するものとする。

(4) その他の通信連絡手段

① 町、県は通信連絡手段が途絶、不足した場合等、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

② 町、県は、電気通信事業者（固定電話、携帯電話事業者）に対し、通信設備の早期復旧、または代替通信設備の設置を要請するものとする。

③ あらゆる手段を講じても通信手段の確保が困難な場合には、使走により情報の伝達を行う。

第３ 通信の統制（情報収集班）

通信施設の管理者は、災害の発生により有線及び無線通信が輻輳した場合には、必要に応じ適切な通信統制を実施するものとする。

非常通信協議会

非 常 通 信 用 紙

あて先	機関名:		ＴＥＬ :(　　)　　－ ＦＡＸ :(　　)　　－
発信人	発信日時　　月　　日　　時　　分 機関名: (取扱者:　　)		伝達方法 : 無線　有線　使送 回線種別 : (　　) 伝達手段 : 音声 FAX 電信 映像 ＴＥＬ : ＦＡＸ :
通報文			
伝達経路	1	受信(　　時　　分)・送信(　　時　　分) 機関名: (取扱者:　　)	伝達方法 : 無線　有線　使送 回線種別 : (　　) 伝達手段 : 音声 FAX 電信 映像 ＴＥＬ : ＦＡＸ :
	2	受信(　　時　　分)・送信(　　時　　分) 機関名: (取扱者:　　)	伝達方法 : 無線　有線　使送 回線種別 : (　　) 伝達手段 : 音声 FAX 電信 映像 ＴＥＬ : ＦＡＸ :
	3	受信(　　時　　分)・送信(　　時　　分) 機関名: (取扱者:　　)	伝達方法 : 無線　有線　使送 回線種別 : (　　) 伝達手段 : 音声 FAX 電信 映像 ＴＥＬ : ＦＡＸ :
	4	受信(　　時　　分)・送信(　　時　　分) 機関名: (取扱者:　　)	伝達方法 : 無線　有線　使送 回線種別 : (　　) 伝達手段 : 音声 FAX 電信 映像 ＴＥＬ : ＦＡＸ :
	5	受信(　　時　　分)・送信(　　時　　分) 機関名: (取扱者:　　)	伝達方法 : 無線　有線　使送 回線種別 : (　　) 伝達手段 : 音声 FAX 電信 映像 ＴＥＬ : ＦＡＸ :

＊回線種別には使用した回線の種別を記載すること。
＊中継依頼機関は伝達経路欄の各項目に記入の上、回送すること。
＊FAXによる通報の場合は着信確認を行うこと。

第５節　防災気象計画

第１　計画の方針

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮等の異常気象又は大規模火災等による災害を防止し、又は被害を軽減するため、迅速かつ的確に気象予警報等を伝達する。

第２　福井地方気象台の発表する特別警報・警報・注意報等（総務班）

福井地方気象台は、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき特別警報・警報・注意報等を発表し、注意を喚起し警戒を促す。

(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を５段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供する。

防災気象情報	とるべき行動
警戒レベル１	
・早期注意情報（警報級の可能性） 注：大雨に関して[高]又は[中]が予想されている場合	災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１です。 **最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めて**ください。
警戒レベル２　（黄色）	
・危険度分布「注意」（黄） ・氾濫注意情報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当します。 **ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認**してください。
警戒レベル２相当　（黄色）	
・危険度分布「注意」（黄） ・氾濫注意情報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当します。 **ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認**してください。
警戒レベル３相当　（赤色）	
・大雨警報（土砂災害）※１ ・洪水警報 ・危険度分布**「警戒」（赤）** ・避難判断情報 ・高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの）	地元の自治体が警戒レベル３高齢者等避難を発令する目安となる情報です。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当します。 災害が想定されている区域等では、**自治体からの高齢者等避難の発令に留意**するとともに、**高齢者等以外の方もキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて避難の準備をしたり自ら避難の判断**をしたりしてください。
警戒レベル４相当　（紫色）	
・土砂災害警戒情報 ・危険度分布**「非常に危険」（うす紫）** ・氾濫危険情報 ・高潮特別警報 ・高潮警報	地元の自治体が警戒レベル４避難指示を発令する目安となる情報です。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当します。 災害が想定されている区域等では、**自治体からの避難指示の発令に留意**するとともに、**避難指示が発令されていなくてもキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断**をしてください。

警戒レベル５相当　（黒色）	
・大雨特別警報 ・氾濫発生情報	地元の自治体が警戒レベル５緊急安全確保を発令する判断材料となる情報です。災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル５に相当します。 **何らかの災害が既に発生している可能性が極めて高い状況**となっています。**命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保**してください。

※警戒レベル３以上は防災気象情報を踏まえて町が発令する避難情報に該当する。警戒レベル１及び警戒レベル２においては、気象庁が発表し、町の避難情報の発令の対象ではないが、今後、災害レベルへ発展する可能性があることから、避難行動の開始に向け、要配慮者等の避難準備への情報提供となる。

(2) 特別警報・警報・注意報等の種類

特別警報・警報・注意報の種類、発表基準は、「関係資料」資料１－３のとおりである。

(3) 特別警報・警報・注意報等の伝達

① 福井地方気象台は、気象業務法に基づく、特別警報・警報・注意報等を発表、切替又は解除したときは、専用通信設備、加入電話等を用いて当該特別警報・警報・注意報等によって措置を講じる必要のある機関へ、速やかに伝達する。ただし、西日本電信電話(株)（大阪センター）及び東日本電信電話(株)（東京虎ノ門センター）への伝達は、特別警報・警報のみで略号によって行う。

② 県による伝達

ア 特別警報の伝達

県は、通知された事項を、防災行政無線等により直ちに町に通知するとともに、消防本部及び県の出先機関に伝達するものとする。

イ 警報等の伝達

県は、通知された事項を、県防災行政無線等によって、直ちに消防本部、県の出先機関等に伝達する。

ウ 災害の予告にあたる重要な気象情報の伝達

県は、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報及び指定河川洪水予報等の大きな被害をもたらす災害の予告にあたる重要な気象情報を、直ちに町、消防本部及び県の出先機関に伝達するものとする。

③ 町による伝達

ア 特別警報の伝達

町は県から通知された事項を、可能な限り多くの手段を用いて、直ちに住民等に周知する。

イ 気象警報等の伝達

町は、県から通知された事項をあらかじめ定める方法によって、直ちに地域住民等に周知する。

ウ 災害の予告にあたる重要な気象情報の伝達

町は上記②ウの重要な気象情報を、住民の自主避難の参考となるよう、速やかに住民等へ伝達するものとする。

④　敦賀海上保安部は、通知された事項を航行中及び入港中の船舶に通知する。

⑤　西日本電信電話(株)（大阪センター）又は東日本電信電話(株)（東京虎ノ門センター）は、通知された事項（特別警報・警報のみ）を、一般の通話や電報に優先して、関係市町に伝達する。

⑥　放送機関は、通知された事項をあらかじめ定める方法によって、速やかに放送し、公衆に周知する。

⑦　その他の防災関係機関にあっては、それぞれの防災業務に応じて所要の機関等に周知する。

第３　消防法による火災気象通報及び火災警報（消防班）

福井地方気象台長（福井地方気象台防災業務課）は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災気象通報を行い、町長（消防本部）は、状況に応じて火災警報を発令する。

(1) 火災気象通報

福井地方気象台長（福井地方気象台防災業務課）は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第１項の規定に基づき、知事（危機管理課）に火災気象通報を行う。

通報を受けた知事（危機管理課）は、県防災行政無線等によって、速やかにその旨を町長（消防本部）に伝達する。なお、火災気象通報は、県全域又は嶺北、嶺南の地域を対象とし、当日の気象条件が次の条件を満たしたときに実施する。

①　実効湿度65％以下で最小湿度が30％以下になる見込のとき。

②　平均風速12m/s以上の風が１時間以上継続して吹く見込のとき（降雨、降雪中は、通報しないこともある。）。

(2) 火災警報

町長（消防本部）は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令する。

第４　異常現象発見者の通報義務（総務班）

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害対策基本法第54条に基づき、遅滞なくその旨を町長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

また、通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに町長に、通報を受けた町長は、その旨を速やかに県、福井地方気象台及びその他の関係機関に通報しなければならない。なお、町長が県、福井地方気象台に通報すべき事項の内容は、次のとおりである。

(1) 異常な増水、山崩れ、地すべり、堤防決壊、なだれ等で大きな災害となるおそれがあるとき。

(2) 竜巻、強いひょうがあったとき。

(3) 異常な高波、うねり、潮位、河川の異常水位等があったとき。

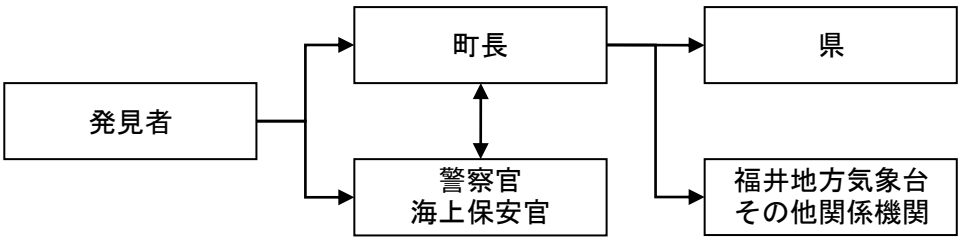

第５　福井地方気象台への協力（総務班）

町は、福井地方気象台が行う気象業務に関して協力するため、町災害対策本部を設置したとき又は町に災害救助法が適用されたときは、福井地方気象台に通報する。

また、福井地方気象台から照会があった場合は、町域における自然災害による被害状況、気象、河川水位・流量、潮位、波浪の観測資料等を通報する。

第６　避難指示等の助言（総務班）

福井地方気象台は、町から避難指示等の発令に際し助言を求められた場合には、必要な助言を行うものとする。

【（別表１）気象特別警報の指標】

要因	指標
雨 （土砂災害）	・過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子がおおむね10格子以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間におおむね30ミリ以上の雨）がさらに降り続くと予想される場合
雨 （浸水害）	・過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①または②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（１時間に概ね３０ミリ以上の雨）がさらに降り続くと予想される市町村等に特別警報（浸水害）を発表します。 ①表面雨量指数として定める基準値以上となる１km 格子が概ね３０個以上まとまって出現。 ②流域雨量指数として定める基準値以上となる１km 格子が概ね２０個以上まとまって出現。
台風等	「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa 以下、最大風速50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合
雪	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合

【雪に関する本町の50年に一度の値（参考）】

地点	積雪深さ（ｃｍ）
敦賀	153
小浜	97

（注）1.50年に一度の値は過去の観測データから推定した値
2.大雪特別警報は、府県程度の広がりで50年に一度の値となる現象を対象。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

【（別表２）大雨警報基準】

市町をまとめた地域	市町	表面雨量指数	土壌雨量指数基準
嶺南東部	美浜町	13	100

【（別表５）大雨注意報基準】

市町をまとめた地域	市町	表面雨量指数	土壌雨量指数基準
嶺南東部	美浜町	9	66

【（別表３）高潮警報基準】

市町をまとめた地域	市町	潮位（m）
嶺南東部	美浜町	1.0

【（別表６）高潮注意報基準】

市町をまとめた地域	市町	潮位（m）
嶺南東部	美浜町	0.7

【（別表４）洪水警報基準】

市町をまとめた地域	市町	流域雨量指数基準	複合基準
嶺南東部	美浜町	耳川流域=19.7	―

【（別表７）洪水注意報基準】

市町をまとめた地域	市町	流域雨量指数基準	複合基準
嶺南東部	美浜町	耳川流域=15.7	―

※大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

(1) 土壌雨量指数基準値は 1km 四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市町内における基準 値の最低値を示す。1km 四方毎の基準値については、資料編を参照。

(2) 洪水の欄中、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。

【関係資料】資料１－３　気象注意報・警報

資料８－１　防災関係機関連絡先一覧表

資料８－２　気象警報・注意報等伝達系統図

資料８－８　消防信号

第６節　情報及び被害状況報告計画

第１　計画の方針

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、被害や復旧状況に関する情報を積極的に収集・把握し、県等に報告するとともに、通信施設の適切な運用を図る。

第２　情報の収集及び伝達（情報収集班）

町は、被害規模を早期に把握するため、関係機関等と連携のうえ、被害状況及び応急対策の実施状況に関する情報を積極的に収集するとともに、重要なものについては、関係機関に伝達する。

(1) 情報収集事項

情報収集にあたっての対象とする事項は、次のとおりとする。

① 被害発生情報（日時、場所及び原因）

② 被害の概況（人的被害・物的被害）

③ 町の応急対策の概況（災害対策本部の設置状況等）

④ 県に対する要請事項（自衛隊災害派遣要請等）

⑤ 避難者に関する情報

⑥ その他、応急対策の実施上必要な事項

(2) 災害発生直後の情報収集

災害発生直後は、次の手段によって、災害情報の収集に努める。

① 町職員による情報収集

ア 勤務時間内

町内公共施設の職員は、施設周辺の状況を覚知できる範囲で把握し、施設管理者に報告する。施設管理者は、報告を受けた情報を取りまとめ、主管班を通じて総務班に報告する。

イ 勤務時間外

参集途上にある職員は、周囲の被災状況を把握しながら登庁し、参集後、所属班長に報告する。各班長は、報告を受けた情報を取りまとめ、総務班に報告する。

② 自主防災組織等による情報収集

自主防災組織の責任者及び区長と連絡を取り、周辺地域の災害情報を収集する。

③ 関係機関からの情報収集

災害発生や応急対策に関連のある事項については、県、敦賀警察署、敦賀美方消防組合、ライフライン事業者、報道機関等の関係機関から情報を収集する。

④ 航空機等による情報の収集

必要に応じて県に対し、県民衛星、ヘリコプター、ヘリコプターテレビシステム、無人航空機、さらに無線通信設備による災害情報の収集を要請する。

⑤ 通信関係のボランティアによる情報収集

大規模な災害が発生し、情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線家、インターネット利用者等の通信関係のボランティアの協力を得て情報を収集する。

⑥　その他多様な手段による情報収集

上記のほか、災害情報インターネットシステムやドローン、県民衛星、監視カメラ等、多様な手段を活用するものとする。

(3) 災害発生後の情報収集

災害発生後は、「美浜町被害状況調査及び報告要領」に基づき、被害状況調査を実施する。

各班は、住民の生命及び財産に関する事項、町の管理する施設等について調査し、取りまとめのうえ、総務班に報告する。なお、調査の実施要領は、次のとおりとする。

①　調査は、敦賀美方消防組合美浜消防団をはじめ防災関係機関、自主防災組織、区長、住民等の協力を得て、実施する。

②　被害の程度の調査にあたっては、各班相互の連絡を密にして、相違や重複のある被害状況については、報告前に調整する。

③　被災世帯、人員等については、現地調査のみではなく住民登録等と照合し、その正誤を確認する。

④　水害による浸水状況については、具体的調査の実施が困難な場合が多いため、当該地域の事情に詳しい区長等の関係者の認定によって、現況を把握するものとし、被災人員についても平均世帯人員から計算して報告する。なお、この場合は、必ず事後調査を実施し、正確な状況を把握する。

⑤　全壊・半壊・一部損壊等によって死傷者が発生した場合は、その氏名、住所、年齢等を速やかに確認する。

⑥　町は、住民登録の有無に関わらず、町域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡する。

(4) 関係機関への伝達

収集した情報のうち重要なもの及び町の対策については、県、敦賀警察署、ライフライン事業者、報道機関等の関係機関に報告又は伝達する。なお、災害によって、火災が同時多発し、又は多数の死傷者が発生し、敦賀美方消防組合への119番通報が殺到しているときは、その状況を直ちに総務省消防庁及び県に対して報告する。

(5) 県等への連絡手段

県、防災関係機関等への情報伝達は、電話、ＦＡＸ、県防災行政無線、携帯電話等の通信手段の中から、報告するときの状況に応じ最も有効な手段を用いて実施する。

(6) 町、県及び防災関係機関の協力

町、県及び防災関係機関は、各種情報の収集について十分に連絡調整を行い、又は相互に情報を交換して、応急対策が円滑に実施できるように協力するものとする。

町及び県は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。

(7) 情報の優先順位

情報収集及び通報は、人的被害及び住家被害に関連があるものを優先する。

第３　被害状況報告（総務班）

町は、災害対策基本法第53条第１項の規定に基づき、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から速やかに県（危機管理課）に報告する。なお、即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知したとき、又は地震が発生し、町内で震度５強を記録したときは、第一報を国（総務省消防庁）に対しても報告する。また、県への報告が、通信の途絶等によって不可能な場合は、直接国（総務省消防庁）に報告を行い、事後県との連絡が取れるようになった場合は、速やかに県に報告する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無に関わらず、町域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）に連絡するものとする。災害対策基本法の規定に基づき町又は関係機関の長が県に対して行う災害の状況報告に関し、必要な事項を定め、被害状況報告の迅速、確実化を図る。

また、隣接市町が被災したときは、「福井県・市町村災害時相互応援協定」に基づき、隣接市町における被災状況等の積極的な情報収集に努め、収集した情報を速やかに県に報告する。

(1) 報告の基準

被害状況報告は、発生した災害がおおむね次に掲げる事項に該当する場合に実施する。

① 災害救助法の適用基準に合致するもの。

② 町又は県が災害対策本部を設置したもの。

③ 災害が２市町村以上にまたがるもので、本町における被害は軽微であっても全県的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。

④ 災害による被害に対し、国、県の特別の財政援助を要するもの。

⑤ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後①～④の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。

⑥ 地震が発生し、県内の区域内で震度４以上を記録したもの。

⑦ その他災害の状況及びそれぞれが及ぼす社会的影響等から判断して、報告する必要があると認められるもの。

⑧ 注意報・警報が発令された場合において発生し、上記基準に該当しないもの。

⑨ その他特に報告の指示があったもの。

(2) 報告の種類

① 災害即報

災害を覚知したとき、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で行う。

② 災害確定報告

応急対策終了後10日以内に県に対して行う。

③ 国への確定報告

応急措置の完了後20日以内に国に対して県が行う。

なお、災害即報については、町は、地震が発生し、町域内で震度５強以上を記録したとき、又は津波により死者又は行方不明者が生じたときは、第一報を県に対してだけでなく、国（総務省消防庁）に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとし、さらに要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き、国（総務省消防庁）に対して行う。

④ 災害年報

毎年１月１日から12月31日までの災害状況について、翌年の４月１日現在で明らかになったものを、４月15日までに県に対して行う。

(3) 報告の方法等

① 報告責任者

被害状況の報告責任者は、総務班長とする。

② 報告様式

災害即報は、関係資料「資料８－６　県への報告（様式１）」によって報告する。災害確定報告及び災害年報は、同（様式２）によって報告する。

③ 報告の方法

災害即報等は、原則として県防災行政無線又は一般加入電話にて報告する。なお、やむを得ない場合には、携帯電話、電子メール、電報、非常無線等にて報告する。災害確定報告及び災害年報は、必ず文書にて報告する。

④ 報告先

被害状況の報告は、勤務時間内においては県危機管理課へ行い、勤務時間外においては県防災行政無線室に行う。なお、嶺南地方に県現地災害対策本部が設置されたときは、この本部を通じて報告する。

(4) 人的被害の数に関する留意点

人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。

県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、町等と連携の上、あらかじめ一連の手続き等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

県は、「災害時における安否不明者の氏名等の公表方針」に基づき、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、町等と連携し、住民基本台帳の閲覧制限措置の有無等を確認の上、安否不明者の氏名等の公表を行い、その安否情報を収取・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

第４　孤立集落の被害状況把握（総務班）

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、町、国、指定公共機関、県は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況とあわせて、町、県に連絡するものとする。また、町及び県は、特に孤立地域の通信手段の確保について、特段の配慮を行うものとし、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

なお、ドローンを活用した孤立集落の被害状況を把握するため、事前に必要な手続等を行い、災害時に迅速に対応できるよう努めるものとする。

第５ 通信手段の確保及び運用（総務班）

町、県をはじめ防災関係機関は、災害に関する各種の情報収集・伝達等の重要通信の疎通を確保するため、通信施設の適切な運用を図る。

(1) 災害発生直後の機能確認及び応急復旧

災害発生時には、直ちに通信施設の機能を確認し、被災が判明した場合は、速やかに応急復旧にあたるとともに、携帯電話、自動車電話等の代替通信手段を確保するほか、すべての通信手段が途絶された場合には、職員を派遣して通信の確保を図る。

(2) 災害時の通信連絡

町、県をはじめ防災関係機関が行う災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として有線通信（加入電話）又は防災行政無線通信によって速やかに行う。

(3) 通信の統制

通信施設の管理者は、災害発生時においては、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、必要に応じて適切な通信統制を実施し、その通信が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

(4) 各種通信設備の利用

① 電話及び電報施設の優先利用

ア 電話の優先利用

非常扱いの通話・緊急扱いの通話の申し込みにあたっては、災害時優先電話又は、電話交換手扱いで申し込む。

(ｱ) 非常扱いの通話

天災その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められ場合、別に定める事項を内容とする手動接続通話については、非常扱いの通話として、他の手動接続通話に先立って接続される。

(ｲ) 緊急扱いの通話

火災の発生、重大な事故等の緊急事態が発生したとき場合、別に定める事項を内容とする通話については、緊急扱いの通話として、他の手動接続通話（非常扱いの通話を除き）に先立って接続される。

イ　電報の優先利用

電報発信にあたって、非常扱いの電報・緊急扱いの電報を発信する場合は、あらかじめ電話による電報サービス取扱所と事前に発信方法等について協議しておく。なお、電報発信紙による場合は、「非常」又は「緊急」と朱書し、最寄りの電報サービス取扱所へ差し出す。

(ｱ) 非常扱いの電報

災害その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合、非常扱いの通話に準じる事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、他の電報に先立って伝送及び配達される。

(ｲ) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のために通報することを要する事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取扱われる。

②　警察通信設備の優先利用

町は、加入電話及び県防災行政無線が使用不能になった場合、「災害対策基本法施行令第22条に基づく協定」によって、警察通信設備を優先的に利用する。

③　非常通信の利用

町、県をはじめ防災関係機関は、加入電話、県防災行政無線等が使用不能になった場合、非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する無線通信施設を利用する。

④　放送事業者の活用

放送事業者（日本放送協会、福井放送、福井テレビジョン放送、福井エフエム放送）の活用が適切と判断されるときは、県を通じて放送事業者に対し、連絡のための放送を要請する。なお、この場合において、特に必要と認めるときは、緊急警報放送を利用する。

⑤　行政及び消防チャンネル、防災情報伝達システム（屋外スピーカー、戸別受信機、防災アプリ、ホームページ）の利用

住民への情報伝達には、行政及び消防チャンネル、防災情報伝達システム（屋外スピーカー、戸別受信機、防災アプリ、ホームページ）を利用する。

⑥　県防災行政無線の利用

県、他市町等との連絡には、県防災行政無線を利用する。

【関係資料】資料８－１　防災関係機関連絡先一覧表
資料８－５　美浜町被害状況調査及び報告要領
資料８－６　県への報告
資料９－１　協定締結状況一覧表
資料９－２　県防災ヘリコプター応援要請書の様式

第７節　災害広報計画

第１　計画の方針

災害に関する情報、被害状況、応急対策の実施状況等を速やかに広報することによって、災害時における社会秩序の維持及び民心の安定を図る。また、被災者の不安や悩みの解消に努めるため、必要に応じて相談窓口を開設し、広聴活動を実施する。

第２　住民に対する広報（広報班）

町は、他の防災関係機関と連携のうえ、災害発生前から継続して、各種方法によって時期に応じた適切な情報の提供に努める。

(1) 一般災害時の広報内容

①　災害発生前

ア　気象関係予報・警報等

イ　高齢者等避難、避難指示等

ウ　避難所の開設状況

エ　災害時の心得

オ　その他、必要事項

②　災害発生直後

ア　災害発生状況

イ　二次災害の防止

ウ　被害の概況

エ　その他、必要事項

③　災害の状況が静穏化した段階の広報

ア　災害情報

イ　被害状況

ウ　安否情報

エ　デマ、流言の打消情報

オ　医療機関、救護所の開設状況

カ　ライフラインの復旧状況

キ　食料、生活必需品等の供給状況

ク　交通機関の運行状況及び交通規制状況

ケ　ボランティアの活動状況

コ　犯罪の予防及び防疫に関する事項

サ　その他、必要事項

(2) 地震発生時の広報内容

① 地震発生直後の広報

ア 地震・津波災害の予測

イ パニック防止の呼びかけ

ウ 避難指示等

エ 出火防止の呼びかけ

オ 人命救助の協力呼びかけ

カ 各市町内被害状況の概要（建物破壊、火災発生時等）

キ 各市町の応急対策実施状況

ク その他必要な事項

② 震災の状況が静穏化した段階の広報

ア 地震・津波災害の現況

イ 被害情報及び応急対策実施情報

ウ 安否情報

エ 生活関連情報

(ｱ) 電気・ガス・上下水道

(ｲ) 食料、生活必需品の供給状況

オ 通信施設の復旧状況

カ 道路交通状況

キ 交通機関の運行状況

ク 医療機関の活動状況

ケ その他必要な事項

(3) 広報の方法

① 報道機関による広報

② 町防災情報伝達システム（屋外スピーカー・戸別受信機・防災アプリ）による広報

③ 行政及び消防チャンネルによる広報

④ 町広報紙等の各家庭への配布による広報

⑤ 写真、ポスター等の現地貼付又は配布による広報

⑥ 避難所への職員の派遣による広報

⑦ 自主防災組織等の住民組織による広報

⑧ 広報車及びハンドマイクによる広報

⑨ インターネットのホームページへの掲載による広報

⑩ ポータルサイト・サーバー運営業者に対し、避難指示等に関する情報をサイトのトップページに掲載するよう協力要請

⑪ その他各種広報媒体を活用した広報

(4) 災害広報資料の保存

収集及び取材した資料、写真を保存・整理するとともに、必要に応じて災害写真集、災害ビデオ等を作成し、有効的に活用するように努める。

(5) 避難者への情報伝達

町は、効果的な手段による避難者への情報伝達と避難者の情報ニーズの把握に努め、情報を伝達する。その際、避難者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる避難者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

(6) 安否情報の提供

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者や児童虐待の被害者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第３　報道機関への情報提供等（広報班）

町は、定期的に報道機関に情報提供するとともに、必要に応じて放送事業者に対し、広報のための放送を要請する。

(1) 報道機関への情報提供

町役場内に記者発表室を設置し、記者会見等により、収集した情報を定期的に報道機関に発表する。ただし、重要な情報は必要に応じて発表する。

(2) 放送要請

放送事業者（日本放送協会、福井放送、福井テレビジョン放送、福井エフエム放送）の活用が適切と判断されるときは、県を通じて放送事業者に対し、広報のための放送を要請する。

第４　相談窓口の開設（広報班）

町は、被災者等からの相談、問い合わせ等に対応するため、必要に応じて町役場等に相談窓口を開設し、積極的な広聴活動を実施する。

(1) 実施体制

① 関係各班から対応職員を派遣し、電話及び住民応対業務全般について実施する。

② 相談窓口の開設時には、広報紙等で住民へ周知する。

(2) 要望の処理

相談窓口等で聴取した要望等は、速やかに関係各班及び関係機関へ連絡し、早期解決を図る。

【関係資料】資料８－７　広報用放送文例

第８節　災害救助法の適用に関する計画

第１　計画の方針

災害に際し、食料品その他の生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等によって生活難に陥った被災者に対し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とした応急的な救助を実施するため、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を行う。

第２　実施機関（総務班）

知事は、国から委任された法定受託事務として救助の実施にあたる。ただし、救助事務の一部を町長に委任したときは、町長が実施する。

第３　適用基準（総務班）

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第１条第１項の各号に規定するところによる。なお、人口が9,179人（令和2年10月１日：国調）の本町の場合は、次の基準による。

(1) 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家の滅失した世帯（以下「滅失世帯」という。）数が、40世帯以上であるとき。

(2) 被害が相当広範な地域にわたり、県全体で滅失世帯数が1,000世帯以上に達した場合において、町の滅失世帯数が20世帯以上であるとき。

(3) 被害が県内全域にわたり、県全体で滅失世帯数が5,000世帯以上に達した場合又は当該災害が隔絶した地域に発生したものであるなど災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。

(4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、若しくは受けるおそれが生じたとき。

第４　滅失世帯の算定基準（総務班）

滅失世帯数の算定は、住家が全壊（全焼・流失）した世帯を基準とするため、そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第１条第２項の規定に基づき、みなし換算を行う。なお、床下浸水、一部損壊については、換算しない。

(1) 住家が半壊し、又は半焼するなど著しく損傷した世帯は、２世帯をもって滅失世帯１世帯とみなす。

(2) 住家が床上浸水、土砂の堆積等によって一時的に居住することができない状態となった世帯は、３世帯をもって、滅失世帯１世帯とみなす。

第５　適用申請手続（総務班）

町長は、町における災害の規模が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込があるときは、直ちにその旨を知事に対して報告し、災害救助法の適用申請手続を行う。なお、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長が災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に情報提供するとともに、その後の処置に関して知事の指揮を受ける。

第６　個別適用計画（総務班）

災害救助法の規定による救助の内容は、次のとおりである。

(1) 避難所の設置

知事の救助事務を委任された町長は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を避難所に収容し保護する。

① 適用期間

災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況に応じて、この期間を延長する必要がある場合には、町長は、知事に事前協議（内閣総理大臣との協議を含む。）をしなければならない。

② 避難所設置のための費用

避難所の設置、維持及び管理のための人夫賃、消耗器材費、建物又は器物の使用謝金、燃料費並びに仮設便所等の設置費とする。ただし、福祉避難所（高齢者、障がい者等に配慮した避難所）を設置した場合、地域における通常の実費を加算できる。

③ 避難所設置の方法

避難所は、学校、公民館等の既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得がたいときには、野外に仮設物等を設置し、又は天幕の設営により実施する。

④ 避難所開設状況報告

町長が避難所を設置した場合には、直ちに避難所開設の状況を知事に情報提供しなければならない。この場合の情報提供事項は、おおむね次のとおりで、とりあえず電話又はＦＡＸで情報提供する。

ア　避難所開設の日時及び場所

イ　箇所数及び収容人員

ウ　開設期間の見込

(2) 応急仮設住宅の供与

災害のため、住宅が全壊、全焼、流失によって滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の確保を図る。

① 適用期間

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成させる。なお、その供与期間は、建築工事が完了した日から２年以内とする。

② 設置場所

町において決定する。なお、町は、事前に仮設住宅の建設可能場所を把握しておく。また、仮設住宅を建設する際に、その場所が私有地の場合は、所有者との間に賃貸借契約を締結する。

③ 入居者の選定

仮設住宅の入居者の選定については、県が町の協力を得て行うが、状況に応じて町長に救助事務の一部として委任できる。なお、入居者の基準は、次を参考とする。ただし、すべての項目に該当する者が３割を超える場合は、生活能力が低く、住宅の必要度の高い者を選定するほか、抽選による方法で決定する。

ア 住家が全壊（焼）、流失した世帯

イ 居住する住家がない世帯

ウ 自己の資力では住宅を確保することができない世帯

(ｱ) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(ｲ) 特定の資産のない失業者

(ｳ) 特定の資産のない母子家庭

(ｴ) 特定の資産のない老人、病弱者及び身体障がい者　　など

④ 要配慮者に配慮した仮設住宅

仮設住宅の建設にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮した住宅の建設を考慮する。

(3) 炊き出しその他による食品の給与

① 米穀による応急供給の場合

米穀の応急配給は、北陸農政局福井県拠点長と緊密な連絡を図り、「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領（平成18年6月 15日付け18総食第294号）」に基づき実施する。

ア 交通、通信の途絶のため知事の指示を受け得ない場合

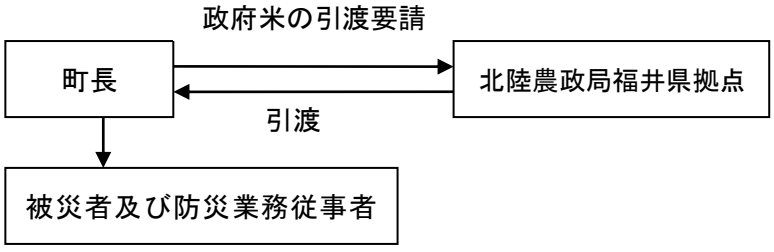

イ 知事の指示が可能な場合

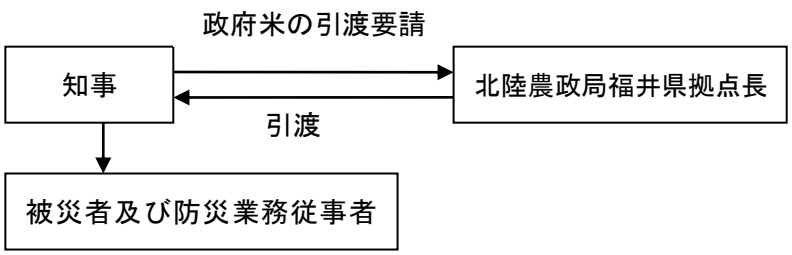

② 乾パンによる応急供給の場合

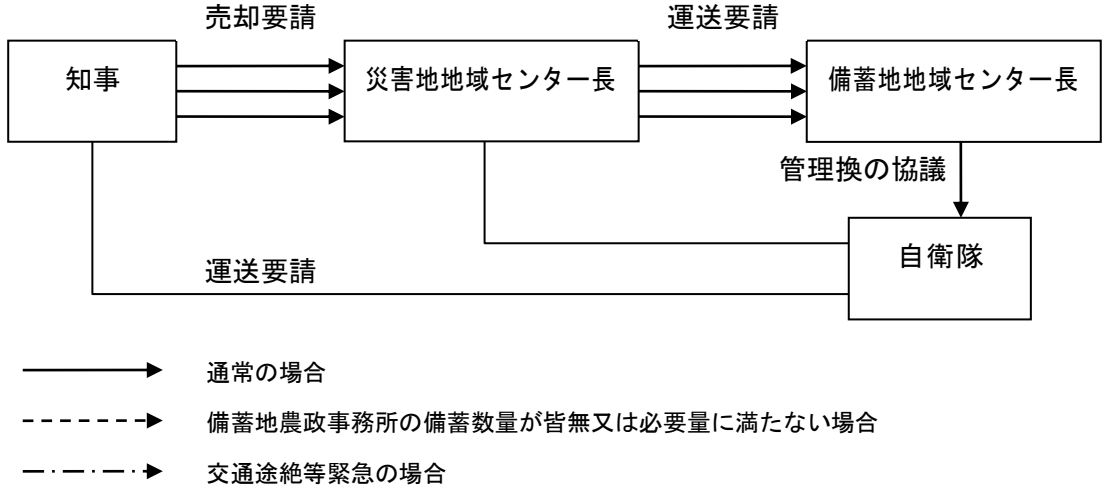

町長（災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された町長）は、住家の被害等によって自宅で炊飯等ができず、また食品の購入ができない被災者に対し、応急的に炊き出し等を実施し、被災者の食生活を保護する。

ア 適用期間

災害発生の日から７日以内とする。ただし、相当大規模な災害が発生し、この期間内で炊き出し等による食品の給与を打ち切ることが困難な場合には、町長は、知事に事前協議（内閣総理大臣との協議を含む。）をしなければならない。

イ 給与のための費用

主食、副食及び燃料費の経費とする。

ウ 炊き出し等の方法

炊き出しは、避難所内又はその近くの適当な場所を選んで実施する。なお、その際、町は、現場ごとに実施責任者を指名して、その任にあたらせる。

(4) 飲料水の供給

知事の救助事務を委任された町長は、災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染され、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、飲料水を供給する。

① 適用期間

災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況に応じて、この期間を延長する必要がある場合には、町長は、知事に事前協議（内閣総理大臣との協議を含む。）をしなければならない。

② 飲料水供給のための費用

ろ水装置その他給水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに浄水用の薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

③ 飲料水供給の方法

飲料水の供給は、災害のため飲料に適する水がない場合に、輸送による給水、ろ水装置による給水、家庭用井戸水等による給水の方法によって実施する。

(5) 被服寝具その他生活必需品の給貸与

災害による住家被害等によって、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する。

① 適用期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、大災害によって交通通信が途絶え、物資の買い付けが困難であるような場合など、この期間を延長する必要がある場合には、町長は、知事に事前協議（内閣総理大臣との協議を含む。）をしなければならない。

② 給貸与の方法

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内で現物によって行う。

ア 被服、寝具及び身の回り品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

(6) 医療

災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療の途を失った場合に、応急的に医療を施し、被災者の保護を図る。

① 適用期間

災害発生の日から14日以内とする。ただし、災害の規模が大きく死傷者が極めて多い場合又は社会的混乱の著しい場合等この期間を延長する必要がある場合には、町長は、知事に事前協議（内閣総理大臣との協議を含む。）をしなければならない。

② 医療のための費用

ア 救護班による場合
使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費等の実費

イ 一般の病院又は診療所による場合
国民健康保険の診療報酬の額以内

ウ 施術者による場合
協定料金の額以内

③ 医療の方法

救護班は、医療機構の混乱が回復するまでの応急的な医療を実施する。なお、救護班は、健康福祉課、こども未来課、町内医療関係者、美浜町日赤奉仕団で構成するとともに、三方郡医師会に対して医師会救護班の派遣を要請する。

また、町救護班及び医師会救護班だけでは、十分な医療又は助産を実施できないときは、県、日本赤十字社福井県支部等に救護班の派遣を要請する。

(7) 災害にかかった者の救出

知事の救助事務を委任された町長は、災害のため生命及び身体が危険な状態にある者を捜索し、又は救出してその者を保護する。

① 適用期間

災害発生の日から３日以内とする。ただし、災害が続いて被害が続出し、どの災害によって救出を要する状態になったのか判明できない等、この期間を延長する必要がある場合には、町長は、知事に事前協議（内閣総理大臣との協議を含む。）をしなければならない。

② 救出のための費用

船艇その他救出のための機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

(8) 災害にかかった住宅の応急修理

災害のため、住宅が半壊、半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、自己の資力では応急修理をすることができない者に対し、応急修理を行い一時的な居住の確保を図る。

① 適用期間

３箇月以内に完成する。

ただし、国の災害対策本部が設置された災害については６箇月以内に完成するものとする。

② 応急修理の内容

居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分について行う。

③ 協力要請

県は、町の協力を得て、応急修理場所、戸数、規模等の把握を行い、被災住宅の応急修理等にあたっては、関係業界団体に対して協力を要請する。

(9) 学用品の給与

学用品の給与は、災害による、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等によって、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（盲学校、ろう学校及び特別支援学校の児童及び生徒を含む。）に対して行う。

① 給与する品目

学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において行う。

ア 教科書

イ 文房具

ウ 通学用品

② 適用期間

教科書については、１箇月以内、その他の学用品については、15日以内に給与を完了しなければならない。

③ 給与の実施

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、原則として知事の救助事務を委任された町長が行うが、教科書については、県が、町教育委員会等からの報告に基づき、教科書提供所から一括調達し、その配給を講じることもある。

(10) 遺体の捜索、処理、埋葬

災害によって現に行方不明の状態にある者に対して捜索を実施するほか、災害によって死亡した者について、その遺族等が混乱期のために、その遺体の処理が実施できない場合は処理を、また遺族の資力に関わらず、埋葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合にその埋葬を実施する。

① 適用期間

災害発生の日から10日以内とする。

(11)障害物の除去

災害のため、住宅に土石等の障害物が流入し、自己の資力では除去することができない者に対し、障害物の除去を行う。

① 適用部分

居室、炊事場等の生活に欠くことのできない最小限度の部分について行う。

② 適用期間

災害発生の日から10日以内に完了する。

(12)応急救助のための輸送及び人夫傭上げ

救助の実施に必要な人員傭上げを行い、その人員及び物資を迅速かつ円滑に輸送あるいは配分し、応急救助活動の万全を期する。

① 輸送及び人員傭上げを行う救助の範囲及び適用期間

範囲	期間
被災者の避難	１日～２日以内（内閣総理大臣との協議により延長できる。以下同じ）
医療及び助産	７日～14 日以内
被災者の救出	３日以内
飲料水の供給	７日以内
遺体の捜索	10 日以内
遺体の処理	10 日以内
救援用物資の整理配分	輸送される物資によって異なり、それぞれ救助種目に定められた期間内

② 輸送及び人員傭上げのための費用

輸送のために支出できる費用は、運送費、借上料、燃料費、消耗器材費、修繕費とし、当該地域における通常の実費とする。

③ 輸送力の確保

ア 応急救助は、緊急を要するので常に輸送手段を考慮して輸送の確保に努める。

イ 町及び県は、動員できる車両（ジープ、大型トラック等）、船艇を把握しておく。

ウ 県は、事態が急迫した場合は従事命令を発する。

【関係資料】資料17－５ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

第９節　避難計画

第１　計画の方針

災害から住民等の安全を確保するため、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、避難誘導等必要な措置を講じることによって、安全な地域に避難させる。

第２　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（総務班）

気象予警報等が発表され、浸水やがけ崩れなどによる被害を受けるおそれがある危険地域の住民等に対し、生命又は身体の安全を確保するため、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を行う。

(1) 避難情報の種類

避難の情報は、次のとおりである。

発令内容	警戒レベル	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	警戒レベル３	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、大雨、洪水、高潮警報が発表される等、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始、自発的に避難を開始することを推奨
避難指示	警戒レベル４	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、土砂災害警戒情報が発表される等、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動をとる ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する ・指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行う
緊急安全確保	警戒レベル５	・人的被害の発生又は切迫した状況	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる

(2) 実施責任者等

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の実施責任者等は、次のとおりである。なお、町長が不在の場合は、町長が別に定めた順位に基づき、町職員が代理する。

事項／区分	実施責任者	措　置	実　施　の　基　準
高齢者等避難	町長	立退き準備の勧告（避難行動要支援者に対し避難の確保が図られるよう必要な情報を提供）	避難行動要支援者が避難できる時間を残して災害が発生する可能性が高まったとき。 【水害】 ・大雨・洪水注意報が発表されたときで、必要と判断した場合 ・大雨・洪水警報が発表され、護岸等に異常は見られないものの、今後も河川水位の上昇が見込まれる場合 ・洪水警報の危険度分布（気象庁HP）で町内河川に「警戒」が表示されたとき ・大雨警報（浸水害）の危険度分布（気象庁HP）により、町域内に「警戒」が表示されたとき ・耳川の河原市水位観測所の水位が避難判断水位（2.20m）に達し、かつ、上流域の観測所の河川水位が上昇しているとき ・軽微な漏水・浸食等が発見されたとき ・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき 【土砂災害】 ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、気象庁ホームページの土砂災害警戒判定メッシュ情報で「実況又は予想で大雨警報の基準に到達（町域内に「警戒」が表示）」する場合 ・数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に到達することが想定される場合 ・大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合 ・強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 【高潮】 ・高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合 ・高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が町にかかると予想されている、又は台風が接近することが見込まれる場合
避難指示	町長 （災害対策基本法60）	立退きの指示及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。 【水害】 ・相当な豪雨で、災害の発生が予想される場合 ・大雨・洪水警報が発表されたときで、必要と判断した場合 ・耳川の河原市水位観測所の水位がはん濫危険水位（危険水位　2.70m）に達したとき ・河川水位が上昇し、護岸決壊の前兆現象が確認されたとき ・洪水警報の危険度分布（気象庁HP）で町内河川に「非常に危険」が表示されたとき ・大雨警報（浸水害）の危険度分布（気象庁HP）により、町域内に「非常に危険」が表示されたとき ・異常な漏水・浸食等が発見されたとき

事項／区分	実施責任者	措　　置	実　施　の　基　準
			・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき 【土砂災害】 ・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・気象庁ホームページの土砂災害警戒判定メッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達（町域内に「非常に危険」が表示）」する場合 ・大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・土砂災害の前兆現象（湧き水、地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合 【高潮】 ・高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合 ・高潮注意報が発表されており、当該注意報において警報に切り替える可能性が高い旨に言及され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合 ・高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌朝早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合 ・海岸堤防の倒壊や決壊につながるおそれのある漏水等を確認した場合
	知事及びその命を受けた職員 水防管理者(水防法29)	立退きの指示	洪水・津波、高潮によって氾濫によるより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法25)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官 海上保安官 (災害対策基本法61)	立退きの指示及び立退き先の指示	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 町長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務執行法4)	警告 避難の措置	危険な事態が切迫したと認められるときは、必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	自衛官 (自衛隊法94)	避難について必要な措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。
緊急安全確保	町長 (災害対策基本法60)	緊急安全確保措置（高所への移動、近隣の堅固な建物への待避等）	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき 【水害洪水】 ・決壊や越水・溢水が発生した場合 ・大雨特別警報が発表されたとき ・耳川の河原市水位観測所の水位が氾濫危険水位（2.70m）に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき ・洪水警報の危険度分布（気象庁HP）で町内河川に「極めて危険」が表示されたとき

事項／区分	実施責任者	措　　置	実　施　の　基　準
			・大雨警報（浸水害）の危険度分布（気象庁HP）により、町域内に「極めて危険」が表示されたとき ・避難指示（緊急）の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき 【土砂災害】 ・大雨特別警報（土砂災害）が発表されたとき ・土砂災害警戒情報が発表され、かつ、気象庁ホームページの土砂災害警戒判定メッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達（町域内に「極めて危険」が表示）」する場合 ・土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・土砂災害が発生したとき ・山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合 ・避難指示等による立退き避難が十分でなく、再度立退き避難を住民に促す必要がある場合 【高潮】 ・高潮氾濫情報が発表された場合 ・海岸堤防の倒壊や決壊が発生した場合 ・水門、陸閘等の異常が確認された場合 ・高潮警報が発表され、避難指示時の段階よりも状況がさらに悪化し、高潮災害の発生が極めて切迫している場合、又は確実視される場合
	知事及びその命を受けた職員 水防管理者(水防法29)	緊急安全確保措置（屋内での待避等）	洪水・津波、高潮によって氾濫によるより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官 海上保安官 (災害対策基本法61)	緊急安全確保措置	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 町長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務執行法4)	警告 避難の措置	危険な事態が切迫したと認められるときは、必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	自衛官 (自衛隊法94)	避難について必要な措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。

※なお、町は、避難指示等の発令訓練の実施や、発令の経験等を踏まえ、必要に応じて基準の見直しに努めるものとする。

(3) 避難指示等実施責任者の代理規定の整備

町は、首長不在時における発災に備え、避難指示等発令に係る代理規定を整備しておくものとする。

(4) 避難指示等の発令方法

町は、気象情報や河川水位、土砂災害警戒情報等をもとに、時期を失することなく避難指示を発令するものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

町は、住民に対し高齢者等避難や避難指示等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するものとする。特に、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、町の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮したうえで検討するものとする。

また、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令するおそれがある場合には、早い段階で避難所を開設して住民に伝達したり、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する等により、円滑な避難に努めるものとする。

町は、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への移動を原則とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等での身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」行うべきことについて、町は、住民等への周知徹底に努めるものとする。

なお、町は、避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

避難指示等の発令にあたっては、災害の切迫度に応じ，５段階の警戒レベルにより提供すること等を通し，受け手側である住民が生命に係る危険であることを直感的に認識するなど、具体的で分かりやすい内容で発令するよう努めるものとする。

(5) 避難指示等の助言

町は、避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

(6)高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の周知等

① 住民等への周知

町は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を行ったとき若しくは他機関からその通知を受けたときは、関係機関と協力して行政及び消防チャンネル、町防災情報伝達システム（屋外スピーカー・戸別受信機・防災アプリ）、町メール配信サービス、広報車、サイレン等による広報やその他実情に即した方法、分かりやすい内容で、住民に対して周知徹底を図る。なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。周知する内容は、次のとおりとする。

ア 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達者の名称

イ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の実施者

ウ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の理由

エ 要避難対象地域（地区名等）

オ　避難先及び避難経路

カ　その他避難時の注意事項等

② 関係機関への周知

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を実施した者は、おおむね次によって必要な事項を通知する。

ア　通知事項

(ｱ) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の理由

(ｲ) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を実施した地域

(ｳ) 世帯数及び人員

(ｴ) 立退き先

(ｵ) その他参考事項等

イ　実施者の措置

(ｱ) 町長

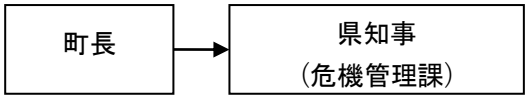

(ｲ) 警察官又は海上保安官

・災害対策基本法に基づく措置

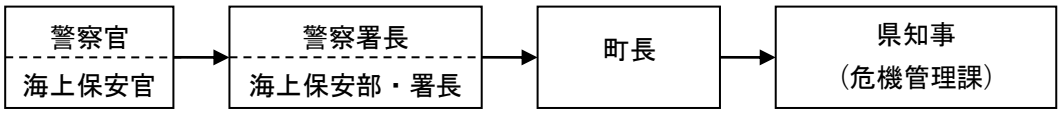

・職権に基づく措置

(ｳ) 自衛官の措置

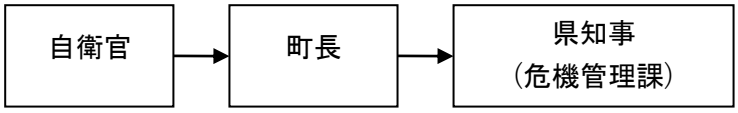

第３　警戒区域の設定（総務班）

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

(1) 実施責任者等

警戒区域の設定の実施責任者等は、次のとおりである。

災害種別	内容（要件）	実施責任者	根拠法規
災害全般	災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。	町長	災害対策基本法第63条
	町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長が実施すべき応急措置の全部又は一部を代行する。	知事	災害対策基本法第73条
	町長若しくはその委任を受けた町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域を設定する。	警察官[注)]又は海上保安官	災害対策基本法第63条
	町長若しくはその委任を受けた町の職員が現場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。	災害派遣を命じられた部隊の自衛官	
災害全般（水災を除く。）	災害の現場において、活動確保を主目的に消防警戒区域を設定する。	消防吏員又は消防団員	消防法第28条第36条
火災	火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあるときは、火災警戒区域を設定する。	消防長又は消防署長	消防法第23条の2
	消防長若しくは消防署長又はその委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき、又は消防長若しくは消防署長から要求があったときは、火災警戒区域を設定する。	警察署長	
洪水	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定する。	水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者	水防法第21条

注）警察官は、消防法第28条、第36条、水防法第21条の規定によっても、第１次的な設定権者が現場にいないか、又は要求があった場合は、警戒区域を設定できる。

(2) 規制の実施

町長は、警戒区域の設定について敦賀警察署長等の関係者との連絡調整を行う。なお、警戒区域を設定したときは、敦賀警察署長に協力を要請して、警戒区域から退去又は立入禁止の措置を講じる。

また、規制の実施後は、敦賀警察署、敦賀美方消防組合美浜消防団、自主防災組織等の協力を得て、住民の退去を確認するとともに、防犯、防火の警戒を行う。

第４　避難の方法（総務班、広報班）

災害から住民の安全を確保するため、関係機関と相互に連携のもと、要配慮者に配慮しつつ、避難誘導等必要な措置を講じる。

(1) 避難の区分及び基準

避難の区分及び基準は、次のとおりとする。

区分	基準
事前避難	暴風、洪水、高潮等によって危険となるおそれがあるときは、高齢者、障がい者等の要配慮者を安全な場所へ事前に避難させる。
緊急避難	事前避難のいとまがなく、著しく危険が切迫していると認めるときは、至近の安全な場所へ緊急に避難させる。
収容避難	必要に応じて、一時的な避難場所からさらに安全な避難所に移動させ、収容する。

(2) 避難誘導

避難指示が行われたときは、避難誘導を実施する。

①　各集落ごとの避難誘導

ア　誘導方針

各集落においては、誘導責任者及び誘導員が自主防災組織、自治会等の協力を得て、組織的な避難誘導を実施する。避難のための立退きを円滑かつ安全に行うために、誘導責任者は、各区長（不在の場合は、あらかじめ定める別の者）とし、誘導員は、警察官、消防職員、消防団員等とする。

イ　誘導にあたっての留意事項

(ｱ) 事前に避難路の安全を確認し、危険箇所の表示、なわ張り等を行うほか、状況に応じて誘導員を配置するなど事故防止に努める。なお、夜間の場合は、照明器具等を使用し、浸水等の場合は、船艇やロープ等の資機材を使用して、避難者の安全確保を図る。

また、避難所が遠方の場合は、状況に応じて車両による輸送を行う。

(ｲ) できるだけ自主防災組織、自治会ごとの集団避難を行うとともに、高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮し、優先的に誘導する。

(ｳ) 避難場所が火災等で危険と判断されたときは、他の避難所へ移動する。

ウ　避難誘導等に従事する者の安全確保

沿岸市町は、職員、消防団、水防団、警察官、自主防災組織等防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルール及び退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとする。

②　防災上特に重要な施設の避難誘導

防災上特に重要な施設（学校、保育園、社会福祉施設、事業所、その他多数の者が利用する施設等）においては、誘導責任者及び誘導員が警察官、消防職員、消防団員等の協力を得て、各施設の避難計画に基づき、避難誘導を実施する。なお、誘導責任者は、原則として各施設の防火管理者、管理権限者等とし、誘導員は、各施設の職員、従業員等とする。

避難誘導の流れ

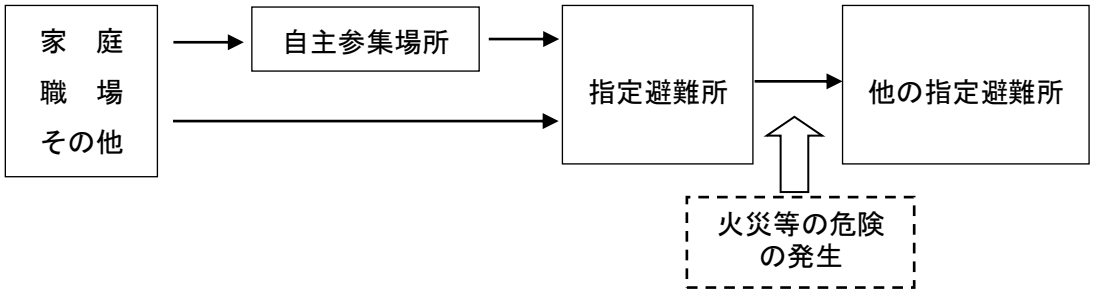

第５　学校、病院、社会福祉施設等の避難対策（共通事項）

学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、関係機関と協議の上、あらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底させるとともに、訓練等を実施し避難に万全を期する。

(1) 情報収集活動

学校、病院、社会福祉施設等の職員は速やかに被害状況等の情報収集に努める。

(2) 避難誘導活動

① 避難誘導活動は、自力避難が困難な者を優先して行う。

② 避難は、先頭と最後尾に誘導員及び情報員を配置して行う。

(3) 要配慮者の避難所の確保

要配慮者の避難所の確保にあたっては、次の点に留意し保護の場所を確保する。

① 避難者の健康状態等に対応できる避難所機能の確保

② 医療機関との連絡体制の確保

③ 防災関係機関との連絡体制の確保

④ 家庭との連絡体制の確保

(4) 避難計画に定める事項

① 防災責任者

② 情報収集方法及び誘導者

③ 避難所

④ 避難時の応急保護

第６　広域避難の調整（総務班）

(1) 地方公共団体間の応援協定に基づく広域避難

地方公共団体間の応援協定に基づいて広域避難する場合の協議はその定めるところにより行う。

(2) 災害対策基本法に基づく広域避難

事前に締結された地方公共団体相互の協定等が機能しない場合には、災害対策基本法に基づき県の調整のもと広域避難を行う。

町は、災害の予測規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化にかんがみ、被災市町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅への収容が必要であると判断した場合において、市町への受入については、当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村の受入については都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。ほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、都道府県知事に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議するものとする。

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際にあわせて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。国、県及び市町、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に 基づき、関係者間で適切な役割を行ったうえで、広域避難を実施するよう努めるものとする。

(3) 情報の提供

政府本部、指定行政機関、公共機関、県及び町、事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡を取り合い、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役 立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

第７　被災地域における動物の保護等

動物の飼い主（所有者又は占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるものとするが、飼い主のわからない負傷動物又は逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、県、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護・収容等を行う。

また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、町は、県等と協力して、避難した動物の適正な飼養・保管及び動物由来感染症の予防等の指導を行うとともに、被災地域において復旧活動の妨げとならないよう放浪動物の救護を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

【関係資料】資料15－１　避難所一覧表
資料17－５　災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

第 10 節　避難所の開設・管理計画

第１　計画の方針

災害が発生し、避難収容が必要なときは、速やかに避難所を開設する。

第２　避難場所及び避難所の選定、開設等（総務班）

(1) 町長は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて避難所を開設又は避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

(2) 避難所の開設基準

① 災害が発生し、避難者が予想されるとき。

② 被害の状況に応じ開設する必要があるとき。

(3) 避難収容の対象者

① 住居が被害を受け、居住の場を失った者

② 避難指示等によって緊急避難の必要がある者

③ 災害発生前に事前に避難をした者

④ その他、町長が必要と認める者

(4) 町長は、発災時に必要に応じ、指定避難所を開設し、住民等への周知徹底を図る。

また、町長は、災害が発生していない場合であっても、住民の自主避難に応じ、速やかに指定避難所又は一時避難所を自主避難場所として開設するよう努める。

なお、地震発生時の開設は以下のとおりとする。

① 震度５弱以上の場合

当該施設管理者は、速やかに施設を点検し安全を確認のうえ、避難所を開設する。

② 震度４以下の場合

ア　避難所の開設を決定したときは、その旨を開設する避難所の施設管理者に通知し、避難所の開設を要請する。

イ　指定避難所の施設管理者は、施設を点検し安全を確認のうえ、開設の準備を行い、開設要請があった場合は直ちに避難所を開設する。

(5) 町長は指定避難所の開設状況について、次の事項を知事に報告するほか、敦賀警察署等の関係機関に通報する。

① 避難所開設の日時及び場所

② 箇所数及び収容人員

③ 開設期間の見込

(6) 災害時の避難をより適切、有効なものにするため、指定緊急避難場所の選定については災害の規模、内容に応じた弾力的な措置が必要とされるが、その選定基準はおおむね次のとおりである。

① 洪水又は高潮の場合は平坦な場所、川沿等を避けた高地

② 土砂災害の場合は、あらかじめ定めた危険地の区域外の場所

③　地震の場合は、大震災を防除し得る条件を備えた耐災建築物又は空地

指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

(7) 避難所の設置は、あらかじめ指定した指定避難所の利用を原則とするが、適当な施設を得がたいときは野外にバラックを仮設し、又は天幕を設置するものとする。予定した避難所が使用できないときは、町長は知事又は隣接市町長と協議し、指定避難所の設定又は被災者の収容について所要の処置を講ずるものとする。また、町は、特定の指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、ホテル、旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、当該研修所、ホテル、旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

(8) 町は、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。資材の確保が困難な場合は、県において必要な資材をあっせんする。

この場合において、地域の実情に応じ、小学校区等ごとに地区内の各避難所を包摂する指定避難所を設け、情報の収集、伝達体制を整備する。

第３　避難所の管理・運営（共通事項）

町は、避難所を開設したときは、速やかに管理責任者を派遣し、避難所の管理・運営を行う。

(1) 施設管理者

施設管理者は、管理責任者が到着するまでの間、管理運営を行うとともに、施設の避難所利用に対して助言を行うなど、避難所運営に協力する。

(2) 管理責任者

管理責任者は、町との緊密な連絡体制のもと、避難者の収容に努めるとともに、避難者の不安又は二次的災害を防止するため、自主防災組織等を中心とした避難所内の住民組織の協力を得て、避難所の安全管理に万全を期するものとする。

(3) 住民組織

自主防災組織等を中心とした避難所内の住民組織は、自主的な活動によって避難所を運営する。

(4) ボランティア

ボランティアは、管理責任者及び避難者の代表と協議しながら、避難所の運営を補助する。

(5) 避難所における業務

管理責任者は、施設管理者と施設使用について緊密な連絡を行うとともに、避難所内の住民組織の協力を得て、次の活動を実施する。

①　一般的業務

ア　避難者の受付

イ　避難者の組織編成

ウ　避難者に対する情報の伝達

エ　救護所の設置場所の選定

オ　避難所に配布された食料等物資の管理

カ　給食時間の調整

キ　食料、生活必需品等の配布

ク　便所その他不衛生な場所の消毒及び施設の清掃管理

ケ　仮設トイレの設置及び維持管理

②　記録業務

ア　職員の避難所勤務状況の記入

イ　日誌の記入

ウ　物品の受け払い簿の記入

エ　避難者名簿の作成

③　報告業務

ア　避難所の開設及び閉鎖の日時の報告

イ　避難状況の報告

ウ　給食済・見込人員の報告

エ　その他必要な情報の報告

(6) 町は、避難所運営の円滑を図るため、運営の中心となる自主防災組織等の組織と協議し、予定される避難所ごとに事前に避難者の自治組織に係る事項や、避難者に対する情報伝達に係る事項などを定める「避難所運営マニュアル」を作成する。

(7) 避難所の運営にあたっては、保健・衛生面、プライバシーの保護等幅広い観点から被災者の心身の健康維持及び人権にきめ細かく配慮した対策を講じ、生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したＮＰＯ・ボランティア等外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

町は、防災ネットを活用し、避難者受付及び避難人数把握、ニーズ集約など、効率的な避難所運営に努める。

(8) 避難所に高齢者、障がい者等の要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

なお、必要に応じて、関係機関と協力し、病院、福祉施設等への入所をはじめ、保健師、介護職員などによる支援を行うよう努めるものとする。

(9) 町は、生活不活発病やエコノミークラス症候群など環境の変化等から生じる避難住民の健康不安又は体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して、医療関係者による巡回健康相談を実施するとともに、災害による心的外傷後ストレス障がい（ＰＴＳＤ）等に対応するため、こころの健康に関する相談窓口を設置するよう努めるものとする。

(10) 町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性専用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

(11) 町は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性犯罪・性暴力の発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性犯罪・性暴力についての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

(12) 町は、在宅避難者や、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。特に、車中避難者に対しては、避難状況を調査し、避難所への誘導が困難な場合は、長時間の同一姿勢による下肢の運動不足や水分不足等からエコノミークラス症候群等の疾病を引き起こしやすくなるため、予防方法を周知する等の健康への対策を図る。

(13) 町は指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(14) 町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

(15) 町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

(16) 避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

(17) 愛玩動物への対応

愛玩動物を飼っている避難者にとって愛玩動物は、家族と同様であるが、他の避難者にとっては迷惑となる可能性が高い。そのため、可能な場合、愛玩動物受入可能な避難場所を設定する等、愛玩動物への対応に努める。

【関係資料】資料15－１　避難所一覧表
資料17－５　災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

第 11 節　救出計画

第１　計画の方針

防災関係機関相互の緊密な連携による救護活動体制を整備し、災害のため生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を迅速かつ的確に捜索又は救出する。

町・県、県警察本部、敦賀海上保安部等は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努め、緊密な連携のもとに救出活動を実施する。

第２　陸上における救出対策（共通事項）

町は、敦賀美方消防組合、敦賀警察署、自主防災組織等の協力を得て、陸上における救出対策を実施する。

(1) 自主防災組織

自主防災組織は、消防団員や地域住民と協力して、救助機関が到着するまでの間、可能な限りの初期救出活動に努める。

(2) 町

① 消防職員、消防団員を主体とし、町職員を含む救助隊（救出班）を編成するとともに、救助作業に必要な車両、特殊機械器具等の資機材を調達し、敦賀警察署と協力して迅速に救助にあたる。

② 災害が甚大で、町自体の能力で救出作業が困難であり、かつ救助作業に必要な資機材の調達を必要とするときは、「福井県・市町村災害時相互応援協定」及び「福井県広域消防相互応援協定」に基づき、県、他の市町、他の市町消防に応援を要請する。それでもなお、応援を要するときは、知事に対し、自衛隊の災害派遣要請を依頼する。なお、「福井県広域消防相互応援協定」に基づき、応援要請を行う場合は、敦賀美方消防組合の管理者（敦賀市長）が実施する。

③ 災害現場に出動した消防職員、消防団員、警察官等は、危険箇所の監視又は警らを行い、傷病者及び生命の危険にひんしている者の発見に努め、全力を尽くして救出にあたる。

第３　海上における救出対策（共通事項）

町は、敦賀海上保安部、県警察と連携協力し、海上における救出対策を実施する。

(1) 敦賀海上保安部

① 海難における人命、積荷及び船舶の救助のため情報収集を行い、活動体制の確立を図る。

② 船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、浸水、その他の船舶の安全が阻害され又は海浜等において発生した遊泳中、作業中、磯釣中等の事故等及び乗務者のいる海上構築物の損壊等において、人命又は財産に援助を与え、保護を必要とする事態を解消する。

③ 海難救助に際し必要があると認めるときは、関係行政機関、民間団体等に対し協力の要請を行う。

(2) 県警察

船舶の避難等海上における災害発生に際しては、敦賀海上保安部、町その他の関係機関と連携協力し、必要な措置をとる。

① 遭難した船舶、航空機等とその乗員、乗客等の被災者の確認措置

② 警備艇等による可能な救助活動及び救出救護活動等に伴う陸上における緊急輸送確保のための交通整理規制その他の所要措置

③ 行方不明者がある場合は、沿岸関係警察への手配によるその速やかな発見措置

(3) 沿岸市町

水難救護法による人命、船舶の救助

第４　空からの救出対策（共通事項）

航空機やヘリコプターを活用した救出を行うために、町はあらかじめ緊急離着場の指定を行うとともに、迅速かつ正確な情報収集伝達を行い、機動的な航空機の活用を図る。

ア　県防災ヘリコプター

イ　県警察ヘリコプター

ウ　自衛隊

エ　海上保安庁

第５　災害救助法が適用された場合（総務班、消防班）

災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された町長が行うものとするが、費用の対象者は次のとおりである。

(1) 対象者

① 災害のために現に生命身体が危険な状態にある者

ア　火災の際に火中にとり残されたような場合

イ　地震の際に倒壊家屋の下敷きになったような場合

ウ　水害の際に流失家屋とともに流されたり、孤立した地点にとり残されたような場合

エ　地すべり、がけ崩れ等により生埋になったような場合

② 災害のため生死不明の状態にある者

(2) 救出期間

災害の発生の日から３日以内

(3) 救出のための費用

① 借上費　　船艇、その他救出のための機械器具の借上費

② 修繕費　　使用した機械器具の修繕費

③ 燃料費　　機械器具を使用するために必要な燃料費

第６　行方不明者の捜索（消防班）

町は、関係機関等の協力を得て、行方不明者の捜索を実施する。

(1) 行方不明者の存否確認

敦賀美方消防組合、敦賀警察署及び自主防災組織等の協力を得て、行方不明者の存否を確認する。なお、確認は、住民基本台帳等と照合のうえ実施し、行方不明者名簿を作成する。

(2) 行方不明者の捜索

災害の規模、緊急性等を勘案して、敦賀美方消防組合、敦賀警察署、敦賀海上保安部、自衛隊、自主防災組織等の協力を得て、行方不明者の捜索を実施する。

【関係資料】資料９－１　協定締結状況一覧表
資料９－２　県防災ヘリコプター応援要請書の様式
資料17－５　災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

第 12 節　要配慮者応急対策計画

第１　計画の方針

災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者は、特に大きな影響を受けやすいことから、要配慮者に配慮した応急対策を実施する。

第２　迅速な避難（保健福祉班）

避難を行う場合、地域住民は地域の避難行動要支援者の避難誘導について地域ぐるみで協力支援し、社会福祉施設の管理者等は、施設近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。

町は、被災施設等の的確な状況の把握に努め、他の社会福祉施設、県、他市町等との連携のもと、迅速かつ円滑な避難が行われるよう、町内外の他施設への緊急避難についての情報及び他市町又は各施設への避難受入についての情報の収集、提供を行う。

第３　町における対応（保健福祉班）

町は、要配慮者を支援するため、要配慮者支援拠点である保健福祉センター（はあとぴあ）を拠点として、町社会福祉協議会の協力を得て、次の措置を講じる。

(1) 災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

(2) 地域社会の協力を得て、要配慮者が必要とする支援内容を把握する。

(3) ボランティア等生活支援・情報提供のための人材を確保し、必要に応じて派遣する。

(4) 特別な食料を必要とする場合は、その確保・提供を行う。

(5) 生活するうえで必要な資機材を避難所等に設置・提供する。

(6) 避難所・居宅へ相談員を巡回させ、要配慮者の生活状況の確認、健康・生活相談を行う。

(7) 社会福祉施設、医療施設等への二次避難が必要な者について、当該施設への受入要請を行う。

(8) 身障・老人緊急通報システムの活用を図る。

第４　外国人に係る対応（保健福祉班）

町は、要配慮者である外国人に対する避難誘導、情報提供等について、次の措置を講じる。

(1) 町は、インターネット等を活用して、やさしい日本語や外国語による広報を実施するなど、外国人の避難誘導に配慮する。

(2) 町は、警察、消防、自主防災組織、地域の外国人リーダー等の協力を得て、外国人の安否確認や被災状況の把握、救助活動に努める。

(3) 町は、災害時にテレビ、ラジオ、インターネット等を活用して、やさしい日本語や外国語による情報提供に努める。また、観光施設・宿泊施設と連携を図り、外国人旅行者に対して災害時に速やかに防災情報が提供できるよう、国の災害情報アプリの利用を促進するなど、外国人旅行者への情報提供に努める。

第 13 節　飲料水、食料、生活必需品の供給計画

第１　計画の方針

災害発生時における住民の生活を確保するため、飲料水、食料、生活必需品等の確保及び供給に関して必要な措置を講じる。

第２　応急給水（上下水道班）

町は、災害発生時には上水道・簡易水道施設の損壊が予想されるため、早期に給水体制を確立し、１人１日あたり最低必要量３リットルの水を供給するよう努める。

(1) 給水体制

飲料水供給の直接の実施者は、町とする。ただし、町単独では実施できないときは、県及び他の市町に対し、「福井県・市町村災害時相互応援協定」に基づき、応援を要請する。

(2) 給水量

被災者に対する最低給水量は、１日１人あたり３リットルとし、給水力の強化及び上水道・簡易水道施設の復旧状況に応じて、随時給水量を増加する。

(3) 水源の確保等

① 上水道・簡易水道施設の損壊程度が小さく、一部断水が生じたときは、応急復旧を実施する。

② 損壊程度が大きく使用不能のときは、汚染度が少ない深井戸等を水源に選定する。

③ 被災地において水源を確保することが困難なときは、被災地に近い水源を確保する。なお、町域内で水源が確保できないときは、隣接市町に要請のうえ、その水源を使用する。

(4) 給水方法

① 備蓄飲料水の供給

町は、応急時において速やかに備蓄した飲料水を供給する。

② 輸送による給水（**産業班・観光班**）

ア 給水車（給水車に代用できる散水車、水槽付消防ポンプ自動車等を含む。）による補給、水源からの取水を行い、被災地域内の適当な給水基地への輸送を行う。

イ ドラム缶、ポリタンク飲料水袋等の容器に貯水し、給水基地へ車両等によって輸送を行う。

③ ろ水装置による給水

局地的給水又は陸上輸送による給水が不可能なときは、ろ水装置による給水基地を設営する。

④ 家庭用井戸水等による給水

ア 家庭用井戸水について、水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の被災者のために飲料水として給水する。

イ 家庭用井戸水について、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、ろ過、消毒等によって飲料水として確保する。

(5) 住民への広報

住民の不安を和らげるため、給水時間及び場所、断水の解消見込等の情報提供を積極的かつきめ細かく実施する。

第３　食料の供給（産業班、住民避難班）

町は、災害が発生したときは、被災者、災害応急対策従事者等に対する食料の円滑な供給を実施する。

(1) 供給の対象者

① 避難所へ避難した者

② 自宅にあっても、ライフラインの遮断等によって調理ができない者

③ 救助作業、その他の災害応急対策業務に従事する者

④ 旅行者、町内通過者等で他に食料を得る手段のない者

⑤ その他、町長が必要と認める者

(2) 食料の供給方法

① 避難者数等から必要数量の把握を行い、備蓄食料の配布、加工食品（弁当等）の調達、炊き出しの実施による供給計画を作成する。

② 食料の供給は、原則として避難所で実施する。

③ 避難所での食料の受入、配布については、避難所内住民組織、地域各種団体、ボランティア等の協力を得て実施する。

④ 避難所以外で避難生活を行っている被災者に対しては、広報車等によって食料の供給に関する情報を提供する。

また、避難所まで取りに来ることが困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得て、各戸配布等によって供給する。

⑤ 高齢者、障がい者等の要配慮者に優先的に配布する。

(3) 食料の確保、集積及び搬送

① 食料の確保

ア 備蓄食料

指定避難所に備蓄している食料を確保する。

イ 調達食料

流通状況に応じ、町内の卸売業者、小売販売業者から調達する。

ウ 救援食料

町内において食料の調達が困難な場合は、調達困難な食料の種類及び数量、受入場所を指定して、県、その他の自治体に連絡し、応援を要請する。なお、応援を要請した場合は、町に届いた救援食料の把握に努めるとともに、過不足となっている食料を調整し、食料の適切な供給に努める。

② 食料の集積及び搬送

ア 備蓄食料は、指定避難所から各避難所に搬送する。

イ 調達食料は、調達先の業者が各避難所へ直接搬送することを原則とするが、これにより難いときは、指定避難所に一時集積し、仕分けのうえ、各避難所へ搬送する。また、救援食料についても、指定避難所で受入、一時集積する。なお、指定避難所には職員を配置し、配置された職員は、物資の受入作業及び仕分け作業を実施する。

ウ 指定避難所から各避難所へ搬送は、町有車両を用いて実施するが、状況に応じて運送業者に委託する。

(4) 米穀等の応急供給の取扱要領

① 実施責任者

米穀及び乾パンの応急供給は、供給対象等に応じ、次に掲げる者が知事の承認を得て行う。

供給対象	限度数量	実施責任者
被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合	必要数量	町長
被災によって販売業者が通常の販売を行うことができないため、これに代わって販売する場合	〃	〃
被災地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	〃	作業実施責任機関
特殊災害（爆発、飛行機の墜落、列車の転覆等）の発生に伴い、被災者に対し炊き出し等による給食の必要がある場合	〃	町長と災害発生機関が協議

② 供給品目

供給品目は、原則として米穀とするが、消費の実情等によっては、乾パン及び麦製品とする。

③ 実施の方法

町長が応急供給を実施する場合の実施方法は、次のとおりである。

ア 米穀による応急供給の場合

(ｱ) 災害地域が災害救助法の適用を受けない場合の供給の申請

町長は、被災者等に応急供給を実施する必要があると認められるときは、災害発生状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀（以下「応急用米穀」という。）の所要数量を知事に申請する。

(ｲ) 災害地域に災害救助法が適用された場合

a 販売業者を通じて販売する場合

町長は、被災者等に応急供給を実施する場合には、災害発生状況又は給食を必要とする事情及び応急用米穀の所要数量を知事に申請する。

b　販売業者を通じないで応急販売をする場合

(a) 知事の指示が可能な場合

知事は、災害発生状況等に応じて、販売業者を通じることなく、福井県拠点長から直接売却を受けることが適当と判断したときは、「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」に基づき販売を行う。

(b) 知事の指示が受けられない場合

町長は、災害の程度が著しく広範囲で、交通及び通信が途絶したため、知事の指示を受けられないときは、福井県拠点長に対し、緊急引渡を要請する。なお、福井県拠点長に対して連絡が取れないで、緊急引渡の要請ができないときは、保管倉庫の責任者に対し、文書によって緊急引渡の要請を行う。

イ　応急用食料の場合

災害の程度によって炊き出しができず、応急用食料の配給が必要なときは、直ちに県に対し、供給の申請を行う。

(5) 炊き出しの実施

①　炊き出しの方法

ア　町は、日赤奉仕団、婦人会等の協力を得て、あらかじめ選定した炊き出し予定施設等で実施する。なお、実施にあたっては、次の点に留意する。

(ｱ) 炊き出し現場には、責任者を配置する。なお、責任者は、炊き出しの実施に関し、指揮するとともに、備付帳簿を整理し、正確に記入して保管しておかなければならない。

(ｲ) 献立は、栄養価を考えて定めなければならないが、被災状況を十分考慮し、食器が確保、配給されるまでの間は、にぎり飯、漬物及び缶詰の副食品等を配給する。また、乳幼児に対しては、ミルクを配給する。

イ　町において直接炊き出しを実施することが困難な場合で、米飯（炊飯）業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、炊き出しの基準等を明示して業者から購入し、配給する。

②　食品衛生

町は、炊き出しの実施にあたっては、常に食品の衛生に心掛け、特に次の点に留意する。

ア　炊き出し施設には、飲料に適した水を十分に供給する。

イ　供給人員に応じて必要な器具及び容器を確保し、備え付ける。

ウ　炊き出し場所には、手洗設備及び器具類の消毒ができる設備を設ける。

エ　供給食品は、ハエその他害虫の駆除に十分留意する。

オ　使用原材料は、できるだけ信用のある業者から仕入れを行うとともに、保管に注意する。

カ　あらかじめ選定した炊き出し予定施設の使用が困難なときは、湿地、排水の悪い場所、塵埃汚物処理場等から離れた場所を確保する。

(6) 応援等の手続

炊き出し等の食品の給与ができないとき、又は物資の確保ができないときは、次によって応援要請を行う。

① 町長は、応援の必要があると認めたときは、県に要請する。ただし、緊急を要するときは、直接隣接市町に応援を要請する。

② 応援の要請は、次の事項を明示して行う。

ア 炊き出し実施の場合

(ｱ) 所要食数（人数）

(ｲ) 炊き出し期間

(ｳ) 炊き出し品送付先

(ｴ) その他、必要事項

イ 物資確保の場合

(ｱ) 所要物資の種類及び数量

(ｲ) 物資の送付先及び期日

(ｳ) その他、必要事項

(7) 要配慮者への配慮

物資の調達・供給にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者のニーズに配慮するものとする。

(8) 食物アレルギーへの配慮

町は避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食糧の確保等に努めるものとする。

第４　生活必需品の供給（産業班）

町は、災害が発生したときは、生活必需品を喪失又は破損し、日常生活を営むことが困難な者が生じる可能性があるため、これらの物資を迅速かつ確実に供給するよう努める。

(1) 供給の対象者

災害によって住家が全壊（焼、流、埋）、半壊（焼）、床上浸水等の被害を受け、生活上必要な家財等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 支給品目

支給する物資は、次の品目の範囲内で現物をもって支給する。

① 寝具（就寝に必要な毛布、布団等）

② 外衣（普通着で作業衣、婦人服、子ども服等）

③ 肌着（シャツ、ズボン下、パンツ等）

④ 身の回り品（タオル、長靴、サンダル、ズック、雨傘等）

⑤ 炊事用具（鍋、釜、包丁、コンロ、バケツ等）

⑥ 食器（茶碗、汁椀、皿、はし等）

⑦ 日用品（石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉、懐中電灯、婦人用品、乳幼児用品等）

⑧　光熱材料（マッチ、ローソク、薪、木炭等）

(3) 生活必需品の供給方法

①　冬期・夏期それぞれについて、世帯構成員別被害状況に基づき供給（物資購入）計画を作成する。

②　生活必需品の供給は、原則として避難所で実施する。

③　避難所での生活必需品の受入、配布については、避難所内住民組織、地域各種団体、ボランティア等の協力を得て実施する。

④　避難所以外で避難生活を行っている被災者に対しては、広報車等によって生活必需品の供給に関する情報を提供する。また、避難所まで取りに来ることが困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得て、各戸配布等によって供給する。

⑤　高齢者、障がい者等の要配慮者に優先的に配布する。

(4) 生活必需品の確保、集積及び搬送

①　物資の確保

ア　備蓄物資

指定避難所に備蓄している物資を確保する。

イ　調達物資

流通状況に応じ、町内の各種協同組合、量販店等から調達する。

ウ　救援物資

町内において物資の調達が困難な場合は、調達困難な物資の種類及び数量、受入場所を指定して、県、その他の自治体に連絡し、応援を要請する。なお、応援を要請した場合は、町に届いた救援物資の把握に努めるとともに、過不足となっている物資を調整し、物資の適切な供給に努める。

②　物資の集積及び搬送

ア　備蓄物資は、指定避難所から各避難所に搬送する。

イ　調達物資は、調達先の業者が各避難所へ直接搬送することを原則とするが、これにより難いときは、指定避難所に一時集積し、仕分けのうえ、各避難所へ搬送する。また、救援物資についても、指定避難所で受け入れ、一時集積する。なお、指定避難所には職員を配置し、配置された職員は、物資の受入作業及び仕分け作業を実施する。

ウ　指定避難所から各避難所へ搬送は、町有車両を用いて実施するが、状況に応じて運送業者に委託する。

(5) 要配慮者への配慮

物資の調達・供給にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者のニーズや男女のニーズの違いに配慮するものとする。

【関係資料】資料６－２　美浜町給水装置工事業者一覧表

資料９－１　協定締結状況一覧表

資料11－１　米穀等の配給経路

資料11－２　ＪＡ敦賀美方施設（美浜管内）の概要（米穀備蓄倉庫一覧表）

資料11－３　米穀備蓄関係連絡先一覧表

資料11－４　炊き出し予定場所一覧表

資料15－１　避難所一覧表

資料17－５　災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

第 14 節　応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画

第１　計画の方針

被災建築物等における二次災害の防止を図るため、被災建築物や宅地の応急危険度判定を実施するとともに、被災住民の住居の確保を図るため、応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理、公営住宅の一時使用等の措置を講じる。

第２　被災宅地危険度判定の実施（建設班）

町は、宅地の盛土斜面及び石垣などの擁壁の崩壊等による二次災害の防止を図るため必要がある場合は、県に対して被災地に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。なお、派遣された被災宅地危険度判定士は、現地踏査を通じて、主に目視により被災宅地の被害状況を調査し、危険度を判定するとともに、宅地への判定結果の表示及び所有者等に対する勧告によって注意を喚起する。

第３　応急危険度判定制度（建設班）

町は、地震による建築物等の倒壊に関して、建築技術者等を活用して、被災建築物や被災宅地等に対する応急危険度判定を速やかに行い、応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査して建築物の被災度を判定し、建築物に判定結果の表示及び使用者（所有者・管理者）に勧告することにより注意を喚起する。判定する際、アスベストの飛散による危険性を応急的な調査により判定し、周辺住民に対してアスベストの飛散の可能性について情報提供を行うとともに、被災建築物の解体・がれき処理作業を行う者に対して情報提供を行う。

第４　応急仮設住宅の建設（建設班）

災害のため、住宅が全壊、全焼、流失によって滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の確保を図る。

(1) 実施体制

①　実施責任者

応急仮設住宅の建設は、災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし、知事から委任を受けた場合又は災害救助法が適用されないが、特に必要があると認める場合は、町長が実施する。

なお、町は、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ、事前に仮設住宅の建設可能 場所を把握しておくものとし、二次災害に十分配慮するものとする。

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合に

は、二次災害に十分配慮するものとする。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

② 実施主体

応急仮設住宅の建設及び建設資材の調達については、実施責任者が建設業者に請負わせて実施する。

(2) 設置場所

応急仮設住宅は、原則として町が確保する町有地に建設する。ただし、町有地が確保できず、私有地に建設する場合は、所有者との間に賃貸借契約を締結する。

(3) 入居者の選定

仮設住宅の入居者の選定については、町が行うが、災害救助法が適用された場合には、県が実施し、町はそれに協力する。なお、入居者は、次の入居者基準を参考に、民生委員・児童委員等と協議のうえ、選定する。

① 住家が全壊（焼）、流失した世帯

② 居住する住家がない世帯

③ 自己の資力では住宅を確保することができない世帯

ア 生活保護法の被保護者及び要保護者

イ 特定の資産のない失業者

ウ 特定の資産のない母子家庭

エ 特定の資産のない老人、病弱者及び身体障がい者など

(4) 要配慮者への配慮

応急仮設住宅の建設にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮した福祉仮設住宅の建設を考慮する。

(5) 期間

建築着工は、災害発生の日から２０日以内とし、速やかに竣工させるものとする。

供与期間は、建築工事が完成した日から２ケ年以内とする。

第５ 住宅の応急修理（建設班）

災害のため、住宅が半壊、半焼し、又は半壊に準じる程度の損害を受け、当面の日常生活が営み得ない状態であり、自己の資力では応急修理をすることができない者に対し、応急修理を行い一時的な居住の確保を図る。

(1) 実施体制

① 実施責任者

住宅の応急修理は、災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された町長が建築関係業者に請負わせて実施する。

② 実施主体

応急仮設住宅の建設及び建設資材の調達については、実施責任者が建設業者に請負わせて実施する。

(2) 応急修理の範囲

居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分及び石綿の飛散のおそれのある箇所については、石綿の飛散・ばく露防止の措置を行う。なお、石綿の応急の飛散防止措置は、原則として建築物の管理者・持主等が行う。

(3) 応急修理の期間

災害発生の日から３カ月以内に完成するものとする。

ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては６カ月以内に完成するものとする。

第６　応急仮設住宅の運営管理（建設班）

町及び県は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

第７　公営住宅等の活用（建設班）

町及び県は、必要に応じて地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の４第４項に基づく目的外使用として公営住宅の空き家を活用し、被災者を一時入居させる。

また、必要に応じて、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、旅館やホテル等への移動を避難者に促すとともに、民間賃貸住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用、国有財産の借上等により、避難所の早期解消に努める。

第８　各種被災建築物調査の説明（建設班）

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

第９　石綿応急措置の実施（建設班）

建築物等の倒壊・損壊により石綿露出が確認された場合、建築物等の使用者（所有者・管理者）は、周辺の立入禁止措置及び石綿の飛散・ばく露防止の応急措置を実施する。

また、使用者が対応できず緊急の対応が必要と判断される場合には、町及び県が周辺の立入禁止措置等の応急措置を実施する。

【関係資料】資料17－５　災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

第 15 節　医療助産計画

第１　計画の方針

災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療を受けられなくなったときは、応急的に医療又は助産を実施し、被災者を保護する。

第２　実施責任者（保健福祉班）

被災者に対する医療又は助産の実施は町長が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町又は県へ医療又は助産の実施、又は必要な要員、資器材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、町長の協力を得て知事が行うが、迅速かつ適切な救助の実施を行うため必要があるときは、知事から救助実施内容と実施期間を通知された町長が行うものとする。

第３　対象者等（保健福祉班）

災害救助法が適用された場合の医療及び助産の実施対象者、範囲、期間は、次のとおりとする。

(1) 実施対象者

① 医療

応急的に医療を施す必要がある者で、災害のため医療の途を失った者

② 助産

災害発生の日の以前又は以後７日以内に分娩した者で、助産の途を失った者

(2) 範囲

① 医療

ア 診療

イ 薬剤又は治療材料の支給

ウ 処置、手術その他の治療及び施術

エ 病院又は診療所への収容

オ 看護

② 助産

ア 分娩の介助

イ 分娩前及び分娩後の処置

ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(3) 期間

① 医療

災害発生の日から14日以内とする。

② 助産

災害発生の日以前又は以後７日以内に分娩した者に対し、分娩の日から７日以内とする。

第４　救護活動（保健福祉班）

災害救助法に基づく医療及び助産は、原則として救護班によって実施する。なお、助産については、実情に応じて助産師によって実施する。

(1) 救護班の編成等

町は、災害に伴い、集団的に傷病者が発生したときは、三方郡医師会に対して医師会救護班の派遣を要請し、応急的な医療又は助産を実施する。なお、救護班は、医師１名、看護師等２名でもって１班を構成することを原則とするが、実情に応じて事務員１名を追加するなど融通を図る。

また、町救護班及び医師会救護班だけでは、十分な医療又は助産を実施できないときは、県、日本赤十字社福井県支部等に救護班の派遣を要請する。

(2) 救護所の設置

町は、被害状況に応じて、保健福祉センター（はあとぴあ）、丹生診療所及び東部診療所に医療救護所を設置する。なお、医療救護所が不足する場合は、小中学校の保健室なども活用して設置する。なお、医療救護所では、傷病者の重傷度と緊急度を判断し、多数の傷病者の中から治療又は搬送の優先順位を決定するとともに、傷病者の応急措置、搬送を要する傷病者の後方支援病院への収容要請を実施する。

第５　医薬品等の確保（保健福祉班）

医療及び助産活動に必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、従事する医療関係者（医療機関）の手持医薬品、衛生材料を繰り返し使用するが、手持品がないとき又は不足するときは、町等において確保する。なお、町において確保不能又は困難なときは、県又は関係業者に対し、調達・あっせんを要請する。

第６　搬送力の確保（産業班）

町は、傷病者、医療従事者及び医療資機材の搬送力を確保する。なお、支障が生じた場合は、県に対して支援を要請する。

第７　こころのケア体制の確立（保健福祉班）

町は、こころのケア体制の確立を図るため、必要に応じて精神科救護所を開設し、精神科医、保健師等による巡回相談を実施する。

第８　医療施設の応急復旧（保健福祉班）

町は、保健福祉センター（はあとぴあ）、丹生診療所及び東部診療所を中心として、応急復旧が円滑に行われるように努める。

【参考資料】福井県災害医療活動体系図

大規模災害が発生した場合は、大多数の負傷者や災害のストレスによるこころの不安定な者が発生する状況となり、町は、県等と連携、協力して対応する必要があるため、参考に県の災害医療活動体系を掲載する。

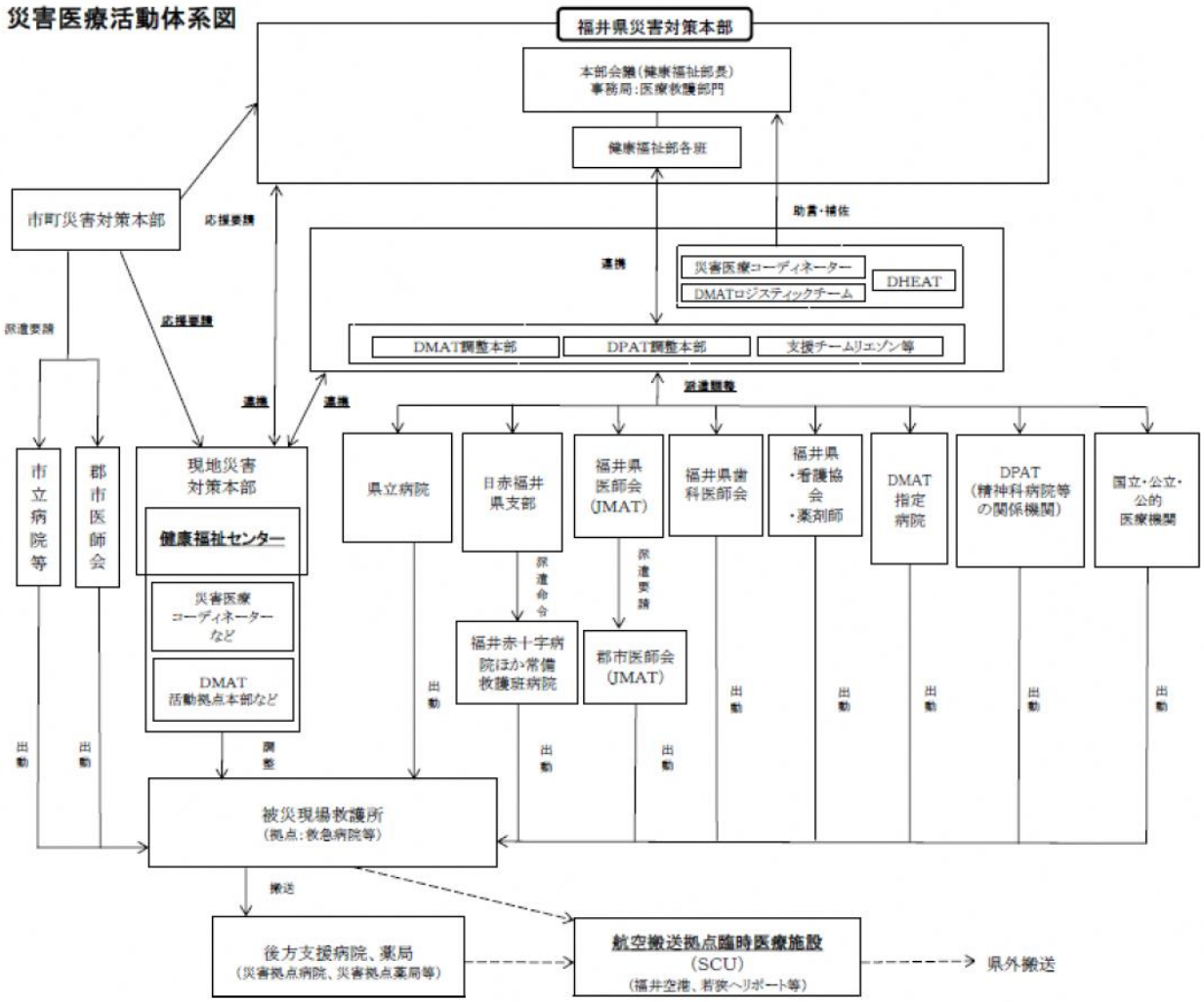

・災害医療コーディネーター

必要に応じ、災害医療コーディネーターを災害対策本部及び現地災害対策本部に配置し、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う。

・ＤＭＡＴロジスティックチーム

災害対策本部及び現地災害対策本部等の本部業務において、災害医療コーディネーターを支援し、主に病院支援や情報収集等の活動を行う。

・日本医師会災害医療チーム（ＪＭＡＴ）

日本医師会が被災都道府県医師会からの要請に基づいて各都道府県医師会に依頼して結成される医療チームであり、救護班等と連携を取って災害医療にあたる。

・災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）

精神科病院等が県からの要請に基づいて結成される医療チームであり、災害急性期（発災から４８時間以内）に活動するチームをＤＰＡＴ先遣隊とする。

・医療救護所

患者の応急処置のほか、搬送を要する傷病者の後方支援病院への収容の要請を行う。

・拠点医療救護所及び後方支援病院

救急告示病院等を被災現場に設置された医療救護所の拠点とするほか、災害拠点病院を医療救護所の後方支援病院とし、医療救護所からの重篤患者の受入・調整等を実施する。

県立病院は、医療救護所の後方支援病院の役割を果たすとともに、基幹災害拠点病院として広範囲熱傷や挫滅症候群等の特殊疾患患者の救命救急にあたる。

・航空搬送拠点

県内の医療機関では対応しきれない事態のときには、必要に応じて、福井県ドクターヘリ等の航空機を活用した患者等の県外搬送のために、福井空港等に航空搬送拠点を設置するものとする。航空搬送拠点内には、患者の症状の安定化を図り、搬送のためのトリアージを実施するための臨時医療施設（ＳＣＵ）を設置するものとする。

【関係資料】資料12－１　災害時収容病院一覧表

資料12－２　医薬品等販売店一覧表

資料17－５　災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

第 16 節　ボランティア受入計画

第１　計画の方針

災害発生時には行政や関係機関による防災活動だけでなく、地域住民や地域外からのボランティアによる各種の活動が重要であることから、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア活動が円滑に行われるようボランティア活動環境を整備する。

第２　受入体制（保健福祉班）

町、町社会福祉協議会及び県は、相互に連携・協力し、ボランティアの受入を実施する。

(1) 町

ボランティアの申し出及び避難所等被災地におけるボランティアニーズを把握し、県に対しボランティアの派遣を必要とする分野、人数等の情報提供を行うとともに、町社会福祉協議会等の既存のボランティア推進団体及び町日赤奉仕団等の既存のボランティア団体と連携のうえ、ニーズに応じた調整及びあっせんを行う。なお、当該ニーズに応じて県にボランティアの要請を行う。

また、直接町を訪れるボランティアの受付及び登録、県から派遣されるボランティアの受入並びに活動の調整を行うため、町社会福祉協議会と連携のうえ、町ボランティアセンターの設置及び活動の支援を行う。

(2) 町社会福祉協議会

町と連携のうえ、ニーズに応じた調整及びあっせんを行うとともに、町ボランティアセンターを開設する。

(3) 県

県は、被災地等における災害ボランティア活動の円滑な実施を図るため、災害ボランティア活動を広域的かつ総合的に支援することができると認められる団体に対し、災害ボランティア本部の設置を要請するとともに、当該ボランティア本部の円滑な運営を確保するため、必要な支援を行う。

また、災害対策本部にボランティア班を設け、災害ボランティア本部と連携を図るとともに、町と情報交換を行い、被災地におけるニーズの把握を行う。

第３　活動支援体制（保健福祉班）

町は、町社会福祉協議会等の協力を得て、ボランティアが円滑な活動を実施するために必要な支援を行う。

(1) 情報の提供

ボランティアに対して、災害の状況、災害応急対策の実施状況、協力を必要とする活動内容、被災地におけるボランティアニーズ等についての情報を提供する。

(2) 連絡調整

ボランティアリーダー等と定期的に打合せの場を設け、ボランティア活動の進展具合、問題点、要望等について連絡調整を行う。

(3) ボランティアの技能等への配慮

ボランティアの受入に際して、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮する。

(4) 必要資機材及び活動拠点の提供

ボランティアから資機材及び活動拠点に関する要望があったときは、必要な資機材を提供するとともに、状況に応じて指定避難所の一部のスペースをボランティア活動拠点として提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援を行う。

(5) ニーズの把握

町は、ボランティアリーダー等をはじめとするボランティアからニーズ等を聴取し、ボランティア活動におけるニーズの把握に努める。

(6) 保険への加入促進

ボランティアの活動中の事故等に備え、町は、必要に応じて県が保険料を負担するボランティア保険への加入をボランティアに呼びかける。

(7) 受入経費

県から事務の委任を受けた町は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、町の災害ボランティアセンター連絡会や社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第４　活動内容（保健福祉班）

町は、次のような活動内容のボランティアの協力を得る。

(1) 避難所内における給食、清掃等の運営補助

(2) 被災者に対する炊き出し

(3) 救援物資等の仕分け、搬送、配付

(4) 要配慮者の支援

(5) その他被災者に対する支援活動

第 17 節　遺体の捜索及び処理並びに埋葬等計画

第１　計画の方針

災害時において死亡していると推定される者の捜索を実施し、遺体発見した場合は必要な措置を講じるとともに、遺体の収容、処理、埋葬を実施する。

第２　遺体の捜索（消防班）

町は、死亡していると推定される者が存在する場合は、捜索に必要な人夫、資機材等を確保のうえ、敦賀警察署の協力を得て、遺体の捜索を実施する。ただし、町において実施困難な場合は、敦賀美方消防組合、敦賀海上保安部等の関係機関からの応援を得て実施する。なお、流失遺体及び海上漂流遺体の捜索に関する応援要請の方法は、次のとおりである。

(1) 流失遺体の捜索

遺体の流失等によって、他市町に漂着していると予想される場合は、県に応援要請を行う。ただし、緊急を要する場合にあっては、隣接市町又は遺体漂着が予想される市町長に直接、捜索の応援を要請する。なお、応援の要請にあたっては、次の事項を明示する。

①　遺体が埋没又は漂着していると思われる場所

②　遺体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣、持物等

③　応援を求めたい人数又は舟艇器具等

④　その他必要な事項

(2) 海上漂流遺体の捜索

遺体が海上に漂流している場合又は漂流が予想される場合には、県に対して敦賀海上保安部、自衛隊等の応援要請を行う。

第３　遺体発見時の措置（消防班、保健福祉班）

町をはじめ関係機関は、遺体を発見した場合は、所要の措置を講じる。

(1) 発見者の措置

遺体を発見したときは、発見者は速やかに県、敦賀警察署、敦賀海上保安部（海上の場合）に連絡する。

(2) 敦賀警察署等の措置

敦賀警察署又は敦賀海上保安部は、収容された遺体について、各種法令等に基づき、遺体の検視又は調査を行うほか、身元不明遺体の写真撮影、指紋の採取、遺留品保存等を行い、関係機関と協力して身元確認を行う。

(3) 救護班の措置

救護班の医師は、敦賀警察署又は敦賀海上保安部等が行う検視又は調査に立ち会うとともに、遺体の検案を実施する。

なお、遺体の数が著しく多い場合又は医療・助産活動のために救護班が検案を行うことができない場合は、現地医師がこれを実施する。

(4) 町の措置

町は、敦賀警察署又は敦賀海上保安部が行う検視又は調査のため、体育館・寺院等の借上、又は学校・寺院等の敷地内に遺体を収容する施設を仮設する等して死体安置所を設ける。

町は、地域住民等の協力を得て、遺体の身元確認に努める。なお、身元不明の遺体については、敦賀警察署その他関係機関に連絡し、身元調査に努めるが、一定期間経過後も身元不明の場合は、行旅死亡人として取扱う。

また、身元が判明し、遺族等の引取人がある場合は、速やかに引き渡す。

第４　遺体の収容、処理（住民環境班）

町は、災害の際に死亡した者について、遺族等が社会混乱期のため、遺体の処理を行うことができない場合は、この処理を実施する。

(1) 実施体制

ドライアイス、柩等の遺体の処理に係る資機材及び搬送車両を速やかに調達する。なお、資機材及び搬送車両が不足する場合は、県に応援を要請する。

(2) 実施方法

遺体の収容、処理は、死体安置所において、捜査機関が検視又は調査を行い、かつ、検案の終了後に、救護班又は現地医師の協力を得て実施する。

町のみで死体の処理の実施が困難な場合は、近隣市町又は県に応援要請を行う。

(3) 遺体処理の内容

遺体の処理は、その状況、条件等によって異なるが、おおむね次の内容について実施する。

① 検視又は調査

捜査機関が、死因が犯罪に基づくものであるかどうかを判断するため、遺体の状況を調査する。その際、事件性があれば検視を行う。

② 検案

医師が、遺体についての死因その他について医学的検査を行う。

③ 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

遺体の識別等のため、遺体の状況に応じて洗浄、縫合、消毒等の処置を実施する。

④ 遺体の一時保存

遺体の身元確認のために相当の時間を要する場合又は死亡者が多数のため短期間に埋葬できない場合は、遺体安置所（寺院等の利用又は寺院、学校等の敷地に仮設）に集めて、埋葬等の処置を行うまで保存する。

(4) 遺体の処理期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし期限内において死体の処理を打ち切ることができないときは、死体捜索の場合の期間延長の例による。

(5) 遺体処理に係る書類の作成

遺体処理にあたっては、次の書類を作成する。

① 遺体処理台帳

② 遺体処理費支出関係証拠書類

第５ 遺体の埋葬（住民環境班）

町は、災害の際死亡した者に対して、混乱期のためその遺族が埋葬又は火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合は、遺体の応急的な埋葬又は火葬を実施する。

(1) 実施体制

町単独では、遺体の埋葬又は火葬の実施が困難な場合には、近隣市町又は県に応援を要請する。

(2) 実施方法

直接埋葬又は火葬に付し、若しくは棺、骨つぼ等を遺族に支給するなど現物給付をもって実施する。なお、身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたるとともに、埋葬又は火葬に付する。

(3) 埋葬に係る書類の作成

埋葬にあたっては、次の書類を作成する。

① 埋葬台帳

② 埋葬費支出関係証拠書類

【関係資料】資料14－２　火葬場の処理能力一覧表

資料17－５　災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

第 18 節　障害物の除去計画

第１　計画の方針

災害時において、被災した工作物又は物件で、当該応急措置の実施に支障となるもの及び災害によって住宅又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で住民の生命、身体及び財産に危険を及ぼし、又は日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物を除去する。

第２　実施体制（建設班）

障害物除去の直接の実施は、町長が行うが、現場に町長が不在のときは、警察官又は海上保安官が行うことができる。なお、町長は、これらの者が障害物等について必要な措置を講じた旨の通知を受けたときは、必要な事後措置を講じる。

また、町長は、障害物の除去について町では実施できないと判断したとき又は緊急を要するときは、知事に実施を要請する。

第３　実施対象物（建設班）

除去の対象となる障害物（被災した工作物又は物件）は、おおむね次のとおりとする。

(1) 住民の生命、身体、財産の保護のため、除去の必要があるもの
(2) 河川の氾濫、護岸の決壊等の防止その他水防活動の実施のため除去の必要があるもの
(3) 緊急な応急措置の実施のため、除去の必要があるもの
(4) その他公共的立場から除去の必要があるもの

第４　実施方法（建設班）

実施者は、自らの組織、労力、機械器具を用い、又は土木建築業者等の協力を得て、速やかに除去作業を実施する。なお、除去作業にあたっては、緊急な応急措置の実施上、やむを得ない場合のほかは、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起らないよう配慮する。

第５　障害物の集積・保管場所（建設班）

障害物の集積・保管場所は、おおむね次のとおりとする。なお、工作物等を保管したときは、保管を始めた日から14日間、その工作物名等を公示する。

(1) 障害物の大小によるが、原則として再び人命、財産に被害を与えない安全な場所
(2) 道路交通の障害とならない場所
(3) 盗難等の危険のない場所

第６　障害物の売却（建設班）

実施者は、保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき又はその保管に多額の費用若しくは手数を要するときは、当該工作物を競争入札又は随意契約によって売却し、その売却した代金を保管する。

第７　その他

(1) 除去のみならず、移転、撤去及び破壊も対象となる。

(2) 被災した障害物については、損害補償の対象とならない。

(3) 障害物の除去については、災害等廃棄物処理事業、堆積土砂排除事業等に留意して実施する。

【関係資料】資料17－５　災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

第 19 節　文教対策計画

第１　計画の方針

災害によって通常の教育が行うことができなくなった場合は、早急に教育再開のために必要な対策を講じる。また、文化財が被害を受けた場合は、必要な措置を講じる。

第２　代替教室の確保（住民避難班、建設班）

町教育委員会は、学校施設が被災したときは、関係機関と協議のうえ、代替教室を確保する。なお、この場合は、必要事項を教職員及び住民に周知徹底する。

(1) 被災学校が１校の一部のみの場合

被災箇所が普通教室のときは、転用可能な教室を転用する。それでもなお、不足するときは、特別教室、屋内体育館の順に転用する。

(2) 被災学校が１校の場合

公民館等公共施設を代替として利用するほか、隣接学校の余剰教室及び特別教室を利用する。それでもなお、不足するときは、仮設校舎（規格のパイプハウス等）を建設する。

(3) 被災学校が２校以上の場合

被災を免れた公共施設を利用するとともに、不足分については、仮設校舎を建設するほか、比較的近い隣接学校の余剰教室及び特別教室を利用する。

第３　学用品の調達及び支給（住民避難班）

町教育委員会は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等によって、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対して教科書、文房具及び通学用品を調達・支給する。なお、災害救助法が適用された場合は、災害救助法施行規則に基づき、迅速な措置を講じる。

(1) 教科書

各学校別、学年別及び使用教科書ごとにその必要数量を速やかに調査し、県教育委員会に報告するとともに、その指示に基づき、教科書供給所等に連絡し、供給を求め、又は同一教科書使用の町内の他の学校及び他市町教育委員会に対し、使用済古本の供与を依頼する。なお、不足するときは、県教育委員会に対し調達供与を依頼する。

(2) 文房具及び通学用品

必要数量を県教育委員会に報告し、送付を受けたものを配布するほか、県教育委員会の指示に基づき、基準内で調達したものを配布する。

第４　不足教職員の確保（住民避難班）

町教育委員会は、県教育委員会と連絡調整のうえ、授業再開に必要な教職員を確保するため、教職員の被災状況に応じた代替教員等の補充を実施する。

(1) 被災教職員が僅少のときは、校内において調整する。

(2) 被災の教職員が多数で１学校内で調整できないときは、町内学校間で調整する。

(3) 町において調整できないときは、県教育委員会に教職員の派遣を要請する。

第５　学校給食の措置（住民避難班）

町教育委員会は、学校給食施設設備が被災したときは、速やかに復旧措置を講じ、できる限り給食を継続できるよう努める。

(1) 復旧措置は、施設設備、食品取扱等の衛生管理に十分注意し、給食に起因する感染症及び食中毒の発生のないよう努める。

(2) 災害時における応急配給は、文部科学省及び総合食料局の定める「災害時における応急配給」に基づき、給食物資の確保及び輸送に万全を期する。

(3) 町内学校及び教育施設の給食物資に関する所在場所及び在庫数量を常に把握する。なお、学校長は、給食物資貯蔵保管については、常に安全備蓄を考慮した保管を行う。

(4) 学校長は、緊急に、学校の調理室等の設備を使用して炊き出しを実施する場合には、災害救助法を適用する分については、法の定めるところによるが、法によらない分については、町教育委員会の承認を受けて実施する。

第６　その他の対策（住民避難班、保健福祉班、住民環境班）

(1) 通学路の安全確保

町及び県は、授業再開に向けて、通学に必要な道路や安全の確保について、関係機関と連携を取りながら、その確保に努める。

(2) 育英補助

町教育委員会は、必要に応じて家屋の全壊、流失等によって就学に著しく困難を生じた生徒に対して日本学生支援機構の奨学金を貸与するため、日本学生支援機構に働きかける。

(3) 保健・厚生

①　被災教職員及び児童・生徒の保健管理

町教育委員会、保健福祉班と連携のうえ、災害の状況に応じて、被災教職員及び児童・生徒に対し、県教育委員会の指示又は協力によって感染症予防接種又は健康診断を実施する。

また、カウンセリングが必要な被災児童・生徒数を把握するとともに、県教育委員会と連携して、専門的知識を有する精神科医や臨床心理士の支援を求めるなど、カウンセラー要員の確保に努める。

② 被災学校の清掃及び消毒

町教育委員会は、住民環境班と連携のうえ、学校が浸水等の被害を受けたときは、感染症の予防等に関する法律に基づき、県教育委員会の指示又は協力によって校舎等の清掃及び消毒を行う。

(4) 転学手続

町教育委員会は、被災児童・生徒の中で、転校を希望する者については、保護者との連絡調整のうえ、隣接市町及び他府県教育委員会に対し、速やかな受入を要請する。

第７　文化財保護対策（住民避難班）

文化財の所有者（管理責任者）は、その所有（管理）する文化財が被害を受けた場合、速やかに文化財保護法（昭和25年法律第214号）、県文化財保護条例（昭和34年福井県条例第39号）及び町文化財保護条例の規定に基づき、町及び県教育委員会に届出を行う。

町教育委員会は、届出を受けたときは、係員の現地派遣等によって、直ちに被害状況を把握し、現状を維持するように努めるとともに、その個々の実情に応じた復旧対策を講じる。

【関係資料】資料16－１　美浜町指定文化財一覧表
資料17－５　災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

第 20 節　輸送計画

第１　計画の方針

災害応急対策を実施するための要員、緊急物資、復旧資材等の緊急輸送を確保することによって、迅速な応急対策の実施を図る。

第２　緊急輸送の順位（総務班、観光班、産業班）

町をはじめ防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、災対本部において調整する。

(1) 第１順位

住民の生命の安全を確保するために必要な輸送

(2) 第２順位

災害の被害拡大防止のために必要な輸送

(3) 第３順位

災害応急対策のために必要な輸送

(4) 第４順位

その他の人員、物資の輸送

第３　緊急輸送の範囲（観光班、産業班）

緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。

(1) 災害応急対策要員、情報通信、電力、ガス、上下水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な人員、物資

(2) 救助活動、医療・救護活動の従事者、医薬品等人命救助に必要な人員、物資

(3) 消防活動等災害の拡大防止のための人員、物資

(4) 後方医療機関・被災地外へ搬送する負傷者及び被災者

(5) 食料、飲料水等の生命の維持に必要な緊急物資及び他府県からの援助物資

(6) り災者を収容するために必要な資機材

(7) 二次災害防止用及び応急復旧用の資機材

(8) その他緊急に輸送を必要とするもの

第４　輸送力の確保（産業班）

町は、緊急輸送の実施にあたっては、町有車両等の使用を原則とするが、必要とする車両、船艇等が不足し、又は調達不能となったときは、次の方法で輸送力を確保する。

(1) 民間業者等への依頼

町内の自家用車、営業用車両、船艇等の保有者に対し、協力を依頼するとともに、必要に応じて協定先運送業者等に協力を要請する。

(2) 県へのあっせん要請

応急対策活動にあたって町内での車両等の調達が不可能な場合は、県に対して調達のあっせん要請を行う。

(3) 自衛隊の災害派遣要請

災害の状況によって自衛隊による輸送を必要とする場合は、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

第５　燃料の確保（産業班）

町は、自動車用燃料の確保ができないときは、福井県石油商業組合に対して、供給に関する協力を要請する。

第６　輸送方法（産業班）

(1) 災害輸送は、次のものが考えられ、状況に応じて適切な方法による。

① 自動車等による輸送

② 鉄道、軌道等による輸送

③ 船舶、船艇等による輸送

④ 飛行機、ヘリコプターによる輸送

⑤ 人夫等による輸送

(2) 陸路輸送

鉄軌道輸送によりがたい場合、又は自動車等による輸送がより効果的な場合は、それぞれの災害応急対策実施責任者が所有する自動車等をもって陸路輸送を実施するものとする。

(3) 鉄軌道輸送

鉄軌道によって輸送する場合は、それぞれの実施機関において鉄軌道事業者と協議して行うものとする。

(4) 海上輸送

陸上輸送が不可能な場合、又は船艇等による輸送がより効果的な場合は、県は県有船舶の活用を図るとともに、中部運輸局福井運輸支局、敦賀海上保安部及び海上自衛隊の協力のもとに敦賀港（桜Ｅ耐震岸壁、鞠山北D岸壁、鞠山南A岸壁）、福井港（北耐震岸壁Ｉ）、和田港（外港耐震物揚場）を活用して海上輸送を実施するものとする。

港湾管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関と連携の下、発災時の港湾機能の維持・継続のための対策を検討するものとする。また、その検討に基づき、その所管する発災後の港湾の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

(5) 空中輸送

交通途絶のための孤立地帯への輸送は航空機によるものとし、県防災ヘリコプターの使用を県へ申請するとともに、必要に応じ、自衛隊、海上保安庁、県警察の航空機の派遣要請を行うほか、航空運送事業者に対して協力を要請し、民間機の借上を行う。

(6) 人夫及び自転車、オートバイ等による輸送

災害により機動力による輸送が不可能な場合又は人力及び自転車、オートバイ等による輸送が適当な場合には、人夫及び自転車、オートバイ等による輸送を行う。

第７　救援物資の受入、集積（観光班）

町は、あらかじめ受入・集積場所を選定しておくものとし、職員を配置し、救援物資の受入作業及び仕分け作業を行う。

第８　ヘリポートの設定（総務班、産業班）

町は、ヘリコプターの出動を要請したときは、あらかじめ選定したヘリポート適地の中から、適地及び町域全体の被災状況等を考慮のうえ、必要な地域にヘリポートを設定する。なお、ヘリポートを設定したときは、県及び関係機関に通知するとともに、吹き流し又は発煙筒、Ｈ（直径４ｍ）の標示及び警戒人員を準備する。

【関係資料】資料13－１　所管別公用車維持管理一覧表
資料13－２　車両の借上先一覧表
資料13－３　船舶借上先一覧表
資料13－５　ヘリポート適地一覧表
資料17－５　災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

第 21 節　交通対策計画

第１　計画の方針

災害時における交通の混乱を防止するとともに、円滑な緊急輸送及び避難を実施するため、交通支障箇所の通報連絡、交通規制に関する措置、交通情報の収集及び広報活動を実施する。

第２　道路交通支障箇所の通報連絡（住民環境班、建設班、広報班）

道路管理者は、その管理に属する道路、橋梁等の支障箇所について、必要に応じて関係機関に通報又は連絡する。

(1) 町が管理する道路等

町長は、災害が発生し、所管の道路、橋梁等の危険な状況が予想されるとき又は発見したとき若しくは通報等によって覚知したときは、直ちにこれを調査し、その路線名、箇所、被害状況、迂回路の有無等を把握するとともに、敦賀土木事務所長及び敦賀警察署長に通報又は連絡する。

(2) その他の道路等

① 敦賀土木事務所長は、所管の道路、橋梁等の支障箇所について、町長及び敦賀警察署長に通報又は連絡する。

② その他の道路管理者は、所管の道路、橋梁等の支障箇所について、必要に応じて関係機関の長に通報又は連絡する。

第３　交通規制に関する措置等（住民環境班、建設班、広報班）

道路交通の機能を確保するため、必要に応じて交通規制を実施するとともに、緊急通行車両の確認を行う。

(1) 交通規制の実施

① 県公安委員会による規制の実施及び緊急交通路の指定

県公安委員会は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、災害発生後の被災地への流入車両の抑制を行い、物資輸送等緊急通行車両および事前届出対象の規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。)の通行を確保するため、「大規模災害発生時の交通規制計画」に基づき、交通規制を実施する。当該計画の中で、緊急交通路指定路線に選定している北陸自動車道、舞鶴若狭自動車道、中部縦貫自動車道の各道路を必要に応じて指定し、警察庁の調整のもと、隣接・近接各府県の相互協力による交通規制を実施する。

また、県内における被災地の状況を判断し、県内の主要幹線道路を必要に応じ指定する。

② 道路管理者の措置

道路管理者は、管理する道路施設の破損等によって交通の危険が生じたときは、敦賀警察署と協議のうえ、緊急の場合を除き、区間を定め区間を定めて通行を禁止し、又は制限する。道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場

合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

(2) 交通規制の実施責任者等

交通規制の範囲及び実施責任者は、次のとおりである。

区分	実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 知事 町長	１．道路の破損、欠壊その他の事由によって、危険であると認められるとき。 ２．道路に関する工事のため、やむを得ないと認めるとき。	道路法 第46条第１項
警察	公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認められるとき。	災害対策基本法 第76条第１項
		道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他道路の交通に起因する障害を防止するため、必要があると認められるとき。	道路交通法 第４条第１項
	警察署長	公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いとき。	道路交通法 第５条第１項
	警察官	道路における交通が著しく混雑するおそれがあるとき。 道路の損壊、火災の発生、その他の事情によって、道路において交通の危険が生じるおそれがあるとき。	道路交通法 第６条第２項 第４項

(3) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることによって災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じる。

また、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、自らの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、同様の措置を講じる。

(4) 規制情報の連絡及び周知

① 関係機関への連絡等

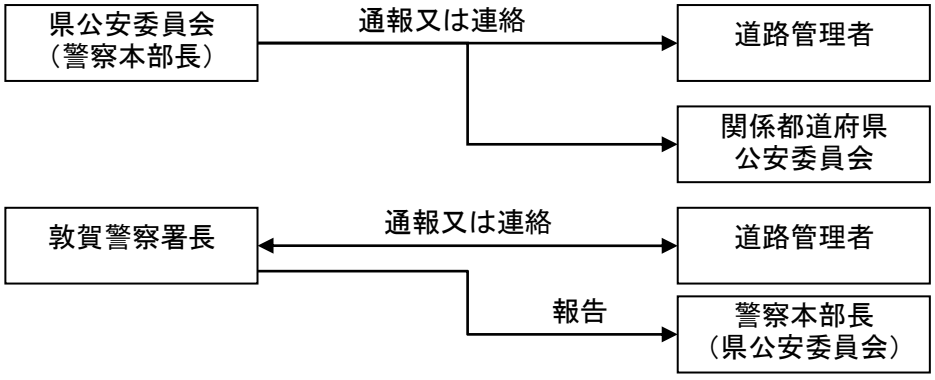

② 住民への周知

交通規制を実施する者は、報道機関に協力を要請するほか、(公財)日本道路情報センター福井センター、交通情報板等を通じ、住民に対し規制の区域・区間、迂回路等の広報を行うとともに、立看板、案内図等を掲示し、交通規制の内容について周知する。なお、町が交通規制を実施するときは、行政及び消防チャンネル、町防災情報伝達システム（屋外スピーカー・戸別受信機・防災アプリ）、広報紙等も活用する。

また、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じたときは、緊急的かつ一時的な場合を除き、災害対策基本法施行規則第５条の規定に基づき、禁止又は制限の対象、区間、期間等を表示した立看板を設置する。

(5) 緊急通行車両等の確認

① 確認の申請

町は、災害対策基本法に基づく交通規制が実施され、かつ災害応急対策に従事するため必要があるときは、緊急通行車両の事前届出をしていない車両及び民間業者等から調達した車両の緊急通行車両としての確認を県公安委員会に申請する。

② 緊急通行車両等の範囲

緊急通行車両及び事前届出対象の規制除外車両の範囲は、道路交通法第39条第１項の規定に基づく緊急自動車及び災害対策基本法第50条第１項に規定する災害対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが必要として同法施行令第32条の２第２号の規定に基づき、下記に掲げる車両とする。

【第一局面（大規模災害発生直後）で通行可能な車両】

車両種別	事前届出	標章掲示	対象車両の態様
緊急自動車	必要なし	不要	警察用・消防用・救急用自動車
自衛隊車両等	必要なし	不要	自衛隊・米軍・外交官の関係車両(特殊ナンバー車両)
緊急通行車両	必要なし	必要	指定行政機関が行う避難指示・救難・救助等の関係車両等
事前届出対象規制除外車両	可	必要	民間事業者等による災害対策対応車両 ※　医師・医療機関・医薬品・患者搬送・重機車両

【第二局面（道路復旧が進み、ある程度の交通容量が可能）で通行可能な車両】

車両種別	事前届出	標章掲示	対象車両の態様
事前届出対象外規制除外車両	不可	必要	規制除外車両の拡大 ※　タンクローリー（燃料輸送）・バス（被災者等輸送）・霊柩車・大型貨物自動車（生活用品輸送）

③　緊急通行車両等確認標章及び証明書の交付等

県公安委員会は、「緊急通行車両の確認等に関する規程」（令和５年福井県公安委員会規程第１９号）に基づき、緊急通行車両及び規制除外車両に対し、災害対策基本法施行規則第６条の２の規定に基づく確認標章及び証明書を交付する。

また、同規程に基づき、規制除外車両の事前届出を受理するものとする。

(6) 自動車運転者のとるべき措置

自動車運転者は、走行中に地震が発生したときは、次に定める措置を講じる。なお、震災時の避難にあたっては、原則として車両を使用しないよう心掛ける。

①　できるだけ安全な方法によって車両を左側に停車させる。

②　停車後は、カーラジオ等によって地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。

③　車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。なお、やむを得ず道路上において避難するときは、車両を道路の左側に停車させ、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアをロックしない。

第４　交通情報の収集及び広報活動（住民環境班、広報班）

町は、関係機関が実施する交通情報の収集及び広報活動に協力する。

(1) 情報収集

ア　敦賀警察署が実施する災害時における道路交通情報の収集に協力する。

イ　県、西日本旅客鉄道(株)金沢支社及び福井鉄道(株)が実施する鉄道、バスの運行状況の情報収集に協力する。

(2) 広報活動

町及び県は、収集した情報に基づき交通規制状況、迂回路、通行禁止、制限解除の見通し及び公共交通機関の運行状況等について、本章第７節「災害広報計画」に従い広報活動を実施する。

(3) 情報共有

町は、大雨、地震等の大規模な道路災害発生後、道路の通行止め状況や渋滞状況、迂回路状況を各道路管理者や警察等と情報を共有する。

【関係資料】資料13－１　所管別公用車維持管理一覧表
資料13－２　車両の借上先一覧表

第 22 節　要員確保計画

第１　計画の方針

災害応急対策実施のために必要な要員を確保するため、労働者、奉仕団員、技術者等の動員等を行い、災害応急対策を円滑かつ確実に実施する。

第２　実施体制（総務班、保健福祉班）

災害応急対策実施のために必要な労働者等の確保は、町をはじめ各応急対策実施機関において行う。なお、応急対策実施機関のみでは必要な労働者等を確保できないときは、これらの機関から県に対して、次の事項を明示のうえ、要員の確保を要請する。

(1) 応援を必要とする理由
(2) 必要人員数
(3) 作業内容
(4) 従事期間
(5) 作業場所の所在
(6) 集合場所（人員の輸送方法等）
(7) その他必要な事項

第３　労働者等確保の種別、方法（総務班、保健福祉班）

災害応急対策を実施するための必要な労働者等の確保の手段は、災害の状況に応じて適切な手段を採用するが、おおむね次のとおりである。

(1) 災害応急対策実施機関の常用労働者、関係者等の労働者の動員
(2) ボランティア団体の協力動員
(3) 公共職業安定所のあっせん供給による一般労働者等の動員
(4) 緊急時等における従事命令等による労働者等の動員
(5) 関係機関の応援派遣による技術者等の動員

第４　奉仕団の編成及び活動（総務班、保健福祉班）

町は、災害応急対策の実施が、町職員のみでは、労力的に不足するときは、ボランティア団体等の協力を得て、奉仕団を編成する。

(1) 奉仕団の編成

① 奉仕団は、町日赤奉仕団、町婦人会、町区長会等のボランティア団体、各種団体、ボランティア等の協力を得て、各団体別に編成する。

② 平常時の組織等を考慮し、災害奉仕活動の実態に即した編成をする。

③ 編成した各奉仕団には名称を付し、団長、班長等を置く。

(2) 奉仕団の作業内容

奉仕団が従事する主な作業内容は、次のとおりとする。

① 炊き出しその他災害救助活動の協力

② 清掃及び防疫

③ 災害応急対策用物資、資材の輸送及び配分

④ 応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業

⑤ 救援対策等の協力

⑥ その他上記作業に類した作業

(3) 奉仕団の記録

奉仕団の奉仕を受けたときは、次の事項について記録し、整理する。

① 名称及び人員又は氏名

② 奉仕した作業内容及び期間

③ その他参考事項

第５ 労務者の雇上げ（総務班、保健福祉班）

町は、災害応急対策の実施が、町職員及び奉仕団の動員のみでは、労力的に不足し、又は特殊作業のため技術的な労力が必要なときは、労働者等を雇上げる。

(1) 労務供給方法

敦賀公共職業安定所に対して、次の事項を明示のうえ、必要労働者のあっせん供給を依頼する。

① 必要労働者数（男女別内訳）

② 作業内容

③ 作業実施期間

④ 賃金の額

⑤ 労働時間

⑥ 作業場所の所在

⑦ 残業の有無

⑧ 労働者の輸送方法

⑨ その他必要な事項

(2) 人夫雇上げの範囲

人夫を雇上げる範囲は、おおむね次のとおりとする。

① 被災者の避難誘導人夫

町長の指示による避難で、誘導人夫を必要とするとき。

② 医療及び助産の移送人夫

救護班では処置できない重症の傷病者又は救護班が到着するまでの間に、医療措置を講じなければならない傷病者を病院、診療所等に運ぶための人夫及び救護班の移動に伴う人夫を必要とするとき。

③　被災者の救出人夫

被災者の救出及び被災者救出に要する機械器具、資材の操作又は後始末に人夫を必要とするとき。

④　飲料水の供給人夫

飲料水供給のための機械器具の運搬、操作又は飲料水を浄水するための医薬品の配布等に人夫を必要とするとき。

⑤　救助物資の支給人夫

被服、寝具その他生活必需品、学用品、医薬品、衛生材料及び炊き出し用品の整理、輸送又は配布に人夫を必要とするとき。

⑥　遺体の捜索人夫

遺体の捜索に要する機械器具、資材の操作又は後始末に人夫を必要とするとき。

⑦　遺体の処理人夫

遺体の洗浄、消毒等の処置又は遺体の搬送に人夫を必要とするとき。

(3) 人夫雇上げの期間

各救助の実施期間中とする。

第６　労働者等に対する従事命令等（総務班、保健福祉班）

町は、災害応急対策実施のための人員が、町職員及び奉仕団の動員、労働者の雇上げ等の方法によってもなお不足し、他に確保の方法がないとき又は緊急の必要があると認めるときは、従事命令又は協力命令を執行する。

(1) 従事命令等の種類及び執行者

対　象　作　業	命令区分	根拠法律	執　行　者
災害応急対策作業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令、 協力命令	災害対策基本法 第71条第１項	知事、町長（知事の委任を受けたときのみ）
災害応急対策作業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法 第65条第１項	町長
		災害対策基本法 第65条第２項	警察官、海上保安官
		警察官職務執行法 第４条第１項	警察官
消防作業	従事命令	消防法 第29条第５項	消防吏員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法 第24条	水防管理者、消防機関の長

(2) 命令対象者

対象作業	命令区分作業対象	対象者
災害応急対策全般	災害対策基本法による町長、警察官又は海上保安官の従事命令	町内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
	警察官職務執行法による警察官の従事命令	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
消防作業	従事命令	火災の現場付近にある者
水防作業	従事命令	区域内に居住する者及び水防の現場にある者

第７　他の防災関係機関への応援要請（総務班）

町は、災害応急対策を実施するために他の防災関係機関の技術者等の動員を必要とするときは、本章第３節「防災関係機関応援計画」に基づき実施する。

【関係資料】資料９－３　要員確保機関一覧表

第 23 節　保健衛生活動計画

第１　計画の方針

災害の発生に伴う生活環境の悪化は、感染症の発生の危険を高めることから、家屋内外の消毒、感染症患者の早期発見等の防疫に関する措置を講じるとともに、食品の衛生管理及び栄養指導を実施する。

第２　防疫活動（住民環境班、保健福祉班、産業班、上下水道班）

町は、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われる防疫活動を迅速かつ的確に実施し、感染症流行の未然防止を図る。

特に、津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積等から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じ得ることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意する。

(1) 実施体制

① 防疫活動に必要な人員等の確保

ア 人員

町長は、清潔方法及び消毒方法を施行するために必要と認めるときは、医師その他防疫活動に必要な人員を雇用する。

イ 器材

消毒用機器は、必要に応じて関係機関、民間取扱業者等から借上又は購入する。

ウ 車両

町有車両を使用するが、必要に応じて民間車両を借り上げる。

エ 薬剤

町が保有する薬剤を使用する。ただし、不足する場合は、薬剤取扱業者から購入する。

② 知事の命令及び指示

町長は、知事が感染症予防上必要を認めて発する次の命令及び指示を受けたときは、災害の規模、態様等に応じて、その範囲及び期間を定めて、これを速やかに実施する。

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症の予防等に関する法律」という。）第27条第２項の規定による感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示

イ 感染症の予防等に関する法律第28条第２項の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する命令

ウ 感染症の予防等に関する法律第29条第２項の規定による飲食物、衣類、寝具その他の物件についての消毒に関する指示

エ 感染症の予防等に関する法律第31条第２項の規定による生活用水の供給の指示

オ 予防接種法第６条の規定による臨時予防接種に関する命令

(2) 活動内容

① 状況の把握

職員を現地に派遣するとともに、二州健康福祉センター、隣接市町等と情報交換を行い、被災地の状況の早期把握に努める。

② 予防教育及び広報活動

パンフレット等を利用し、又は自主防災組織等を通じて被災地域の住民に対する予防教育を徹底するとともに、報道機関等を活用して広報活動を実施する。

③ 検病調査及び健康診断

県が検病調査班を編成し実施する検病調査及びその結果に基づく健康診断について、避難所や応急仮設住宅、滞水地域その他衛生条件が悪い地域を詳細報告するなど協力する。

④ 清潔方法及び消毒方法

知事の指示に基づき、町職員及び臨時に雇上げた作業員による防疫班を編成し、実施する。なお、防疫班は、１班７人編成とする。

ア 清潔方法

知事の指示に基づき、避難所、道路、溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施する。

イ 消毒方法

(ｱ) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第14条に定めるところによって実施する。

(ｲ) 実施回数は、原則として床上浸水地域にあっては３回、床下浸水地域にあっては２回とする。

(ｳ) 床上浸水地域に対しては、被災の直後に各戸にクレゾール及びクロール石灰を配布して、床及び壁の拭浄、手洗設備の設置、便所、生野菜等の消毒を指導する。

⑤ ねずみ族、昆虫等の駆除

ア 消毒の実施にあわせて実施する。

イ 昆虫等の駆除を実施するときは、家屋内においてはなるべく残留効果のある粉剤又は油剤を使用し、戸外及び汚物の堆積地帯においては殺虫及び殺鼠効果のある粉剤等を使用する。

⑥ 飲料水の供給

ア 知事の指示に基づき、自家用水の停止期間中、飲料水の供給を行う。

イ 自家用水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸水、水道水等の衛生処理について指導する。

⑦ 感染症発生時の措置

ア 被災地において、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、直ちに感染症指定医療機関への入院勧告又は入院措置を行うとともに、家屋、台所、便所、排水溝等の消毒を実施する。なお、感染症指定医療機関への入院が困難なときは、適当な場所に臨時の隔離施設を設けて収容する。

イ　やむを得ない理由によって、感染症指定医療機関への入院措置を講じることができない病原体保有者は、自宅隔離を行い、し尿の衛生的処理等について厳重に指導するとともに、必要に応じて治療を行う。

⑧　避難所の防疫指導等

ア　避難所の管理責任者等を通じ、避難者に対して、衛生に関する指導を行う。

(ｱ) 衣服は日光にさらすとともに、特に必要があるときは、クレゾール等による消毒、ノミ等の発生防止のため粉剤の散布を行うよう指導する。

(ｲ) 便所、炊事場、洗濯物等の消毒、クレゾール石鹸液、逆性石鹸液の適当な場所への配置、手洗の励行等について十分指導する。

イ　給食従業者は、健康診断を終了した者を充て、できるだけ専従させる。

⑨　臨時予防接種

知事は、感染症の予防上必要があるときは、対象者の範囲及び期日を指定して、予防接種法第６条の規定による臨時予防接種を実施する。

(3) 報告及び記録の整備

町長は、災害防疫に関し、次の書類を作成し整備・保管するとともに、二州健康福祉センターを通じて県に提出する。

①　被害状況報告書

②　災害防疫活動状況報告書

③　防疫経費所要額調及び関係書類

④　各種防疫措置の指示命令に関する書類

⑤　防疫作業日誌

作業の種類及び作業量、作業に従事した者、実施地域及び期間、実施後の反省その他参考を記載する。

(4) 家畜の防疫

町長は、県の指導・指示に基づき、被災地の畜舎等施設の被害及び家畜の状況調査並びに防疫活動を実施する。なお、報告事項については、県家畜保健衛生所長と緊密な連絡を取っておく。

第３　食品衛生管理・栄養指導（保健福祉班）

二州健康福祉センターは、被災地における食品関係営業者及び臨時給食施設（避難所その他炊き出し施設等）の実態を把握し、被災者の食事について、適切な栄養・食生活指導を行い、かつ安全で衛生的な食品が供給されるよう適切な指導を実施する。町は、二州健康福祉センターに協力するほか、被災者の健康管理を適切に実施するため、被災者のニーズ等に応じた栄養指導を行う。

(1) 食品関係営業施設等における食品衛生の確保

①　臨時給食施設の衛生監視指導

関係機関との密接な連携のもと、臨時給食施設の実態を把握し、食品衛生監視員による現地指導の徹底によって、食中毒事故の発生を防止する。

② 食品衛生関係業者に対する監視指導

乳処理場、魚介類販売業、食肉販売業、食品の冷凍冷蔵業、飲食店、喫茶店及び菓子製造業（特にパン製造業）を重点的に監視するとともに、保存又は製造されている食品の検査を実施することによって不良食品の販売供給を防止する。

③ 重点監視指導事項

ア 浸水地区の食品関係営業者に対しては、施設整備を完全消毒のうえ、食品衛生監視員の検査を受けた後、これを使用するよう指導する。なお、状況に応じ従事者の検便及び健康診断による病原体保有者の排除を行う。

イ その他の地区にあっては、臨時給食施設と同様であるが、特に従業員の健康について指導する。また、汚水によって汚染された食品及び冷凍施設等の機能停止によって腐敗、変色等を生じた食品が供給されることのないよう、特に指導する。

④ 避難所等における食品衛生の確保

食中毒防止に関するパンフレット等を活用して、次の事項について被災者に対して指導を行うとともに、避難所の管理責任者等を通じて啓発を行う。

また、食中毒が発生したときは食品衛生監視員を中心とする調査班を編成し、町の協力を得て原因を究明する。

ア 救援食品の衛生的取扱

イ 食品の保存方法、消費期限等の遵守

ウ 配付された弁当の適切な保管及び早期喫食

エ 手洗、消毒の励行

オ 食器、器具の消毒

⑤ 食中毒発生防止の措置

町は、避難施設への弁当等の配給にあたっては、食中毒発生防止のため、次の措置を講じる。

ア 温度管理に留意した弁当等の搬送

イ 早期喫食のための弁当等の搬送時間の調整

ウ 避難者等に対する早期喫食の指導

⑥ 避難所における適切な栄養管理

町及び二州健康福祉センターは、避難所等における適切な食事の提供及び栄養管理に関して必要な助言及びその他の支援を行う。

ア 被災者に対する食事の確保及び食事制限のある被災者に対するニーズに応じた配食に努める。

イ 被災者のニーズに的確に対応した栄養・食生活指導を行う。

⑦ 給食施設に対する支援

二州健康福祉センターは、給食施設の被災状況を把握し、入所者への食事提供が中断することのないよう必要に応じて適切な支援を行う。

(2) 栄養指導

① 活動方針

避難所等における効果的な栄養補給を図るため、炊き出し施設等の給食施設に対して、栄養指導員によって、栄養及び調理指導を行う。

② 指導方法

ア 被災地の給食施設を巡回し、栄養及び調理指導を行う。

イ その他被災地における栄養補給に関し、必要な指導を行う。

【関係資料】資料14－１ 感染症指定医療機関一覧表

第 24 節　廃棄物処理計画

第１　計画の方針

被災地域の衛生状態の保持及び迅速かつ的確な災害復旧活動を促進するため、し尿、ごみ、がれき（石綿含有廃棄物を含む）等の適切な収集・処理を実施する。

第２　ごみ処理（住民環境班、産業班、建設班）

町は、被災地域の衛生状態の保持を図るため、ごみの適切な収集・処理を実施する。

(1) 実施体制

① 被災地域のごみの発生状況と、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断し、適切な収集・処理体制をとる。なお、収集については、災害の程度に応じて、町職員で構成する清掃班を編成する。

② 日々大量に発生するごみの処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して集積や分別の協力依頼を行う。

③ 廃石綿等は原則として、一時保管場所への受入を行わないこととし、やむを得ず、一時保管場所に廃石綿等を受け入れる場合には、適切な梱包・コンクリート固化等を行う。石綿含有廃棄物は、区分して適切に保管する。

④ ごみの収集・処理に必要な機材、人員等については、可能な限り町の現有の体制で対応するが、町の収集・処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、人員の派遣や処理施設の使用などについて県又は近隣市町へ応援を要請する。

(2) 収集方法

防疫上、早期の収集が必要な腐敗性の高いごみを最優先で収集し、処理施設等へ運搬する。

(3) 処理方法

ごみの処理は、焼却のほか、必要に応じて埋立て等の環境影響上支障のない方法で行う。なお、処理施設の能力低下や一時的なごみの大量発生が予想される場合には、一時保管場所の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮する。

倒壊家屋等の除去作業については、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮する。

なお、解体等する際は、事前調査を実施し、石綿の使用の有無を確認する。石綿の含有が確認された場合には、作業計画を作成するとともに、県及び福井労働基準監督署等と協議を行う。解体等作業の実施にあたっては、解体作業を行う者の責任において、掲示を分かりやすい場所へ設置し、作業の安全確保と石綿の飛散防止を適切に行う。

第３　し尿処理（住民環境班、産業班）

町は、被災地域の衛生状態の保持を図るため、し尿の適切な収集・処理を実施する。

(1) 実施体制

① し尿の発生量について、発生箇所、利用人員等を総合的に判断し、許可業者との緊密な連絡のもと、適切な収集・処理体制をとる。なお、収集については、災害の程度に応じて、町職員及び許可業者で構成する清掃班を編成する。

② 仮設トイレ、避難施設のくみ取り便所については、貯蓄容量を超えることがないように配慮する。

③ し尿の収集・処理に必要な機材、人員が不足する場合は、ごみ処理に準じて県又は近隣市町村へ応援を要請する。

(2) 収集方法

① し尿運搬車による収集ができない地域については、ビニール袋、調達した簡易トイレ等を各戸に配布するほか、運搬車による収集が可能な場所に仮設トイレ等を配置する。

② 処理能力に比べ、被災地域が広範囲にわたっているときは、早急に各戸の便所を使用可能にするため、応急措置として、便槽内容の２割程度のくみ取りを全戸について実施する。

(3) 処理方法

し尿の処理は、し尿処理施設によることを原則とするが、必要に応じて、環境衛生に支障のない方法を併用する。

第４　がれき処理（建設班、産業班）

町は、迅速かつ的確な災害復旧活動を促進するため、必要に応じて、がれきの適切な収集・処理を実施する。

(1) 実施体制

① がれきの発生量を把握し、がれきの選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが必要な場合は、周辺の環境に留意のうえ、公共用地等を臨時集積地として確保する。

② がれきの収集・処理にあたっては、環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業従事者の健康管理並びに安全管理に十分配慮する。

③ がれきの収集・処理に必要な機材、人員が不足する場合は、民間業者に応援を要請するほか、ごみ処理に準じて県又は近隣市町へ応援を要請する。

(2) 収集方法

① 他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は、可能な限り管理者又は所有者の同意を得て行う。

② 危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。

(3) 処理方法

① がれきの適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。

② 可燃物で再使用不能のものは、焼却する。

③ アスベスト等有害ながれきについては、専門業者に処理を委託する。

第５ 死亡獣畜の処理（住民環境班、産業班）

町及び死亡獣畜所有者は、被災地域の衛生状態の保持を図るため、死亡獣畜の適切な収集・処理を実施する。

(1) 実施体制

死亡獣畜（牛馬、豚、めん羊、山羊等が死亡したもの。）の収集・処理は、二州健康福祉センターの指示のもとに実施する。

(2) 収集・処理方法

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場で行うほか、次の方法で収集・処理する。

① 移動できるものは、適当な場所に集めて埋却、焼却等の方法で処理する。

② 移動が困難なものは、その場で個々に処理する。

第６ 災害廃棄物の発生への対応（住民環境班、産業班）

町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び民間事業者の要請に努めるものとする。また、町は災害の種類（地震・津波・水害）に応じて十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

町は、国が定める災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、仮置き場の確保や運用方針、災害廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。

町は、町社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築し、災害廃棄物等の処理を進める場合には、町社会福祉協議会、ＮＰＯ等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。

第７ 環境大臣による廃棄物の処理の代行（総務班）

町は、環境大臣から廃棄物処理特例地域としての適用がされた場合には、災害廃棄物の処理の代行を国に要請することができる。

【関係資料】資料14－３ 廃棄物処理施設一覧表

資料14－４ ごみ収集車及び従事職員数一覧表

資料14－５ し尿取扱業者及びし尿運搬車並びに作業人員一覧表

第 25 節　流木対策及び船舶に対する措置計画

第１　計画の方針

台風、突風、高波等及び地震に伴う津波のため海上貯木場及び木材積載船からの大規模な木材の流出が発生したときは、沿岸住民、航海船舶、漁場等の被害防止、情報の伝達を実施するとともに、航路障害物の除去、交通整理等によって海上交通の安全と港内の安全を確保する。

第２　実施体制（産業班）

貯木場にあっては貯木場の使用者が実施し、船舶積載木材にあっては船主又は代理店及び当該木材所有者が共同して実施する。

第３　応急対策の実施（産業班）

町をはじめ関係機関は、大規模な木材の流出が発生したときは、必要な措置を講じる。

(1) 敦賀海上保安部の措置

①　巡視船艇等による現場付近の状況調査、警戒及び船舶交通の整理

②　状況に応じたラジオ放送、水路通報等による船舶に対する周知

③　当該木材所有者又は保管責任者に対して発する早急な集積の勧告若しくは除去命令

④　必要に応じた船舶交通の制限又は禁止

(2) 県の措置

①　町に対する流出木材の情報伝達及び応急対策上必要な指示

②　他の関係機関に対する協力要請

(3) 敦賀警察署の措置

①　敦賀海上保安部との連携による流木の接岸又は漂着のおそれがある沿岸地域における警察官等によるパトロール、情報伝達及び警戒

②　民心安定のための広報活動

(4) 町の措置

水難救護法（明治32年法律第95号）による人命及び船舶の救助

(5) 在港船舶に対する措置

漁港その他の海上においては船舶はそれぞれ早期避難、けい留索の強化、船揚場へのひき揚げ等の措置をとるものとする。

第 26 節　社会秩序の維持計画

第１　計画の方針

災害が発生したときは、住民の生命、身体及び財産の保護並びに被災地域における適正な価格による円滑な物資の供給を図るため、災害警備活動及び物価対策活動を実施し、社会秩序の維持に努める。

また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

第２　災害警備活動（総務班）

敦賀警察署及び敦賀海上保安部は、早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連絡のもと、所轄区域における災害情報の収集に努め、住民の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を実施する。

(1) 陸上における災害警備

災害時における警察活動は福井県警察大規模災害警備計画等の定めるところにより実施するものとする。

① 災害時における警察の任務

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、住民の生命、身体及び財産を保護し並びに公共の安全と秩序を維持することを任務とする。

② 警備体制

ア 警察本部における体制の確立及び改廃

警察本部長は、県内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、気象情報、災害の規模等により災害警備本部、災害警備対策室、災害警備連絡室または災害警備準備室を設置し、必要な体制を確立するものとする。

また、災害応急対策が完了し、体制を維持する必要がなくなったときは、体制を改廃するものとする。

イ 警察署における体制の確立及び改廃

警察署長は、管内において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、県警察本部に災害警備本部又は災害警備対策室が設置された場合には、署災害警備本部を、警察本部に災害警備連絡室または災害警備準備室が設置された場合には、事情に応じて署災害警備連絡室または署災害警備準備室を設置し、必要な体制を確立するものとする。

また、災害応急対策が完了し、体制を維持する必要がなくなったときは、体制を改廃するものとする。

③　災害応急対策

災害が発生した場合には、避難の措置、人命の救助、交通の確保、災害情報の収集、犯罪の予防・取締り、死者・行方不明者に対する措置、広報等を実施して被害の軽減及び被災地の秩序維持に務めるものとする。

④　活動内容

ア　情報の収集及び伝達

イ　被害の実態把握

ウ　被災者の救出救助

エ　住民の避難誘導

オ　行方不明者相談への対応及び捜索

カ　遺体の検視又は調査及び身元確認

キ　警戒区域等への立入制限

ク　避難路及び緊急交通路確保のための交通規制

ケ　被災地域における犯罪の未然防止及び検挙

コ　現場広報

サ　その他必要な警察活動

(2) 海上における災害警備

敦賀海上保安部は、「海上保安庁防災業務計画」に基づき、防災業務の総合的かつ計画的な実施を図る。

①　警備体制

海上保安庁長官又は第八管区海上保安本部長は、災害が発生したときは、別に定めるところによって対策本部を設置する。

②　活動内容

ア　通信の確保

イ　警報等の伝達

ウ　情報の収集

エ　海難救助等

オ　流出油の防除

カ　海上交通安全の確保

キ　危険物の保安措置

ク　治安の維持

ケ　物資の収容、保管等

コ　広報の実施

第３　消費者対策活動（住民環境班）

町は、被災地域における物資の確保及び被災者の消費生活の安定を図るため、物価対策活動を実施する。

(1) 物資の需給状況及び物価動向の把握

町は、平素から災害応急対策上必要な物資にかかる資料の整備に努めるものとする。

防災関係物資のうち、災害応急対策を実施するため、現に必要な物資について、その種類、数量及び緊要度を調査する。

また、被災者の消費生活相談等を通じて、物資の需給及び物価に関する要望並びに物価動向を把握する。

(2) 緊急必要物資及び応急復旧用資材の確保

災害応急対策を実施するため、緊急に必要な物資及び応急復旧用資材で、災害の発生によって当該物資が極度に不足し、又は極度に不足することが予想される場合若しくは当該物資の価格が高騰し、又は高騰することが予想される場合には、当該物資の生産、集荷及び販売を業とする者又は関係団体に対して当該物資を適正な価格で、円滑に被災地に供給するよう協力を求める。なお、この場合、必要に応じて、緊急輸送についても所要の措置を講じる。

(3) 暴利取締り、広報等

物価の高騰を防止するため、積極的に取締りを実施するとともに、広報活動等によって、物資の需給と価格の動向を周知する。

また、必要に応じて関係業者及び関係機関に対し、当該物資の自粛販売と集荷促進を要請する。

第 27 節　自衛隊災害派遣要請・受入計画

第１　計画の方針

災害時において、人命又は財産を保護するため必要があるときは、自衛隊に対し災害派遣を要請するとともに、受入体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。

第２　派遣要請基準（総務班）

町長は、次の基準に該当するときは、自衛隊の災害派遣要請を行う。

(1) 災害が発生し、人命又は財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。

(2) 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ、自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

第３　派遣部隊の活動内容（総務班）

派遣された部隊の活動内容は、次のとおりである。

(1) 被害状況の把握

(2) 避難の援助

(3) 遭難者等の捜索救助

(4) 水防活動の支援

(5) 道路又は水路の啓開

(6) 応急医療、救護及び防疫

(7) 人員及び物資の緊急輸送

(8)消防活動の支援（空中消火を含む。）

(9)危険物の保安、除去

(10) 給食及び給水の支援

(11) 入浴支援

(12)救援物資の無償貸付及び譲与

(13)その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの

第４　自衛隊の情報収集（総務班）

県内において震度５弱以上の地震が観測された場合において、各自衛隊は、航空機等によって被害状況の収集活動を行い、その収集した情報を必要に応じ、県に伝達する。なお、町は、自衛隊が収集した情報について、県を通じて入手するよう努める。

第５　派遣要請の手続（総務班）

町長は、自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生したときは、知事（危機管理課）へ災害派遣要請書を提出し、派遣要請を要求する。この場合において、町長は、必要に応じて、その旨及び町域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。

知事は、町長から派遣要請の要求を受け、その要求の事由が適切と認めたとき又は自衛隊が収集した情報等の既に得られた被害状況に基づき自らの判断で派遣を要請するときは、災害派遣要請書を関係部隊に提出する。

ただし、事態が急を要する場合における町長から知事、知事から関係部隊への要請は、電話でもって行い、事後速やかに文書を提出する。

(1) 口頭で要請する場合の連絡事項

① 災害の状況及び派遣を要請する理由

② 派遣を希望する期間

③ 派遣を希望する区域及び活動内容

④ その他参考となるべき事項

(2) 派遣要請先

派遣要請先	電話番号
陸上自衛隊第１４普通科連隊長（連絡窓口:第３科） （石川県金沢市野田町１－８）	076−241−2171
海上自衛隊舞鶴地方総監（連絡窓口：防衛部） （京都府舞鶴市余部下１１９０）	0773−62−2250
航空自衛隊第６航空団司令(連絡窓口：防衛部) （石川県小松市向本折町戊２６７）	0761−22−2101

第６　町長の緊急要請（総務班）

町長は、災害状況から事態が切迫し、知事との連絡が取れない場合など知事に要請するいとまがない場合は、直接自衛隊に災害派遣の通知を行い、事後、知事に対して速やかに所定の手続をとる。

第７　自主的派遣（総務班）

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく次の基準によって部隊等が派遣される。

(1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報活動を行う必要があると認められるとき。

(2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められた場合で、直ちに救援の措置をとる必要があると認められるとき。

(3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合で、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められるとき。

(4) その他災害に際し、上記事項に準じ、特に急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められるとき。

(5) 庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣するとき。ただし、知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請を行った場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

第８　派遣部隊の受入体制（総務班）

町長は、自衛隊の災害派遣が決定されたときは、受入体制を整備する。

(1) 競合重複の排除

知事と連携して、自衛隊の活動が他の災害救助復旧機関と必要以上に競合重複することのないよう、最も効率的に活動を分担するよう配慮する。

(2) 作業計画の樹立作成及び資材等の準備

自衛隊に対し活動を要請又は依頼するにあたっては、作業計画を樹立するとともに、活動に必要な資材の準備を行う。

また、諸作業について関係ある管理責任者の了解を得るよう配慮する。

(3) 派遣部隊との連絡調整

円滑かつ迅速な措置を図るための派遣部隊との連絡調整は、県又は派遣部隊に同行の連絡幹部を通じて行う。

(4) 派遣部隊の受入

派遣された部隊に対し、次の基準に基づき各種施設を準備するとともに、各種物品等の調達あっせん、携行機器の警戒等について協力する。

① 誘導

必要に応じて敦賀警察署に対して、被災地域等への派遣部隊の誘導を依頼する。

② 自衛隊連絡員室の設置

自衛隊連絡幹部及び自衛隊との連絡員用の部屋を町役場等に設置し、机、椅子等を数人分配置する。

③ 宿舎等の確保

宿舎は、学校、公民館等の屋内施設（隊員一人当り１畳を基準とする。）を充てる。なお、当該施設が避難施設に充てられているときは、避難者との調整に配慮する。

また、宿舎の確保が困難な場合は、派遣部隊と協議のうえ、野営地を確保する。

④ 材料置場及び炊事場の確保

材料置場及び炊事場は、屋外の適当な広場を確保する。

⑤ 駐車場の確保

駐車場は、なるべく宿舎又は野営地の近くに適当な広場を確保する。

⑥ ヘリポート等の設定

ア　被災地の状況、ヘリコプターの機種によって異なるが、あらかじめ選定したヘリポート適地の中から自衛隊及び県と協議して定める。

イ　吹き流し又は発煙筒、Ｈ（直径４ｍ）の標示及び警戒人員を準備する。

ウ　通信筒投下時用の＋（長さ４ｍ）の標示、発煙筒及び白布（30㎝×30㎝の通信筒を受け取ったときの目印）を準備する。

エ　孤立集落偵察時用の赤旗（急病人が発生して入院を要するとき。）及び青旗（食料が不足したとき。）を準備する。

第９　派遣部隊の撤収要請（総務班）

町長は、派遣部隊が派遣目的を達成したとき、又は派遣の必要がなくなったときは、民心の安定等に支障がないよう知事、派遣部隊の長等と十分協議を行ったうえ、撤収要請を行う。

第10　経費の負担区分（総務班）

自衛隊の救援活動に要した経費のうち、次に掲げるものは、原則として派遣を要請した町が負担する。ただし、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協議して定める。

(1) 派遣部隊の宿泊等に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

(2) 派遣部隊の宿泊等に伴う光熱水費、電話等の通信費及び入浴料

(3) 活動に必要な自衛隊以外の資機材等の調達、借上、その運搬、修理費

(4) 町、県が管理する有料道路料

(5) その他派遣命令者と知事が協議して決定したもの

【関係資料】資料８－６　県への報告

第 28 節　消防応急対策計画

第１　計画の方針

火災を鎮圧し、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うなど、必要な応急措置を講じる。なお、具体的な消防活動は、敦賀美方消防組合が定める消防計画による。

第２　消防の責任（総務班）

自主防災組織は、地域住民と協力して、消防機関が到着するまでの間、可能な限りの初期消火活動に努めるとともに、敦賀美方消防組合、県、消防団等が到着したときには、現地火災情報等の伝達を行う。

また、敦賀美方消防組合は、その地域における災害を防御し被害を軽減するため、地域の実情を考慮し、災害の種類に応じた消防部隊等の編成及び運用その他の消防活動の具体的な実施体制について計画を立てておくものとする。

第３　延焼の警戒（総務班）

敦賀美方消防組合は、火災が発生したときは、必要に応じて警報を発令するとともに、飛火の警戒を行う。

(1) 火災時の警報発令

強風時における火災又は特殊建築物（会社、工場、官公署、学校、診療所、社寺等）の火災は、一般火災と異なり、延焼拡大及び飛火による大火災となるおそれがあるため、この種の火災に際しては、消防法に基づく火災信号（近火信号、応援信号等）を吹鳴し、全消防職員及び消防団員を召集のうえ、迅速かつ的確な消火活動を実施し、被害の軽減を図る。

(2) 飛火の警戒

大火の原因は、飛火による実例が多いことにかんがみ、強風時又は異常乾燥時における火災に対しては、特に飛火を警戒するため、消防団員及び各区自衛消防隊に呼びかけ、付近建物の飛火警戒にあたる。

第４　特殊火災の鎮圧（総務班）

敦賀美方消防組合は、特殊火災が発生したときは、火災の態様に応じた消防活動を実施する。

(1) 延焼大火災

住宅等の密集地、大規模建築物等の火災発生は、延焼による大火災となる危険性があるため、非常召集サイレンの吹鳴によって全消防職員及び消防団員を召集するとともに、必要に応じて近隣市町村の応援を要請し、火災の拡大防止に努める。

(2) 危険物の火災

危険物の火災発生に対しては、特殊燃焼の状況に応じて、泡沫消火剤のエアーホーム又はドライケミカル消火器等の化学消火剤による消火に努める。

(3) 中高層建築物の火災

中高層建築物は、総じて耐火性の高い建物が多く、建築物自体は燃焼しにくいが、高熱及び濃煙のため死傷者を伴う大災害を引き起こす可能性があり、原則として、出火建物周辺の状況、発火場所、建物構造等を総合的に判断して、次のとおり消防活動を行う。

① 人命救助に重点をおく。

② 建物関係者と連絡を密にする。

③ 内部の消防設備を十分活用する。

④ 火点の上階へ主力部隊を投入する。

⑤ 必要な消防力を燃焼状況によって判断し、スノーケル隊、救助隊及び救急隊を出動させ、その他の消防隊と連絡を密にして活動する。

(4) トンネル内の自動車火災

濃煙及び熱気によって消防活動が阻害され、内部の状況把握が困難になり、しかも進入口が限定されているので消火が困難である。

また、自動車の種類も多種多様で、危険物積載車、ＬＰガス積載車、大量可燃物積載車、大型バス等は、大災害発生の要因となる可能性が極めて高いため、次のとおり消防活動を行う。

① トンネルの延長、トンネルの防火設備、自動車交通量等を事前に把握し、作成した大災害防御計画に基づき、消火活動を実施する。

② 人命救助を優先して行うため、酸素、空気呼吸器等を着用した人命検索隊を先行させ、援護注水する。

③ 濃煙及び熱気の発生量が多いため、排煙について高発泡及び噴霧注水を有効に活用する。

④ 酸素、空気呼吸器等の使用時間及び隊員の疲労を考慮して、交替要員を確保する。

⑤ 交通停滞によって起る事故に考慮して、あらかじめ敦賀警察署と協議した措置を講じる。

(5) 林野火災

林野火災は、交通、水利ともに不便な地域の山林原野の火災であって、発見、通報連絡が遅延しやすく、延焼範囲が拡大し火勢が猛烈に拡大する。

また、長時間の防御となる関係上、食料、飲料水、医療器材等の補給について考慮するとともに、変化する気象関係から集落火災についても考慮のうえ、次のとおり消防活動を行う。

① 消防隊を消防署及び消防団ごとに編成し、指揮命令を統一する。

② 防御担当面を指定し、火点包囲の体制をとる。

③ 時期を逸しないよう防火線を設定する。

④ 集落への延焼を防止するとともに、状況に応じて緊急避難の措置を講じる。

第５　断減水時の水利の確保（関係班）

町及び敦賀美方消防組合は、気象その他の事態によって消防水利の断水又は減水が予想されるので、この事態が生じたときは、火災時の水利確保に支障をきたさないよう、速やかに応急措置を講じる。

第６　応援要請（総務班）

大規模な火災が発生したときは、必要に応じて他の市町村、他の都道府県消防機関、関係機関に応援を要請する。

(1) 県内市町間の広域応援体制

敦賀美方消防組合の管理者（敦賀市長）は、単独では対処不可能な大規模火災が発生した場合は、「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の市町に応援を要請する。

(2) 他都道府県に対する応援要請

① 敦賀美方消防組合の管理者（敦賀市長）は、他の都道府県消防機関の応援を要請したいときは、消防組織法第44条の規定に基づき、次の事項を明らかにして知事を通じて、消防庁長官に緊急消防援助隊の出動等を要請する。

ア　火災の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間

イ　応援要請を行う消防機関の種別と人員

ウ　町への進入経路及び集結（待機）場所

② 他都道府県応援消防機関の円滑な受入を図るため、敦賀美方消防組合は、連絡係等を設けるとともに、応援消防機関の誘導方法、応援消防機関の人員、器材数、指導者等の確認に留意し、受入体制を整えておく。

(3) 関係機関に対する応援要請

① 敦賀美方消防組合の管理者（敦賀市長）は、船舶火災及び沿岸集落の消防活動を敏速にするため必要があるときは、「船舶火災の消火等に関する敦賀海上保安部と敦賀美方消防組合消防本部との業務協定」に基づき、敦賀海上保安部と相互応援を行う。

② 町長は、延焼火災、林野火災等の大規模火災が発生し、ヘリコプターによる消火が極めて有効であると判断されるときは、知事に対して県、自衛隊等のヘリコプターの出動を要請する。なお、ヘリコプターの出動を要請した場合は、本章第20節「輸送計画」に基づき、ヘリポートを設定する。

第７　応援消防機関の誘導方法（総務班）

応援消防機関隊の誘導は、火災発生地域の消防分団の班長以上の者を責任者と定めているが、現場本部設置とともに本部係員をこれに充て、状況に合致した消防体制をとる。

第８　救急救助対策（総務班）

町は、敦賀美方消防組合と連携を図り、救急救助に関する組織及び施設の充実や人材育成に努め、救急救助活動の万全を期するものとする。

第９　惨事ストレス対策（総務班）

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

敦賀美方消防組合は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家派遣の要請を行う。

【関係資料】資料５－１　消防組合の組織
資料５－２　通信系統図
資料５－３　消防車両配置状況一覧表
資料５－４　消防団の状況一覧表
資料５－５　災害出場計画
資料５－６　美浜消防団出場基準（火災出場基準）及び出動計画
資料５－７　美浜地区自衛消防隊の現況一覧表
資料５－８　消防水利一覧表
資料５－９　化学消火剤備蓄状況一覧表
資料５－10　救助用器具保有状況一覧表
資料８－８　消防信号
資料９－１　協定締結状況一覧表
資料９－２　県防災ヘリコプター応援要請書の様式

第 29 節　電気通信施設、放送施設災害応急対策計画

第１　計画の方針

災害が発生した場合は、迅速かつ的確に電気通信及び放送施設の応急対策を実施し、電気通信及び放送機能の確保を図る。

第２　電気通信施設（関係機関）

西日本電信電話(株)福井支店及び携帯電話会社は、公共機関等の通信確保を図るとともに、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信を確保するため、迅速かつ的確な応急作業を実施する。

(1) 活動体制

災害の規模等に応じて、災害情報連絡室及び災害対策本部を設置し、情報の収集伝達、応急対策及び復旧計画等の総合調整を図り、速やかに応急対策が実施する。

(2) 応急対策

①　初動措置

ア　電源の確保

イ　災害対策用無線機、移動無線車等の発動

ウ　予備電源設備、移動発電装置等の発動

②　重要通信の確保

各種災害応急対策の実施に不可欠な重要通信については、優先的に復旧を行う。

③　特設公衆電話の設置

災害又は大規模故障によって特定の地域が全面的に通信困難となった場合には、特設公衆電話を設置する。

④　通信の利用制限

通信の疎通が著しく困難となった場合は、重要通信を確保するため、契約約款に基づき、臨機に通信の利用制限等の措置を講じる。

(3) 広報活動

災害のため通信が途絶し、又は利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示等の方法によって、次の事項を利用者に周知する。

①　通信途絶、利用制限の理由及び内容

②　災害復旧に対してとられている措置及び復旧見込時期

③　通信利用者に協力を要請する事項

④　その他、必要な事項

(4) 復旧対策

被災した通信設備の復旧にあたっては、電気通信施設等の機能、形態を被災前の状態に復旧することを原則とするが、早期復旧を前提に被害再発を防止できる改良工事が可能であれば、設備拡張、改良工事等を折り込んだ復旧工事を実施する。

第３　放送施設（関係機関）

日本放送協会福井放送局、民間放送会社等（福井放送(株)、福井テレビジョン放送(株)、福井エフエム放送(株)、美方ケーブルネットワーク(株)）は、災害に伴い放送施設に障害が生じた場合、被害箇所を優先的に復旧するとともに、迅速かつ適切な応急措置を実施し、放送の継続及び放送電波の確保を図る。

(1) 活動体制

災害の状況に応じて活動体制を定め、要員を確保する。

(2) 資機材等の確保

① 電源関係諸設備を整備、確保する。

② 中継回線、通信回線関係を整備、確保する。

③ 送受信空中線補強のための資材及び予備空中線材料を、整備、確保する。

④ 応急対策に必要な機材をあらかじめ特約した業者等からの緊急借用又は調達によって確保する。

(3) 応急対策

① 放送機等障害時の措置

放送機等の障害によって一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信系統によって臨機に番組を変更し、又は他の番組に切替、災害関連番組のみの送出継続に努める。

② 回線障害時の措置

一部中継回線が断絶したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線等を利用して放送継続に努める。

③ 演奏所障害時の措置

災害のため放送局内演奏所からの放送継続が不可能となったときは、他の臨時の演奏所を設け、放送の継続に努める。

(4) 視聴者対策

災害時における受信の維持、確保のため、次の措置を講じる。

① 受信機の復旧

被災受信機の取扱について、告知放送、チラシ、新聞等の部外広報機関を利用して周知するとともに、受信機巡回修理班を編成し、関係団体の協力を得て被災受信機の復旧を図る。

② 情報の周知

避難所その他有効な場所へ受信機を貸与するほか、拡声装置、速報板等を設置するとともに、状況に応じて広報車、船舶等を利用して視聴者への情報周知に徹底を期する。

(5) 復旧対策

① 被災した施設、設備等については、迅速かつ的確にその被害状況を調査し、これに基づき効果的な復旧計画を早急に作成する。

② 復旧の順位は、放送の送出に重大な影響を及ぼすと認められる施設、設備を優先する。なお、復旧工事の実施にあたっては、人員、資材等を最大限に活用して作業を迅速に推進し、全般的な早期復旧を図る。

第 30 節　電気施設、ガス施設災害応急対策計画

第１　計画の方針

災害が発生した場合は、迅速かつ的確に電気及びガス施設の応急対策を実施し、電気及びガスの供給機能の確保を図る。

第２　電気施設（関西電力(株)、関西電力送配電(株)）

被害状況等を迅速に把握し、的確な応急対策を実施することによって、事故の拡大を防止し、電気の供給確保に努める。

(1) 活動体制

① 災害対策本部等の設置

防災体制を発令し、災害対策本部を設置するとともに、その下に災害対策支部をおいて災害対策業務を遂行する。

② 情報の収集、連絡体制の確立

災害対策本部は、通信の確保を図り、被害状況、復旧状況等の情報の収集伝達を行う。

③ 応急対策要員の確保

災害対策本部の長は、防災体制発令後、直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。なお、被害が多大で単独では早期復旧が困難な場合は、本部を通じて、他の電気供給機関等に応援を要請し、要員を確保する。

(2) 応急対策

① 危険予防措置の実施

電気需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に伴い感電等の二次災害のおそれがあり、必要と認めた場合又は敦賀美方消防組合等から送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講じる。

② 復旧機材の確保及び輸送

ア　資材の調達

対策本部の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、可及的速やかに確保する。

イ　資機材の輸送

非常対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、船舶、航空機等をはじめ、その他実施可能な運搬手段によって実施する。

ウ　復旧資材の置場等の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、その確保が困難と思われる場合は、町及び県の災対本部に依頼して迅速な確保を図る。

③　応急対策工事の実施

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速、適切に実施する。

ア　送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用によって仮復旧の標準工法に基づき、迅速な復旧を行う。

イ　変電設備

機器損壊事故に対し、電力系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

ウ　配電設備

その場の状況に応じた臨機応変の仮工事によって迅速的な復旧を行う。

エ　通信設備

可搬型電源、移動無線等の活用によって通信連絡を確保する。

④　災害復旧の順位

各施設の復旧にあたっては、避難所、医療機関等を原則として優先するが、設備の被害状況、復旧の難易度等を勘案のうえ、電力供給上復旧効果の大きいものから行う。なお、特に緊急を要するものについては、電源車を配置し緊急送電を行う。

(3) 災害時における広報活動

①　住民に対する広報活動

電気設備状況、復旧活動の状況、復旧送電の目途、公衆感電事故防止及び復旧後の通電時の火災発生防止についてのＰＲを主体とした広報活動を広報車及びテレビ、ラジオ等の報道機関その他を通じて行う。

②　地域防災機関との協調

緊急を要する広報は、必要に応じて町、県、敦賀警察署、敦賀美方消防組合等とも緊密な連絡をとり行う。なお、その手段は防災無線を活用する。

(4) 代替施設設備の活用

避難所等に対する電力供給確保のため、非常用発電機等の代替施設設備の活用を図る。

第３　ガス施設（関係機関）

液化石油ガス事業者は、災害の発生に伴い液化石油ガス施設に被害が生じた場合、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を行い、ガスの供給確保に努める。

(1) 活動体制

災害によってガス工作物に甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、応急対策及び復旧対策を円滑かつ適切に実施するため、県ＬＰガス保安協会又はその支部において対策本部を設置する。

(2) 初動対策

① 消費者による初動対策

消費者は、災害が発生した直後の二次災害を防止するため、自らが使用している火を消すとともに、容器バルブを閉止するほか、要配慮者に対しても、近隣の住民が協力してその措置にあたる。

② 液化石油ガス事業者による初動対策

災害が発生した場合、その規模に応じて緊急応援体制をとるとともに、緊急点検マニュアルに基づき、病院等の公共施設及び集団供給設備のような大規模容器置場を有する施設に対し、速やかな施設の巡視点検、容器バルブ閉止等の応急措置を優先的に講じる。

また、点検については、常時施錠してある貯蔵設備、病院等の公共施設及び大規模容器置場を有する施設を優先して行う。

③ 容器の回収

消費者の要請又は巡視点検によって発見した家屋の倒壊等のために危険な状態となった液化石油ガス容器を安全な場所へ移動する。

(3) 応急復旧

巡視点検によって安全が確認された施設から順に供給を再開する。なお、改修が必要なものについては、緊急応援体制によって液化石油ガス事業者相互が連携し、復旧のための改修を行う。

(4) 広報活動

次の場合には、需要者の二次災害防止を図るため、テレビ、ラジオ、新聞、チラシ、広報車等を利用して広報活動を実施する。

① ガスの供給停止が予想されるとき。

② ガス供給を停止したとき。

③ 復旧完了時における再供給を行うとき。

(5) 代替施設設備の活用

避難所等に対するガス供給確保のため、カセットコンロ等の代替施設設備の活用を図る。

第 31 節　上水道・簡易水道及び下水道施設災害応急対策計画

第１　計画の方針

災害が発生した場合は、迅速かつ的確に上水道・簡易水道施設及び下水道施設の応急対策を実施し、給水、排水機能の確保を図る。

第２　上水道・簡易水道施設（上下水道班）

町は、災害時における上水道・簡易水道施設の被害を最小限にとどめるとともに、生活機能を維持するため、システム全体について被害状況を把握し、速やかに応急復旧を行う。

(1) 活動体制

要員、応急対策用資材等の確保及び施設復旧について、民間企業及び他の上水道・簡易水道管理者に対し、広域的な支援を要請する。

(2) 応急対策

① 被害状況の収集

災害が発生した場合、速やかに施設の点検を行い、被害状況の把握に努める。

② 第１次復旧工事

導水管、送水管及び主要な配水管を修理し、特設された応急給水栓等から給水し得るまでの復旧工事を目途とする。

③ 第２次復旧工事

第１次復旧工事によって応急給水栓から給水された時点で各戸給水を目途として、復旧工事を施工する。

ア　給水管の分岐は、配水管及びその支管の復旧工事が完成した後、医療施設等緊急を要する施設を優先的に配水管の分岐工事を開始する。

イ　給水装置の整備は、被害状況に応じて次の方法によって整備する。

(ｱ) 既設管を活用する。

(ｲ) 仮配管から既設管に通水して活用する。

(ｳ) 仮配管から各戸に給水する。

④ 恒久復旧工事

復旧にあたっては、再度の被災の防止を考慮にいれ、耐震性の向上等の観点から、必要な改良復旧を行うとともに、耐震化、緊急時用貯水施設の整備を図るなど、計画的に復旧対策を進める。

ア　改良復旧は、現行の拡張事業を勘案して施工する。

イ　災害後の地域復旧計画と連携を保って施工する。

ウ　石綿セメント管及び老朽管はできる限り取り替える。

エ　配管状態の図面整備に万全を期する。

(3) 代替施設設備の活用

医療施設、避難所等に供給する飲料水等を確保するため、給水車（水槽付き消防車も含む。）及び緊急ろ水装置による給水を実施するとともに、水質条件を満たした地下水の活用を図る。

第３　下水道施設（上下水道班）

町は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

(1) 活動体制

要員、応急対策用資材等の確保及び施設復旧について、民間企業及び他の下水道管理者に対し、広域的な支援を要請する。

(2) 応急対策

①　被害状況の調査及び施設の点検

災害発生後は、二次災害のおそれのある施設等、緊急度の高い施設から、順次、重点的に調査及び点検を実施する。

②　応急復旧計画の策定

管路施設、ポンプ場及び処理場施設によって態様が異なるが、次の事項等を基準として復旧計画を策定する。

ア　応急復旧の緊急度及び工法

イ　復旧資材及び作業員の確保

ウ　設計及び監督技術者の確保

エ　復旧財源の措置

③　応急措置及び復旧

ア　管路施設

(ｱ) 管路損傷等による路面の障害に対する緊急措置

交通機関の停止、通行人の事故防止等の緊急措置をとった後、関係機関に連絡を取り、応急対策を実施する。

(ｲ) マンホール等からの溢水の排除

可搬式ポンプを利用して、雨水管渠、河川又は他の下水道管渠若しくは排水路等へ緊急排水する。

(ｳ) 吐き口等における浸水防止

河川等の管理者に連絡をとるとともに、破損箇所での土のう等による浸水防止の措置、可搬式ポンプによる排水等の措置を講じる。

イ　ポンプ場及び処理場施設

(ｱ) ポンプ設備の機能が停止した場合の措置

損傷及び故障箇所は、直ちに復旧を実施するとともに、浸水等の場合には緊急排水、浸水防止等の措置を講じる。

(ｲ) 停電及び断水に対する措置

設備の損傷、故障の程度等を確認のうえ、自家発電設備等の活用を図るとともに、損傷箇所の復旧に努める。

(ｳ) 自動制御装置の停止に伴う代替措置

自動制御装置が停止したときは、現場の手動操作によって運転を行う。

(ｴ) 危険物の漏洩に対する応急措置

危険物を扱う設備については、災害発生後、速やかに点検し、漏洩の有無を確認するとともに、漏洩を発見したときは、あらかじめ訓練した方法に従って、速やかに応急措置を講じる。

(3) 下水の排除制限及び仮排水

管渠の損壊等によって処理不能となったときは、住民に対し下水排水の制限を行うほか、下水の滞留に備え、ポンプ・高圧洗浄機等の確保を行う。

(4) 代替施設設備の活用

避難施設等に仮設トイレを設置するなど、代替施設設備の活用を図る。

【関係資料】資料６－１　水道事業の概要一覧表
資料６－２　美浜町給水装置工事業者一覧表
資料６－３　公共下水道等事業概要一覧表
資料６－４　集落排水処理事業一覧表
資料６－５　美浜町排水設備指定工事店一覧表

第 32 節　交通施設災害応急対策計画

第１　計画の方針

災害応急対策の円滑な実施を図るため、各交通施設について速やかに応急復旧等を実施し、必要な機能を確保する。

第２　道路施設（町、県、近畿地方整備局福井河川国道事務所敦賀国道維持出張所）

道路管理者は、道路の機能確保を図るため、所管の道路施設について、必要な措置を講じる。

(1) 災害対策用緊急輸送道路の確保

災害によって所管のあらかじめ定める災害対策用緊急輸送道路に被害が発生したときは、重点的に応急復旧を実施し、交通を確保する。

(2) 一般道路の確保

安全かつ円滑な交通を確保するため、次の措置を講じる。

①　防災関係機関等への連絡

所管の道路の被害状況を速やかに把握し、措置状況等を含めた情報を関係機関へ連絡する。

②　点検措置の実施

災害の発生直後、被害状況及び応急復旧の必要箇所を把握するため、道路等について直ちに点検を実施する。

③　障害物の除去

駐車車両、道路上への倒壊物、落下物等の道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。なお、障害物の除去にあたっては、緊急輸送路線、主要道路から優先的に実施する。

④　応急復旧の実施

災害が発生したときは、所管の道路について、路面の沈下陥没及び亀裂、道路部と構造物との取付部の段差、法面の崩壊、橋梁の損傷等の被害状況に応じ、かつ最も早い工法によって応急復旧を行い、交通の確保に努める。

⑤　占用物件等の管理者への通報

災害によって上水道・簡易水道、下水道、電気、電話等の道路占用の施設に被害が発生したときは、各施設管理者に通報する。なお、緊急のため、通報するいとまがない場合は、通行禁止等の住民の安全の確保のために必要な措置を講じ、事後通報を行う。

⑥　交通止め等緊急処置

災害によって所管する道路の陥没、亀裂等の被害が発生したときは、敦賀警察署、敦賀美方消防組合等の協力を得て、通行の禁止又は制限、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等の住民の安全確保のために必要な措置を講じる。

(3) 高速道路

中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社は、災害発生のおそれがある場合、又は災害が発生した場合は「防災業務要領」に従い、直ちに災害応急対策を実施する。

第３　漁港施設（町、県）

漁港管理者及び敦賀海上保安部は、漁港の機能確保を図るため、必要な措置を講じる。

(1) 応急措置の実施

漁港管理者は、被災した漁港施設を利用して、海上輸送を行わなければならないときは、防潮堤等の潮止め工事、航路、泊地の浚渫、岸壁、物揚場の補強、障害物の除去等の応急工事を実施する。

(2) 関係機関に対する周知

敦賀海上保安部は、水路が損壊又は水深に異常を生じたとき及び灯、浮標等の流失、移動等航路施設に被害が生じたときは、関係機関にその旨を周知徹底するとともに、安全確保のために緊急を要するときは、巡視船艇を配置し注意喚起の措置を講じる。

第４　鉄道施設（西日本旅客鉄道(株)金沢支社）

鉄道事業者は、鉄道の機能確保を図るため、必要な措置を講じる。なお、西日本旅客鉄道(株)金沢支社管内における措置は、次のとおりである。

(1) 応急措置の実施

① 鉄軌道事業者は、災害により列車運転に直接支障を生ずる事態が発生した場合は、列車の避難並びに停止を行う。

② 線路、橋梁等関係施設に被害を生じた場合、緊急度により仮線路、仮橋の架設等の応急工事により、交通を確保する。

③ 鉄軌道事業者は、応急工事の実施が困難な場合、他の鉄軌道事業者へ要員、資機材の確保につき、応援を要請する。

第 33 節　水防計画

第１　計画の方針

水防法（昭和24年法律第193号）に基づき、洪水又は高潮による水害を警戒・防御し、これらによる被害の軽減を図る。

第２　水防の責任（総務班、建設班、消防班）

(1) 町の責任

町は、県水防計画に基づき、管理区域内における水防体制及び組織の確立強化を図るとともに、水防法第３条に基づき、町の区域における水防を十分に果たさなければならない。

(2) 住民等の責任

住民又は水防の現場にいる者は、水防法第24条の規定に基づき、町長（水防本部長）又は敦賀美方消防組合消防長から出動を命じられたときは、直ちにこれに協力し、水防に従事しなければならない。

また、水防区域に居住する者は、常に気象状況、出水状況等に注意し、水害が予想されるときは、積極的に水防に協力しなければならない。

第３　水防区域（建設班）

町域において水害のおそれがあると認められる河川及び川岸は、次のとおりである。

河川名	管理者	岸別	水防区域	予想される危険
耳川	県	両岸	美浜町浅ヶ瀬	崩壊
耳川	県	両岸	美浜町松屋	崩壊
耳川	県	両岸	美浜町寄戸	崩壊
耳川	県	両岸	美浜町佐野	崩壊
金瀬川	町	両岸	美浜町佐田	崩壊
太田川	県	両岸	美浜町山上	崩壊
丹生大川	町	両岸	美浜町丹生	崩壊
越地川	町	両岸	美浜町菅浜	崩壊
吉城川	町	両岸	美浜町宮代	崩壊

第４　水防組織及び機構（総務班）

(1) 水防業務

本町における水防業務は、敦賀美方消防組合の協力を得て実施する。

(2) 水防本部の設置

町長は、次の基準に該当するときは、洪水又は高潮による危険が解消するまでの間、総務課内に水防本部を設置して事務を処理する。なお、水防本部を設置したときは、県をはじめ防災関係機関にその旨を通知又は報告する。

① 洪水又は高潮のおそれがある状況について、水防法第11条の規定に基づく洪水予報及び第16条の規定に基づく水防警報を知事から通知を受けたとき。

② 町域において水害が発生するおそれがあるとき。

■水防本部体制

準備体制	(1) 大雨、洪水のいずれかの注意報が発表された場合 (2) 暴風、暴風雪、波浪のいずれかの警報が発表された場合
注意体制	(1) 大雨、洪水、高潮のいずれかの注意報が発表され、さらに警報に切り替わると予想される場合 (2) 基準地点の水位が水防団待機水位（通報水位）を上回り、さらに上昇するおそれがある場合
警戒体制	(1) 大雨、洪水のいずれかの警報が県下に発表された場合 (2) 基準地点の水位が避難判断水位に達した場合、または、氾濫注意水位（警戒水位）を上回り、さらに上昇するおそれがある場合
活動体制	(1) 高潮警報が県下に発表された場合 (2) 基準地点の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に達した場合、または避難判断水位を上回り、さらに上昇するおそれがある場合 (3) 土砂災害警戒情報を発表した場合、または、土砂災害警戒情報を発表する可能性が高まった場合 (4) 記録的短時間大雨情報が発表された場合 (5) 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 (6) 広範囲にわたる災害が発生し、または発生するおそれがある場合
非常体制	(1) 大規模かつ広範囲にわたる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 (2) 特別警報（大雪を除く）が発表された場合

(3) 経過措置

事態の推移に伴い、災対本部又は警戒本部を設置したときは、水防本部の組織は各本部に受け継がれ、各本部長（町長）の指揮監督を受ける。

第５　洪水予報又は水防警報に対する措置（関係各班）

町長は、洪水予報又は水防警報を受けたときは、水防本部を設置するとともに、次の系統を通じて周知徹底を図る。

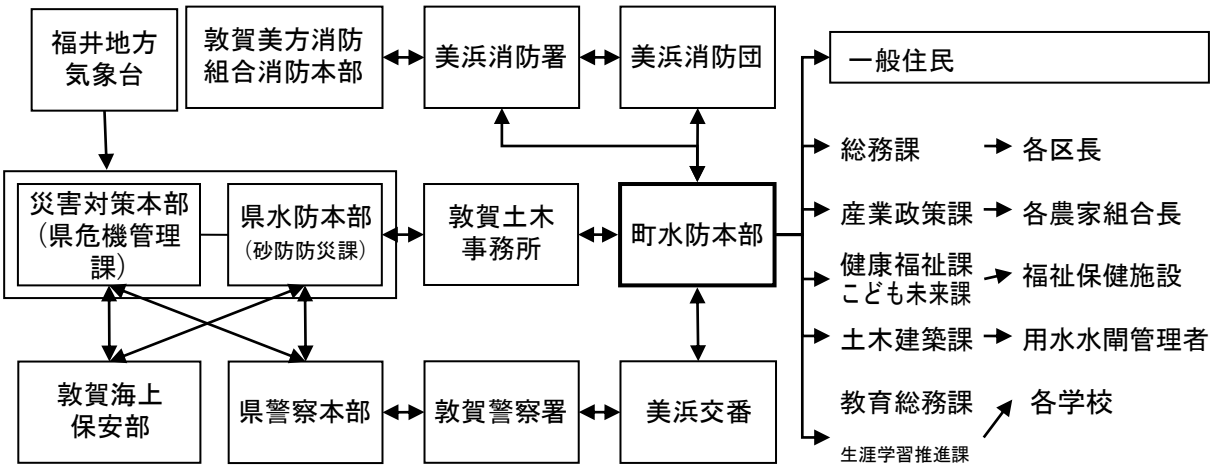

第６　水閘門等の操作（産業班）

水閘門等の管理者は、洪水に関する気象通報を受けた後は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉の開閉を行う。

第７　水位の通報（総務班）

町長は、洪水のおそれがあることを自ら察知した場合において、耳川河原市水位観測所の水位が水防団待機水位（通報水位）を超えたときは、敦賀土木事務所に通報する。なお、水防団待機水位（通報水位）及び氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位（特別警戒水位）、氾濫危険水位（危険水位）は、次のとおりである。

河川名	水位観測所名	水防団待機水位（通報水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位（特別警戒水位）	氾濫危険水位（危険水位）	量水標所在地
耳川	河原市水位観測所	1.80m	2.10m	2.20m	2.70m	耳川橋

第８　輸送（観光班、産業班）

町長は、非常の際の輸送を確保するため、あらゆる非常事態を想定して、万全の措置を講じておく。なお、輸送は、町有貨物自動車、消防車及び借上車両・舟艇によって、必要資材及び水防要員の輸送にあたる。

第９　水防体制及び出動（総務班、建設班）

町長は、河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、出動の必要が予測されるとき又は氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき及び危険箇所の報告を受けたときは、消防職員及び消防団員を出動させ、警戒配備につかせる。なお、消防職員及び消防団員の召集は、水防信号によるほか、召集連絡系統に基づき実施する。

第10　監視及び警戒（建設班、消防班）

(1) 町長又は敦賀美方消防組合消防長は、水防法第９条の規定に基づき、随時、消防職員又は消防団員を派遣して、区域内の河川、海岸堤防等を巡視させ、水防上危険であると認められる箇所があるときは、当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して、必要な措置を求める。

(2) 町長又は敦賀美方消防組合消防長は、洪水予報又は水防警報を受けたときは、定められた準備体制の人員をもって河川巡視を行い、水位を報告させる。また、河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、水害の危険が予想されるときは、警戒体制の区分によって警戒にあたる。

(3) 警戒員は、定められた担当区域を巡回監視し、危険箇所を発見したときは、速やかに水防本部に報告するとともに、水防作業を開始する。

(4) 消防職員又は消防団員は、水防法第21条の規定により、水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命じる。なお、これらの者が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは、警察官がこれらの者の職権を行う。

(5) 町長、水防法第22条の規定に基づき、水防のため必要があると認めるときは、敦賀警察署長に対して、警察官の出動を求める。

第11　公用負担（総務班）

(1) 公用負担権限

水防法第28条の規定に基づく公用負担の権限を行使する者は、町長、敦賀美方消防組合消防長又は町長の委任を受けた者とする。

(2) 公用負担権限委任証明書

町長の委任を受けた権限行使者は、公用負担権限委任証明書を携行し、必要があるときは、これを提示する。

(3) 公用負担の証票

水防法第28条第１項の規定に基づき、公用負担を命じるときは、原則として、公用負担命令書を２部作成し、その１部を所有者、管理者又はこれに準じる者に手渡す。

第12　避難のための立退き（総務班）

(1) 町長は、水防法第29条の規定に基づき、洪水又は高潮の氾濫によって著しい危険が切迫していると認めるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立退きを指示するとともに、敦賀警察署長にその旨を通知する。

(2) 立退きの指示は、水防信号、ラジオ、テレビ、行政及び消防チャンネル、町防災情報伝達システム（屋外スピーカー・戸別受信機・防災アプリ）、広報車、口頭等を併用して迅速かつ的確に伝達する。

(3) 避難場所は、本章第９節「避難計画」に定める避難所とし、避難所には町職員を配置するなど、必要な受入体制をとる。

第13　水防解除（総務班）

町長は、洪水又は高潮の危険がなくなり、水防解除を命じたときは、これを一般に周知するとともに、県水防本部にその旨を連絡する。

第14　水防報告及び水防記録（総務班、建設班、消防班）

町長は、水防が終結したときは、水防実施状況報告書を作成し、知事にこれを報告するとともに、水防記録を作成・保管する。なお、水防記録に記載する事項は、次のとおりである。

(1) 天候の状況及び警戒中の水位流量観測表
(2) 警戒出動及び解散命令の時刻
(3) 水防法第28条による収用又は使用の器具資材の種数、員数及び場所
(4) 応援の状況
(5) 居住者出動の状況
(6) 警察の援助状況
(7) 立退きの状況及びその指示した理由
(8) 障害物を処分した数量及びその理由並びに除去場所
(9) 土地を一時使用したときは、その場所及び所有者氏名とその理由
(10)水防関係者の死傷
(11)堤防その他の施設に緊急工事を要するものが生じたときは、場所及びその損害状況
(12)その他必要な事項

【関係資料】資料２－３　河川一覧表
資料２－４　水位観測所一覧表
資料５－11　水防倉庫一覧表
資料５－12　水防倉庫資材数量表
資料５－13　水閘門管理者一覧表
資料８－２　気象警報・注意報等伝達系統図
資料８－９　水防信号
資料13－１　所管別公用車維持管理一覧表
資料13－２　車両の借上先一覧表
資料13－３　船舶借上先一覧表
資料15－１　避難所一覧表

第 34 節　土砂災害応急対策計画

第１　計画の方針

土砂災害は、ひとたび発生すると、多数の人命と財産が瞬時に失われるおそれがあるため、危険の切迫する前に十分な対策を実施する。

第２　災害原因情報の収集・伝達（建設班）

町をはじめ防災関係機関は、本章第５節防災気象計画」及び本章第６節情報及び被害状況報告計画」を活用し、緊密な連携のもとに災害情報の収集に努める。特に、大雨注意報・警報・特別警報・土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報等の伝達周知については徹底を図る。

(1) 前兆現象（異常現象）の把握等

所管する各危険地域のパトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。

(2) 降雨状況の把握

降雨の状況は、福井地方気象台敦賀特別地域気象観測所の観測記録、アメダス、テレメーター等を活用して把握する。

(3) 土砂災害警戒情報の把握

県は福井地方気象台と連携して、土砂災害発生のおそれが著しく高まったときに土砂災害警戒情報を共同発表するとともに、町は、避難指示等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努めるものとする。

第３　警戒体制の確立（建設班）

町は、時期を失することなく、あらかじめ定める各危険地域における基準に基づき、速やかに警戒体制を確立する。

(1) 警戒体制の基準

急傾斜地崩壊危険区域（丹生、竹波、菅浜、和田、早瀬、日向、新庄、久々子）については、次の基準に基づき警戒体制をとる。

区分	前日までの連続雨量が 100 ㎜以上であった場合	前日までの連続雨量が 40 ㎜～100㎜ あった場合	前日まで降雨がない場合
第１警戒体制	当日の日雨量が 50 ㎜を超えたとき。	当日の日雨量が 80 ㎜を超えたとき。	当日の日雨量が 100 ㎜を超えたとき。
第２警戒体制	当日の日雨量が 50 ㎜を超え、時雨量 30 ㎜程度の強雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が 80 ㎜を超え、時雨量 30 ㎜程度の強雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が 100 ㎜を超え、時雨量 30 ㎜程度の強雨が降り始めたとき。

(2) 第１警戒体制における活動

第１警戒体制においては、危険区域の警戒巡視、住民等に対する広報等を実施する。

(3) 第２警戒体制における活動

第２警戒体制においては、住民等に対して避難準備を行うよう広報するほか、必要に応じ、災害対策基本法第56条に規定する警告、同法第59条第１項に規定する事前措置、同法第60条第１項に規定する避難の指示等の処置を実施する。ただし、降雪時、融雪時及び地すべり等発生時は、別途考慮する。

第４　避難活動（総務班、建設班）

(1)高齢者等避難、避難指示

町長は、土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その他災害の拡大防止のため必要があると認めるときは、速やかに当該危険地域等の住民に対して避難のための立退きを指示する。なお、高齢者等避難、避難指示を行った場合は、防災関係機関へ通知する。

(2) 関係住民への周知徹底

町長が高齢者等避難、避難指示を行う場合は、関係住民に次の事項について、明確な指示を与え周知徹底を図る。

①　避難場所

②　避難経路

③　避難時の注意事項

(3) 避難者の誘導

町長は、自主防災組織等の責任者の協力を得て、避難経路の安全を確認し、あらかじめ定められた避難計画にそって避難地に誘導する。

(4) 避難所の開設

避難所は危険地域ごとに安全な場所を選定し、開設する。避難所を開設したときは、直ちに、次の事項を県に報告する。

①　災害発生場所、危険地域名

②　避難所開設の日時及び場所

③　避難状況と避難人員

④　開設期間の見込

(5) 高齢者等避難、避難指示の解除

町は、高齢者等避難、避難指示の解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

第５　救助活動（消防班）

町及び消防機関は、土砂災害による被害の拡大を防止するため、直ちに救助活動を実施する。

【関係資料】資料３－４　急傾斜地崩壊危険区域一覧表
資料３－５　山地災害危険地区一覧表
資料３－６　地すべり防止区域一覧表

第 35 節　暴風・竜巻等災害応急対策計画

第１　計画の方針

暴風・竜巻等による被害を最小にとどめるため、防災関係機関が、災害が発生した場合に迅速かつ適切な応急対策を実施する。

第２　災害情報の収集・伝達（情報収集班）

町及び関係機関は、本章第５節「防災気象計画」及び本章第６節「情報及び被害状況報告計画」を活用し、緊密な連携のもとに災害情報の収集に努めるものとする。また、強風注意報・暴風警報・竜巻注意情報等の伝達周知について、防災関係機関に徹底を図る。

第３　住民の安全確保（住民避難班）

住民は、実際に暴風・竜巻等により、危険が間近に迫ったときは、直ちに安全な場所へ避難するなどし、安全を確保する。

第４　災害応急対策の実施（消防班、建設班）

町及び防災関係機関は、暴風・竜巻等による災害が発生した場合は、速やかに救出救助活動やがれき撤去、ビニールシート設置等の災害応急対策を行う。

第 36 節　義援金・救援物資の受入計画

第１　計画の方針

寄託された義援金・救援物資を受入、被災者に対し、なるべく早期に配分する。

第２　義援金の受入及び配分（総務班）

町は、寄託された義援金の受入及び配分を実施する。

(1) 受入

町役場に義援金の受入窓口を開設し、町の被災者あてに寄託される義援金を受け入れる。

(2) 配分

受入窓口で受け付けた義援金及び県又は日本赤十字社福井県支部から配分を委託された義援金を被災者に配分する。

① 義援金の配分については、義援金配分委員会を設置し、配分方法、配分情報の伝達方法等を協議のうえ、配分計画を作成する。

② 配分計画に基づき、被災者に情報を提供し、配分する。

第３　救援物資の受入及び配分（総務班、観光班）

町は、寄託された救援物資の受入及び配分を実施する。

(1) 受入

① 町役場等に救援物資の受入窓口を開設し、町の被災者あてに寄託される救援物資を受け入れる。

② 仕分け作業がスムーズに行えるよう受入品目を限定し、荷物には物資の内容、数量等の必要事項を記入する。

③ 救援物資の申し出があった場合は、次のことを依頼する。

ア 救援物資は、荷物を開閉することなく物資名及び数量がわかるように表示すること。

イ 複数の品目を梱包しないこと。

ウ 腐敗する食料は避けること。

エ 品物は、新品が望ましいこと。

オ 近隣で協力者がある場合はその方々と連携を図り、小口での申し出は避けること。

カ 一定期間経過後は、救援物資よりも義援金が望まれること。

(2) 配分

受入窓口で受け付けた救援物資及び県又は日本赤十字社福井県支部から配分を委託された救援物資を被災者に配分する。

① 救援物資の配分については、救援物資配分委員会を設置し、配分方法等を協議のうえ、配分計画を作成する。

② 配分計画に基づき、救援物資を各避難所に搬送し、配分する。なお、県、その他の自治体からの物資は、指定避難所で受入、仕分けのうえ、各避難所へ搬送する。

③　避難所での配分にあたっては、要配慮者を優先し、避難所内住民組織、地域各種団体、ボランティア等の協力を得て実施する。

第 37 節　雪害応急対策計画

第１　緊急活動体制計画

積雪時において道路等の除雪を行い、交通、輸送を確保し、民心の安定を図る。

雪害に際し、町をはじめとする防災関係機関が応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、雪害の規模、程度等に応じた組織の配備、運営等について体制を確立する。

(1) 町の配備体制

①　雪害対策本部の設置

町長は、積雪量がおおむね100㎝を超え、引き続き降雪が予想されるときは、状況を判断して本章第１節「活動組織設置計画」に定めるところによって雪害対策本部を設置する。その場合においては、県をはじめ防災関係機関に通報するものとする。

②　雪害対策本部の廃止

町長は、堆雪処理その他除雪対策の措置がほぼ終了したと認めるときは、雪害対策本部を廃止する。

(2) 被害状況等の収集及び連絡。

雪害時における被害状況等の収集及び連絡については、本章第６節「情報及び被害状況報告計画」に準拠するものとする。

なお、総務省消防庁への被害状況等の報告先は、次のとおりとする。

総務省消防庁への被害状況等の報告先

区分	電話	ＦＡＸ
平日（9:30～18:30）	03-5253-7527（応急対策室）	03-5253-7537（応急対策室）
上記以外	03-5253-7777（宿直室）	03-5253-7553（宿直室）

第２　防災気象情報伝達計画

町は、福井地方気象台が発表する大雪等に関する特別警報・警報･注意報、気象警報及び気象情報（以下「防災気象情報」という。）の伝達により、雪害を防止し、又は被害を軽減する。

(1) 防災気象情報の発表

①　雪に関する特別警報・警報･注意報の発表

福井地方気象台は、表「防災気象情報の地域細分区域」の「市町」を指定して、表「雪に関連する気象特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準」の基準に従い、気象警報・注意報を発表する。なお、報道機関の一部では「市町をまとめた地域」で報道することがある。

防災気象情報の地域細分区域

府県予報区	地 域 細 分 区 域		
	一次細分区域	市町をまとめた地域	該当市町
福 井 県	嶺 北	嶺北北部	福井市 あわら市 坂井市 永平寺町 越前町
		嶺北南部	鯖江市 越前市 池田町 南越前町
		奥　越	大野市 勝山市
	嶺 南	嶺南東部	敦賀市 美浜町 若狭町
		嶺南西部	小浜市 高浜町 おおい町

総務省消防庁への被害状況等の報告先

種 類		発 表 基 準
気象特別警報	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。
気象注意報	風雪注意報	風雪によって災害の起こるおそれがある場合。 具体的には、雪を伴い平均風速が陸上で12m／ｓ以上、海上で15m／ｓ以上と予想される場合。
	大雪注意報	大雪によって災害の起こるおそれがある場合。 具体的には、12時間の降雪量が平地で15ｃｍ以上、山地で20ｃｍ以上と予想される場合。
	なだれ注意報	なだれによって災害の起こるおそれがある場合。 具体的には、降雪の深さが50ｃｍ以上、又は積雪が100ｃｍ以上であって、最高気温が10℃以上になると予想される場合。
	着氷(雪)注意報	着氷・着雪によって災害のおそれがある場合。 具体的には、着氷・着雪が著しく通信線や送電線等に被害が起こるおそれがあると予想される場合。
	融雪注意報	融雪によって災害の起こるおそれがある場合。 具体的には、積雪地域の日平均気温が12℃以上と予想される場合又は積雪地域の日平均気温が10℃以上かつ日雨量が20㎜以上と予想される場合。
気象警報	暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合。 具体的には、雪を伴い平均風速が陸上で20m／ｓ以上、海上で25m／ｓ以上と予想される場合。
	大雪警報	大雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合。 具体的には、12時間の降雪量が平地で30ｃｍ以上、山地で35ｃｍ以上と予想される場合。

② 雪に関する気象情報の発表

気象の予報等について、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

③ 災害時気象支援資料

福井地方気象台は、災害時の応急・復旧活動の支援、二次災害の防止、被災者支援のため、詳細な気象情報の提供に努める。

(2) 気象特別警報・警報･注意報等の伝達

① 町による気象特別警報の伝達

町は県から通知された事項を、可能な限り多くの手段を用いて、直ちに住民等に周知する。

② 町による気象警報等の伝達

町は、県から伝達された事項をケーブルテレビ、防災情報伝達システム（屋外スピーカー・戸別受信機・防災アプリ）、町メール配信サービス等を通じて直ちに住民等へ周知する。

第３　なだれ災害応急対策計画

なだれ災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町は防災関係機関と相互に連携し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

(1) 被害情報等の収集・連絡

①　なだれ災害が発生した場合

町、県その他防災関係機関は、緊密な連携のもとに被害情報、気象情報等を迅速に収集し、相互に連絡し、情報の共有化を図るものとする。

②　なだれ災害が発生するおそれがある場合

町、県その他防災関係機関は、パトロール等により前兆現象の把握や注意報・気象情報等により、なだれ災害が発生するおそれがあると認める場合は、直ちに住民等に周知するとともに、関係機関に連絡するものとする。

(2) 体制の確立

①　活動体制

町、県その他防災関係機関は、なだれ災害が発生した場合は、直ちに迅速かつ的確な避難活動、救助活動を推進するための体制を確立するものとする。

②　警戒体制

町、県その他防災関係機関は、なだれ災害が発生するおそれがある場合は、直ちに必要な避難活動を講ずるための警戒体制を確立するものとする。

(3) 避難活動

①　避難指示等

ア　町長

町長は、なだれ災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その他災害の拡大防止のため必要があると認めるときは、速やかに危険地域の住民等に対し、避難のための立退きを指示等するものとする。また、その旨を速やかに知事に報告するものとする。

イ　警察官

警察官は、町長による避難の指示ができないと認めるとき、又は町長からの要求があったときは、危険地域の住民等に対し避難のための立退きを指示するものとする。また、その旨を速やかに町長に通知するものとする。

②　避難所の開設

ア　避難所は危険地域ごとに安全な場所を選定し、開設するものとする。

イ　避難所を開設したときは、直ちに次の事項を県に報告するものとする。

(ｱ) 災害発生場所及び危険地域名

(ｲ) 避難所開設の日時及び場所

(ｳ) 避難状況及び避難人員

(ｴ) 開設期間の見込

③　指示事項等の伝達

避難指示等を行う場合は、危険地域の住民等に対し、指定避難所、避難経路、避難時の注意事項等について明確に伝達するものとする。

④　避難者の誘導

町長は、敦賀警察署及び消防機関等と緊密な連携をとり、避難経路の安全を確認し、指定避難所に誘導するものとする。

⑤　避難所の運営管理

避難所の運営にあたっては、食事供与の状況やトイレの設置状況をはじめ、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、寒さ対策等の適正な温度管理の必要性、食料の確保、配食の状況、し尿及びごみの処理状況など生活環境の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数派の視点等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性専用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

町は、在宅避難者や、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

(4) 救助活動

町、県、警察本部、消防本部は、救助活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

(5) 救急活動

町、県、警察本部、消防本部は、救急活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。

第４　孤立地区応急対策計画

積雪、なだれ等により交通が困難又は不能になり孤立した地区（以下「孤立地区」という。）の住民の人命及び財産を保護するため、防災関係機関は、相互に連携し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

(1) 応急対策

①　状況の調査等

町は、孤立地区が発生した場合は直ちに地区名を知事に報告するとともに、連絡隊の派遣等により病人の発生の有無、食料保有の状況等を調査するものとする。

町、国、指定公共機関、県は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況とあわせて、町、県に連絡

するものとする。また、町及び県は、特に孤立地域の通信手段の確保について、特段の配慮を行うものとし、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

② 救援隊の派遣

町は、救急患者が発生した場合等緊急の際は直ちに敦賀警察署及び消防機関、隣接地区住民等による救援隊を編成し、当該地区に派遣して救援にあたるものとする。

③ 医師の派遣等

町及び県は、ヘリコプター等による医師、保健師等の派遣及び医薬品、食料、生活必需品等の輸送、地区住民全員の避難救助等必要な対策を講ずるものとする。

④ 交通の確保

道路管理者は、孤立地区に通じる道路の除雪等を実施し、交通の早期回復を図るものとする。

第５ 交通確保計画

雪害時において、道路、鉄道等の除排雪等を実施し、交通を確保することにより、住民の日常生活及び社会経済活動の安定並びに防災関係機関の実施する応急対策の円滑な遂行を図る。

(1) 除雪対策協議事項（建設班）

総合的かつ計画的な除雪の実施を図るため、毎年降雪期前に関係機関は参集し、次の事項について協議する。

① 除雪区間

② 除雪作業基準

③ 鉄道除雪協力会

④ 機械、人夫等の借上に伴う料金の調整

(2) 除雪責任者（建設班）

① 道路

ア 近畿地方整備局福井河川国道事務所敦賀国道維持出張所：国道27号

イ 県：県道

ウ 町：町道及び主要道路

エ 中日本高速道路株式会社：高速道路（舞鶴若狭自動車道）

② 鉄道

西日本旅客鉄道(株)金沢支社：小浜線

(3) 町除雪要領（建設班）

積雪量が10㎝以上程度に達したときは、直ちに除雪を開始する。

① 除雪車出動計画基準

除雪車の出動計画は、次のとおりとする。

体制	降雪の状況	作業内容
除雪準備体制	気象情報等によって降雪が予想されるとき。	除雪機械の点検、民間借上車の調達準備
第１配備（平常体制）	積雪量が 10 ㎝以上に達したときは、直ちに第１種、２種路の除雪作業を開始する。なお、降雪量が毎時５㎝を超え、６時間以上降り続いているとき又は一昼夜の降雪量が 30 ㎝を超えると予測されるときは、警戒体制の準備をする。	１．民間借上機械を必要に応じ、出動要請 ２．広報活動の開始 ３．パトロールの開始 ４．運転要員の確保
第２配備（警戒体制）	積雪量が 50 ㎝～100 ㎝に達したとき。なお、降雪量が毎時７㎝を超え、３時間以上降り続いているとき又は一昼夜の降雪量が 50 ㎝を超えると予測されるとき。	１．民間借上機械の出動 ２．運転要員の応援確保 ３．人家連担地区の排雪作業指導巡視 ４．警戒体制による排雪班の待機 ５．パトロール実施の強化
第３配備（非常体制）	積雪量が 100 ㎝以上に達したときで、降雪量が毎時 10 ㎝を超えると予測されるとき。（異常降雪状態）	１．除雪情報連絡強化 ２．借上除雪車の出動強化 ３．運転要員の応援 ４．人家連担地区の排雪作業開始 ５．緊急路線の交通確保

② 道路除雪

除雪区分及び順位に従って、計画的に道路除雪を実施する。ただし、特に緊急除雪の必要があると認めたときは、町長の指示に基づき、除雪区分及びその順位を変更することがある。

ア 除雪区分

交通量を基準とし、路線の性格を勘案して、第１種、第２種の２種類に区分する。

(ｱ) 第１種

主要幹線道路とし、一車線幅員確保を原則として、適当な場所に待避所を設ける。なお、異常積雪時（３８豪雪・５６豪雪・１８豪雪・平成３０年豪雪・令和３年大雪のような状況）においても、一車線確保を原則とする。

(ｲ) 第２種

主要幹線以外の除雪路線とし、緊急自動車の通行可能な幅員を確保することを原則とする。ただし、警戒体制及び非常体制下においては、除雪作業を一時中止し、地域住民の協力を得る。

イ 除雪順位

交通量を基準とし、路線の性格を勘案して、第１種、第２種の２種類に区分する。

(ｱ) 第１次

主要幹線道路及び主要連絡道路とする。

(ｲ) 第２次

住家密集集落の連絡道路及び主要施設に通じる道路とする。

ウ　除雪準備

実施部長は、除雪作業の実施に備え、必要な体制を整備しておく。

(ｱ) 実施部の組織化

実施部長の指揮のもと、円滑に除雪作業に移行できるよう、部内の組織化を図る。

(ｲ) 除雪実施計画書の作成

基本計画に基づき、除雪班において、班員の業務分担、配車計画（民間協力車を含む。）、情報連絡体制、その他必要事項を定めた除雪実施計画書を作成する。

(ｳ) 除雪路線の整備

積雪時における道路状況の確認困難による事故を防止するため、脆弱箇所、危険箇所等の補修及び構造物表示板、スノーポール等の設置を行う。

(ｴ) 除雪機械の点検・整備

除雪機械等の車体、機関、付属品等の点検・整備を行う。

(ｵ) 職員の啓蒙

実施部長は、関係職員に除雪に必要な事項を周知するとともに、特にオペレーター（民間オペレーターを含む。）については、法規、機械操作、作業手順等について講習を行うなど、技術向上に必要な措置を講じる。

エ　除雪作業

除雪作業は、町有スノーローダー及びブルドーザーの使用並びに民間除雪機械の借上によって実施する。

(ｱ) 除雪工

・積雪10㎝以上に達したときは、直ちに作業に取りかかり、新雪を遠くに飛散させることによって、次の除雪を有利にする。

・圧雪された雪は、日中気温の上昇を見計らって除去し、交通の安全に努める。

(ｲ) 運搬排雪工

１次路線の幅員狭小な道路、交差点における排雪作業は、雪害対策本部の指示に基づき実施する。

(ｳ) 路面凍結防止工

路面凍結防止作業は、低温による路面凍結が予測される場合に実施する。

オ　民間機械の調達

除雪作業は、町有除雪機械と民間からの借上機械によって行うことから、出動にあたっては、実施本部長の承認を受けた機種を調達する。

カ　協力体制の確立

各区長及び交通指導員、消防団との密接な連携のもと、除雪及び排雪作業を実施する。特に、住民の自主的な協力を依頼する。

(4) 町及び県の情報提供

町及び県は、各関係機関から道路状況、列車等の運行状況等を収集し、報道機関の積極的な協力を得るとともに、住民等に対し、迅速かつ的確に情報提供を行うものとする。また、異常降雪時には民間企業に対し操業時間短縮、時差出勤、テレワーク等の対応を依頼するものとする。

また、情報提供においては、定期的に記者会見を行う他、特に通行止めによる昼間の除雪、最重点除雪路線の集中除雪状況等の情報や、不要不急の外出を控えること等、住民に対する周知事項について、ケーブルテレビやラジオ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（ＳＮＳ）、県ホームページ等で、繰り返し、かつ、広域的に行うものとする。

(5) 救助・救急及び医療活動

町、県及び道路管理者、近畿地方整備局ならびに中部地方運輸局等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

第６　教育環境確保計画

雪害時においては、児童・生徒等の生命及び身体の安全確保を第一義とするとともに、学校教育の確保に万全を期するものとする。

(1) 異常気象時の措置

学校長及び園長は、行政機関等と連絡を密にし、通学路等の状況を把握したうえで、臨時休校、授業の打ち切り等適切な措置を講ずるとともに、速やかに関係機関、保護者等へ連絡するものとする。

(2) 児童・生徒等の安全確保

① 通学路等の確保

学校長及び園長は、行政機関をはじめとする地域の関係機関、ＰＴＡ等と緊密な連携をとり、一体となって通学路及びその周辺並びに危険箇所の除排雪を実施するとともに、敷地内の通学路及び非常時における避難経路の除排雪を実施するものとする。また、降積雪の状況等によっては、集団登下校及びその引率、保護者等による誘導の依頼等を行うものとする。

② なだれ及び落雪危険箇所に関する措置

学校長及び園長は、関係機関からの情報収集によりなだれ及び落雪のおそれのある箇所を把握し、当該箇所の通行等を禁止する等児童・生徒等に対する安全指導に万全を期するものとする。

(3) 校舎等の保全対策

学校長及び園長は、積雪に伴う敷地内の危険箇所の点検実施を強化する等、事故防止に万全を期するものとする。特に校舎等の建物については、平常の学校教育が安全に実施できるよう計画的な屋根雪下ろし、危険校舎等の使用禁止等の措置を講ずるものとする。

(4) 公共施設の休館

公共施設の館長は、道路の除雪状況等を把握したうえで、必要に応じて臨時休館等の措置を講ずる。

第７　ライフライン施設雪害応急対策計画

雪害時における電気通信、電気、ガス及び上下水道施設の被災によるサービスの供給低下等は、住民の生活及び産業活動の維持に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、ライフライン事業者は、雪害時における活動体制を確立し、被害の拡大防止を図るとともに、速やかな応急復旧対策を実施する。

(1) 電気通信施設

① 活動体制の確立

電気通信事業者は、雪害が発生した場合には直ちに対策本部等を設置し、速やかに被害状況等を把握して迅速な応急復旧対策を講ずるものとする。

② 電話回線の輻輳の早期解消

電気通信事業者は、交通状況等の問い合わせ等が殺到し、電話交換機の処理能力を超える異常な輻輳となり、電話がかかりにくくなった場合には、利用者への広報、トーキの挿入、回線規制等を実施し、異常輻輳の早期解消を図るものとする。

③ 広報活動

電気通信事業者は、利用者に対して、断線等の被害状況、復旧状況、屋根雪下ろし時における断線防止等について、広報車等を通じて広報するものとする。

(2) 電気施設

① 活動体制の確立

電気事業者は、広範囲にわたる停電事故の発生等非常事態の場合には直ちに緊急出動体制をとり、速やかに被害状況等を把握して対策を講じ、迅速な応急復旧を図るものとする。

② ヘリコプターの活用

電気事業者は、山間部の送電線等に被害が発生した場合は、ヘリコプターを活用して被害情報の収集並びに人員及び資機材の輸送を行い、早期復旧を図るものとする。

③ 広報活動

電気事業者は、利用者に対して、断線等の被害状況、復旧状況、屋根雪下ろし時における断線防止、感電等の二次災害防止等について、広報車等を通じて広報するものとする。

(3) ガス施設

① 施設の点検及び除排雪

ガス事業者は、施設の被害防止及び軽減を図るため常時、施設、設備等の点検及び除排雪に努めるとともに、被害が発生した場合は速やかに被害状況等を把握し、迅速な応急復旧対策を講ずるものとする。

② 緊急時対応

ガス事業者は、緊急時における連絡及び出動体制をより一層強化し、利用者等からガス漏れ等の通報があった場合には、通報者に対し電話による的確な指示を行い、直ちに現場へ出動し応急措置を行う等必要な措置を講ずるものとする。

③ 広報活動

県及びガス事業者は、事故が発生した場合においては、警察本部、消防本部等の協力を得て原因究明に努め、その結果等を踏まえ、利用者等に対して再発防止について広報するものとする。

(4) 上下水道施設

町は、水道施設の被害防止及び軽減を図るため常時、機器設備等の点検及び除排雪に努めるとともに、被害が発生した場合は速やかに被害状況等を把握し、迅速な応急復旧対策を講ずるものとする。また、利用者等に対し、被害状況、復旧状況、給水管の保護、被害発生時の措置等について広報するものとする。

第８　地域ぐるみ除排雪計画

町等が行う雪害時の応急対策活動が円滑に実施されるよう、自主防災組織等の活用等を通じた地域ぐるみの除排雪を推進する。

(1) 地域ぐるみ除排雪の計画的、効率的な実施

① 計画的な実施

町は、降積雪状況、地域の実情等に応じて次の事項を明らかにした計画を作成するとともに、住民に対してその内容の周知徹底を図り、地域が一体となった一斉屋根雪下ろし・除排雪を実施するものとする。

ア　一斉屋根雪下ろし及び地域内における一斉除排雪の実施日時

イ　地域ぐるみ除排雪にあわせて町が実施する道路除排雪の日時及び区域

ウ　自力で除排雪が行えない高齢者等世帯を対象として町が実施する屋根雪下ろし及び除排雪の実施内容

エ　排雪場所及び運搬経路

オ　自家用車の仮駐車場の場所

② 効率的な実施

町は、排雪場所、除排雪機械等を確保するため、地域の関係機関等に対し、その提供について積極的な協力を求めるものとする。また、災害救助法が適用された場合は、災害救助法による雪下ろしにより、高齢者世帯等を支援するものとする。

第９　要配慮者応急対策計画

高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者は、雪害時において自力による日常生活の確保、避難行動等に困難を伴うことが多いことから、町は、これらの状況を十分考慮し、応急対策を実施する。

(1) 要配慮者の生活支援

①　実態の把握

町は、居宅又は避難所において被災した要配慮者の実態を速やかに把握するものとする。

②　サービスの提供等

町は、保健、医療、福祉等の関係機関との緊密な連携、ボランティアの活用等により、自力で除排雪が行えない高齢者宅等の除雪、移動介助等必要なサービスの提供や生活に必要な物資の確保など、要配慮者の生活を支援するものとする。

③　巡回相談等

町は、居宅及び避難所へ相談員等を巡回させ、要配慮者の生活状況を確認するとともに、健康相談、生活相談等を実施するものとする。

(2) 迅速な避難

①　地域ぐるみの避難

町は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について、地域住民、自主防災組織等の支援を得て地域ぐるみで避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。また、社会福祉施設の管理者等は、地域住民、自主防災組織等の協力を得て入所者の迅速かつ円滑な避難を行うものとする。

【関係資料】資料３－10　なだれ危険箇所一覧表
資料３－11　なだれ発生危険箇所一覧表
資料13－４　町及び民間保有協力除雪車一覧表

第 38 節　大規模事故応急対策計画

第１　計画の方針

大規模事故によって多数の死傷者及び要救出者が発生したときは、第３章の各計画のほか、本計画に定めるところによって応急対策を実施し、被害の軽減を図る。

第２　実施体制（関係各班）

航空機事故、列車事故、自動車事故（交通事故）、雑踏事故、食中毒等によって多数の死傷者及び要救助者が発生したときは、当該事故関係機関はもとより、防災関係機関は相互に連携のもと、応急対策に万全を期する。

第３　情報の収集伝達体制（関係各班）

情報の収集伝達は、本章第６節「情報及び被害状況報告計画」に定めるところのほか、次のとおり実施する。

(1) 事故発生の通報

① 大規模事故の発見者等は、直ちに町長、警察官又は敦賀美方消防組合に通報する。

② ①の通報を受けた警察官又は敦賀美方消防組合は、直ちに町長に通報しなければならない。

③ ①又は②の通報を受けた町長は、直ちに県に通報しなければならない。

④ ③の通報を受けた県は、直ちに当該事故関係機関及び応急対策を実施する防災関係機関に通報しなければならない。

(2) 通信連絡

① 町、県及び当該事故関係機関は、初動体制を緊急に確立するため、相互に緊密な情報交換を図る。

② 防災関係機関は、効果的な応急対策を実施するため、相互に連絡調整を行う。

第４　応急対策の実施（関係各班）

町をはじめ関係機関は、大規模事故が発生したときは、必要な措置を講じる。

(1) 現地事故対策本部の設置

町、県をはじめ防災関係機関は、救急救助、救急医療その他の応急対策を円滑に実施するため、相互に連携のうえ、必要に応じて現地又は適当な場所に事故対策本部等を設置する。

(2) 協力要請

① 町は、事故対象物が特殊なもので応急対策を実施するために特別の知識を必要とする場合は、当該知識を有する者に対し、協力を要請する。

② 町は、事故が隣接市町にまたがる場合又は円滑な応急対策の実施のため適当と判断した場合は、隣接市町と協力体制をとる。

(3) 事故時の応急措置

町、敦賀美方消防組合、敦賀警察署又は敦賀海上保安部は、地域住民の生命又は身体に対する危険の防止等を図るため、必要に応じて警戒区域を設定する。

(4) 避難指示、避難誘導、避難所の開設

本章第９節「避難計画」及び本章第10節「避難所の開設・管理計画」に定めるところに準じる。

(5) 消防活動

本章第28節「消防応急対策計画」に定めるところによって実施する。なお、大規模事故発生時は、消火活動と救急救助活動が同時に必要となることが予想されるため、積極的に事故情報を収集し、事故の規模、態様に応じた消防力の効果的な運用のもと消防活動を実施し、人命の安全確保と被害の軽減を図る。

(6) 救急救助、救急医療活動

本章第11節「救出計画」及び本章第15節「医療助産計画」に定めるところのほか、次のとおり実施する。

① 町、県及び当該事故関係機関は、迅速かつ的確な救急救助、救急医療活動を実施するため、次の措置を講じる。

ア 医師及び看護師の派遣

イ 医療器材及び医薬品の輸送

ウ 負傷者の救助

エ 現地における応急対策及び負傷者の救急医療施設の確保

② 敦賀美方消防組合は、救急業務計画に基づき、迅速かつ的確な救急救助活動を実施する。

③ 日本赤十字社福井県支部は、大規模事故に伴い、集団的に発生した負傷者に対して、迅速かつ的確な医療救護を実施するため、直ちに救護班による現地での医療救護活動を行うとともに、医療施設（赤十字病院）の受入体制の確保に努める。

(7) 救援活動

本章第13節「飲料水、食料、生活必需品の供給計画」に準じる。

(8) その他の応急対策活動

① 町、県及び当該事故関係機関は、相互に連絡調整を行い、必要な応急対策活動を実施する。

② その他の防災関係機関は、それぞれの所掌業務に基づき応急対策活動に協力する。

第５ 事故処理（関係各班）

当該事故関係機関は、防災関係機関の協力を得て、事故現場及び被害地域における応急復旧を速やかに実施する。

第 39 節　海上事故応急対策計画

第１　計画の方針

海上における船舶の事故等によって、火災が発生し、又は要捜索・救助者が発生したとき若しくは積載油等の危険物が流出し、沿岸住民、船舶、水産資源等に被害を及ぼすおそれがあるときは、人命及び船舶の救助、消火活動を実施するとともに、油拡散の防止、付近船舶の安全確保及び沿岸住民の被害防止を図るため、必要な応急対策を実施する。

第２　実施体制（関係各班）

敦賀海上保安部長は、船舶の事故が発生したときは、町、敦賀美方消防組合、敦賀警察署、県等と連携協力して、応急対策を実施するとともに、状況に応じて事故防止団体、自衛隊及び防災措置実施者、その他関係諸団体、会社等の協力を求める。

第３　捜索及び救助活動（関係各班）

町をはじめ関係機関は、「1979年の海上における捜索及び救助に関する国際条約」に準拠して、迅速かつ的確に海上における捜索及び救助活動を実施する。

(1) 関係機関との協力措置

第八管区海上保安本部に設置された舞鶴救助調整本部に県及び敦賀美方消防組合は地方機関として参加し、県は県の地域に係る活動の調整を図る。なお、その他の防災関係機関は、それぞれの所掌業務について、県の要請に基づき協力する。

(2) 捜索・救助区域

捜索及び救助活動を実施する区域は、県の指定する沿岸水域とする。

(3) 情報の取扱

① 県及び敦賀美方消防組合は、船舶が緊急の状態にあるとの情報及び外国の救助隊が我が国の領海、領土又は領空へ立入る許可を求めているとの情報（以下「遭難情報等」という。）を入手した場合は、舞鶴救助調整本部にできる限り速やかに当該情報を通報する。

町及びその他の防災関係機関は、遭難情報等を入手した場合は、当該情報を県にできる限り速やかに通報する。

② 舞鶴救助調整本部は、県及び敦賀美方消防組合に関連のある遭難情報等を入手した場合は、県及び敦賀美方消防組合にできる限り速やかに当該情報を通報する。

県は、舞鶴救助調整本部から遭難情報等を入手した場合は、できる限り速やかに当該情報を関係市町村及びその他の防災関係機関に通報する。

(4) 捜索救助活動等の実施

県及び敦賀美方消防組合は、遭難情報等を受領した場合には、この計画に従って所要の措置を講じる。

(5) 捜索救助活動終了の通報

県及び敦賀美方消防組合は、捜索・救助活動を終了した場合（外国船の海難に係るものに限る。）は、その旨をできる限り速やかに舞鶴救助調整本部に通報する。

第４　消火活動（関係各班）

敦賀海上保安部及び敦賀美方消防組合は、船舶火災が発生した場合は、「船舶火災の消火等に関する敦賀海上保安部と敦賀美方消防組合消防本部との業務協定（昭和47年５月８日）」に基づき、相互に協力して、消火活動を実施する。なお、民間関係団体、会社等は、タンカー等の事故に対処するため協力を求められたときは、必要な応急措置の実施に協力する。

(1) ふ頭又は岸壁にけい留された船舶（ともづけにされた船舶を除く。）及び上架又は入渠中の船舶並びに河川、湖沼における船舶の消火活動については、主として敦賀美方消防組合が実施し、敦賀海上保安部はこれに協力する。

(2) その他の船舶の消火活動については、主として敦賀海上保安部が実施し、敦賀美方消防組合はこれに協力する。

第５　救急医療活動（関係各班）

町をはじめ関係機関は、本章第15節「医療助産計画」に定めるところに準じて救急医療活動を実施する。

第６　流出油除去活動等（関係各班）

敦賀海上保安部及び県をはじめ関係機関は、油流出が発生した場合は、相互に連携して除去活動等を実施する。

(1) 対応の基本的な考え方

① 対応方針に基づく統一的処理

流出油防除を効果的に行うために、県、町、敦賀海上保安部等をはじめ防災関係機関が一体となった体制を確立のうえ、敦賀海上保安部及び県が主体となって流出油への対応方針を決定し、関係機関が対策を実施する。

② 自衛隊への応援要請

陸上・海上・航空自衛隊への応援要請については、必要に応じて県（町長の要請による場合を含む。）又は敦賀海上保安部が第八管区海上保安本部を通じて実施する。なお、自衛隊については、出動要請があった時点で災害応急対策を実施する。

③ 海上災害防止センターの出動

海上災害防止センターは、事故原因者からの防除委託又は海上保安庁長官からの指示があった時点で災害応急対策を実施する。

④ 防除区域の分担

ア　防除活動を効果的かつ効率的に実施するため、各防災関係機関の流出油回収能力を勘案して海洋と沿岸において各機関の役割分担を行う。

イ　海洋での防除は、敦賀海上保安部が中心となり、海上災害防止センター、(社)福井県漁業指導協会、漁業協同組合、海上自衛隊及び第一港湾建設局と連携して実施する。

ウ　沿岸での防除は、県が中心となって、海上災害防止センター、町、(社)福井県漁業指導協会、漁業協同組合、陸上・航空自衛隊及び管轄（管理）区域を持つ防災機関と連携して実施する。

(2) 各活動プロセスにおける対応

①　覚知

敦賀海上保安部は、油流出発生に関する情報を迅速に共有化するため、原因船舶又は発見者からの通報を受けた場合、県と連携して防災関係機関等への迅速かつ的確な伝達を行う。なお、伝達にあたっては、油流出発生情報伝達様式によるものとし、原則としてＦＡＸで伝達する。

②　初期評価

敦賀海上保安部は、油流出発生情報を覚知すると同時に、流出油海洋防除連絡会議を開催して初期評価を行い、各防災関係機関はこれを踏まえて所要の活動体制を確立する。

③　海洋での防除

敦賀海上保安部を中心とする防災関係機関は、爆発等の二次災害及び作業従事者の安全に留意しながら初期評価のうえ決定した防除方針に基づき、流出油防除資機材等を迅速かつ的確に海上に展開するための協力体制を確保し、初動段階において有効な防除勢力の先制集中を図る。

④　沿岸部での除去

県は、流出油が沿岸部に漂着し、又は漂着のおそれが確実な場合、流出油沿岸部除去連絡会議を設置し、海上災害防止センター及び防災関係機関との連携のもと除去方針を決定する。

町は、沿岸除去方針を踏まえ、敦賀美方消防組合、敦賀警察署、漁業協同組合、沿岸住民、ボランティア、自衛隊の災害派遣部隊等と連携し、除去活動等を実施する。

ア　活動内容

(ｱ) 沿岸部の監視

(ｲ) 沿岸部での除去活動

(ｳ) 回収油の一時集積場所への貯留

(ｴ) 除去活動情報の収集及び県への伝達

イ　連絡会議の設置

町は、各防災関係機関の連絡調整を円滑に進めるため、関係機関で構成する連絡会議を設置する。

ウ　防災資機材の確保

手袋、作業着、ひしゃく等の消耗品は、町の備蓄品又は町内での調達で対応し、不足するものについては、沿岸部での除去活動情報報告様式で県へ要請する。

エ　ボランティアセンターの設置

県は、ボランティアの受入及び活動の調整を図るため、県災害ボランティア連絡会が中核となるボランティアセンターを設置する。なお、ボランティアセンターの設備等の整備や車両の借上等の活動に関わる費用については、「福井県災害ボランティア活動基金」を活用する。

町は、ボランティアセンターの円滑な運営のための支援を行う。

⑤　その他の活動

町は、県が実施する回収油の輸送・処理、環境対策、風評対策に協力する。

また、補償に関する情報の収集に努めるとともに、補償請求に備え作業内容や経理の把握、写真等証拠書類の整備を行うなど補償対策を実施する。

【海上事故等の情報収集・連絡先】

海上自衛隊舞鶴地方総監部	電話　舞鶴	0773-62-2250（代表）
		0773-62-2255（夜間、休日）
敦賀海上保安部	電話　敦賀	0770-22-0191
中部運輸局福井運輸支局敦賀庁舎	電話　敦賀	0770-22-0003
敦賀警察署	電話　敦賀	0770-25-0110
敦賀土木事務所	電話　敦賀	0770-22-4661
二州健康福祉センター	電話　敦賀	0770-22-3747

【関係資料】資料９－１　協定締結状況一覧表

第 40 節　危険物施設応急対策計画

第１　計画の方針

災害の発生によって施設に被害が生じた場合、火災、爆発、流出拡散等の二次災害の発生を防止するため、速やかに応急措置を講じるとともに、施設の関係者及び周辺住民に対する危害防止を図るため、必要な措置を講じる。

第２　危険物災害対策（消防班）

危険物の流出・拡散、火災、爆発等の災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合には、町は、災害の規模・形態、付近の地形、建造物の構造、危険物の種類、気象条件を考慮して、各施設の管理者及び関係者等と密接な連絡を図り、関係機関への通報、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、避難指示及び警戒区域の設定、広報及び避難指示等必要な応急対策を実施する。

(1) 災害発生時の応急措置

危険物によって災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス、中和剤等を十分活用し、状況に即した初期消火、危険物の流出防止措置を講じる。

(2) 防災関係機関への通報

災害を発見した場合は、速やかに敦賀美方消防組合、敦賀警察署等の防災関係機関に通報し、状況を報告する。

(3) 周辺住民に対する人命安全措置

災害が発生したときは、敦賀美方消防組合、敦賀警察署等の防災関係機関と連絡を密にし、周辺住民の人命の安全を図るため、避難、広報等の措置を講じる。

第３　高圧ガス、火薬類及び毒物・劇物災害対策（消防班）

高圧ガスによる爆発、火災又は可燃性ガスの漏洩等、貯蔵中の火薬類の爆発音、毒物・劇物の漏洩、流出、浸出、拡散等の災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合には、町は、災害の規模・形態、付近の地形、建造物の構造、危険物等の種類、気象条件を考慮して、各施設の管理者及び関係者等と密接な連絡を図り、関係機関への通報、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、避難指示及び警戒区域の設定、広報及び避難指示等必要な応急対策を実施する。

第４　危険物施設（消防班）

危険物施設の災害による被害を最小限にとどめるため、関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者等は、災害が発生した場合、当該危険物施設の実態に応じて、必要な措置を講じる。

(1) 危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、弁の閉鎖又は装置の緊急停止措置を講じる。

(2) 危険物施設の応急点検

危険物施設の現状把握及び災害発生危険の有無の確認を図るため、危険物の取扱施設、消火設備、保安電源、近隣の状況の把握等の応急点検を実施する。

(3) 危険物施設からの出火及び流出の防止措置

危険物施設に損傷等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等の適切な措置を講じる。

(4) 災害発生時の応急措置

危険物によって災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス、中和剤等を十分活用し、状況に即した初期消火、危険物の流出防止措置を講じる。

(5) 防災関係機関への通報

災害を発見した場合は、速やかに敦賀美方消防組合、敦賀警察署等の防災関係機関に通報し、状況を報告する。

(6) 従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措置

災害発生の事業所は、敦賀美方消防組合、敦賀警察署等の防災関係機関と連絡を密にし、従業員及び周辺地域住民の人命の安全を図るため、避難、広報等の措置を講じる。

第５　火薬類貯蔵施設（消防班）

火薬類貯蔵施設の災害による被害を最小限にとどめるため、保安責任者は危害予防規定等に基づき、必要な保安措置を講じる。

(1) 保安責任者は、二次災害を防止するため、関係機関と迅速な連絡をとるとともに、施設に対する自衛保安等に必要な次の措置を講じる。

① 施設の安全確認及び爆発・火災に対する適切な措置

② 危険な状態の場合における周辺住民に対する警告措置

③ 火薬類の数量等の確認措置

④ その他災害の発生防止又は軽減を図るための措置

(2) 町は、災害の発生防止又は公共の安全維持を図るため、県が必要に応じて実施する保安責任者等に対する火薬類の持出し等の緊急措置命令に協力する。

第６　高圧ガス施設（消防班）

高圧ガス施設の災害による被害を最小限にとどめるため、製造者等は危害予防規定に基づき、必要な保安措置を講じる。

(1) 製造者等は、二次災害を防止するため、関係機関と迅速な連絡をとるとともに、施設に対する自衛保安等に必要な次の措置を講じる。

① 製造施設の運転、充填作業、火気取扱作業、高所作業、荷役作業等の停止等の措置

② 移動式荷役設備等の入出荷設備に関する退避又は安全措置

③ 落下防止、転倒防止等の安全措置

④　その他災害の発生防止又は軽減を図るための措置

⑤　従業者及び付近の住民に対する退避警告措置

(2) 町は、災害の発生防止又は公共の安全維持を図るため、県が必要に応じて実施する製造者等に対する操業の一時停止等の緊急措置命令に協力する。

第７　毒物・劇物取扱施設（消防班）

敦賀美方消防組合は、県及び敦賀警察署と協力し、毒物・劇物取扱施設が被災し、毒物・劇物の飛散漏洩又は地下への浸透によって、保健衛生上危害が発生し、又はそのおそれがあるときは、危害防止のための必要な措置を講じる。

【関係資料】資料４－１　危険物施設数一覧表
資料４－２　危険物の類別危険性
資料４－３　石油類販売業者一覧表
資料４－４　ＬＰガス販売業者一覧表
資料４－５　毒物劇物販売業者数一覧表

第 41 節　火災警戒活動計画

第１　計画の方針

火災が発生するおそれがあるときは、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するため、火災警戒活動を実施する。なお、具体的な消防活動は、敦賀美方消防組合が定める消防計画による。

第２　火災の警戒（消防班）

敦賀美方消防組合は、火災警報発令時等の火災が発生するおそれがある場合は、火災警戒活動を実施する。

(1) 火災警報発令時の活動

本章第５節「防災気象計画」による火災警報が発令されたときは、住民の火気取扱の制限及び取締りにあたる。

(2) 召集出動

火災警報発令時に近い気象のときは、非番消防職員を適宜召集して管内の警戒及び火気取扱業者に対する火気使用の制限について取締りを実施するとともに、消防団員については、自宅待機又は団員詰所に召集し、消防職員と並行して警戒にあたり、火災の未然防止を図る。

(3) 異常時の火災警戒

①　強風時の火災警戒

風速15m／s以上の風が吹く見込で必要と認めるときは、適宜消防職員及び消防団員を召集して、火災の予防警戒にあたるとともに、火災発生に際しては、出動部隊を強化し、第２次及び第３次出動に備え、火災の拡大防止に努める。

②　異常乾燥時の火災

乾燥注意報が発表され、必要と認めたときは、延焼拡大と飛火による大火を防止するため、①に準じ、特別警備体制を実施する。

③　多発又は続発の火災

第１次部隊出動後、別地域における火災発生に対処するため、出動部隊と無線により連絡するとともに、消防団員を所属器具置場に召集待機させ、火災の多発又は続発に備える。

第３　断減水時の水利の確保（消防班、上下水道班）

町及び敦賀美方消防組合は、気象その他の事態によって消防水利の断水又は減水が予想されるので、この事態が生じたときは、火災時の水利確保に支障をきたさないよう、速やかに応急措置を講じる。

【関係資料】資料５－４　消防団の状況一覧表
資料５－５　災害出場計画
資料５－６　美浜消防団出場基準（火災出場基準）及び出場計画
資料５－８　消防水利一覧表
資料８－８　消防信号

第４章　災害復旧計画

本章においては、生活の安定を図るための、公共施設の災害復旧計画、民生安定計画、激甚災害の指定計画、復興の基本方針について定める。

第１節　公共施設の災害復旧

第１　計画の方針

災害復旧は、災害発生時被災した各施設の復旧とあわせ、再度被害を防止するため必要な施設の新設、又は改良を行う等将来の震災に備える事業計画を樹立し、応急復旧終了後、早期復旧を目標に重要度と緊急度の高い施設から復旧工事を実施する。

第２　実施責任者

災害により被災した公共施設の災害復旧は、各施設の復旧実施責任者において早期復旧を目標にその実施を図る。

第３　災害復旧事業の種類

公共施設の災害復旧事業は、おおむね次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業

① 河川災害復旧事業

② 海岸災害復旧事業

③ 砂防設備災害復旧事業

④ 林地荒廃防止施設災害復旧事業

⑤ 地すべり防止施設災害復旧事業

⑥ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業

⑦ 道路災害復旧事業

⑧ 港湾災害復旧事業

⑨ 漁港災害復旧事業

⑩ 下水道災害復旧事業

⑪ 公園災害復旧事業

(2) 農林水産業施設災害復旧事業

(3) 都市災害復旧事業

(4) 上水道災害復旧事業

(5) 住宅災害復旧事業

(6) 社会福祉施設災害復旧事業

(7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業

(8) 学校教育施設災害復旧事業

(9) 社会教育施設災害復旧事業

(10)その他の災害復旧事業

第４　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく激甚災害の指定促進措置

著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、県又は町において、被害の状況を速やかに調査把握し、早期の激甚災害の指定が受けられるよう措置して公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

第５　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく局地激甚災害指定促進措置

著しく局地激甚である災害（以下「局地激甚災害」という。）が発生した場合には、町において、被害の状況を速やかに調査把握し、局地激甚災害の指定が受けられるよう措置して公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

第６　緊急災害査定の促進

災害が発生した場合には、町並びに県は、速やかに公共施設の災害の実態を調査し、必要な資料を調整し、災害査定の緊急な実施が容易となるよう所要の措置を講じて、復旧事業の迅速が期されるよう努める。

第７　特定大規模災害等における復旧工事の代行

町は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国の緊急災害対策本部が設置された災害等を受けた場合、国及び県に復旧工事の代行を要請することができる。国及び県は、町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、町に代わって工事を行うものとする。

第８　災害復旧資金の確保

県及び町は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、起債及び災害つなぎ短期借入について所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施が図られるように努める。

町において、災害復旧資金の緊急需要が生じた場合には、災害つなぎ短期融資の途を講じて財源の確保を図るものとする。

第２節　民生安定計画

第１　基本方針

災害発生後において、被災者等の生活再建を迅速かつ的確に進める。

第２　被災者生活再建支援のための措置

(1) 生活支援総合相談窓口の設置

災害が発生した場合、被害の状況に応じ、被災者の健康の確保、税の減免、融資、住宅の確保など生活全般にわたって相談に応じられるよう、福井地域さわやか行政サービス推進協議会において定められた「震災等大規模災害時における相談窓口体制について（申合せ）」により、町、国、県及び関係機関による総合相談窓口を開設する。

(2) 罹災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、申請があった場合に各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

(3) 被災者台帳の整備

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(4) 支援制度の周知

町及び県は、被災者が自ら適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第３　住宅の確保

町は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するものとする。

(1) 計画目標

災害用応急仮設住宅から恒久、良質の住宅に切り換えることにより、被災者の住環境の改善を図る。

(2) 対策

① 町は、損壊公営住宅を速やかに補修するとともに、公営住宅の供給計画を早期に見直し、被災者に対し住宅の供給を図る。

② 住宅金融支援機構融資の斡旋

町は、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「住宅金融支援機構」という。）が実施する災害復興住宅融資の融資適用災害に該当するときは、被災者に対し当該投資が円滑に行われるよう借入手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興住宅融資の促進を図る。

第４　義援金及び義援物資の受入・配分

(1) 義援金及び義援物資の募集と周知

町は、義援金及び義援物資の受入について、各種広報媒体や報道機関を通じて次の事項を公表し、広く一般への周知を図るものとする。

① 義援金

・受入窓口

・振込金融機関（金融機関名、口座番号、口座名等）

② 義援物資

・受入窓口

・受入を希望する物資のリスト（被災地の需給状況を勘案し、逐次改定）

(2) 義援金の受入・配分

① 受入

町は、金融機関の協力を得て義援金受入窓口を開設し、受け入れる。

義援金のうち、日本赤十字福井県支部に寄託されたものについては、支部事務局において受け入れる。

② 配分

町は、必要に応じて日本赤十字社等の義援金収集団体と配分委員会を設置するなど、義援金の使用について十分協議の上、迅速な配分に努める。

(3) 義援物資の受入・配分

① 受入

町は、速やかに義援物資の受入・照会窓口を開設し、受け入れる。物資の集積場所については、輸送、保管に適した場所を選ぶ。

② 配分

町は、自己調達物資や応援要請物資等との調整を図り、義援物資の目的にそった迅速かつ効果的な配分を行う。

第５　災害弔慰金の支給等

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、美浜町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第23号）の定めるところによって、災害弔慰金の支給等を実施する。

(1) 災害弔慰金の支給

暴風、豪雨、洪水、地震等の自然災害によって死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行う。

(2) 災害障害見舞金の支給

自然災害によって精神又は身体に著しい障がいを受けた住民に対し、災害障害見舞金の支給を行う。

(3) 被災証明の交付体制の確立

災害弔慰金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付する。

第６　被災者生活再建支援金の支給等

県は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害により被災した住民に対し支援金を支給する。町は、この支援金の申請を受け付け、県に報告する。

(1) 対象となる自然災害

① 災害救助法施行令第１条第１号又は第２号のいずれかに該当する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害

② 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害

③ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害

④ ①又は②の市町村を含む都道府県で５以上の世帯の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)に係る自然災害

⑤ 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万未満に限る。）の区域であって、①～③の区域に隣接するものに係る自然災害

⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が２以上ある場合に、５以上の世帯の住宅全壊被害が発生した市町村（人口１０万人未満に限る）

２以上の世帯の住宅全壊被害が発生した市町村（人口５万人未満に限る）

(2) 対象となる被災世帯

① 住宅が全壊した世帯

② 住宅が全壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯

⑤ 住宅が半壊し、相当規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯

(3) 支給限度額

支給限度額は、次のとおりである。

（※世帯人数が１人の場合は、各該当の金額の３/４の額）

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2)の①に該当	解体 (2)の②に該当	長期避難 (2)の③に該当	大規模半壊 (2)の④に該当	中規模半壊 (2)の⑤に該当
支給額	１００万円	１００万円	１００万円	５０万円	―

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額（全壊、解体、長期避難、大規模半壊）	２００万円	１００万円	５０万円
支給額（中規模半壊）	１００万円	５０万円	２５万円

※被害程度が全壊、解体、長期避難、大規模半壊のいずれかで、一旦住宅を賃借した後、一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で２００（自ら居住する住宅を建設・購入又は補修する場合は、合計で２００万円（中規模半壊の場合は１００万円）又は１００万円（中規模半壊の場合は５０万円）を支給限度額とする。

(3) 被災者生活再建支援金にかかる体制の整備等

町は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付するとともに、被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図ることとする。

第７　生活の安定確保

町、県をはじめ関係機関は、被災者の生活の安定を確保するため、必要な措置を講じる。

(1) 広聴活動の実施

町は、被災者等からの相談、問い合わせ等に対応するために町役場等に開設した相談窓口において、積極的な広聴活動を実施する。

(2) 住宅の確保

町及び県は、損壊公営住宅を速やかに補修するとともに、公営住宅の供給計画を早期に見直し、被災者に対し住宅の供給を図る。

(3) 雇用機会の確保

① 町は、災害によって離職を余儀なくされた者から再就職先の確保を依頼されたときは、県に職業の斡旋を要請する。

② 県は、災害による離職者の把握に努め、離職者の早期再就職を促進するため、敦賀公共職業安定所を通じて、速やかにその斡旋を図るとともに、次の措置を講じる。

ア 被災者のための臨時相談窓口の設置

イ 職業訓練の実施

③ 県は、他府県との連絡調整を行い、雇用の安定を図る。

④ 県は、雇用保険の失業給付に関する特例措置として、災害のために失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書によって失業の認定を行い、失業給付を行う。

第８ 郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策

日本郵便株式会社北陸支社は、災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を実施する。

(1) 郵便葉書等の無償交付

被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の配達を受け持つ郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

(2) 郵便物の料金免除

① 被災者が差し出す郵便物

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

② 被災地あて救助用郵便物

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、料金免除となるこれらの郵便物については、当該郵便物の引受け期間中は、郵便窓口取扱時間外においても引き受ける。

(3) 寄付金の配分

被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、お年玉葉書等の寄付金を配分する。

(4) 郵便振替料金の免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の通常払込及び通常振替の料金免除を実施する。

(5) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱

被災者の緊急な資金需要その他の被災事情を考慮のうえ、被災地の郵便局において、郵便貯金、郵便為替、郵便振替、年金恩給等の為替貯金業務についての一定の金額の範囲内における非常払い及び非常貸付、国債等の非常買取等の非常取扱並びに簡易保険業務についての保険金（倍額保険金を含む。）及び保険貸付金の非常即時払い、保険料の特別払込猶予等の非常取扱を実施する。

(6) 簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請

被災地の実情に応じ、医療救護、一時避難場所の提供等の必要がある場合は、加入者福祉施設が被災地の地方公共団体等の関係機関との連絡を密にし、災害救助活動に従事するよう要請する。

【関係資料】資料17－７　美浜町災害弔慰金の支給等に関する条例
資料17－８　美浜町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則
資料17－９　罹災証明関係様式

第３節　経済秩序安定計画

第１　金融措置

災害により被害を受けた住民が、その痛手から再起更生するよう、被災者に対する租税の徴収猶予及び減免、資金の融資等について定めることにより、被災者の生活の確保を図るものとする。

(1) 租税の徴収猶予及び減免

町は、被災者に対する町税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を樹立しておくものとする。

(2) 融資計画

① 県は、災害により家財等に被害があった場合、生活の立て直し資金として、災害救助法適用時は「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金（災害援護資金）、母子寡婦福祉資金を貸し付ける。

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

ア　災害援護資金の貸付

町は条例に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しに資するため、被害の程度、種類に応じ、災害援護資金の貸付を行う。

イ　生活福祉資金（災害援護資金。以下「生活福祉資金」という。）の貸付

福井県社会福祉協議会は、小規模の災害により被害を受けた低所得世帯に対し、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため、生活福祉資金を貸し付け、必要な援助指導を行う。

また、被災した家屋を増築、改築拡張又は補修するために必要な経費として、福祉資金の貸付を行う。

ウ　母子父子寡婦福祉資金の貸付

県は、小規模の災害により被害を受けたひとり親家庭及び寡婦に対しその経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、被災した家屋を増築、拡張又は補修するために必要な経費として、住宅資金の貸付を行う。

② 中小企業向け緊急融資

県は、重大な災害が発生した場合において、災害により被害又は影響を受け経営の安定に支障を生じている中小企業の金融の円滑を図るため、既存制度融資の条件緩和又は緊急融資の実施について、適宜、必要な措置を講ずるものとする。

③　農林漁業関係融資

災害時における農林漁業関係の融資は、次のとおりである。

農業関係	被害農家の経営	天災資金 農林漁業セーフティーネット資金 農業経営支援資金 農業緊急資金
	農地等の災害復旧	農業基盤整備資金
	施設関係の災害復旧	農林漁業施設資金
林業関係	被害林業者の経営	天災資金 農林漁業セーフティーネット資金
	施設関係の災害復旧	林業基盤整備資金 農林漁業施設資金
漁業関係	被害漁業者の経営	天災資金 農林漁業セーフティーネット資金
	漁船その他施設関係の災害復旧	漁業基盤整備資金 漁船資金 農林漁業施設資金 漁業近代資金

第２　流通機能回復

流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定確保と経済の復興の促進を図る。

(1) 商品の確保

①　町は、生活必需品をはじめ各種商品の在庫量と必要量を把握し、不定量については国、県、他府県、企業等と協議し、速やかに必要量を市場に流通させる。

②　各鉄道、道路、港湾等管理者は、速やかに施設の復旧を行い、物流の確保を図る。

(2) 情報の提供

町は、生活必需品その他の商品の価格、需給状況の動向、販売場所等の必要な情報を提供し、消費者の利益を図るよう努め、民生の安定を図る。

(3) 各種市場、取引所等の再開

関係各機関は、各種市場、取引所等が速やかに営業を再開するとともに、施設、設備の復旧を図るよう指導する。

第４節　激甚災害の指定計画

第１　計画の方針

甚大な被害が発生したときは、迅速に「激甚災害に対処するための特別の財源援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号、以下「激甚法」という。）による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する。

第２　激甚災害に関する調査

県は、町の被害状況等を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、必要な調査を実施し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。なお、町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第３　激甚災害指定の手続

知事は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めるときは、国の機関と密接な連絡のうえ、指定の手続をとる。

【激甚災害指定の手続】

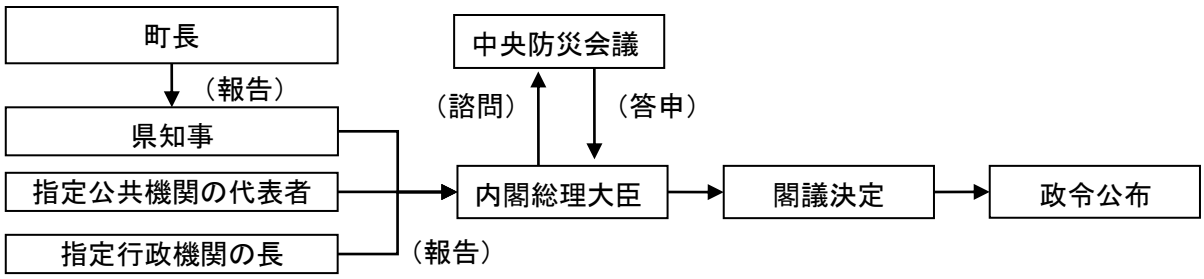

第４　特別財政援助額の交付手続

町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部に提出する。なお、県関係部は、激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、負担金を受けるための手続その他を実施する。

第５　激甚法に定める事業

激甚災害に係る特別の財政援助の対象となる事業は、次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

①　公共土木施設の災害復旧事業及び災害関連事業

ア　公共土木施設の災害復旧事業

イ　公共土木施設の災害関連事業

②　公立学校施設の災害復旧事業

③　公営住宅等の災害復旧事業

④　社会福祉施設の災害復旧事業

ア　生活保護施設の災害復旧事業

イ　児童福祉施設の災害復旧事業

ウ　養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業

エ　身体障害者更生援護施設の災害復旧事業

オ　知的障害者更正施設又は知的障害者授産施設の災害復旧事業

カ　婦人保護施設の災害復旧事業

⑤　感染症指定医療機関の災害復旧事業及び感染症予防事業

ア　感染症指定医療機関の災害復旧事業

イ　感染症予防事業

⑥　堆積土砂及び湛水の排除事業

ア　堆積土砂排除事業（公共施設区域内・公共施設区域外）

イ　湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

①　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

②　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

③　開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

④　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例

⑤　森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

⑥　土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

⑦　共同利用小型漁船の建造費の補助

⑧　森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

①　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

②　小規模企業者等設備導入資金等助成法による貸付金等の償還期間等の特例

③　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

④　中小企業者に対する資金の融通に関する特例

(4) その他の特別の財政援助及び助成

①　公共社会教育施設災害復旧事業に対する補助

②　私立学校施設災害復旧事業に対する補助

③　市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

④　母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例

⑤　水防資材費の補助の特例

⑥　罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例

⑦　産業労働者住宅建設資金融通の特例

⑧　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入

⑨　雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第５節　復興計画

第１　計画の方針

被災地の再建を行うため、復旧・復興の基本方針を定める。

第２　基本方針の決定

町及び県は、被災地の再建を行うため、被害の状況、公共施設管理者の意向等を勘案のうえ、住民の意向を尊重しつつ、国等の関係機関と協議を行い、現状復旧又は中長期的視野に立った復興について検討し、復旧・復興の基本方針を定める。

第３　改良復旧

町、県をはじめ防災関係機関は、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を実施する。なお、被災施設の復旧にあたっては、現状復帰を基本にしつつも、再度の災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

また、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり、地区別の復旧予定時期を明示する。

第４　計画的復興

(1) 復興計画の作成

大災害によって、地域が壊滅的な被害を受けた場合における被災地の再建は、都市構造や産業基盤等の改変を伴う複雑な大事業となることから、町及び県は、事業を円滑かつ迅速に実施するための復興計画を策定し、関係機関と調整しながら、計画的に復興を推進する。

なお、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者のこころの健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

(2) 防災まちづくり

町は、再度災害防止とより快適な街区環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で街区のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。あわせて、障がい者、高齢者等の要配慮者や女性の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

町は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに要配慮者や女性等を含む住民のコンセンサスをできるだけ速やかに得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施によって、安全で快適な市街地の形成及び都市機能の充実を図る。

また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。

既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。

(3) 津波に強いまちづくり

町は、津波による被害を受けた被災地については、津波に強いまちづくりを図る観点から、住民等の参加の下、高台移転も含めた総合的な街区の再整備を行う。

その際、時間の経過とともに被災地域への再移転が行われないよう、津波災害特別警戒区域等による土地利用や建築制限等を行うことについても検討する。

津波に強い防災まちづくりにあたっては、必要に応じ、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段などの避難関連施設の計画と連携した計画的整備等を基本的な目標とする。

第５　大規模災害からの復興に関する法律の活用

(1) 復興計画

町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

(2) 職員の派遣

町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。

町及び県・国は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。国及び県の職員は、被災市町に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。